民生病院常任委員会

日 時 令和2年12月17日(木)午前10時から 場 所 全員協議会室

議題

1 付託案件(9件)

議案第76号 令和2年度射水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 議案第77号 令和2年度射水市後期高齢医療事業特別会計補正予算(第2号) 議案第78号 令和 2 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算(第 2 号) 議案第81号 令和2年度射水市病院事業会計補正予算(第3号) 議案第83号 射水市斎場条例の全部改正について 議案第84号 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正について 議案第93号 高岡市牧野地区の火葬業務に関する事務の委託に関する規約の廃 止に関する協議について 射水市七美コミュニティセンター新築(建築主体)工事請負契約に 議案第94号 ついて 議案第99号 指定管理者の指定の期間の変更について(射水市七美コミュニティ センター)

2 報告事項(12件)

(1) 休日窓口の見直しとマイナンバーカードの交付促進について

(市民生活部 市民課 資料1)

- (2) 射水市コミュニティバス等再編プラン(素案)について
 - (市民生活部 生活安全課 資料1)
- (3) 第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画(素案)について (福祉保健部 地域福祉課 資料1-1、1-2、1-3)
- (4) 射水市小杉ふれあいセンターの廃止について
- (福祉保健部 地域福祉課 資料2)
- (5) 第6期射水市障害福祉計画・第2期射水市障がい児福祉計画(素案)について (福祉保健部 社会福祉課 資料1-1、1-2、1-3)
- (6) 射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)について (福祉保健部 介護保険課 資料1-1、1-2、1-3)

- (7) 射水市国民健康保険財政の現状と今後の見通しについて
 - (福祉保健部 保険年金課 資料1)
- (8) 新生児育児支援給付金支給事業の拡大について
 - (福祉保健部 子育て支援課 資料1)
- (9) 公立保育園給食調理業務委託について
- (福祉保健部 子育て支援課 資料2)
- (10) 第3次食育推進計画(素案)について
 - (福祉保健部 保健センター 資料1-1、1-2、1-3)
- (11) 新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等への P C R 検査助成事業 の実施について
 - (福祉保健部 保健センター 資料2)
- (12) 市内における新型コロナウイルス感染者の発生状況について
 - (福祉保健部 保健センター 資料3)

3 その他

休日窓口の見直しとマイナンバーカードの交付促進について(案)

1 休日窓口の状況

	証明書発行	マイナンバーカード交付
平成 30 年度	2,528 件	68 件
令和元年度	1,600 件	328 件
令和2年度(10月まで)	666 件	738 件

2 証明書のコンビニ交付状況

	証明書発行
平成 30 年度	1,528 件
令和元年度	2,741 件
令和2年度(10月まで)	3,297 件

備考:令和元年7月から、証明書1件当たり150円免除開始

3 第4次行財政改革集中改革プラン

取組名「窓口時間延長の在り方についての検討」として、行政サービスの効率化を図る観点から、休日窓口を令和3年度末までに縮小・廃止とする方向で検討を進めるとともに、コンビニ交付の利便性の周知啓発を図ることとしている。

4 令和3年度以降における休日窓口体制(案)

マイナンバーカード交付の増加に伴い、証明書の取得が窓口からコンビニに移行している。また、休日窓口で発行する証明書は、コンビニ交付によるものと同様であり、費用対効果の観点から見直しが必要である。一方、マイナンバーカードの交付については、申請が著しく増加しており、国が強く促進していることからも、交付事務の拡大が必要であることから、以下のとおりとしたい。

【休日窓口】

	T I I I I I I I I I I I I I I I I I I I					
	<mark>市庁舎証明</mark>	用発行窓口	市庁舎異動受付窓口			
区分	現行	改正(案)	現行	改正(案)		
	令和2年度	令和3年度	令和 2 年度	令和3年度		
	<u>原則第 2,4 日曜日</u>	原則第2日曜日	原則第4日曜日	原則第2日曜日		
	(月2回)	<u>(月1回)</u>	<u>(月1回)</u>	<u>(月1回)</u>		
実施	8:30 ~ 12:30	8:30 ~ 12:30	8:30 ~ 12:30	8:30 ~ 12:30		
日時				原則第4週平日延長		
	(参考)令和元年6月		(参考)令和元年6月	<u>17:30 ~ 19:30</u>		
	まで毎週実施		まで隔月実施	<mark>【予約制】</mark>		
	住民票の写し	 住民票の写し	マイナンバー	マイナンバー		
	印鑑登録証明書	印鑑登録証明書	カードの交付	カードの交付		
HU+17	戸籍証明書	戸籍証明書	印鑑登録申請			
取扱 業務	戸籍の附票の写し	戸籍の附票の写し				
未加	所得証明書	所得証明書				
	所得課税証明書	所得課税証明書				
		印鑑登録申請				

市民生活部生活安全課 資料 1 1 2 月定例会 民生病院常任委員会 令和 2 年 1 2 月 1 7 日

射水市コミュニティバス等再編プラン (素案)

目次

1	再編プラン(素案)の概要	
(1)	趣旨	1
(2)	再編の方針	2
(3)	再編実施スケジュール	3
	再編前後の路線図	
(5)	路線の変更概要	6
(6)	再編前後のコミュニティバスの走行距離	8
2	エリア別路線再編の内容	
(1)	新湊-小杉間(①、⑦、⑭)	10
(2)	新湊—大門間(①、⑤)	12
(3)	新湊西部、新湊東部 (②、③、④)	14
(4)	新湊東部—小杉駅間(⑥、⑮、⑯、⑰、⑱)	16
(5)	小杉駅南部(⑫、⑬、⑭)	18
(6)	大門・大島地域、小杉駅・庁舎周辺(新規路線、⑧、⑨、⑩、⑪、デマンドタクシー)	20

別添1 令和3年8月1日改正時刻表 (素案)

別添2 参考資料 コミュニティバス路線別カルテ

1 再編プラン(素案)の概要

(1) 趣旨

本市では、平成19年度から市全域を網羅するコミュニティバスの本格運行を開始し、 平成23年度から大門・大島地区では利用者の少ないコミュニティバスに替えてデマン ドタクシーを導入した。平成28年度には新庁舎への移転に併せて新規路線(⑩中央幹 線)を追加するなど、利便性の向上に取り組んできた。

社会経済情勢の変化や今後のまちづくりの方向性等を見据え、全面的に路線を見直しする必要があり、射水市地域公共交通網形成計画に基づく重点実施プロジェクト「公共交通ネットワーク再構築プロジェクト」として、効率的で利便性の高い持続可能な公共交通網の構築などを目的に、コミュニティバス等再編プランを策定する。

(2) 再編の方針

ア コミュニティバス等の課題

① 需要や目的に応じた柔軟な路線網の構築

高齢化がさらに進展する中、買物や通院など日常生活の移動を確保するため、そうした需要や目的に柔軟に対応できるようコミュニティバス路線を見直しするほか、 今後の高齢者の短距離移動をいかに支えるか検討していく必要がある。

② 持続性の確保に向けた運行の効率化等

運転手不足が年々深刻化していく中で運行経費も増加している。公共交通の持続性を確保するため、労務環境にも配慮しながら運行の効率化を図るほか、路線再編の実施を踏まえ運賃の見直しを検討していく必要がある。

③ 長大路線や重複路線、利用者の少ない路線の解消

目的地への到着に時間がかかったり、運行本数が少なかったりするなどの長大路線で利便性の向上が求められている。また、経路が重複する路線や利用者の少ない路線があるなど、需要に見合った形で効率化を図る必要がある。

イ 再編に向けた考え方

① 路線の機能や需要に応じた運行本数の最適化や民間路線等との役割分担

路線の機能に応じて、幹線では20~30分に1本運行し、支線では1時間に1本を基本としながら、需要に応じて2~3時間に1本運行するものとする。また、市域をまたぐ広域的な移動では民間路線での移動を基本とするほか、生活路線と観光移動の役割分担を図る。

② まちづくりの方向性等を踏まえた路線の新設と運行エリアの見直し

小杉駅及び市庁舎周辺は都市計画マスタープランで都市中核拠点と位置付けており、また市内移動は商業施設等が集積する大島地区を中心とした移動が見られることから、小杉駅や市庁舎周辺、大島地区の商業施設や医療機関を循環する路線を新設し、これに伴いデマンドタクシーの運行区域を見直しする。

③ 路線分割による所要時間の短縮や路線統合による重複路線等の解消

利便性の向上が必要な長大路線は分割して目的地までの所要時間の短縮や運行本数の増加を図るとともに、重複路線や利用者の少ない路線は需要を踏まえながら路線を統合し効率化を図る。

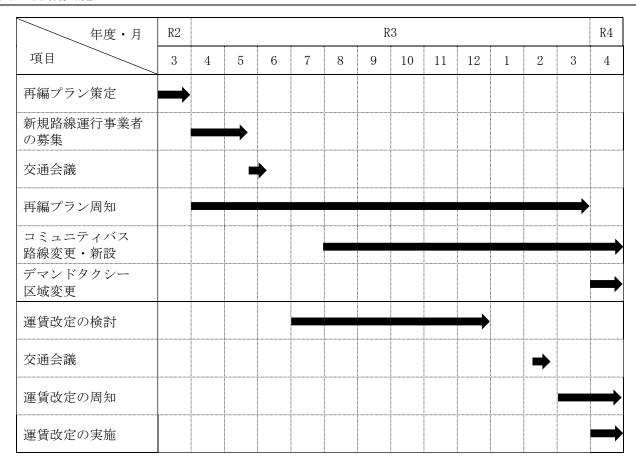
④ 新たな需要を取り込んだ効果的な運行や目的に応じた柔軟な経路設定

朝夕における通学・通勤に対応した快速便を設定しながら、日中における買物や通 院、お出かけ等の需要や目的にも柔軟に対応できるよう経路を見直しする。

⑤ 乗継の利便性向上を図るダイヤの見直し

鉄道とバス、バスからバス等への乗継に配慮しながらダイヤを見直しする。

(3) 再編実施スケジュール



※ 今後のスケジュール

令和2年12月 市議会定例会にて再編プラン(素案)について説明

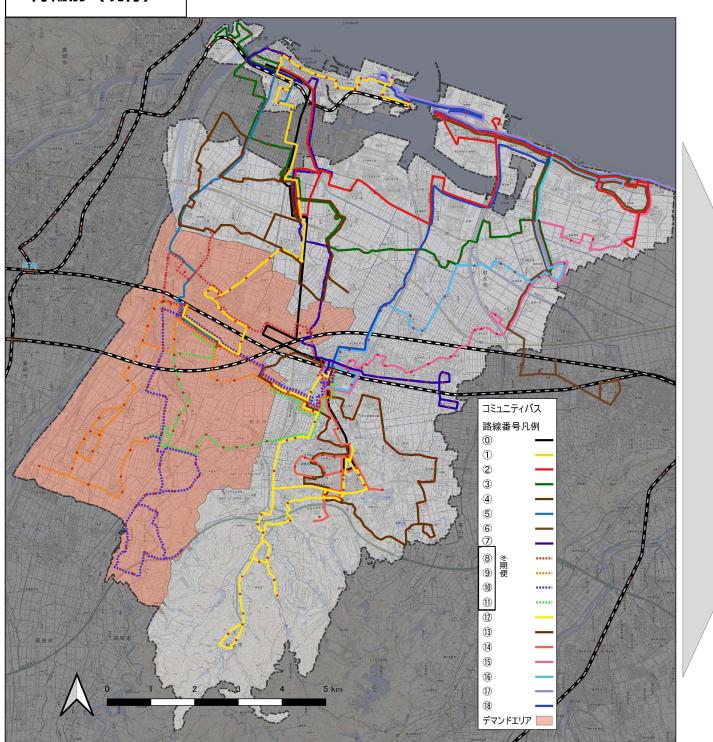
随時、地域説明・事業者協議

令和3年 2月 第3回射水市地域公共交通活性化協議会

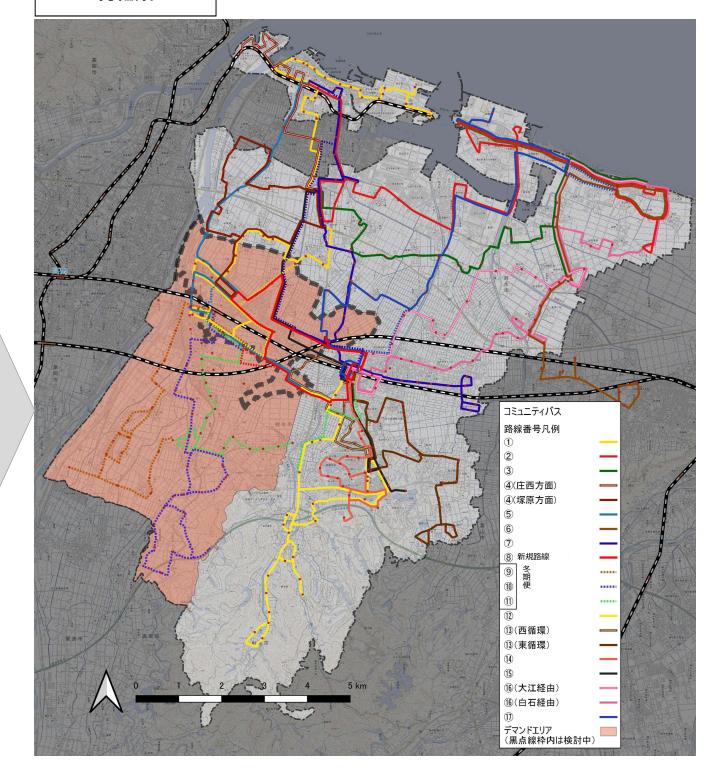
3月 市議会定例会にて再編プラン(案)について説明

再編プラン策定

再編前(現行)



再編案



(5) 路線の変更概要

	現行			日本上掘雨	目内上现内	
	路線	運行本数 (片道)		見直し概要	見直し理由	
0	中央幹線(クロスベイ新湊~小杉駅南口)	1時間に1本	統合	⑦新湊・小杉線の快速便として統合	1便当たり平均乗降者数が3人未満	
U	(市民病院~パスコ前)	1時間に1本	机口	⑤市民病院・太閤山線(仮)として統合再編	経路の一部が⑭と重複	
1	新湊·大門線(快速便)	朝•夕	維持			
lacksquare	新湊·大門線	1時間に1本	経路変更	中野・大島北野等の経由地追加	日中便利用やや少→需要喚起	
2	新湊·本江線	1時間に1本	経路変更	一部の便での短縮を検討	長大路線で遅れがち	
3	七美·作道経由庄西線	1時間に1本	分割・減便	庄西~市民病院区間は④へ統合	1便当たり平均乗降者数が3人未満	
4	塚原・作道循環線 (作道方面)	1時間に1本	統合	庄西~市民病院区間は③から統合	 - 1便当たり平均乗降者数が1人未満	
•	(塚原方面)	1時間に1本	ועוי ם	商業施設経由追加	「医当たり干粉来阵石数が「八不凋	
⑤	新湊·越中大門駅線	1~2時間に1本	経路変更	買物や通院目的にも対応した経路見直し	日中便利用やや少→需要喚起	
6	新湊·呉羽駅線	2時間に1本	ダイヤ変更等	買い物時間の確保		
7	新湊·小杉線	1時間に1本	経路変更	市役所前経由追加	快速便の統合・効率化に伴う対応	
$\boldsymbol{\psi}$		「時间に一本	統合・減便	①中央幹線(クロスベイ新湊~小杉 駅南口)と統合し、効率化	経路の一部が①と機能的に重複	
8	大島·小杉経由大門線【冬期】	行き1本、帰り2本	廃止	①・④・⑤、新⑧で対応		
			新設	商業施設や医療機関等を結ぶ	・大島を中心とした移動が多い ・小杉駅及び市庁舎周辺を都市中 核拠点に位置付け	
	デマンドタクシー		区域変更	コミュニティバス運行エリアでの デマンドタクシー運行区域の見直し	コミュニティバスの定時運行により 利便性向上	
9	浅井·大門経由小杉駅線【冬期】	行き2本、帰り2本	経路変更			
10	櫛田·大門経由小杉駅線【冬期】	行き1本、帰り2本	経路変更	越中大門駅や他路線との接続に配 慮した経路変更	タ方の便に小杉駅から大門方面へ の利用が少ない	
1	小杉駅·水戸田経由大門線【冬期】	行き1本、帰り2本	経路変更			
12	小杉駅·金山線	3時間に1本	経路変更	平野経由追加	施設廃止に伴う	
(13)	小杉地区循環線	2時間に1本	分割	東西に分割し、移動時間の短縮	長大路線で循環しているため、目的 地への移動が遠回りとなっている	
4	小杉駅・太閤山線(フレセン)	1時間に1本	経路変更	③・④(ランド)の経由地を一部付け替え	⑬・⑭(ランド)の変更に伴う	
14	小杉駅・太閤山線(ランド)	1時間に1本	統合	①中央幹線(市民病院~パスコ前) と統合し、市民病院への利便性向上	経路の一部が①と重複	
15	小杉駅・白石経由足洗線	2~3時間に1本	統合	分かりやすく統合	小杉駅、下、足洗と発着地・結節点が同じ	
16	小杉駅・大江経由足洗線	2~3時間に1本	机口	狭小区間一部変更	が同じ 狭小区間あり	
1	海王丸パーク・ライトレール接続線【休日】	2時間に1本	廃止	ぶりかにバスへ一元化を推進	1便当たり平均乗降者数が2人未満	
18	堀岡・片口経由小杉駅線	1時間に1本	経路変更	日中便はイータウン〜射水警察署 前〜沖を経由		
	コミュニティバス 計19路線					

	再編案			
	路線	運行本数		
		(片道)		
	新湊·大門線(快速便)	朝•夕		
1	新湊・大門線	1時間に1本		
2	新湊·本江線	1時間に1本		
3	新湊東部・七美線(仮)	1.5時間に1本		
	新湊西部・庄西塚原線(仮) (庄西方面)	1 F N± 881-1 +		
4	(塚原方面)	1.5時間に1本		
⑤	新湊·越中大門駅線	1~2時間に1本		
6	新湊•呉羽駅線	2時間に1本		
7	新湊•小杉線	1時間に1本		
W)	新湊・小杉線(快速便)	2時間に1本		
8	小杉駅・大島中央循環線(仮)	1.5時間に1本 (1周約30~40分)		
		(1),25,4500		
9	浅井·越中大門駅線(仮)【冬期】	行き2本、帰り2本		
110	櫛田·越中大門駅線(仮)【冬期】	行き1本、帰り2本		
11	小杉駅・水戸田経由大門線【冬期】	行き2本、帰り2本		
12	小杉駅·金山線	3時間に1本		
13	小杉地区循環線(東部循環)	1時間に1本		
(III)	小杉地区循環線(西部循環)	1~2時間に1本		
14)	小杉駅・太閤山線【循環】	1時間に1本		
15)	市民病院・太閤山線(仮)	1時間に1本		
16	小杉駅・下経由足洗線(南系統:白石経由)	1.5時間に1本(系統別では2~3		
	小杉駅・下経由足洗線(北系統:大江経由)	時間に1本)		
1	堀岡・片口経由小杉駅線	1時間に1本		
	コミュニティバス 計17路線			

(6) 再編前後のコミュニティバスの走行距離

現行			運用	
		平日	休日	年間実車
	路線	日走行キロ	日走行キロ	走行距離
	中央幹線(クロスベイ新湊~小杉駅南口)	199.0	0.0	48,357.0
0	(市民病院~パスコ前)	240.0	0.0	58,320.0
1	新湊・大門線(快速便)	31.4	0.0	7,630.2
•	新湊・大門線	347.2	232.0	112,673.6
2	新湊·本江線	545.8	407.2	177,269.4
3	七美·作道経由庄西線	487.5	195.2	142,276.9
4	塚原・作道循環線 (作道方面)	144.2	0.0	35,040.6
4	(塚原方面)	106.5	0.0	25,879.5
⑤	新湊·越中大門駅線	157.5	105.0	51,082.5
6	新湊•呉羽駅線	150.9	102.6	49,185.9
7	新湊•小杉線	474.9	245.7	145,376.1
W				
8	大島·小杉経由大門線	32.7	0.0	1,962.0
9	浅井·大門経由小杉駅線	45.1	0.0	2,706.0
10	櫛田・大門経由小杉駅線	54.1	0.0	3,246.0
11	小杉駅・水戸田経由大門線	37.0	0.0	2,220.0
12	小杉駅・金山線	147.2	105.6	48,579.6
13	小杉地区循環線	249.0	177.2	80,556.5
	小杉駅・太閤山線(フレセン)	151.4	114.2	49,551.4
14	小杉駅・太閤山線(ランド)	101.3	39.4	39,630.4
15	小杉駅•白石経由足洗線	150.7	100.3	45,782.3
16	小杉駅・大江経由足洗線	147.4	85.8	43,467.6
17)	海王丸パーク・ライトレール接続線		157.6	19,227.2
18	堀岡・片口経由小杉駅線	176.4	180.9	62,244.9
		4,177.2	2,248.7	1,252,265.6

km/日 km/日 km/年

	五		運用(案)		
	再編案	平日	休日	年間実車	
	路線	日走行キロ	日走行キロ	走行距離	
	(⑦新湊・小杉線の快速便として統合)				
	(⑮市民病院・太閤山線(仮)として統合)				
1	新湊·大門線(快速便)	32.7	0.0	7,946.1	
	新湊•大門線	433.3	275.3	136,591.0	
2	新湊•本江線	544.7	399.0	176,001.7	
3	新湊東部・七美線(仮)	270.2	95.2	77,273.0	
4	新湊西部・庄西塚原線(仮) (庄西方面)	109.2	46.8	32,245.2	
•	(塚原方面)	99.9	0.0	24,275.7	
⑤	新湊・越中大門駅線	185.1	125.7	60,314.8	
6	新湊•呉羽駅線	144.3	97.7	46,972.2	
7	新湊•小杉線	432.7	242.2	134,694.5	
Θ	新湊・小杉線(快速便)	113.3	0.0	27,531.9	
	(①④⑤の経路変更、新⑧により対応)				
8	小杉駅・大島中央循環線(仮)	177.9	149.0	61,389.5	
9	浅井・越中大門駅線(仮)	22.0	0.0	1,320.0	
10	櫛田·越中大門駅線(仮)	47.9	0.0	2,874.0	
1	小杉駅·水戸田経由大門線	48.6	0.0	2,916.0	
12	小杉駅·金山線	162.5	104.1	48,912.0	
13	小杉地区循環線(東部循環)	220.1	175.5	74,895.3	
(i)	小杉地区循環線(西部循環)	102.3	74.4	33,935.7	
14	小杉駅·太閤山線【循環】	147.4	106.2	48,774.6	
15)	市民病院·太閤山線(仮)	209.6	42.0	57,068.8	
16	小杉駅・下経由足洗線(南系統:白石経由)	150.7	100.2	45,898.2	
	小杉駅・下経由足洗線(北系統:大江経由)	148.5	86.9	43,869.1	
	(ぶりかにバスへ一元化を推進)				
1	堀岡・片口経由小杉駅線	211.9	152.1	66,936.9	
	計17路線	4,014.8	2,272.3	1,212,636.2	
	増減	-162.4	23.6	-39,629.4	

km/日 km/日 km/年

2 エリア別路線再編の内容

(1) 新湊—小杉間(①、⑦、⑭)

現状と課題

- ・①は運行本数が多いが、1便当たりの平均乗降者数は3人未満で、1人を下回る便も存在している。クロスベイ新湊~小杉駅南口間の利用が少ないなど、輸送量に対して需要が追いついていない状況である。
- ・⑦は利用がまんべんなく見られており、ニーズと路線が合致しており現行路線が適切であると言えるが、古新町公民館前~クロスベイ新湊間の利用は多くない。

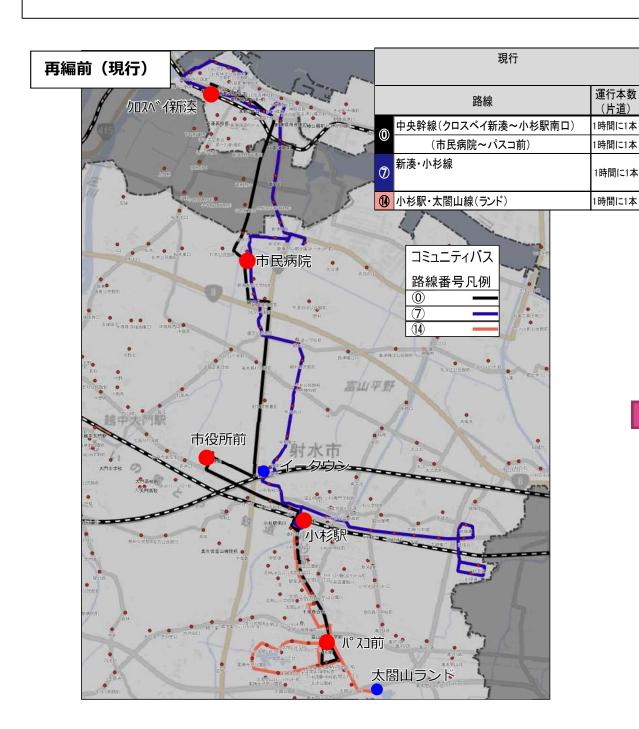
見直し 内容

統合

経路変更

統合·減便

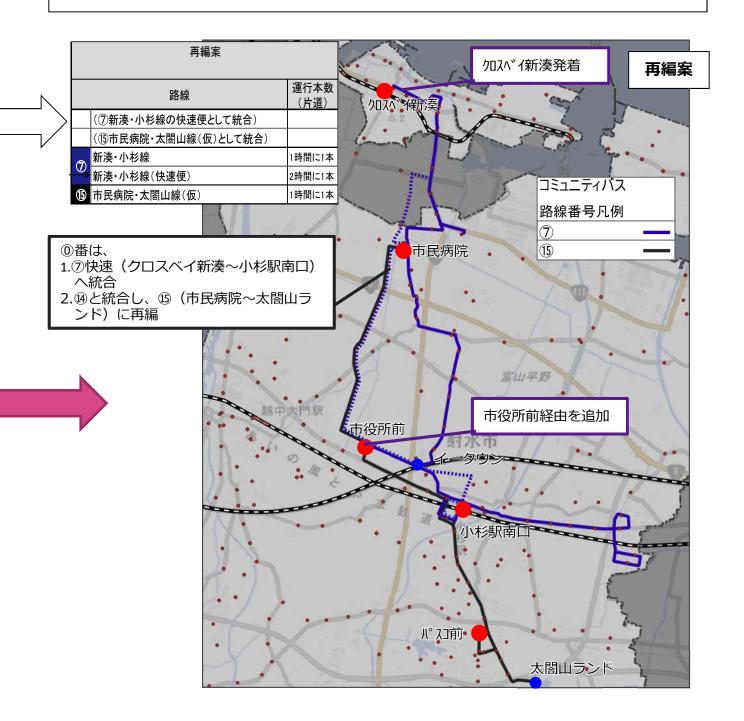
統合



見直し内容

- ・①のクロスベイ新湊~小杉駅南口間は⑦の快速便として統合し、市民病院~パスコ前間は現行の⑭と統合して⑮市民病院・太閤山線(仮)として再編する。
- ・⑦はクロスベイ新湊発着として、再編する⑩の補完として新たに市役所前経由を追加する。また、古新町公民館前~クロスベイ新湊間は①へ変更する。

- ・ ①の機能は残しつつ他の路線に再編することで、需要に見合った運行本数(幹線として $20\sim30$ 分に 1 本を確保)となり、運行の効率化が図られる。
- ・太閤山から市民病院へのバス停が増加することとなり、利便性が向上する。

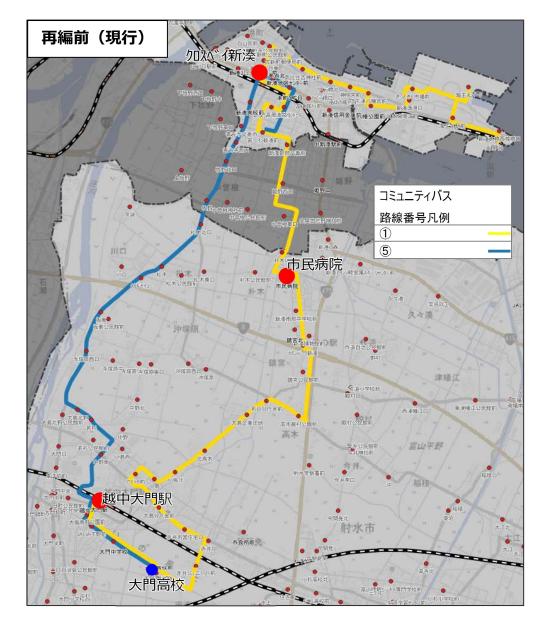


現状と課題

- ・①は朝夕は新湊方面から大門高校への通学利用が多く、日中は主に高齢者の市民病院へ の通院利用が多い。近年利用が減少傾向となっている。
- ・ ⑤は大門方面から新湊高校へ、新湊方面から大門高校への朝夕の通学利用が多い。全体 的には増加傾向となっているが、日中の利用が少ない。
- →基本的な機能は維持しつつも、日中における買物や通院等の需要を取り込み、各路線の機能面の差別化を図ることが必要である。

	現行			
	路線	運行本数 (片道)	見直し 内容	
1	新湊・大門線(快速便)	朝•夕	経路変更	
W	新湊・大門線	1時間に1本	在 始変更	
⑤	新湊·越中大門駅線	1~2時間に1本	経路変更	

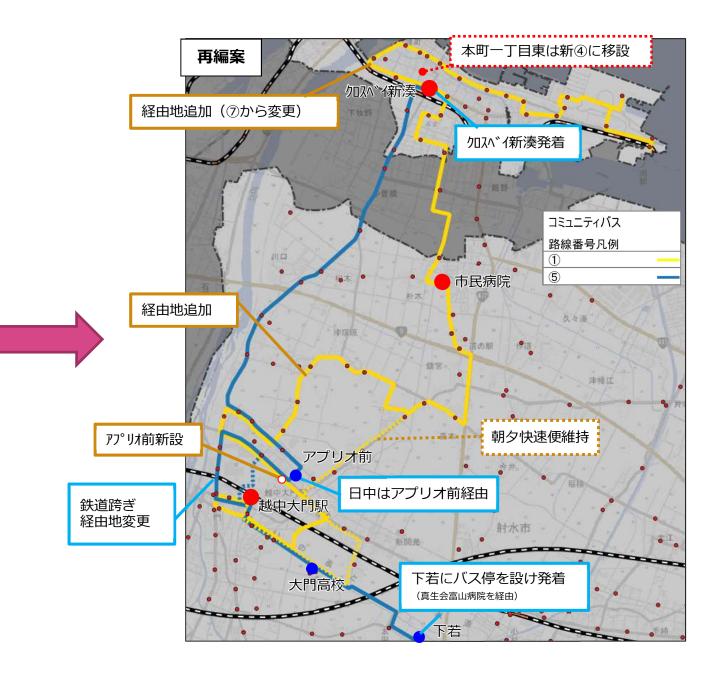
		再編案				
۱						
,		路線				
	1	新湊·大門線(快速便)	朝•夕			
	Э	新湊·大門線	1時間に1本			
	(5)	新湊·越中大門駅線	1~2時間に1本			



見直し内容

- ・①は下記の通り、経由地を変更する。
- ●越ノ潟~市民病院間は、⑦の古新町公民館前~クロスベイ新湊間を統合する。
- ●市民病院~寺塚原~大島北野~アプリォ前(新たに経由)~越中大門駅とし、塚原地域・大島地域のバス停を追加する。なお、通学便は引き続き区間快速・大門高校経由にて運行する。
- ・⑤はクロスベイ新湊発着とする。また、アプリオ前経由として日中の買物需要を見込む。さらに下若まで延伸し、大島地域からの通院需要も見込む。

- ・①、⑤ともに新湊-大門間の通勤通学時間帯の機能は維持し、日中において①は買物利用、⑤は新湊~アプリォ前~大門間の速達移動という役割分担により、効果的な利用喚起が期待される。
- ・大島地域のバス停を設置することにより、当該地域の定時定路線化が可能となり、越中大門 駅や市民病院、新湊方面へのアクセスが向上するなど、多くの市民利用が期待される。



現状と課題

- ・②は利用がまんべんなく見られており、ニーズと路線が合致しており現行路線が適切であると言える。ただしダイヤに余裕がなく遅れがちであるため、一部便の経由地を見直しするなど時間短縮が必要である。
- ・③は1便当たりの平均乗降者数が3人未満で、全体的に利用が少なめである。朝以外は市民病院を東西にまたぐ移動が少ない。
- ・ ④は1便当たりの平均乗降者数が1人未満で、利用が極めて低調であり、市民病院にしか行けない経路を見直すなど抜本的な見直しが必要である。

見直し内容

- ・②は経路は現行通りとするが、一部の便の経由地を短縮するなどダイヤの見直しを検討。
- ・③は足洗~下地区~市民病院間と、市民病院~庄西間に分割し、前者を需要に見合った 運行本数で運行し、後者は現行の④と統合再編する。
- ・④は塚原地域を、分割する③の市民病院~庄西間と併せ、新湊西部で循環する路線に再編する。南北で系統を分け、北系統は庄西方面とクロスベイ新湊を経由(現行の③の市民病院以北が変更)、南系統は塚原方面に加えアプリオ前を経由することで商業施設への移動を追加する。需要に見合った運行本数で運行するとともに、朝夕の東西移動に配慮して③と④を接続して運行する。また、作道地域は、現行の⑱に変更する。

- ・利用の少ない区間を④の大幅見直しに集約することで、現行の③バス2台、④バス1台の計3台を、③④合わせて2台での運行が可能となり、<u>運行の効率化が</u>図られる。
- ・④は市民病院に加えて、新湊方面やアプリオ前へと循環させることで利用増を図る。

	現行		見直し
	路線	運行本数 (片道)	内容
2	新湊•本江線	1時間に1本	経路変更
3	七美·作道経由庄西線	1時間に1本	分割·減便
4	塚原・作道循環線 (作道方面)	1時間に1本	統合
4	(塚原方面)	1時間に1本	- 別し口



	再編案				
	路線	運行本数 (片道)			
2	② 新湊·本江線				
3	新湊東部・七美線(仮)	1.5時間に1本			
4	新湊西部・庄西塚原線(仮) (庄西方面)				
4	(塚原方面)	1.5時間に1本			





現状と課題

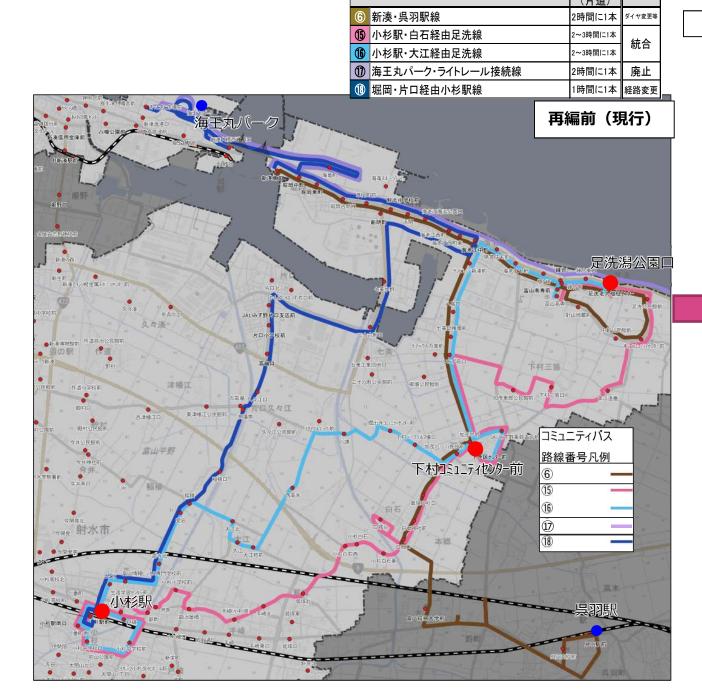
- ・⑥は利用が減少傾向ではあるが、通学や買物での移動を確保する点で必要性は高い。
- ・⑤、⑥はまんべんなく利用されており、利用の経年変化も安定しているため、ニーズと 路線が合致しており現行路線が適切である。
- ・ ⑰は1便当たりの平均乗降者数が2人未満と利用が少なく、また「ぶりかにバス」と富山方面と海王丸パークの観光移動の確保という役割が重複している。
- ・⑱は利用が多く、増加傾向ではあるが、新港東口以西への移動は少ない。
- →基本的には現行を維持しつつ、一部必要な見直しを行う。なお、フットボールセンター 等の整備に伴い需要の変化を注視しながら対応していくことが必要である。

現行

路線

見直し 内容

運行本数

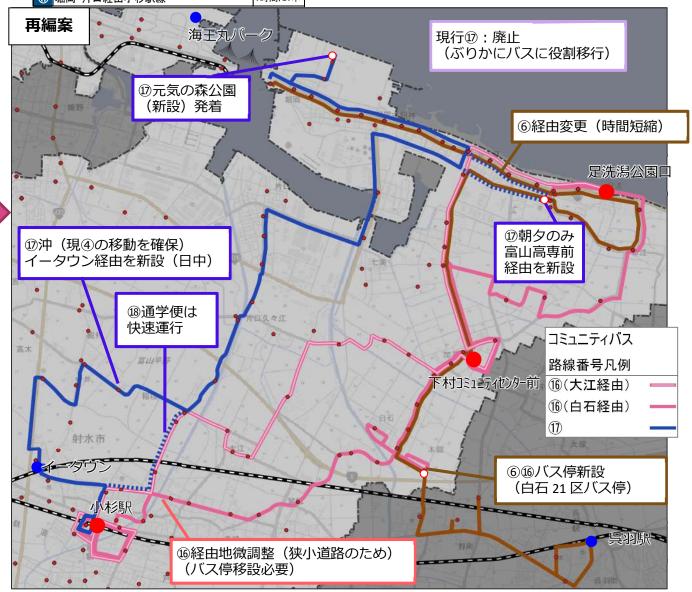


見直し内容

- ・⑪は廃止し、富山方面と海王丸パークの観光移動は「ぶりかにバス」へ一元化を進める。
- ・路線番号変更:⑤、⑥→どちらも経由地違いの⑥とする。
- ・ ®は⑰に変更し、元気の森公園発着とするほか、一部④の移動の確保のため沖経由とし、 さらにイータウンも経由して買物需要の喚起を図る。(朝夕は従来区間+富山高専前経由で快 速運行を検討)。

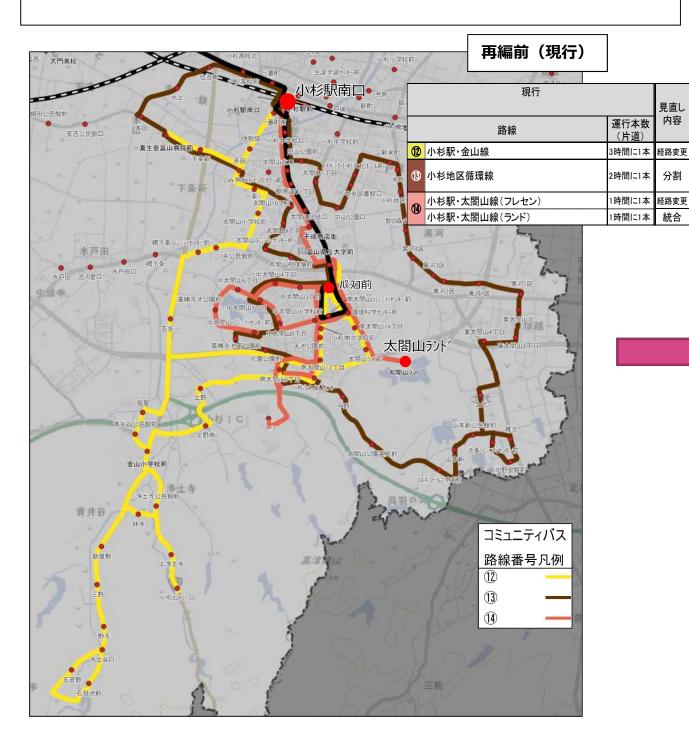
- ・⑪を一元化することにより、運行の効率化が図られる。
- ・⑱の買物需要のさらなる喚起が期待される。

	再編案								
	路線	運行本数 (片道)							
6	新湊·呉羽駅線	2時間に1本							
16	小杉駅・下経由足洗線(南系統:白石経由)	1.5時間に1本							
9	小杉駅・下経由足洗線(北系統:大江経由)	1.3吋间に1本							
	(ぶりかにバスへ一元化を推進)								
1	堀岡・片口経由小杉駅線	1時間に1本							



現状と課題

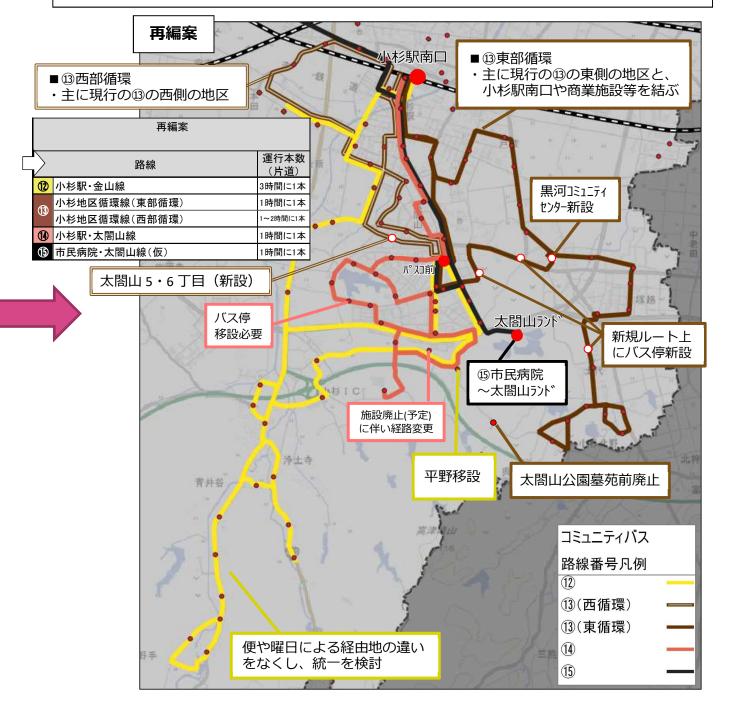
- ・ ⑫は利用は多くはないものの、金山地域から小学校や小杉駅、商業施設等への移動を確保するために必要性は高い。
- ・ ⑬は大きく循環しているルートのうち、東側と西側をまたぐ利用はほとんどなく、運行の効率があまりよくない。
- ・⑭は小杉駅南口や太閤山ランド、商業施設等への移動に利用されている。
- →③の大循環の効率化が必要である。また、大きく循環していることにより、各地区から 小杉駅南口や商業施設等の目的地への移動が遠回りとなっており、利便性が高くない要 因となっている。
- → ⑭については、小杉駅南口~パスコ前~太閤山ランドを直線上に結ぶ移動に現状でも多く 使われているが、これは他の路線と一部重複しており、再編が必要である。



見直し内容

- ・ ⑬は西部循環と東部循環に分割する。東部循環は速達性確保のため、太閤山公園墓苑側は迂回せず、新規ルートにこれまでバス停がなった箇所を経由して、小杉駅南口や公共施設、商業施設等を結ぶ。

- ・⑬の大循環が小さくなることにより、<u>各地区からの小杉駅南口や商業施設等への移動時間が短縮</u>され利便性が向上する。
- ・複数のバス停が新設されることにより、利便性の向上が期待される。
- ・太閤山から市民病院へのバス停が増加することとなり、利便性が向上する。

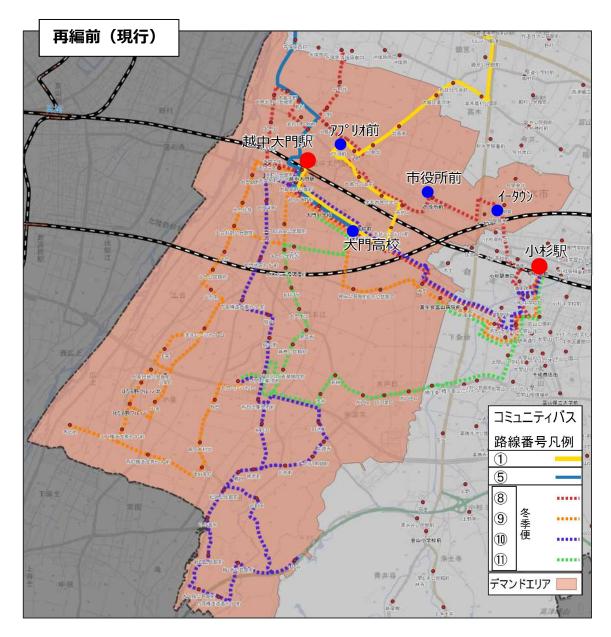


現状と課題

- ・市内移動は商業施設等が集積する大島地区を中心とした移動が多く見られることや、都市計画マスタープランでは小杉駅及び市庁舎周辺を都市中核拠点として位置付けている。
- ・⑧~⑪(冬期)共通で、大門高校-小杉駅間の移動はほとんど見られない。
- ・デマンドタクシーについては、利用が伸びることで運行費が増加することのほか、今後、 運転手を確保していくことに課題がある。

	現行						
	路線	運行本数 (片道)	内容				
8	大島·小杉経由大門線【冬期】	行き1本、帰り2本	廃止				
	デマンドタクシー		区域変更				
			新設				
9	浅井·大門経由小杉駅線【冬期】	行き2本、帰り2本	経路変更				
10	櫛田・大門経由小杉駅線【冬期】	行き1本、帰り2本	経路変更				
1	小杉駅・水戸田経由大門線【冬期】	行き1本、帰り2本	経路変更				

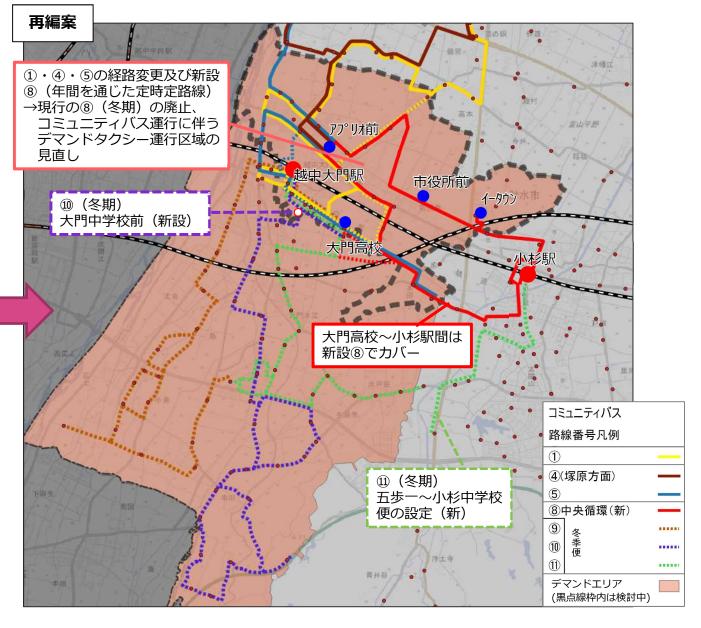
	再編案							
	路線							
	(①・④・⑤、新⑧で対応)							
	(コミュニティバス運行に伴うデマンドタクシー運行区	域の変更)						
8	小杉駅・大島中央循環線(仮)	1.5時間に1本						
9	浅井·越中大門駅線(仮)【冬期】	行き2本、帰り2本						
9	櫛田·越中大門駅線(仮)【冬期】	行き1本、帰り2本						
1	小杉駅·水戸田経由大門線【冬期】	行き2本、帰り2本						



見直し内容

- ・商業施設や医療機関等の主要な施設及び潜在需要の高い施設を結び、新たに⑧小杉駅・大島中央循環線(仮)を新設する。これに伴い、①・④・⑤の経路変更及び新設する⑧により、デマンドタクシーの運行区域を見直しするほか、現行の⑧(冬期)を廃止する。また、⑨(冬期)・⑩(冬期)についても、大門高校-小杉駅間は新設する⑧でカバーする。
- ・⑨ (冬期)・⑩ (冬期) については大門高校止めとし、越中大門駅や他の路線への接続に 配慮した経路に変更する。
- ・① (冬期) は五歩一~小杉中学校への通学に利用できる便を設定する。

- ・当該地区は、①・④・⑤の経路変更及び⑧小杉駅・大島中央循環線(仮)の新設により、 多くの人の利用ができ、利便性が大幅に向上する。また、デマンドタクシーの運行区域 の見直しにより、運行負担が抑制される。
- ・ほとんど利用のない小杉駅方面の運行を見直しすることで、⑨(冬期)、⑩(冬期)の運行の効率化が図られる。



令和3年8月1日改正時刻表(素案)

目次

①新湊·大門線	 P1
②新湊•本江線	 P2
③新湊東部・七美線(仮)	 P3
④新湊西部・庄西塚原線(仮)	 P4•5
⑤新湊•越中大門駅線	 P6
⑥新湊•呉羽線	 P7
⑦新湊•小杉線	 P8•9
⑧小杉駅・大島中央循環線(仮)	 P10
⑨浅井·越中大門駅線(仮)【冬期】	 P11
⑩櫛田・越中大門駅線(仮)【冬期】	 P12
①小杉駅・水戸田経由大門線【冬期】	 P13
⑫小杉駅・金山線	 P14
③小杉地区循環線	 P15•16
⑭小杉駅·太閤山線	 P17
⑤市民病院・太閤山線(仮)	 P18
⑥小杉駅・下経由足洗線(仮)	 P19•20
①堀岡・片口経由小杉駅線	 P21

<u>①新湊·大門線</u>			2021年08	3月01日 리	<u> </u>									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	- 11	12	13	14
1			(1)新湊·大	(1)新湊・大	(1)新湊・大	(1)新湊・大	(1)新湊・大	(1)新湊・大	(1)新湊・大	(1)新湊・大	(1)新湊・大	(1)新湊・大	(1)新湊・大	(1)新湊・大
			門線(快速	門線(冬季・	門線(越ノ	門線(越ノ	門線(越ノ	門線(越ノ	門線(越ノ	門線(越ノ	門線(越ノ	門線(越ノ	門線(越ノ	門線(越ノ
	生津八幡宮	生津八幡宮	便 越ノ潟	市民病院→	湯→越中大			湯→市民病	退→越由大	湯→市民病	周→越中大		温→越中大	
	前→クロス	前→クロス	→越中大門	大門高校)	門駅)	門駅)	門駅)	院)	門駅)	院)	門駅)	門駅)	門駅)	門駅)
	ベイ止)	ベイ止)	駅)											
				冬										
	平日	平日	平日	平日	平日								平日	平日
越ノ潟	_	_	07:27		08:08	09:08	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08
海王丸駅前	_		07:28		08:10	09:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10
海王丸パーク			1 1		08:11	09:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11
			+ +											
きっときと市場前	_		_ ↓ ↓		08:13	09:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13
新湊漁港口		_	$\downarrow\downarrow$		08:13	09:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13
│ 日本高周波前	06:45	07:25	07:30	_	08:14	09:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14
八幡公園前	06:45	07:25	07:30		08:14	09:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14
放生津八幡宮前	06:46	07:26	07:31		08:15	09:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15
神明宮前	06:46	07:26	07:31		08:15	09:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15
かぐら橋北口	06:47	07:27	07:32		08:16	09:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16
気比住吉神社前	06:48	07:28	07:33		08:17	09:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17
古新町郵便局前	06:49	07:29	07:34	_	08:18	09:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18
古新町公民館前	06:50	07:30	1 1		08:19	09:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19
北長徳寺公民館前	06:51	07:31	T I		08:20	09:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20
白山宮前	06:52	07:32	11		08:21	09:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21
			1 1											
庄川本町西口	06:53	07:33	↓ ↓		08:22	09:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22
新湊コミュニティセンター前	06:54	07:34	\downarrow \downarrow		08:23	09:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23
クロスベイ新湊	06:55	07:35	07:37	_	08:24	09:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24
本町3丁目	_	_	1.1	_	08:25	09:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25
高周波文化ホール														
(新湊中央文化会館)	_	_	07:39	_	08:26	09:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26
			07:40		08:27	09:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27
新湊交流会館前	_													
第一イン新湊前			07:42		08:29	09:29	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29
新湊幹部交番前	_	_	07:44	_	08:31	09:31	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31
姫野西口	_	_	07:45		08:32	09:32	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32
朴木口			11		08:34	09:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34
市民病院			07:49	07:32	08:36	09:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36
								11.30		13.30				
鏡宮北			_ ↓ ↓	07:34	08:38	09:38	10:38		12:38		14:38	15:38	16:38	17:38
カモンパーク新湊			\downarrow \downarrow	07:34	08:38	09:38	10:38		12:38		14:38	15:38	16:38	17:38
高木農村公園前	_	_	$\downarrow \downarrow$	07:37	08:41	09:41	10:41	_	12:41	_	14:41	15:41	16:41	17:41
布目分庁舎前	_	_	07:55	07:38	08:42	09:42	10:42	_	12:42	_	14:42	15:42	16:42	17:42
大島企業団地			11	07:39	08:43	09:43	10:43	_	12:43	_	14:43	15:43	16:43	17:43
沖塚原			ŤŤ	07:42	08:46	09:46	10:46		12:46		14:46	15:46	16:46	17:46
			1 1											
沖塚原西口			$\downarrow \downarrow$	07:43	08:47	09:47	10:47		12:47		14:47	15:47	16:47	17:47
寺塚原東口	_		↓ ↓	07:44	08:48	09:48	10:48	_	12:48	_	14:48	15:48	16:48	17:48
中野北	_	_	↓ ↓	07:45	08:49	09:49	10:49	l _	12:49	l _	14:49	15:49	16:49	17:49
H # # 1/1L		_	1 1	07.40	00.49	09.49	10.49	ı –	12.49	ı –	14.49	10.49	10.49	17.49
中野	_	_	1 1	07:46	08:50	09:50	10:50	_	12:50	_	14:50	15:50	16:50	17:50
若杉	_	_	ij	07:48	08:52	09:52	10:52	_	12:52	_	14:52	15:52	16:52	17:52
大島北野	_		Ť	07:49	08:53	09:53	10:53		12:53		14:53	15:53	16:53	17:53
大島北野公民館前			$\downarrow \downarrow$	07:50	08:54	09:54	10:54		12:54		14:54	15:54	16:54	17:54
若杉公民館前		_	↓ ↓	07:52	08:56	09:56	10:56	_	12:56	_	14:56	15:56	16:56	17:56
中野南		_	$\downarrow \downarrow$	07:52	08:56	09:56	10:56	_	12:56	_	14:56	15:56	16:56	17:56
アプリオ前	_	_	$\downarrow \downarrow$	07:53	08:57	09:57	10:57	_	12:57	_	14:57	15:57	16:57	17:57
大島分庁舎前			08:00	07:54	08:58	09:58	10:58	_	12:58		14:58	15:58	16:58	17:58
大門中学校			1 1	07:57	09:01	10:01	11:01		13:01	l	15:01	16:01	17:01	18:01
JAいみず野前			$\downarrow \downarrow$	07:58	09:02	10:02	11:02		13:02		15:02	16:02	17:02	18:02
大門総合会館前		_	↓ ↓	_ ↓ ↓	09:03	10:03	11:03		13:03		15:03	16:03	17:03	18:03
田町公民館前	_	_	$\downarrow \downarrow$	↓ ↓	09:04	10:04	11:04	l —	13:04	l —	15:04	16:04	17:04	18:04
越中大門駅	_	_	11	08:00	09:05	10:05	11:05	_	13:05	_	15:05	16:05	17:05	18:05
大島南部公園前			ŤŤ	08:01				l		l _				
			1 1	08:02			H —	H —		H —		H —		
JAいみず野前			1											
大門中学校	_		↓ ↓	08:03	_	_	_	_	_	_	_		_	_
大門高校前	_	_	08:05	08:05	_								_	_
大門中学校	_	_	08:07	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
越中大門駅	_		08:09		_		_	_	_		_	l _	_	_
			00.00											

2021年09日01日 改正

冬 = 12月~2月の平日のみ運行

①新涛, 士門綽

①新湊・大門線 2021年08月01日 改正 2 4 10 1)新湊・オ (1)新湊・大 (1)新湊・大 (1)新湊·大 (1)新湊・大 (門線(快速 門線(越中 門線(越中 門線(越中 門線(市民 門線(越中 門線(市民 門線(越中 門線(越中 門線(越中 便 越中大 |大門駅→越|大門駅→越|大門駅→越|大門駅→越|病院→越|大門駅→越|病院→越|大門駅→越|大門駅→越|大門駅→越| 門駅→越ノ ノ潟) ノ潟) ノ潟) 潟) ノ潟) 潟) ノ潟) ノ潟) ノ潟) 潟) 平日 平日 平日 平日 越中大門駅 18:25 大門中学校 18:27 大門高校前 18:28 大門中学校 JAいみず野前 大島南部公園前 越中大門駅 08:09 09:07 10:07 11:07 13:07 15:07 16:07 17:07 田町公民館前 08:10 09:08 10:08 11:08 13:08 15:08 16:08 17:08 大門総合会館前 08:11 09:09 10:09 11:09 13:09 15:09 16:09 17:09 JAいみず野前 08:12 09:10 10:10 15:10 16:10 17:10 11.10 13.10 大門中学校 08:13 09:11 10:11 11:11 13:11 15:11 16:11 17:11 大島分庁舎前 18:32 08:16 09.14 10.14 11.14 13.14 15.14 16:14 17.14 アプリオ前 08:17 09:15 10:15 11:15 13:15 15:15 16:15 17:15 13:16 山野南 08:18 09:16 11.16 15:16 16:16 17.16 10.16 若杉公民館前 08:18 09:16 10:16 11:16 13:16 15:16 16:16 17:16 大島北野公民館前 13:18 16:18 17:18 08:20 09.18 10.18 11.18 15:18 大島北野 08:21 09:19 10:19 11:19 13:19 15:19 16:19 17:19 若杉 08:22 09:20 10:20 11:20 13:20 15:20 16:20 17:20 中野 08:24 09:22 10:22 11:22 13:22 15:22 16:22 17:22 中野北 17:23 1 1 08:25 09:23 10:23 11:23 13:23 15:23 16:23 寺塚原東口 08:26 10:24 11:24 13:24 15:24 16:24 17:24 09:24 沖塚原西口 13:25 16:25 17:25 08:27 09:25 10.25 11:25 15.25 沖塚原 08:28 09:26 10:26 11:26 13:26 15:26 16:26 17:26 大島企業団地 08:31 09:29 10:29 11:29 13:29 15:29 16:29 17:29 布目分庁舎前 08:32 09:30 10:30 11:30 13:30 15:30 16:30 17:30 18:37 高木農村公園前 16:31 17:31 08:33 09:31 10.31 11:31 13:31 15:31 カモンパーク新湊 08:36 10:34 11:34 13:34 15:34 16:34 17:34 09:34 鏡宮北. 15:34 08:36 09:34 10.34 11:34 13:34 16:34 17:34 市民病院 08:38 09:36 10:36 11:36 12:36 13:36 14:36 15:36 16:36 17:36 18:42 朴木口 08:38 09:36 10:36 11:36 12:36 13:36 14:36 15:36 16:36 17:36 姫野西口 12:39 14:39 08:41 09:39 10:39 11:39 13:39 15:39 16:39 17:39 18:45 新湊幹部交番前 08:43 14.41 16-41 18-47 09:41 10.41 11.41 12:41 13.41 15:41 17.41 第一イン新湊前 08:45 09:43 10:43 11:43 12:43 13:43 14:43 15:43 16:43 17:43 18:49 新湊交流会館前 12:45 15:45 08:47 09:45 10:45 11:45 13:45 14:45 16:45 17:45 18:51 高周波文化ホール 08:48 09:46 10:46 11:46 12:46 13:46 14:46 15:46 16:46 17:46 18:52 (新湊中央文化会館) 10:47 11:47 12:47 14:47 15:47 16:47 17:47 本町3丁目 08:49 09:47 13.47 クロスベイ新湊 08:50 09:48 10:48 11:48 12:48 13:48 14:48 15:48 16:48 17:48 18:54 新湊コミュニティセンター前 08:51 09:49 10:49 11:49 12:49 13:49 14:49 15:49 16.49 17:49 18:55 庄川本町西口 08:52 09:50 10:50 11:50 12:50 13:50 14:50 15:50 16:50 17:50 18:56 白山宮前 08:53 09:51 10:51 11:51 12:51 13:51 14:51 15:51 16:51 17:51 18:57 北長徳寺公民館前 08:54 09:52 10:52 11:52 12:52 13:52 14:52 15:52 16:52 17:52 18:58 古新町公民館前 08:55 09:53 10:53 11:53 12:53 13:53 14:53 15:53 16.53 17:53 18.59 古新町郵便局前 08:56 09:54 10:54 11:54 12:54 13:54 14:54 15:54 16:54 17:54 19:00 気比住吉神社前 08:57 09:55 10:55 11:55 12:55 13:55 14:55 15:55 16:55 17:55 19:01 かぐら橋北口 08:57 09:55 10:55 11:55 12:55 13:55 14:55 15:55 16:55 17:55 19:01 神明宮前 08:58 09:56 10:56 11:56 12:56 13.56 14:56 15:56 16:56 17:56 19:02 放生津八幡宮前 08:59 09:57 10:57 11:57 12:57 13:57 14:57 15:57 16:57 17:57 19:03 八幡公園前 09:00 09:58 10:58 11:58 12:58 13:58 14:58 15:58 16:58 17:58 19:04 日本高周波前 09:01 10:59 11:59 12:59 13:59 14:59 15:59 16:59 17:59 19:05 09:59 新湊漁港口 09:01 09:59 10.59 11:59 12:59 13.59 14:59 15:59 16:59 17:59 14:00 17:00 きっときと市場前 09:02 10:00 11:00 12:00 13:00 15:00 16:00 18:00 海王丸パーク 09:03 10:01 11:01 12:01 13:01 14:01 15:01 16:01 17:01 18:01 海王丸駅前 13:03 14:03 17:03 18:03 19:07 09:05 10.03 11.03 12.03 15.03 16.03

1

越ノ潟

09:07

11:05

12:05

13:05

14:05

15:05

16:05

17:05

18:05

②新湊•本江線	2021年08月01日 改正										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	(2)新湊·本 江線(足洗	(2)新湊·本									
	潟公園口→	江線(足洗									
	クロスベイ 新湊 新港	潟公園口→ クロスベイ	潟公園ロ→ クロスベイ	潟公園口→ クロスベイ							
	の森不通	新湊)									
	過)										
	平日	平日									平日
足洗潟公園口	07:22	08:40	09:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40
足洗公民館前	07:24	08:42	09:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42
本江コミュニティセンター前	07:25	08:43	09:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43
本江道番	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時
中新公民館前 針山地蔵前	07:26 07:27	08:44 08:45	09:44 09:45	10:44 10:45	11:44 11:45	12:44 12:45	13:44 13:45	14:44 14:45	15:44 15:45	16:44 16:45	17:44 17:45
富山高専口	07:28	08:46	09:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46
練合	07:29	08:47	09:47	10:47	11:47	12:47	13:47	14:47	15:47	16:47	17:47
槍ケ崎	07:30	08:48	09:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48
海老江七軒	07:30	08:48	09:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48
県営住宅前	07:31	08:49	09:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49
海老江中町	07:32	08:50	09:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50
海老江西町東	07:32	08:50	09:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50
海老江西町	07:32	08:50	09:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50
海老江海浜公園口	07:33	08:51	09:51	10:51	11:51	12:51	13:51	14:51	15:51	16:51	17:51
浜開	07:34	08:52	09:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52
射北中学校前	07:34	08:52	09:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52
海竜スポーツランド	\downarrow \downarrow	08:54	09:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54
草岡町前	07:35	08:56	09:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56
堀岡古明神	07:36	08:57	09:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57
堀岡東町 堀岡中町	07:37 07:38	08:58 08:59	09:58 09:59	10:58 10:59	11:58 11:59	12:58 12:59	13:58 13:59	14:58 14:59	15:58 15:59	16:58 16:59	17:58 17:59
新港東口	07:40	09:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
堀岡コミュニティセンター前	07:42	09:02	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:02
射水町	07:43	09:03	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03	17:03	18:03
北電社宅前	07:44	09:04	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04	17:04	18:04
新明町	07:45	09:05	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:05
七美中野	07:46	09:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06
二十六町口	07:47	09:07	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07 17:09	18:07
やんぱいはうす片口前 片口北	07:49 07:51	09:09 09:11	10:09 10:11	11:09 11:11	12:09 12:11	13:09 13:11	14:09 14:11	15:09 15:11	16:09 16:11	17:09	18:09 18:11
JAいみず野片口支店前	07:51	09:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:11	17:11	18:11
片口小学校前	07:52	09:12	10:12	11:12	12:12	13:12	14:12	15:12	16:12	17:12	18:12
高場口	07:53	09:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13	18:13
奈呉の江	07:55	09:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15
久々湊	07:56	09:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16	18:16
新湊アイシン軽金属スポーツセ ンター前(新湊総合体育館前)	07:57	09:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17
新湊博物館前	\downarrow \downarrow	09:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23
鏡宮北	_ ↓ ↓	09:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23
市民病院	08:03	09:25	10:25	11:25	12:25	13:25	14:25	15:25	16:25	17:25	18:25
新生町	08:04 08:01	09:30 09:33	10:30 10:33	11:30 11:33	12:30 12:33	13:30 13:33	14:30 14:33	15:30 15:33	16:30 16:33	17:30 17:33	18:30 18:33
新港の森	↓ ↓	09:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35
金屋古志野神社前	ŤŤ	09:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36	18:36
<u> </u>	ij	09:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37
中新湊駅前	\downarrow \downarrow	09:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38	18:38
新湊信用金庫前	\downarrow \downarrow	09:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	18:39
富山銀行前	08:11	09:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40	18:40
本町3丁目	08:12	09:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41	18:41
クロスベイ新湊	08:13	09:42	10:42	11:42	12:42	13:42	14:42	15:42	16:42	17:42	18:42

②新湊・本江線 2021年08月01日 改正											
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	(2)新湊·本										
	江線(クロ スベイ新										
	湊一→足洗	湊→足洗	湊→足洗	湊→足洗	湊→足洗	湊→足洗	湊一→足洗	湊—→足洗	湊→足洗	湊→足洗	湊一→足洗
	潟公園口)										
	平日										平日
クロスベイ新湊	07:26	08:44	09:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:44
本町3丁目	07:27	08:45	09:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45
富山銀行前	07:28	08:46	09:46	10:46 10:47	11:46	12:46 12:47	13:46	14:46	15:46 15:47	16:46	17:46
新湊信用金庫前 中新湊駅前	07:30 07:30	08:47 08:48	09:47 09:48	10:47	11:47 11:48	12:47	13:47 13:48	14:47 14:48	15:47	16:47 16:48	17:47 17:48
<u> </u>	07:31	08:49	09:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49
金屋古志野神社前	07:32	08:50	09:50	10:50	11:50	12:50	13:50	14:50	15:50	16:50	17:50
新港の森	07:34	08:52	09:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52
新生町	07:34	08:52	09:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52
市民病院	07:39	08:57	09:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57
鏡宮北	07:40 07:42	09:01	10:01 10:03	11:01	12:01	13:01 13:03	14:01	15:01	16:01 16:03	17:01 17:03	18:01
競呂北 新湊博物館前	07:42	09:03 09:03	10:03	11:03 11:03	12:03 12:03	13:03	14:03 14:03	15:03 15:03	16:03	17:03	18:03 18:03
新湊アイシン軽金属スポーツセ	07:42	09:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09
ンター前(新湊総合体育館前)											
久々湊 奈呉の江	07:49 07:50	09:10 09:11	10:10 10:11	11:10 11:11	12:10 12:11	13:10 13:11	14:10 14:11	15:10 15:11	16:10 16:11	17:10 17:11	18:10 18:11
高場口	07:50	09:11	10:11	11:11	12:11	13:11	14:11	15:11	16:13	17:11	18:13
片口小学校前	07:52	09:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13	18:13
JAいみず野片口支店前	07:53	09:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:14
片口北	07:54	09:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15
やんばいはうす片口前	07:56	09:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17
二十六町口	07:58	09:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19
七美中野 新明町	07:59 08:00	09:20 09:21	10:20 10:21	11:20 11:21	12:20 12:21	13:20 13:21	14:20 14:21	15:20 15:21	16:20 16:21	17:20 17:21	18:20 18:21
北電社宅前	08:00	09:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:22	17:21	18:22
射水町	08:02	09:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23
堀岡コミュニティセンター前	08:03	09:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
新港東口	08:05	09:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26	18:26
堀岡中町	08:06	09:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	18:27
堀岡東町	08:07	09:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:28
	08:08 08:09	09:29 09:30	10:29 10:30	11:29 11:30	12:29 12:30	13:29 13:30	14:29 14:30	15:29 15:30	16:29 16:30	17:29 17:30	18:29 18:30
海竜スポーツランド	08:12	09:33	10:30	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33	18:33
射北中学校前	08:14	09:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35
浜開	08:15	09:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36	18:36
海老江海浜公園口	08:15	09:36	10:36	11:36	12:36	13:36	14:36	15:36	16:36	17:36	18:36
海老江西町	08:16	09:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37
海老江西町東	08:16	09:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37
海老江中町	08:16	09:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37
県営住宅前	08:17	09:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38	18:38
海老江七軒	08:17	09:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38	18:38
槍ケ崎	08:18	09:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	18:39
	08:18	09:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	18:39
練合東口	08:18	09:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	18:39
足洗潟公園口	08:19	09:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40	18:40

③新湊東部・七美線 2021年08月01日 改正 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 部·七美線 部·七美線 部·七美線 部·七美線 部·七美線 部·七美線 部·七美線 部·七美線 (足洗湯公 (足洗湯公 (足洗潟公 (足洗潟公 (足洗湯公 (足洗湯公 (足洗湯公 (足洗湯公 園口~練合|園口~海老|園口~練合|園口~海老|園口~練合|園口~海老|園口~練合|園口~練合 南~市民病 江~市民病 南~市民病 江~市民病 南~市民病 江~市民病 南~市民病 平日 平日 平日 平日 平日 足洗潟公園口 07:19 08:40 09:20 10:40 12:10 13:40 15:00 16:20 練合東口 07:20 08:41 09:21 10:41 12:11 13:41 15:01 16:21 $\downarrow \downarrow$ 練合 08:42 10:42 1 1 13:42 1 1 1 1 \downarrow \downarrow 練合南 07:21 \downarrow \downarrow 09:22 \downarrow \downarrow 12:12 $\downarrow \downarrow$ 15:02 16:22 槍ケ崎 1 1 11 08:43 10:43 11 13:43 11 \downarrow \downarrow 海老江七軒 08:43 11 10:43 1 1 13:43 1 1 11 県営住宅前 08:44 10:44 13:44 海老江中町 1 1 08:45 1 1 10:45 1 1 13:45 1 1 1 1 サンビレッジ新湊前 08:46 09:25 10:46 12:15 13:46 16:25 07:24 15:05 八島口 07:25 08:47 09:26 10:47 12:16 13:47 15:06 16:26 七美幼稚園前 07:26 08:48 09:27 10:48 12:17 13:48 15:07 16:27 下村コミュニティセンター前 07:29 08:51 09:30 10:51 12:20 13:51 15:10 16:30 ケアハウス万葉前 07:33 08:55 09:34 10:55 12:24 13:55 15:14 16:34 柳瀬公民館前 07:34 08:56 09:35 10:56 12:25 13:56 15:15 16:35 二十六町公民館前 07:35 08:57 09:36 10:57 12:26 13:57 15:16 16:36 七美工業団地口 07:36 08:58 09:37 10:58 12:27 13:58 15:17 16:37 リサイクルプラザ前 07:38 09:00 09:39 11:00 12:29 14:00 15:19 16:39 久々江公民館前 07:40 09:02 09:41 11:02 12:31 14:02 15:21 16:41 古高場 07:42 09:04 09:43 11:04 12:33 14:04 15:23 16:43 東津幡江公民館前 07:43 09:05 09:44 11:05 12:34 14:05 15:24 16:44 西津幡江口 07:45 09:07 09:46 11:07 12:36 14:07 15:26 16:46 作道小学校前 07:47 09:09 09:48 12:38 14:09 16:48 11:09 15:28 野村 07:49 09:11 09:50 11:11 12:40 14:11 15:30 16:50 作道自治公民館前 07:50 09:12 09:51 11:12 12:41 14:12 15:31 16:51 新湊南部中学校前 07:54 09:16 09:55 11:16 12:45 14:16 15:35 16:55 市民病院 07:55 09:17 09:56 11:17 12:46 14:17 15:36 16:56

③新湊東部・七美線 2021年08月01日 改正 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 (3)新湊東 部 七美線 部•七美線 部·七美線 部·七美線 部·七美線 部·七美線 部 七美線 部·七美線 部·七美線 (市民病院 (市民病院 (市民病院 (市民病院 (市民病院 (市民病院 (市民病院 (市民病院 (市民病院 ~海老江~ ~海老江~ ~海老江~ 海老江~ ~海老江~ ~足洗潟公 ~足洗渴公 ~足洗潟公 ~足洗渴公 足洗潟公園 足洗潟公園 足洗潟公園 足洗潟公園 足洗潟公園 園口) 園口) 園口) 園口) \Box 平日 平日 平日 平日 平日 平日 市民病院 08:00 08:40 10:00 11:30 13:05 14:20 15:40 16:40 17:40 新湊南部中学校前 08:01 08:41 10:01 11:31 13:06 14:21 15:41 16:41 17:41 作道自治公民館前 08:04 10:04 08:44 11:34 13:09 14:24 15:44 16:44 17:44 野村 08:05 08:45 10:05 11:35 13:10 14:25 15:45 16:45 17:45 作道小学校前 08:07 08:47 10:07 11:37 13:12 14:27 15:47 16:47 17:47 西津幡江口 08:09 08:49 10:09 11:39 13:14 14:29 15:49 16:49 17:49 東津幡江公民館前 08:11 08:51 10:11 15:51 17:51 11:41 13:16 14:31 16:51 古高場 08:12 08:52 10:12 11:42 13:17 14:32 15:52 16:52 17:52 久々江公民館前 08:14 08:54 10:14 11:44 13:19 14:34 15:54 16:54 17:54 リサイクルプラザ前 08:16 08:56 10:16 11:46 13:21 14:36 15:56 16:56 17:56 08:58 13:23 17:58 七美工業団地口 08:18 10:18 11:48 14:38 15:58 16:58 二十六町公民館前 08:19 08:59 10:19 11:49 13:24 14:39 15:59 16:59 17:59 柳瀬公民館前 08:21 09:01 10:21 11:51 13:26 14:41 16:01 17:01 18:01 ケアハウス万葉前 08:22 09:02 10:22 11:52 13:27 14:42 16:02 17:02 18:02 下村コミュニティセンター前 08:26 09:06 10:26 11:56 13:31 14:46 16:06 17:06 18:06 七美幼稚園前 08:29 09:09 10:29 11:59 13:34 14:49 16:09 17:09 18:09 八島口 08:30 09:10 10:30 12:00 13:35 14:50 16:10 17:10 18:10 サンビレッジ新湊前 08:30 09:10 10:30 12:00 13:35 14:50 16:10 17:10 18:10 海老江中町 09:11 1 1 12:01 1 1 14:51 16:11 1 1 18:11 県営住宅前 1 1 09:12 1 1 1 1 12:02 14:52 16:12 18:12 海老江七軒 09:12 12:02 14:52 16:12 1 1 18:12 1 1 $\overline{\downarrow}$ 槍ケ崎 09:13 1 1 12:03 14:53 16:13 1 1 18:13 練合 08:33 09:14 10:33 12:04 13:38 14:54 16:14 17:13 18:14 練合東口 08:34 09:15 10:34 12:05 13:39 17:14 18:15 14:55 16:15 足洗潟公園口 08:35 09:16 10:35 13:40 12:06 14:56 16:16 17:15 18:16

④新湊西部·塚原庄西線(庄西) 2021年08月01日 改正									
	1	2	3	4	5	6	7		
	(4)新湊西 部·庄西塚	(4)新湊西 部·庄西塚	(4)新湊西 部·庄西塚	(4)新湊西 部·庄西塚	(4)新湊西 部·庄西塚	(4)新湊西 部·庄西塚	(4)新湊西 部•庄西塚		
	原線(市民 病院~庄								
	西)								
	平日		平日		平日		平日		
市民病院	08:00	10:00	11:30	13:00	14:30	16:00	17:00		
朴木口	08:01	10:01	11:31	13:01	14:31	16:01	17:01		
姫野西口	08:04	10:04	11:34	13:04	14:34	16:04	17:04		
牧野北口	08:05	10:05	11:35	13:05	14:35	16:05	17:05		
善光寺西口	08:06	10:06	11:36	13:06	14:36	16:06	17:06		
善光寺交差点	08:06	10:06	11:36	13:06	14:36	16:06	17:06		
新湊高校前	08:07	10:07	11:37	13:07	14:37	16:07	17:07		
クロスベイ新湊	08:09	10:09	11:39	13:09	14:39	16:09	17:09		
本町交差点北	08:10	10:10	11:40	13:10	14:40	16:10	17:10		
本町1丁目東	08:10	10:10	11:40	13:10	14:40	16:10	17:10		
新湊コミュニティセンター前	08:11	10:11	11:41	13:11	14:41	16:11	17:11		
庄川本町	08:12	10:12	11:42	13:12	14:42	16:12	17:12		
庄川本町西口	08:12	10:12	11:42	13:12	14:42	16:12	17:12		
庄川口駅前	随時								
日枝神社前	08:15	10:15	11:45	13:15	14:45	16:15	17:15		
庄西町1丁目	08:16	10:16	11:46	13:16	14:46	16:16	17:16		
六渡寺駅前	08:17	10:17	11:47	13:17	14:47	16:17	17:17		
中伏木駅前	08:20	10:20	11:50	13:20	14:50	16:20	17:20		

④新湊西部·塚原庄西線(庄西) 2021年08月01日 改正									
	1	2	3	4	5	6	7		
	(4)新湊西	(4)新湊西	(4)新湊西	(4)新湊西	(4)新湊西	(4)新湊西	(4)新湊西		
	部•庄西塚	部•庄西塚	部•庄西塚	部・庄西塚	部•庄西塚	部•庄西塚	部・庄西塚		
	原線(庄西 ~市民病	原線(庄西	原線(庄西 ~市民病	原線(庄西	原線(庄西	原線(庄西	原線(庄西 一市民病		
	院)	院)	院)	院)	院)	院)	院)		
	,,,,,			1001					
	平日		平日		平日		平日		
中伏木駅前	08:20	10:20	11:50	13:20	14:50	16:20	17:20		
六渡寺駅前	08:23	10:23	11:53	13:23	14:53	16:23	17:23		
庄西町1丁目	08:24	10:24	11:54	13:24	14:54	16:24	17:24		
日枝神社前	08:25	10:25	11:55	13:25	14:55	16:25	17:25		
庄川口駅前	随時	随時	随時	随時	随時	随時	随時		
庄川本町西口	08:28	10:28	11:58	13:28	14:58	16:28	17:28		
庄川本町	08:28	10:28	11:58	13:28	14:58	16:28	17:28		
新湊コミュニティセンター前	08:29	10:29	11:59	13:29	14:59	16:29	17:29		
本町1丁目東	08:30	10:30	12:00	13:30	15:00	16:30	17:30		
本町交差点北	08:30	10:30	12:00	13:30	15:00	16:30	17:30		
クロスベイ新湊	08:32	10:32	12:02	13:32	15:02	16:32	17:32		
新湊高校前	08:33	10:33	12:03	13:33	15:03	16:33	17:33		
善光寺交差点	08:33	10:33	12:03	13:33	15:03	16:33	17:33		
善光寺西口	08:34	10:34	12:04	13:34	15:04	16:34	17:34		
牧野北口	08:35	10:35	12:05	13:35	15:05	16:35	17:35		
姫野西口	08:36	10:36	12:06	13:36	15:06	16:36	17:36		
朴木口	08:39	10:39	12:09	13:39	15:09	16:39	17:39		
市民病院	08:40	10:40	12:10	13:40	15:10	16:40	17:40		

④新湊西部·庄西塚J	2021年08月01日 改正				
	1	2	3	4	
	(4)新湊西 部・庄西塚 原線(松木 先回り・アプ リオ不経 由)	(4)新湊西 部・庄西塚 原線(松木 先回り)	(4)新湊西 部・庄西塚 原線(松木 先回り)	(4)新湊西 部・庄西塚 原線(松木 先回り)	
	平日	平日	平日	平日	
市民病院	07:20	09:20	10:40	15:10	
朴木公民館前	07:21	09:21	10:41	15:11	
松木東口	07:23	09:23	10:43	15:13	
松木公民館前	07:24	09:24	10:44	15:14	
松木	07:26	09:26	10:46	15:16	
松木北口	07:27	09:27	10:47	15:17	
宮袋	07:33	09:33	10:53	15:23	
JIП	07:35	09:35	10:55	15:25	
坂東公民館前	07:39	09:39	10:59	15:29	
寺塚原西口	07:40	09:40	11:00	15:30	
寺塚原中	07:41	09:41	11:01	15:31	
寺塚原公民館前	07:42	09:42	11:02	15:32	
中野北	\downarrow \downarrow	09:43	11:03	15:33	
中野	\downarrow \downarrow	09:44	11:04	15:34	
中野南	\downarrow \downarrow	09:45	11:05	15:35	
アプリオ前	\downarrow \downarrow	09:46	11:06	15:36	
小島西	\downarrow \downarrow	09:47	11:07	15:37	
中野	\downarrow \downarrow	09:48	11:08	15:38	
中野北	\downarrow \downarrow	09:49	11:09	15:39	
寺塚原東口	07:43	09:50	11:10	15:40	
沖塚原西口	07:44	09:51	11:11	15:41	
沖塚原	07:45	09:52	11:12	15:42	
鏡宮北	07:50	09:57	11:17	15:47	
市民病院	07:52	09:59	11:19	15:49	

<u>④新湊西部·庄西塚</u>	原線(塚原	2021年08	3月01日 改正	
	1	2	3	
	(4)新湊西 部・庄西塚 原線(塚原 先回り)	(4)新湊西 部・庄西塚 原線(塚原 先回り)	(4)新湊西 部・庄西塚 原線(塚原 先回り)	
	平日	平日	平日	
市民病院	12:10	13:40	17:40	
鏡宮北	12:12	13:42	17:42	
沖塚原	12:17	13:47	17:47	
沖塚原西口	12:18	13:48	17:48	
寺塚原東口	12:19	13:49	17:49	
中野北	12:20	13:50	17:50	
中野	12:21	13:51	17:51	
小島西	12:22	13:52	17:52	
アプリオ前	12:23	13:53	17:53	
中野南	12:24	13:54	17:54	
中野	12:25	13:55	17:55	
中野北	12:26	13:56	17:56	
寺塚原公民館前	12:27	13:57	17:57	
寺塚原中	12:28	13:58	17:58	
寺塚原西口	12:29	13:59	17:59	
坂東公民館前	12:30	14:00	18:00	
川口	12:34	14:04	18:04	
宮袋	12:36	14:06	18:06	
松木北口	12:42	14:12	18:12	
松木	12:43	14:13	18:13	
松木公民館前	12:45	14:15	18:15	
松木東口	12:46	14:16	18:16	
朴木公民館前	12:48	14:18	18:18	
市民病院	12:49	14:19	18:19	

⑤新湊·越中大門駅線 2021年08月01日 改正								
	1	2	3	4	5	6	7	8
	(5)新湊•越	(5)新湊•越	(5)新湊•越	(5)新湊・越	(5)新湊・越	(5)新湊•越	(5)新湊•越	(5)新湊•越
	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線
	(快速:クロスベイ新湊	(快速:クロ スベイ新湊	(クロスベイ	(クロスベイ	(クロスベイ	(クロスベイ	(快速:クロスペイ新湊	(快速:クロ スベイ新湊
	→下若)	→下若)	→下若)	→下若)	→下若)	→下若)	→下若)	→本田)
	平日						平日	平日
クロスベイ新湊	06:55	07:10	09:40	12:55	15:30	16:55	18:15	19:25
新湊高校前	06:56	07:11	09:41	12:56	15:31	16:56	18:16	19:26
善光寺交差点	06:57	07:12	09:42	12:57	15:32	16:57	18:17	19:27
善光寺西口	06:58	07:13	09:43	12:58	15:33	16:58	18:18	19:28
牧野北口	06:59	07:14	09:44	12:59	15:34	16:59	18:19	19:29
牧野	07:00	07:15	09:45	13:00	15:35	17:00	18:20	19:30
松木北口	07:02	07:17	09:47	13:02	15:37	17:02	18:22	19:32
松木	07:03	07:18	09:48	13:03	15:38	17:03	18:23	19:33
タカギセイコー	07:04	07:19	09:49	13:04	15:39	17:04	18:24	19:34
坂東	07:06	07:21	09:51	13:06	15:41	17:06	18:26	19:36
寺塚原西口	07:08	07:23	09:53	13:08	15:43	17:08	18:28	19:38
大島北野	07:10	07:25	09:55	13:10	15:45	17:10	18:30	19:40
若杉	07:10	07:25	09:56	13:11	15:46	17:11	18:30	19:40
小島西	07:11	07:26	09:57	13:12	15:47	17:12	18:31	19:41
アプリオ前	07:12	07:27	09:58	13:13	15:48	17:13	18:32	19:42
中野南	07:14	07:29	09:59	13:14	15:49	17:14	18:34	19:44
若杉公民館前	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	10:00	13:15	15:50	17:15	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow
大門口	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	10:02	13:17	15:52	17:17	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow
東洋紡前	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	10:03	13:18	15:53	17:18	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow
大門中央	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	10:04	13:19	15:54	17:19	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow
田町公民館前	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	10:05	13:20	15:55	17:20	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow
越中大門駅	07:18	07:33	10:06	13:21	15:56	17:21	18:38	19:48
大島南部公園前	07:20	07:35	10:08	13:23	15:58	17:23	18:40	19:49
JAいみず野前	07:21	07:36	10:09	13:24	15:59	17:24	18:41	19:50
大門中学校	07:22	07:37	10:10	13:25	16:00	17:25	18:42	19:51
大門高校前	07:24	07:39	10:12	13:27	16:02	17:27	18:44	19:53
本田	07:27	07:42	10:15	13:30	16:05	17:30	18:47	19:56
下若(真生会富山病院前)	07:29	07:44	10:17	13:32	16:07	17:32	18:49	_

<u>⑤新湊·越中大門駅</u>	線		2021年08月01日 改正						
	1	2	3	4	5	6	7		
	(5)新湊•越	(5)新湊•越	(5)新湊•越	(5)新湊•越	(5)新湊•越	(5)新湊•越	(5)新湊•越		
	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線	中大門駅線		
	(快速:下若 →クロスベ	(快速:下若 →クロスベ	(下若→クロスベイ新	(下若→クロスベイ新	(下若→クロスベイ新	(快速:下若 →クロスベ	(快速:下若 →クロスベ		
	イ新湊)	イ新湊)	湊)	() ()	() ()	イ新湊)	イ新湊)		
	平日						平日		
下若(真生会富山病院前)	7:33	07:44	10:26	13:35	16:15	17:38	18:49		
本田	07:35	07:46	10:28	13:37	16:17	17:40	18:51		
大門高校前	07:38	07:49	10:31	13:40	16:20	17:43	18:54		
大門中学校	07:40	07:51	10:33	13:42	16:22	17:45	18:56		
JAいみず野前	07:41	07:52	10:34	13:43	16:23	17:46	18:57		
大島南部公園前	07:42	07:53	10:35	13:44	16:24	17:47	18:58		
越中大門駅	07:44	07:55	10:37	13:46	16:26	17:49	19:00		
田町公民館前	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	10:38	13:47	16:27	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow		
大門中央	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$	10:39	13:48	16:28	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow		
東洋紡前	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$	10:40	13:49	16:29	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow		
大門口	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$	10:41	13:50	16:30	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow		
若杉公民館前	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$	10:43	13:52	16:32	↓ ↓	\downarrow \downarrow		
中野南	07:48	07:59	10:44	13:53	16:33	17:53	19:04		
アプリオ前	07:50	08:01	10:45	13:54	16:34	17:55	19:06		
小島西	07:51	08:02	10:46	13:55	16:35	17:56	19:07		
若杉	07:52	08:03	10:47	13:56	16:36	17:57	19:08		
大島北野	07:52	08:03	10:48	13:57	16:37	17:57	19:08		
寺塚原西口	07:54	08:05	10:50	13:59	16:39	17:59	19:10		
坂東	07:56	08:07	10:52	14:01	16:41	18:01	19:12		
タカギセイコー	07:58	08:09	10:54	14:03	16:43	18:03	19:14		
松木	07:59	08:10	10:55	14:04	16:44	18:04	19:15		
松木北口	08:00	08:11	10:56	14:05	16:45	18:05	19:16		
牧野	08:02	08:13	10:58	14:07	16:47	18:07	19:18		
牧野北口	08:03	08:14	10:59	14:08	16:48	18:08	19:19		
善光寺西口	08:04	08:15	11:00	14:09	16:49	18:09	19:20		
善光寺交差点	08:05	08:16	11:01	14:10	16:50	18:10	19:21		
新湊高校前	08:06	08:17	11:02	14:11	16:51	18:11	19:22		
クロスベイ新湊	08:07	08:18	11:03	14:12	16:52	18:12	19:23		

<u>⑥新湊·</u> 呉羽駅線			2021年08月01日 改正				
	1	2	3	4	5	6	
	(6)新湊·呉 羽駅線(新 港東口→呉 羽駅前)	(6)新湊·呉 羽駅線(新 港東口→呉 羽駅前)	(6)新湊・呉 羽駅線(海 老江羽駅中町前 大阪屋ショッ プ、アルビス 経由)	(6)新湊・呉 羽駅線(海 老江羽駅中駅前 大阪屋ショッ プ、アルビス 経由)	(6)新湊·呉 羽駅線(海 老江中町→ 呉羽駅前)	(6)新湊・呉 羽駅線(海 老江中町→ 呉羽駅前)	
	平日					平日	
新港東口	07:00	07:25	_	_	_	_	
堀岡中町	07:01	07:26	_		_	_	
堀岡東町	07:02	07:27	_		_	_	
堀岡古明神	07:03	07:28	_		_	_	
草岡町前	07:03	07:28	_		_	_	
射北中学校前	07:04	07:29	_	_	_	_	
浜開	07:04	07:29	_	_	_	_	
海老江海浜公園口	07:05	07:30	_	_	_	_	
海老江西町	07:05	07:30	_	_	_	_	
海老江西町東	07:06	07:31	_	_	_	_	
海老江中町	07:06	07:31	_	_	_	_	
県営住宅前	07:07	07:32	_	_	_	_	
海老江七軒	07:07	07:32	_	_	_	_	
槍ケ崎	07:08	07:33	_	_	_	_	
練合	07:09	07:34	_	_	_	_	
練合東口	07:10	07:35	_	_	_	_	
足洗潟公園口	07:11	07:36	_	_	_	_	
足洗公民館前	07:13	07:38	_	_	_	_	
本江コミュニティセンター前	07:14	07:39	_	_	_	_	
中新公民館前	07:15	07:40	_	_	_	_	
針山地蔵前	07:16	07:41	_	_	_	_	
富山高専口	07:17	07:42	_	_	_	_	
海老江中町	1 1	↓ ↓	09:40	13:40	16:40	17:55	
サンビレッジ新湊前	07:20	07:45	09:41	13:41	16:41	17:56	
八島口	07:21	07:46	09:42	13:42	16:42	17:57	
七美幼稚園前	07:22	07:47	09:43	13:43	16:43	17:58	
いみず苑口	07:22	07:47	09:43	13:43	16:43	17:58	
下地区コミュニティセンター前	07:24	07:49	09:45	13:45	16:45	18:00	
加茂中部	07:25	07:50	09:46	13:46	16:46	18:01	
加茂コミュニティ施設前	07:25	07:50	09:46	13:46	16:46	18:01	
加茂中部西	07:26	07:51	09:47	13:47	16:47	18:02	
倉垣小杉口	07:26	07:51	09:47	13:47	16:47	18:02	
白石神社前	07:26	07:51	09:47	13:47	16:47	18:02	
白石口	07:27	07:52	09:48	13:48	16:48	18:03	
白石21区	07:28	07:53	09:49	13:49	16:49	18:04	
富山短期大学前	07:32	07:57	09:53	13:53	16:53	18:08	
大阪屋ショップ呉羽店	↓ ↓	1 1	09:56	13:56	10.00	↓ ↓	
アルビス呉羽本郷店	ŤŤ	T T	10:00	14:00	ĬĬ	Ť	
呉羽高校前(新港東口行き)	ĬĬ	ÌÌ	10.00	11.00	ĬĬ	1 1	
呉羽高校前(呉羽駅行き)	07:37	08:02	10:07	14:07	16:58	18:13	
吳羽駅前	07:39	08:04	10:09	14:09	17:00	18:15	
ラマ クク 同八 日リ	07.08	00.04	10.03	14.03	17.00	10.13	

<u>⑥新湊·</u> 呉羽駅線	2021年08月01日 改正						
	1	2	3	4	5	6	
		(6)新湊・呉	(6)新湊・呉				
	(6)新湊•呉	羽駅線(呉 羽駅前→海	羽駅線(呉 羽駅前→海	(6)新湊•呉	(6)新湊・呉	(6)新湊・呉	
	羽駅線(呉 羽駅前→海	老江中町	老江中町	羽駅線(呉 羽駅前→海	羽駅線(呉 羽駅前→海	羽駅線(呉 羽駅前→新	
	老江中町)	アルピス、大	アルピス、大	老江中町)	老江中町)	港東口)	
		阪屋ショップ 経由)	阪屋ショップ 経由)				
		12.07	12.07				
					平日	平日	
呉羽駅前	08:10	10:56	14:50	16:10	17:25	18:40	
呉羽高校前(呉羽駅行き)	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow					
呉羽高校前(新港東口行き)	08:12	10:58	14:52	16:12	17:27	18:42	
アルビス呉羽本郷店	$\downarrow \downarrow$	11:04	14:58	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	
大阪屋ショップ呉羽店	J J	11:08	15:02	J J	↓ ↓	\downarrow \downarrow	
富山短期大学前	08:17	11:12	15:06	16:17	17:32	18:47	
白石21区	08:21	11:16	15:10	16:21	17:36	18:51	
白石口	08:22	11:17	15:11	16:22	17:37	18:52	
白石神社前	08:22	11:17	15:11	16:22	17:37	18:52	
倉垣小杉口	08:22	11:17	15:11	16:22	17:37	18:52	
加茂中部西	08:23	11:18	15:12	16:23	17:38	18:53	
加茂コミュニティ施設前	08:23	11:18	15:12	16:23	17:38	18:53	
加茂中部	08:24	11:19	15:13	16:24	17:39	18:54	
下地区コミュニティセンター前	08:24	11:19	15:13	16:24	17:39	18:54	
いみず苑口	08:26	11:21	15:15	16:26	17:41	18:56	
七美幼稚園前	08:27	11:22	15:16	16:27	17:42	18:57	
八島口	08:28	11:23	15:17	16:28	17:43	18:58	
サンビレッジ新湊前	08:29	11:24	15:18	16:29	17:44	18:59	
海老江中町	08:30	11:25	15:19	16:30	17:45	19:00	
県営住宅前	08:31	_	_	_	_	19:01	
海老江七軒	08:31	_	_	_	_	19:01	
槍ケ崎	08:32	_	_	_	_	19:02	
練合	08:33	_	_	_	_	19:03	
練合東口	08:34	_	_	_	_	19:04	
足洗潟公園口	08:35	_	_	_	_	19:05	
足洗公民館前	08:37	_	_	_	_	19:07	
本江コミュニティセンター前	08:38	_	_	_	_	19:08	
中新公民館前	08:39	_	_	_	_	19:09	
針山地蔵前	08:40	_	_	_	_	19:10	
富山高専口	08:41	_	_	_	_	19:11	
海老江中町	08:44	_	_	_	_	19:14	
海老江西町東	08:44	_	_	_	_	19:14	
海老江西町	08:45	_	_	_	_	19:15	
海老江海浜公園口	08:45	_	_	_	_	19:15	
浜開	08:46	_	_	_	_	19:16	
射北中学校前	08:46	_		_	_	19:16	
草岡町前	08:47	_	_	_	_	19:17	
堀岡古明神	08:47	_	_	_	_	19:17	
堀岡東町	08:48	_		_	_	19:18	
堀岡中町	08:49	_	_	_	_	19:19	
新港東口	08:50		_	_	_	19:20	

土日祝

⑦新湊·小杉線 2021年08月01日 改正

		<u> </u>	3月01日	攻止													
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
	(7)新湊•小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊•小	(7)新湊•小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊•小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊•小	(7)新湊•小	(7)新湊・小	(7)新湊・小	(7)新湊・小
	杉線(クロス ベイ新湊→	┃ 杉線(クロス ┃ ベイ新湊→	杉線(快	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(快	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(快	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(快	│ 杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(クロス ペイ新湊→	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(クロス ベイ新湊→	杉線(快
	鷲塚東 手	鷲塚東 手	速:クロスベイ	鷲塚東 手	鷲塚東 手	速:クロスベイ	鷲塚東 手	鷲塚東 手	速:クロスベイ	鷲塚東 手	鷲塚東 手	速:加スベイ	鷲塚東 手	鷲塚東 手	鷲塚東 手	鷲塚東 手	速:クロスベイ
	崎不通過、	崎不通過、	新湊→小 杉駅南口)	崎経由、針	崎経由、針	制 新湊→小 杉駅南口)	崎経由、針	崎経由、針	制養→小 杉駅南口)	崎経由、針	崎経由、針	新湊→小 杉駅南口)	崎経由、針	崎経由、針	崎経由、針	崎経由、針	新湊→小 杉駅南口)
	針原経由)	針原経由)	129/1111-7	原不通過)	原不通過)	1/29/(17) /	原不通過)	原不通過)	129/1111-7	原不通過)	原不通過)	12 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	原不通過)	原不通過)	原不通過)	原不通過)	12 a/(III III /
	平日	平日	平日			平日			平日			平日		平日	平日	平日	平日
クロスベイ新湊	07:00	07:40	08:40	09:06	10:06	10:24	11:06	12:06	12:40	13:06	14:06	14:40	15:06	16:06	17:06	18:07	18:40
本町3丁目	07:01	07:41	1	09:07	10:07	1	11:07	12:07	↓ ↓	13:07	14:07	↓ ↓	15:07	16:07	17:07	18:08	
富山銀行前	07:02	07:42	1	09:08	10:08	↓ ↓	11:08	12:08	↓ ↓	13:08	14:08	↓ ↓	15:08	16:08	17:08	18:09	↓ ↓
かぐら橋口	07:03	07:43	1 1	09:09	10:09	1 1	11:09	12:09	↓ ↓	13:09	14:09	↓ ↓	15:09	16:09	17:09	18:10	
あゆの風センター	07:04	07:44	↓ ↓	09:10	10:10	1	11:10	12:10	1	13:10	14:10	↓ ↓	15:10	16:10	17:10	18:11	
新湊信用金庫前	07:05	07:45	↓ ↓	09:11	10:11	↓ ↓	11:11	12:11	↓ ↓	13:11	14:11	↓ ↓	15:11	16:11	17:11	18:12	↓ ↓ ↓
中新湊駅前	07:06	07:46	08:43	09:12	10:12	10:27	11:12	12:12	12:43	13:12	14:12	14:43	15:12	16:12	17:12	18:13	18:43
姫野口	07:07	07:47	1 1	09:13	10:13	1	11:13	12:13	↓ ↓	13:13	14:13	↓ ↓	15:13	16:13	17:13	18:14	
金屋古志野神社前	07:08	07:48	↓ ↓	09:14	10:14	1 1 1	11:14	12:14	↓ ↓	13:14	14:14	↓ ↓	15:14	16:14	17:14	18:15	
新港の森	07:09	07:49	↓ ↓ ↓	09:15	10:15	↓ ↓ ↓	11:15	12:15	↓ ↓	13:15	14:15	↓ ↓ ↓	15:15	16:15	17:15	18:16	
新湊アイシン軽金属スポーツセンター前(新湊総合体育館前)	07:12	07:52	↓ ↓	09:18	10:18	1 1	11:18	12:18	1 1	13:18	14:18	1 1	15:18	16:18	17:18	18:19	1 1
新生町	07:15	07:55	↓ ↓	09:21	10:21	↓ ↓	11:21	12:21	↓ ↓	13:21	14:21	\downarrow \downarrow	15:21	16:21	17:21	18:22	↓ ↓
市民病院	07:17	07:57	08:51	09:23	10:23	10:35	11:23	12:23	12:51	13:23	14:23	14:51	15:23	16:23	17:23	18:24	18:51
	07:22	08:01	00.01	09:28	10:28	10.00	11:28	12:28	12.01	13:28	14:28	14.51	15:28	16:28	17:28	18:29	10.51
鏡宮北	07:24	08:03	\downarrow \downarrow	09:30	10:30	↓ ↓ ↓	11:30	12:30	↓ ↓ ↓	13:30	14:30	↓ ↓	15:30	16:30	17:30	18:31	↓ ↓ ↓
カモンパーク新湊	07:24	08:03	\downarrow \downarrow	09:30	10:30	↓ ↓ ↓	11:30	12:30	↓ ↓ ↓	13:30	14:30	\downarrow \downarrow	15:30	16:30	17:30	18:31	
鏡宮公民館前	07:26	08:05	\downarrow \downarrow	09:32	10:32	↓ ↓ ↓	11:32	12:32	↓ ↓	13:32	14:32	\downarrow \downarrow	15:32	16:32	17:32	18:33	\downarrow \downarrow
殿村口	07:27	08:06	\downarrow \downarrow	09:33	10:33	↓ ↓ ↓	11:33	12:33	↓ ↓ ↓	13:33	14:33	\downarrow \downarrow	15:33	16:33	17:33	18:34	
殿村公民館前	07:28	08:07	\downarrow \downarrow	09:34	10:34	\downarrow \downarrow	11:34	12:34	↓ ↓ ↓	13:34	14:34	\downarrow \downarrow	15:34	16:34	17:34	18:35	\downarrow \downarrow
今井公民館前	07:30	08:09	\downarrow \downarrow	09:36	10:36	\downarrow \downarrow	11:36	12:36	↓ ↓	13:36	14:36	\downarrow \downarrow	15:36	16:36	17:36	18:37	\downarrow \downarrow
今井南口	07:31	08:10	\downarrow \downarrow	09:37	10:37	\downarrow \downarrow	11:37	12:37	\downarrow \downarrow	13:37	14:37	\downarrow \downarrow	15:37	16:37	17:37	18:38	↓ ↓
今開発北	07:32	08:11	\downarrow \downarrow	09:38	10:38	\downarrow \downarrow	11:38	12:38	\downarrow \downarrow	13:38	14:38	\downarrow \downarrow	15:38	16:38	17:38	18:39	\downarrow \downarrow
今開発	07:32	08:11	\downarrow \downarrow	09:38	10:38	\downarrow \downarrow	11:38	12:38	\downarrow \downarrow	13:38	14:38	\downarrow \downarrow	15:38	16:38	17:38	18:39	
イータウン	07:34	08:13	\downarrow \downarrow	09:40	10:40	\downarrow \downarrow	11:40	12:40	↓ ↓	13:40	14:40	\downarrow \downarrow	15:40	16:40	17:40	18:41	
市役所前	07:38	08:17	08:59	09:44	10:44	10:43	11:44	12:44	12:59	13:44	14:44	14:59	15:44	16:44	17:44	18:45	18:59
小杉高校北	07:41	08:20	\downarrow \downarrow	09:47	10:47	↓ ↓	11:47	12:47	↓ ↓	13:47	14:47	\downarrow \downarrow	15:47	16:47	17:47	18:48	
一番町	07:43	08:22	\downarrow \downarrow	09:49	10:49	↓ ↓	11:49	12:49	↓ ↓	13:49	14:49	\downarrow \downarrow	15:49	16:49	17:49	18:50	↓ ↓
小杉駅前	07:46	08:25	09:06	09:52	10:52	10:50	11:52	12:52	13:06	13:52	14:52	15:06	15:52	16:52	17:52	18:53	19:06
小杉駅南口	\downarrow \downarrow	1 1	09:10	09:56	10:56	10:54	11:56	12:56	13:10	13:56	14:56	15:10	15:56	16:56	17:56	18:57	19:10
戸破	\downarrow \downarrow	1 1		10:02	11:02	_	12:02	13:02	_	14:02	15:02	_	16:02	17:02	18:02	19:03	_
小杉東口	\downarrow \downarrow	↓ ↓	_	10:03	11:03	_	12:03	13:03	_	14:03	15:03	_	16:03	17:03	18:03	19:04	_
昭和通り	\downarrow \downarrow	↓ ↓	_	10:04	11:04	_	12:04	13:04	_	14:04	15:04	_	16:04	17:04	18:04	19:05	_
手崎	1 1	\downarrow \downarrow	_	10:05	11:05	_	12:05	13:05	_	14:05	15:05	_	16:05	17:05	18:05	19:06	_
手崎東口	1 1	1 1	_	10:06	11:06	_	12:06	13:06	_	14:06	15:06	_	16:06	17:06	18:06	19:07	_
針原北	07:53	08:32	_	↓ ↓	$\downarrow \downarrow$	_	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	_	$\downarrow \downarrow$	1 1 1	_	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	1 1 1	$\downarrow \downarrow$	_
針原南	07:54	08:33		i i	ij	_	ij	↓ ↓		ij			↓ ↓	i i	↓ ↓	ij	_
鷲塚口	07:56	08:35	_	10:07	11:07	_	12:07	13:07	_	14:07	15:07		16:07	17:07	18:07	19:08	_
鷲 塚東	07:57	08:36	_	10:08	11:08	_	12:08	13:08	_	14:08	15:08	_	16:08	17:08	18:08	19:09	_
馬 	07.07	00.00		10.00	11.00		12.00	1 10.00		17.00	1 10.00		10.00	17.00	10.00	19.08	

⑦新湊·小杉線 2021年08月01日 改正

<u>⑦新湊·小杉線</u>		2021年08	3月01日 司	以止															
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	(7)新湊·小 杉線(鷲塚 東→クロスベ	(7)新湊·小 杉線(鷲塚 東→クロスベ	(7)新湊·小 杉線(快速: 小杉駅南口	(7)新湊・小 杉線(鷲塚 東→クロスベ	(7)新湊·小 杉線(快速: 小杉駅南口	(7)新湊·小 杉線(鷲塚 東→クロスベ	(7)新湊·小 杉線(快速: 小杉駅南口	(7)新湊·小 杉線(鷲塚 東→クロスベ	(7)新湊·小 杉線(鷲塚 東→クロスベ	(7)新湊·小 杉線(鷲塚 東→クロスベ	(7)新湊·小 杉線(快速: 小杉駅南口	(7)新湊·小 杉線(鷲塚 東→クロスベ	(7)新湊·小 杉線(鷲塚 東→クロスベ	(7)新湊·小 杉線(快速: 小杉駅南口	(7)新湊・小 杉線(鷲塚 東→クロスへ*	(7)新湊・小 杉線(鷲塚 東→クロスベ	(7)新湊·小 杉線(快速: 小杉駅南口	(7)新湊・小 杉線(鷲塚 東→クロスへ	(7)新湊・小 杉線(鷲塚 東→クロスベ
	イ新湊 針 原、イータウン 不通過)	イ新湊 針 原不通過)	→クロスへ・イ 新湊)	イ新湊 針 原不通過)	→クロスへ・イ 新湊)	イ新湊 針 原不通過)	→クロスへ・イ 新湊)	イ新湊 針 原不通過)	イ新湊 針 原不通過)	イ新湊 針 原不通過)	→クロスへ・イ 新湊)	イ新湊 針 原不通過)	イ新湊 針 原不通過)	→クロスへ・イ 新湊)	イ新湊 針 原不通過)	イ新湊 針 原経由)	→クロスへ・イ 新湊)	イ新湊 針 原経由)	イ新湊 針 原不通過)
	平日	平日	平日	平日	平日		平日				平日			平日		平日	平日	平日	平日
 鷲塚東	07:10	08:03		09:09		10:09		11:09	12:09	13:09	_	14:09	15:09	_	16:09	17:09		18:09	19:09
票塚 覧塚口	1.1.	↓ ↓	_	↓ ↓	_	1.1	_	11.00	12.00	10.00	_	1.55	10.00	_	1.1	↓ ↓	_	↓ ↓	1 1
針原南	ĬĬ	Ť	_	ijij		ÌÌ	_	ÌÌ	ìi	ìi	_	ŢŢ	ìi	_	įį	17:13	_	18:13	↓ į
針原北	ijij	ij	_	ii	_	ìi	_	ij	l i i	ii	_	ÌÌ	l i i	_	ij	17:12	_	18:12	│
手崎東口	07:12	08:05	_	09:11		10:11	_	11:11	12:11	13:11		14:11	15:11	_	16:11	17:15		18:15	19:11
手崎	07:13	08:06	_	09:12	_	10:12	_	11:12	12:12	13:12	_	14:12	15:12	_	16:12	17:16		18:16	19:12
昭和通り	07:14	08:07	_	09:13	_	10:13	_	11:13	12:13	13:13	_	14:13	15:13	_	16:13	17:17		18:17	19:13
小杉東口	07:15	08:08	_	09:14	_	10:14	_	11:14	12:14	13:14	_	14:14	15:14	_	16:14	17:18	_	18:18	19:14
戸破	07:16	08:09	_	09:15	_	10:15	_	11:15	12:15	13:15	_	14:15	15:15	_	16:15	17:19	_	18:19	19:15
小杉駅前	07:18	08:11	_	09:17	_	10:17	_	11:17	12:17	13:17		14:17	15:17	_	16:17	17:22	_	18:22	19:17
小杉駅南口	07:22	08:15	08:07	09:21	09:16	10:21	10:56	11:21	12:21	13:21	13:11	14:21	15:21	15:11	16:21	↓ ↓	17:06	$\downarrow \downarrow$	19:21
小杉駅前	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	08:11	\downarrow \downarrow	09:20	↓ ↓	11:00	\downarrow \downarrow	↓ ↓	↓ ↓	13:15	$\downarrow \downarrow$	↓ ↓	15:15	$\downarrow \downarrow$	↓ ↓	17:10	l i i	1 1 1
一番町	07:25	08:18	$\downarrow \downarrow$	09:24	$\downarrow \downarrow$	10:24	$\downarrow \downarrow$	11:24	12:24	13:24	\downarrow \downarrow	14:24	15:24	$\downarrow \downarrow$	16:24	17:24	1 1	18:24	19:24
小杉高校北	\downarrow \downarrow	08:20	$\downarrow \downarrow$	09:26	\downarrow \downarrow	10:26	\downarrow \downarrow	11:26	12:26	13:26	↓ ↓	14:26	15:26	\downarrow \downarrow	16:26	17:26	1 1	18:26	19:26
市役所前	\downarrow \downarrow	08:24	08:18	09:30	09:27	10:30	11:07	11:30	12:30	13:30	13:22	14:30	15:30	15:22	16:30	17:30	17:17	18:30	19:30
イータウン	\downarrow \downarrow	08:27	$\downarrow \downarrow$	09:33	\downarrow \downarrow	10:33	$\downarrow \downarrow$	11:33	12:33	13:33	↓ ↓	14:33	15:33	\downarrow \downarrow	16:33	17:33	1 1	18:33	19:33
今開発	07:27	08:29	$\downarrow \downarrow$	09:35	\downarrow \downarrow	10:35	\downarrow \downarrow	11:35	12:35	13:35	\downarrow \downarrow	14:35	15:35	\downarrow \downarrow	16:35	17:35	1 1	18:35	19:35
今開発北	07:27	08:29	$\downarrow \downarrow$	09:35	\downarrow \downarrow	10:35	$\downarrow \downarrow$	11:35	12:35	13:35	↓ ↓	14:35	15:35	\downarrow \downarrow	16:35	17:35	1 1	18:35	19:35
今井南口	07:28	08:30	\downarrow \downarrow	09:36	\downarrow \downarrow	10:36	\downarrow \downarrow	11:36	12:36	13:36	↓ ↓	14:36	15:36	↓ ↓	16:36	17:36	1 1	18:36	19:36
今井公民館前	07:29	08:31	\downarrow \downarrow	09:37	\downarrow \downarrow	10:37	\downarrow \downarrow	11:37	12:37	13:37	↓ ↓	14:37	15:37	↓ ↓	16:37	17:37	↓ ↓	18:37	19:37
殿村公民館前	07:30	08:32	\downarrow \downarrow	09:38	\downarrow \downarrow	10:38	\downarrow \downarrow	11:38	12:38	13:38	↓ ↓	14:38	15:38	↓ ↓	16:38	17:38	1 1	18:38	19:38
殿村口	07:31	08:33	\downarrow \downarrow	09:39	\downarrow \downarrow	10:39	↓ ↓	11:39	12:39	13:39	↓ ↓	14:39	15:39	↓ ↓	16:39	17:39	1 1	18:39	19:39
鏡宮公民館前	07:32	08:34	\downarrow \downarrow	09:40	\downarrow \downarrow	10:40	↓ ↓	11:40	12:40	13:40	↓ ↓	14:40	15:40	↓ ↓	16:40	17:40	1 1	18:40	19:40
カモンパーク新湊	07:34	08:36	\downarrow \downarrow	09:42	\downarrow \downarrow	10:42	\downarrow \downarrow	11:42	12:42	13:42	↓ ↓	14:42	15:42	↓ ↓	16:42	17:42	1 1	18:42	19:42
鏡宮北	07:35	08:37	\downarrow \downarrow	09:43	\downarrow \downarrow	10:43	\downarrow \downarrow	11:43	12:43	13:43	↓ ↓	14:43	15:43	↓ ↓	16:43	17:43	1 1	18:43	19:43
市民病院	07:37	08:39 08:43	08:26	09:45 09:49	09:35	10:45 10:49	11:15	11:45 11:49	12:45 12:49	13:45 13:49	13:30	14:45 14:49	15:45 15:49	15:30	16:45 16:49	17:45 17:50	17:25	18:45 18:50	19:45 19:49
新生町	07:39	08:45	$\downarrow \downarrow$	09:51	$\downarrow \downarrow$	10:51	$\downarrow \downarrow$	11:51	12:51	13:51	\downarrow \downarrow	14:51	15:51	\downarrow \downarrow	16:51	17:52	1 1	18:52	19:51
新湊アイシン軽金属スポーツセンター前(新湊総合体育館前)	07:42	08:48	↓ ↓	09:54	↓ ↓	10:54	1 1	11:54	12:54	13:54	1 1	14:54	15:54	1 1	16:54	17:55	↓ ↓	18:55	19:54
新港の森	07:45	08:51	$\downarrow \downarrow$	09:57	$\downarrow \downarrow$	10:57	$\downarrow \downarrow$	11:57	12:57	13:57	\downarrow \downarrow	14:57	15:57	$\downarrow \downarrow$	16:57	17:58	1 1	18:58	19:57
金屋古志野神社前	07:46	08:52	i i	09:58	1 1	10:58	Į į	11:58	12:58	13:58	j j	14:58	15:58	↓ ↓	16:58	17:59	1 1	18:59	19:58
姫野口	07:47	08:53	$\downarrow \downarrow$	09:59	$\downarrow \downarrow$	10:59	$\downarrow \downarrow$	11:59	12:59	13:59	\downarrow \downarrow	14:59	15:59	$\downarrow \downarrow$	16:59	18:00	1 1	19:00	19:59
中新湊駅前	07:48	08:54	08:34	10:00	09:43	11:00	11:23	12:00	13:00	14:00	13:38	15:00	16:00	15:38	17:00	18:01	17:33	19:01	20:00
新湊信用金庫前	07:49	08:55	\downarrow \downarrow	10:01	\downarrow \downarrow	11:01	\downarrow \downarrow	12:01	13:01	14:01	↓ ↓	15:01	16:01	\downarrow \downarrow	17:01	18:02	↓ ↓	19:02	20:01
あゆの風センター	07:50	08:56	$\downarrow \downarrow$	10:02	\downarrow \downarrow	11:02	$\downarrow \downarrow$	12:02	13:02	14:02	↓ ↓	15:02	16:02	\downarrow \downarrow	17:02	18:03	↓ ↓	19:03	20:02
かぐら橋口	07:51	08:57	$\downarrow \downarrow$	10:03	\downarrow \downarrow	11:03	\downarrow \downarrow	12:03	13:03	14:03	\downarrow \downarrow	15:03	16:03	\downarrow \downarrow	17:03	18:04	↓ ↓	19:04	20:03
富山銀行前	07:52	08:58	$\downarrow \downarrow$	10:04	\downarrow \downarrow	11:04	\downarrow \downarrow	12:04	13:04	14:04	↓ ↓	15:04	16:04	\downarrow \downarrow	17:04	18:05	↓ ↓	19:05	20:04
本町3丁目	07:53	08:59	\downarrow \downarrow	10:05	\downarrow \downarrow	11:05	\downarrow \downarrow	12:05	13:05	14:05	↓ ↓	15:05	16:05	\downarrow \downarrow	17:05	18:06	↓ ↓	19:06	20:05
クロスベイ新湊	07:54	09:00	08:37	10:06	09:46	11:06	11:26	12:06	13:06	14:06	13:41	15:06	16:06	15:41	17:06	18:07	17:36	19:07	20:06

<u></u> ⑧小杉駅·大島中央征	盾環線		2021年08	3月01日 3			
	1	2	3	4	5	6	7
	(8)小杉駅・	(8)小杉駅・	(8)小杉駅・	(8)小杉駅・	(8)小杉駅・	(8)小杉駅・	(8)小杉駅・
	大島中央環 状線(左回	大島中央環	大島中央環	大島中央環	大島中央環	大島中央環	大島中央環
	仏線(左凹 り・大門高	状線(左回	状線(左回	状線(左回	状線(左回	状線(左回 り・大門高	状線(左回 り・大門高
	校経由)	9)	9)	9)	9)	校経由)	校経由)
	平日						平日
小杉駅南口	07:17	09:30	10:15	13:45	14:30	17:30	18:30
小杉駅前	07:21	09:34	10:19	13:49	14:34	17:34	18:34
三ケ北	07:22	09:35	10:20	13:50	14:35	17:35	18:35
三ケコミュニティセンター前	07:23	09:36	10:21	13:51	14:36	17:36	18:36
小杉高校北	07:24	09:37	10:22	13:52	14:37	17:37	18:37
イータウン	07:26	09:39	10:24	13:54	14:39	17:39	18:39
市役所前	07:30	09:43	10:28	13:58	14:43	17:43	18:43
絵本館口	07:32	09:45	10:30	14:00	14:45	17:45	18:45
北高木	07:35	09:48	10:33	14:03	14:48	17:48	18:48
小島北	07:36	09:49	10:34	14:04	14:49	17:49	18:49
小島	07:37	09:50	10:35	14:05	14:50	17:50	18:50
アプリオ前	07:38	09:51	10:36	14:06	14:51	17:51	18:51
大島分庁舎前	07:40	09:53	10:38	14:08	14:53	17:53	18:53
赤井市営住宅口	07:41	09:54	10:39	14:09	14:54	17:54	18:54
赤井口	07:42	09:55	10:40	14:10	14:55	17:55	18:55
赤井コミュニティ21前	07:43	09:56	10:41	14:11	14:56	17:56	18:56
大門高校西	07:46	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	17:59	18:59
本田	07:50	09:59	10:44	14:14	14:59	18:03	19:03
真生会富山病院前	07:52	10:01	10:46	14:16	15:01	18:05	19:05
下条新	07:53	10:02	10:47	14:17	15:02	18:06	19:06
一条口	\downarrow \downarrow	10:05	10:50	14:20	15:05	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow
小杉中学校口	\downarrow \downarrow	10:06	10:51	14:21	15:06	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow
小杉駅南口	07:57	10:07	10:52	14:22	15:07	18:10	19:10

⑧小杉駅·大島中央	2021年08月01日 改正					
	1	2	3	4	5	6
	(8)小杉駅・ 大島中央環 状線(右回 り・大門高 校経由)	(8)小杉駅・ 大島中央環 状線(右回 り)	(8)小杉駅・ 大島中央環 状線(右回 り)	(8)小杉駅・ 大島中央環 状線(右回 り)	(8)小杉駅・ 大島中央環 状線(右回 り)	(8)小杉駅・ 大島中央環 状線(右回 り・大門高 校経由)
小杉駅南口	07:57	08:40	11:30	12:15	15:45	16:30
小杉中学校口	$\downarrow \downarrow$	08:41	11:31	12:16	15:46	$\downarrow \downarrow$
一条口	\downarrow \downarrow	08:42	11:32	12:17	15:47	$\downarrow \downarrow$
下条新	08:01	08:45	11:35	12:20	15:50	16:34
真生会富山病院前	08:03	08:47	11:37	12:22	15:52	16:36
本田	08:04	08:48	11:38	12:23	15:53	16:37
大門高校西	08:08	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$	↓ ↓	↓ ↓	16:41
赤井コミュニティ21前	08:11	08:51	11:41	12:26	15:56	16:44
赤井口	08:12	08:52	11:42	12:27	15:57	16:45
赤井市営住宅口	08:13	08:53	11:43	12:28	15:58	16:46
大島分庁舎前	08:14	08:54	11:44	12:29	15:59	16:47
アプリオ前	08:16	08:56	11:46	12:31	16:01	16:49
小島	08:17	08:57	11:47	12:32	16:02	16:50
小島北	08:18	08:58	11:48	12:33	16:03	16:51
北高木	08:19	08:59	11:49	12:34	16:04	16:52
絵本館口	08:22	09:02	11:52	12:37	16:07	16:55
市役所前	08:24	09:04	11:54	12:39	16:09	16:57
イータウン	08:28	09:08	11:58	12:43	16:13	17:01
小杉高校北	08:30	09:10	12:00	12:45	16:15	17:03
三ケコミュニティセンター前	08:31	09:11	12:01	12:46	16:16	17:04
三ケ北	08:32	09:12	12:02	12:47	16:17	17:05
小杉駅前	08:33	09:13	12:03	12:48	16:18	17:06
小杉駅南口	08:37	09:17	12:07	12:52	16:22	17:10

2021年08月01日 改正

<u> </u>	冰	
	1	2
	(9)浅井·越 中大門駅線 (串田本村 →大門高校 西)	(9)浅井・越 中大門駅線 (ほたる野 ヴィレッジ →大門中学 校)
	冬	冬
	平日	平日
牧田	07:10	
串田本村北	07:10	_
串田本村	07:11	_
西村構造改善センター前	07:12	_
西広上	07:14	_
広上構造改善センター前	07:16	_
ほたる野ヴィレッジ	07:17	07:17
ほたる野ヴィレッジ北	07:18	07:18
上条団地公民館前	07:19	\downarrow \downarrow
小泉口	07:20	\downarrow \downarrow
浅井コミュニティセンターロ	07:28	\downarrow \downarrow
土合南	07:30	\downarrow \downarrow
土合公民館前	07:31	\downarrow \downarrow
土合	07:32	\downarrow \downarrow
土合北部公民館前	07:33	\downarrow \downarrow
土合北部	07:34	\downarrow \downarrow
大門錦町中	07:35	\downarrow \downarrow
大門中町	07:36	\downarrow \downarrow
田町公民館前	07:37	\downarrow \downarrow
越中大門駅	07:38	\downarrow \downarrow
大島南部公園前	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow
JAいみず野前	07:40	\downarrow \downarrow
大門中学校	07:41	07:33
大門高校西	07:42	_

冬 = 12月~2月の平日のみ運行

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
	1	2
	(9)浅井·越 中大門駅線 (大門高校 西→串田本 村)	(9)浅井·越 中大門駅線 (大門高校 西→串田本 村)
	冬	冬
	平日	平日
大門高校西	16:25	17:55
大門中学校	16:26	17:56
JAいみず野前	16:27	17:57
大島南部公園前	16:28	17:58
越中大門駅	16:28	17:58
田町公民館前	16:29	17:59
大門中町	16:30	18:00
大門錦町中	16:32	18:02
土合北部	16:34	18:04
土合北部公民館前	16:35	18:05
土合	16:36	18:06
土合公民館前	16:37	18:07
土合南	16:38	18:08
浅井コミュニティセンターロ	16:40	18:10
上条	16:42	18:12
小泉口	16:45	18:15
上条団地公民館前	16:46	18:16
ほたる野ヴィレッジ北	16:47	18:17
ほたる野ヴィレッジ	16:48	18:18
小泉	16:49	18:19
広上構造改善センター前	16:53	18:23
西広上	16:55	18:25
西村構造改善センター前	16:57	18:27
串田本村	16:58	18:28
串田本村北	16:59	18:29
牧田	16:59	18:29
大門コミュニティセントー	17:03	18:33

冬 = 12月~2月の平日のみ運行

<u>心御田·越中大門駅</u>	<u> </u>
	1
	(10)櫛田・ 大門経由小 杉駅線(松
	原公民館前
	→大門高校 西)
	冬
	平日
松原公民館前	07:10
弓の清水	07:11
新田公民館前	07:13
大久保公民館前	07:15
竹原構造改善センター前	07:16
梅ノ木公民館前	07:18
山ノ谷	07:21
宮新田	07:25
櫛田	07:27
南荒町	07:29
北荒町	07:30
パークゴルフ南郷前	07:31
生源寺	07:32
円池口	07:32
布目沢	\downarrow \downarrow
布目沢集会所前	07:36
大門コミュニティセントー	\downarrow \downarrow
大門企業団地	07:38
堀内南	07:39
堀内	07:40
下条構造改善センター前	07:41
大門地区センター前	07:43
	07:44
大門中学校前	07:47
大島南部公園前	07:49
越中大門駅	07:50
大島南部公園前	07:51
JAいみず野前	07:52
大門中学校	07:53
大門高校	07:54

冬 = 12月~2月の平日のみ運行

<u>⑩櫛田·越中大門駅網</u>	線	
	1	2
	(10)櫛田・ 大門経由小 杉駅線(大 門高校→円 池口)	(10)櫛田・ 大門経由小 杉駅線(大 門高校→円 池口)
	冬	冬
	平日	平日
大門高校	16:51	17:53
大門中学校	16:52	17:54
JAいみず野前	16:53	17:55
大島南部公園前	16:54	17:56
越中大門駅	16:55	17:57
大島南部公園前	16:56	17:58
大門中学校前	16:58	18:00
二口	17:01	18:03
大門地区センター前	17:02	18:04
下条構造改善センター前	17:04	18:06
堀内	17:05	18:07
堀内南	17:06	18:08
大門企業団地	17:07	18:09
大門コミュニティセントー	17:08	\downarrow \downarrow
布目沢集会所前	17:12	18:11
布目沢	17:13	18:12
南荒町	17:15	18:14
櫛田	17:16	18:15
松原公民館前	17:17	18:16
弓の清水	17:18	18:17
新田公民館前	17:20	18:19
大久保公民館前	17:22	18:21
竹原構造改善センター前	17:23	18:22
梅ノ木公民館前	17:25	18:24
山ノ谷	17:28	18:27
宮新田	17:32	18:31
櫛田	17:34	18:33
南荒町	1:736	18:35
北荒町	17:37	18:36
パークゴルフ南郷前	17:38	18:37
円池口	17:39	18:38
大門コミュニティセントー	17:42	_

冬 = 12月~2月の平日のみ運行

⑪小杉駅・水戸田経由大門線

2021年08月01日 改正

①小杉駅 · 水戸田経由大門線

2021年08月01日 改正

	1 / \ 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	1	2
	(11)水戸	(11)水戸
	田·越中大	田·越中大
	門駅線(橋	門駅線(五
	下条→越中	
	大門駅)	駅南口)
	冬	冬
	平日	平日
橋下条	07:30	_
水戸田口	07:32	_
匠の里口	07:32	_
水戸田	07:33	_
若林	07:34	_
市井	07:35	_
大門コミュニティセントー	\downarrow \downarrow	_
大門企業団地	\downarrow \downarrow	_
グリーンヒルズ若草病院前	07:38	_
藤巻公民館前	07:39	_
開口西	07:40	_
大門本江	07:41	
あおば台	07:42	_
ニロコミュニティセンター前	07:43	_
大門小学校西	07:44	
中村	07:45	
大門高校西	07:47	
大門中学校	07:48	
越中大門駅	07:52	
大島南部公園前		
JAいみず野前	_	_
大門中学校	_	_
大門高校前	_	_
五歩一	_	07:45
橋下条コミュニティセンター前	_	07:47
二ノ井公民館前		07:48
一条		07:51
小杉中学校口	_	07:54
小杉駅南口	_	07:55

仅 - 1	2 FL ~ 2 F	コマラ	のみ運行

<u> </u>	<u> 出入门锅</u>	
	1	2
	(11)水戸	(11)水戸
	田・越中大	田・越中大
	門駅線(越中大門駅→	門駅線(越 中大門駅→
	橋下条)	橋下条)
	冬	冬
	平日	平日
小杉駅南口	16:30	17:40
小杉中学校口	16:31	17:41
一条	16:34	17:44
二ノ井公民館前	16:37	17:47
橋下条コミュニティセンター前	16:38	17:48
五歩一	16:40	17:50
大門高校前	16:47	17:57
大門中学校	16:49	17:59
JAいみず野前	16:50	18:00
大島南部公園前	16:51	18:01
越中大門駅	16:52	18:02
大門中学校	16:56	18:06
大門高校西	16:57	18:07
中村	16:59	18:09
大門小学校西	17:00	18:10
ニロコミュニティセンター前	17:01	18:11
あおば台	17:02	18:12
大門本江	17:03	18:13
開口西	17:04	18:14
藤巻公民館前	17:05	18:15
グリーンヒルズ若草病院前	17:06	18:16
大門企業団地	17:07	18:17
大門コミュニティセントー	17:08	18:18
市井	17:10	18:20
若林	17:11	18:21
水戸田	17:12	18:22
匠の里口	17:13	18:23
水戸田口	17:13	18:23
橋下条	17:15	18:25

冬 = 12月~2月の平日のみ運行

⑫小杉駅・金山線			2021年08
	1	2	3
	(12)小杉	(12)小杉	(12)小杉
	駅·金山線	駅·金山線	駅·金山線
	(往路1便 宿屋→小杉	(往路2便 真生会富山	(往路3便
	駅南口)	東王云畠山 病院経由)	五官野経 由)
	aj(IT) III /	/P3196/11 1117	/
	平日		
小杉駅南口		09:00	14:35
一番町南		09:00	14:35
伊勢領		09:02	14:37
真生会富山病院前		09:05	↓ ↓
一条		09:08	14:39
•••			
ニノ井公民館前	_	09:11	14:41
橋下条コミュニティセンター前	-	09:11	14:41
五歩一	_	09:13	14:43
宿屋	07:22	09:16	14:46
青井谷公民館前	07:23	09:17	14:47
金山小学校前	07:24	09:18	14:48
林寺	↓ ↓	↓ ↓	\downarrow \downarrow
新屋敷	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$
三野	↓ ↓	09:22	\downarrow \downarrow
野手	07:27	09:21	14:51
水上谷口	07:28	11	14:52
五官野	07:29	ij	14:53
石畑池前	07:31	Ιί	14:55
三野	07:33	ÌÌ	14:57
新屋敷	07:34	09:23	14:58
林寺	07:35	09:24	14:59
小杉カントリーロ	07:39	09:28	15:03
上浄土寺	07:40	09:29	15:04
ニューエグエザー 浄土寺公民館前	07:40	09:29	15:05
金山小学校前			
	07:43	09:32	15:07
上野南	07:45	09:34	15:09
上野	07:47	09:36	15:11
平野	07:51	09:40	15:15
南太閤山12丁目	07:54	09:43	15:18
天池公園前	07:55	09:44	15:19
小杉南中学校前	07:55	09:44	15:19
中太閤山小学校前	↓ ↓	09:44	15:19
パスコ前	07:56	09:45	15:20
太閤山ランド前	↓ ↓	09:47	15:22
五歩一	08:03	09:52	15:27
橋下条コミュニティセンター前	08:05	09:54	15:29
二ノ井公民館前	08:05	09:54	15:29
太閤山小学校前	08:06	1 1	1 1
一条	08:08	09:56	15:31
真生会富山病院前	08:11	1 1	↓ ↓
伊勢領	08:13	09:58	15:33
一番町南	↓ ↓	1 1	↓ ↓
小杉駅南口	08:15	09:59	15:34
(1・1ン利/円)口	00.10	09.08	10.04

⑫小杉駅・金山線			2021年0	8月01日 i
	1 (12)小杉 駅·金山線 (復路1便	2 (12)小杉 駅・金山線 (復路2便	3 (12)小杉 駅·金山線 (復路3·4	4 (12)小杉 駅·金山線 (復路3·4
	真生会富山 病院経由)	太閤山小・	便 小杉駅 南口→宿	便 小杉駅 南口→宿
			<u>冬</u> 平日	 ⊓
	10.20	15.45	17:00	平日
	10:30	15:45 ↓ ↓	17:00	18:00
	10:32	15:47	17:02	18:02
真生会富山病院前	10:32	15:47	17:02	16:02
<u>吴王云虽山炳阮刖</u> 一条	10:30	15:54	17:04	18:04
太閤山小学校前	10.39	15:55	17.04	16.04
二ノ井公民館前	10:41	15:56	17:07	18:07
橋下条コミュニティセンター前	10:41	15:56	17:07	18:07
五歩一	10:41	15:58	17:07	18:07
	10:43	16:03	17:09	18:14
天池公園前	10:48	16:03	17:14	18:14
	10:48	16:04	17:14	18:15
中太閤山小学校前	10:49	16:04	17:15	18:15
パスコ前	10:49	16:05	17:16	18:16
太閤山ランド前	10:52	16:07	17:18	18:18
・	10.52	16:10	17:16	18:21
 上野	10:59	16:14	17:25	18:25
上野南	11:01	16:14	17:27	18:27
金山小学校前	11:02	16:18	17:28	18:28
— 並出小子校前 浄土寺公民館前	11:02	16:20	17:30	18:30
上浄土寺	11:03	16:21	17:31	18:31
エボエザ 小杉カントリーロ	11:04	16:23	17:32	18:32
_ ハ杉カンドリーロ_ 林寺	11:07	16:25	17:34	18:34
新屋敷	11:08	16:26	17:34	18:35
	11:08	16:26	17:35	18:36
	11:11	16:27	17:37	18:37
	11.11	16:28	17.37	16.37
五官野		16:29		1 1
	11	16:31	1 1	1 1
	11:16	16:36	17:42	18:42
	11:17	16:37	17:42	18:43
1日/庄 五歩一	11:20	16:40	17.40	10.40
橋下条コミュニティセンター前	11:22	16:42		
二ノ井公民館前	11:23	16:43		
一 <u>一</u> /开公氏時间 一条	11:25	16:45		
真生会富山病院前	11:29	↓ ↓		
, 共工云亩山树忧 <u>制</u> 伊勢領	11:32	16:47		
 一番町南	11:33	16:48		
小杉駅南口	11:36	16:51		
・1・1ン例ハ十1 日	11.00	土日祝も同一		
		그 다 가 이리		

冬 = 12月~2月の平日のみ運行

(3)a小杉地区循環線(東部循環	1)	2021年08	3月01日 3	女正		
	1	2	3	4	5	6	7
	l			l			(13a)小杉
	(13a)小杉	(13a)小杉	(13a)小杉	(13a)小杉	(13a)小杉	(13a)小杉	東部循環線
	東部循環線 (快速)	東部循環線 (左回り)	東部循環線 (左回り)	東部循環線 (左回り)	東部循環線 (左回り)	東部循環線 (左回り)	(左回り小 杉駅南口
	(大)	(在四9)	(在四9)	(在四9)	(在四9)	(在四9)	止)
	平日	22.25	10.15		45.45	10.10	平日
エスポワールこすぎ前		09:05	12:15	14:15	15:15	16:40	17:40
山本新		09:06	12:16	14:16	15:16	16:41	17:41
山本新公民館前	06.50	09:07	12:17	14:17	15:17	16:42	17:42
池多コミュニティセンター前 北野会館前	06:50	09:08 09:09	12:18 12:19	14:18 14:19	15:18 15:19	16:43 16:44	17:43 17:44
	1 1	09:09		14:19		16:44	17:44
椎土 土代	↓↓ 06:52	09:10	12:20 12:22	14:20	15:20 15:22	16:43	17:45
太閤山東県営住宅	06:52	09:12	12:23	14:23	15:23	16:48	17:47
東太閤山4丁目	06:55	09:13	12:24	14:24	15:24	16:49	17:49
			12:24	14:24		16:49	17:49
東太閤山3丁目 東太閤山北	06:57 06:57	09:15 09:15	12:25	14:25	15:25 15:25	16:50	17:50
黒河5区	↓ ↓	09:15	12:25	14:25	15:25	16:50	17:50
黒河1区	1 1	09:16	12:20	14:20	15:26	16:52	17:51
黒河2区	1 1	09:17	12:27	14:27	15:27	16:52	17:52
黒河コミュニティセンター	07:01	09:18	12:28	14:28	15:28	16:53	17:53
黒河3区	1 1	09:18	12:29	14:29	15:29	16:54	17:54
黒河4区	1 1	09:19	12:30	14:30	15:30	16:55	17:55
歌の森小学校前	1 1	09:20	12:30	14:30	15:30	16:55	17:55
小杉地区センターロ	1 1	09:20	12:30	14:30	15:30	16:56	17:55
	1 1	09:21	12:32	14:32	15:32	16:57	17:57
	1 1	09:22	12:32	14:32	15:32	16:58	17:57
利 木 円 アイザック小杉文化ホール前	- : :	09:23	12:33	14:33	15:34	16:58	17:58
中央図書館口	+ +	09:24	12:34	14:34	15:34	17:00	18:00
中山公園口	1 1	09:25	12:35	14:35		17:00	
	↓ ↓				15:35		18:00
太閤山1丁目	07:07	09:26	12:36	14:36	15:36	17:01	18:01
兜山公園前	$\downarrow \downarrow$	09:27	12:37	14:37	15:37	17:02	18:02
小杉中学校口	↓ ↓	09:28	12:38	14:38	15:38	17:03	18:03
小杉駅南口	07:10	09:29	12:39	14:39	15:39	17:04	18:04
	07.10	09:34	12:44	14:44	15:44	17:09	10.04
小杉中学校口	_	09:35	12:45	14:45	15:45	17:10	_
兜山公園前	_	09:36	12:46	14:46	15:46	17:11	_
太閤山1丁目	_	09:37	12:47	14:47	15:47	17:12	_
富山県立大学前	_	09:39	12:49	14:49	15:49	17:14	_
パスコ前	_	09:40	12:50	14:50	15:50	17:15	_
中太閤山小学校前	_	09:40	12:50	14:50	15:50	17:15	_
南太閤山コミュニティセンター前	_	09:41	12:51	14:51	15:51	17:16	_
中太閤山16丁目	_	09:42	12:52	14:52	15:52	17:17	_
黒河新	_	09:45	12:55	14:55	15:55	17:20	_
黒河コミュニティセンター	_	09:46	12:56	14:56	15:56	17:21	_
黒河2区	_	09:46	12:56	14:56	15:56	17:21	_
黒河1区	_	09:47	12:57	14:57	15:57	17:22	_
黒河5区	_	09:49	12:59	14:59	15:59	17:24	_
東太閤山北	_	09:49	12:59	14:59	15:59	17:24	_
東太閤山3丁目	_	09:50	13:00	15:00	16:00	17:25	_
東太閤山4丁目	_	09:51	13:01	15:01	16:01	17:26	_
太閤山東県営住宅	_	09:52	13:02	15:02	16:02	17:27	_
土代	_	09:53	13:03	15:03	16:03	17:28	_
椎土	_	09:55	13:05	15:05	16:05	17:30	_
北野会館前	_	09:56	13:06	15:06	16:06	17:31	_
池多コミュニティセンター前	_	09:57	13:07	15:07	16:07	17:32	_
山本新公民館前	_	09:58	13:08	15:08	16:08	17:33	_
山本新	_	09:59	13:09	15:09	16:09	17:34	_
		10:00	13:10	15:10	16:10	17:35	

③a小杉地区循環線(東部循環		2021年08	3月01日 3	<u> </u>		
	1	2	3	4	5	6	7
	(13a)小杉 東部循環線	(13a)小杉	(13a)小杉	(13a)小杉	(13a)小杉	(13a)小杉 東部循環線	(13a)小杉 東部循環線
	(右回り小	東部循環線	東部循環線	東部循環線	東部循環線	(右回り小	(右回り小
	杉駅南口	(右回り)	(右回り)	(右回り)	(右回り)	杉駅南口	杉駅南口
	発)					発)	発)
	平日					平日	<u>冬</u> 平日
 エスポワールこすぎ前	#0	07:37	10:02	11:00	13:15	+-	一十口
山本新		07:38	10:02	11:01	13:16		
山本新公民館前		07:39	10:04	11:02	13:17		
池多コミュニティセンター前		07:40	10:05	11:03	13:18	_	
北野会館前	_	07:41	10:06	11:04	13:19	_	
椎土	_	07:42	10:07	11:05	13:20	_	_
土代	_	07:44	10:09	11:07	13:22	_	_
太閤山東県営住宅	_	07:45	10:10	11:08	13:23	_	_
東太閤山4丁目	_	07:46	10:11	11:09	13:24	_	_
東太閤山3丁目	_	07:47	10:12	11:10	13:25	_	
東太閤山北		07:47	10:12	11:10	13:25		_
黒河5区		07:48	10:13	11:11	13:26		
黒河1区		07:50	10:15	11:13	13:28		
黒河2区		07:51	10:16	11:14	13:29		
黒河コミュニティセンター		07:51	10:16	11:14	13:29	_	
黒河新		07:52	10:17	11:15	13:30		
中太閤山16丁目		07:55	10:20	11:18	13:33		
南太閤山コミュニティセンター前 中太閤山小学校前		07:56	10:21 10:22	11:19 11:20	13:34 13:35		
パスコ前		07:57 07:57	10:22	11:20	13:35		
富山県立大学前		07:58	10:22	11:21	13:36		
太閤山1丁目		07:59	10:24	11:22	13:37		
兜山公園前		08:00	10:25	11:23	13:38		
小杉中学校口		08:01	10:26	11:24	13:39		
		08:02	10:27	11:25	13:40		
小杉駅南口	07:10	08:08	10:33	11:31	13:46	18:15	19:10
小杉中学校口	07:11	08:09	10:34	11:32	13:47	18:16	19:11
兜山公園前	07:12	08:10	10:35	11:33	13:48	18:17	19:12
太閤山1丁目	07:13	08:11	10:36	11:34	13:49	18:18	19:13
中山公園口	07:14	08:12	10:37	11:35	13:50	18:19	19:14
中央図書館口	07:14	08:12	10:37	11:35	13:50	18:19	19:14
アイザック小杉文化ホール前	07:15	08:13	10:38	11:36	13:51	18:20	19:15
新栄町	07:16	08:14	10:39	11:37	13:52	18:21	19:16
栄町	07:17	08:15	10:40	11:38	13:53	18:22	19:17
小杉地区センターロ	07:18	08:16	10:41	11:39	13:54	18:23	19:18
歌の森小学校前	07:19	08:17	10:42	11:40	13:55	18:24	19:19
黒河4区	07:19	08:17	10:42	11:40	13:55	18:24	19:19
黒河3区	07:20	08:18	10:43	11:41	13:56	18:25	19:20
黒河コミュニティセンター	07:21	08:19	10:44	11:42	13:57	18:26	19:21
黒河2区	07:21	08:19	10:44	11:42	13:57	18:26	19:21
黒河1区	07:22	08:20	10:45	11:43	13:58	18:27	19:22
黒河5区	07:23	08:21	10:46	11:44	13:59	18:28	19:23
東太閤山北	07:24	08:22	10:47	11:45	14:00	18:29	19:24
東太閤山3丁目	07:24	08:22	10:47	11:45	14:00	18:29	19:24
東太閤山4丁目	07:25	08:23	10:48	11:46	14:01	18:30	19:25
太閤山東県営住宅	07:26	08:24 08:25	10:49	11:47 11:48	14:02 14:03	18:31 18:32	19:26 19:27
上代 推土	07:27 07:29	08:25	10:50 10:52	11:48	14:03	18:32	19:27
北野会館前	07:29	08:27	10:52	11:50	14:05	18:35	19:29
ル野云 貼 削 池多コミュニティセンター前	07:30	08:28	10:53	11:51	14:06	18:36	19:30
山本新公民館前	07:32	08:30	10:55	11:53	14:08	18:37	19:32
山本新五氏品前	07:32	08:31	10:56	11:54	14:09	18:38	19:33
エスポワールこすぎ前	07:34	08:32	10:57	11:55	14:10	18:39	19:34
	07.07	00.02	10.07	11.00		10.00	10.04

①b小杉地区循環線	2021年08	2021年08月01日 改正				
	1	2	3	4	5	
	(13b)小杉	(13b)小杉	(13b)小杉	(13b)小杉	(13b)小杉	
	西部循環線					
	(左回り)	(左回り)	(左回り)	(左回り)	(左回り)	
	平日					
小杉駅南口	08:08	09:33	12:00	14:00	16:00	
一番町	08:11	09:36	12:03	14:03	16:03	
小杉高校前	08:12	09:37	12:04	14:04	16:04	
住吉町	08:14	09:39	12:06	14:06	16:06	
水上	08:15	09:40	12:07	14:07	16:07	
本田	08:16	09:41	12:08	14:08	16:08	
真生会富山病院前	08:17	09:42	12:09	14:09	16:09	
下条新	08:18	09:43	12:10	14:10	16:10	
赤田	08:19	09:44	12:11	14:11	16:11	
一条	08:20	09:45	12:12	14:12	16:12	
太閤山10丁目	08:22	09:47	12:14	14:14	16:14	
太閤山9丁目	08:23	09:48	12:15	14:15	16:15	
太閤山コミュニティセンター前	08:24	09:49	12:16	14:16	16:16	
太閤山相撲場前	08:25	09:50	12:17	14:17	16:17	
富山県立大学前	08:26	09:51	12:18	14:18	16:18	
パスコ前	08:27	09:52	12:19	14:19	16:19	
太閤山5丁目	08:29	09:54	12:21	14:21	16:21	
太閤山小学校前	08:31	09:56	12:23	14:23	16:23	
いみずのショッピングタウン前	08:32	09:57	12:24	14:24	16:24	
小杉中学校口	08:34	09:59	12:26	14:26	16:26	
小杉駅南口	08:35	10:00	12:27	14:27	16:27	

③b小杉地区循環線	<u>(西部循環</u>	₹)	2021年08			
	1	2	3	4	5	6
	(13b)小杉	(13b)小杉	(13b)小杉	(13b)小杉	(13b)小杉	(13b)小杉
	西部循環線 (右回り)		西部循環線 (右回り)	西部循環線 (右回り)		西部循環線 (右回り)
	(石凹り)	(右回り)	(石凹り)	(石凹り)	(右回り)	(石凹り)
					平日	平日
小杉駅南口	09:00	10:02	12:36	15:30	18:00	18:56
小杉中学校口	09:00	10:02	12:37	15:31	18:01	18:57
いみずのショッピングタウン前						
	09:03	10:05	12:39	15:33	18:03	18:59
太閤山小学校前	09:04	10:06	12:40	15:34	18:04	19:00
太閤山5丁目	09:07	10:09	12:43	15:37	18:07	19:03
パスコ前	09:10	10:12	12:46	15:40	18:10	19:06
富山県立大学前	09:11	10:13	12:47	15:41	18:11	19:07
太閤山相撲場前	09:12	10:14	12:48	15:42	18:12	19:08
太閤山コミュニティセンター前	09:13	10:15	12:49	15:43	18:13	19:09
太閤山9丁目	09:14	10:16	12:50	15:44	18:14	19:10
太閤山10丁目	09:15	10:17	12:51	15:45	18:15	19:11
一条	09:17	10:19	12:53	15:47	18:17	19:13
赤田	09:18	10:20	12:54	15:48	18:18	19:14
下条新	09:19	10:21	12:55	15:49	18:19	19:15
真生会富山病院前	09:20	10:22	12:56	15:50	18:20	19:16
本田	09:21	10:23	12:57	15:51	18:21	19:17
水上	09:22	10:24	12:58	15:52	18:22	19:18
住吉町	09:24	10:26	13:00	15:54	18:24	19:20
小杉高校前	09:25	10:27	13:01	15:55	18:25	19:21
一番町	09:26	10:28	13:02	15:56	18:26	19:22
小杉駅南口	09:29	10:31	13:05	15:59	18:29	19:25

			0001 / 00	0 0 0 1 0 1	1 . —			
<u>⑭小杉駅·太閤山線</u>				8月01日 高				
	1	2	3	4	5	6	7	8
	(14a)小杉 駅・太閤山	(14a)小杉 駅・太閤山	(14a)小杉	(14a)小杉	(14a)小杉	(14a)小杉	(14a)小杉	(14a)小杉
	線(左回り	線(左回り	駅・太閤山	駅·太閤山	駅・太閤山	駅·太閤山	駅・太閤山	駅・太閤山
	南太閤山	南太閤山	線(左回り)	線(左回りコ ストコ経由)	線(左回り)	線(左回りコ ストコ経由)	線(左回り)	線(左回り=
	発)	発)		人に コ 柱田 /		人に コルモ田 /		ヘドコ 柱田 /
	平日						平日	
小杉駅南口	十口		08:48	09:42	12:50	12.50	16:50	17:44
小杉小学校口			08:48	09:42	12:50	13:50 13:51	16:50	17:44
太閤山北口		<u> </u>	08:50	09:44	12:52	13:52	16:52	17:46
駅南通り1丁目			08:50	09:44	12:52	13:52	16:52	17:46
太閤山団地口			08:51	09:45	12:53	13:53	16:53	17:47
千成商店街			08:52	09:46	12:54	13:54	16:54	17:48
太閤山3丁目			08:53	09:47	12:55	13:55	16:55	17:48
富山県立大学前		<u> </u>	08:55	09:49	12:57	13:57	16:57	17:49
歯山県立八子前 パスコ前			08:57	09:49	12:57	13:59	16:59	17:51
中太閤山3丁目			08:58	09.51	13:00	14:00	17:00	17:54
中太閤山3丁目			08:59	09:52	13:00	14:00	17:00	17:54
中太閤山4丁目			09:00	09:54	13:01	14:01	17:01	17:55
			09:00	09:55	13:02	14:02	17:02	17:56
薬勝寺池公園前 薬勝寺池南公園口				09:55	13:03	14:03	17:03	17:57
中太閤山コミュニティセンター前	_	_	09:01 09:02	09:56	13:03	14:03	17:03	17:57
花園公園前			09:02	09:57	13:05	14:05	17:04	17:59
南太閤山8丁目	06:50	07:40	09:05	09:59	13:07	14:07	17:07	18:01
コストコ	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓	10:03	↓ ↓	14:11	↓ ↓	18:05
平野	06:52	07:42	09:07	10:07	13:09	14:15	17:09	18:09
南太閤山12丁目	06:54	07:44	09:09	10:07	13:11	14:17	17:11	18:11
天池公園前	06:54	07:44	09:09	10:09	13:11	14:17	17:11	18:11
中太閤山小学校前	06:55	07:45	09:10	10:10	13:12	14:17	17:11	18:12
中太閤山9丁目	06:56	07:46	09:11	10:10	13:13	14:19	17:12	18:13
中太閤山7丁目	06:57	07:47	09:12	10:11	13:14	14:10	17:14	18:14
中太閤山4丁目	06:58	07:48	09:13	10:12	13:15	14:21	17:15	18:15
中太閤山3丁目	06:59	07:49	09:14	10:14	13:16	14:22	17:16	18:16
パスコ前	07:00	07:50	09:15	10:17	13:17	14:23	17:17	18:17
富山県立大学前	07:02	07:52	09:17	10:17	13:19	14:25	17:17	18:19
太閤山3丁目	07:04	07:54	09:19	10:17	13:21	14:27	17:13	18:21
千成商店街	07:05	07:55	09:20	10:10	13:22	14:28	17:22	18:22
太閤山団地口	07:06	07:56	09:21	10:21	13:23	14:29	17:23	18:23
駅南通り1丁目	07:07	07:57	09:22	10:22	13:24	14:30	17:24	18:24
太閤山北口	07:07	07:57	09:22	10:22	13:24	14:30	17:24	18:24
小杉中学校口	07:08	07:58	09:23	10:23	13:25	14:31	17:25	18:25
小杉駅南口	07:10	08:00	09:25	10:25	13:27	14:33	17:27	18:27
- 15 -31 VI 13								

⑭小杉駅·太閤山線		2021年08	2021年08月01日 改正					
	1	2	3	4	5			
	(14a)小杉 駅・太閤山 線(右回り)	(14a)小杉 駅・太閤山 線(右回りコ ストコ経由)	(14a)小杉 駅・太閤山 線(右回り)	(14a)小杉 駅・太閤山 線(右回りコ ストコ経由)	(14a)小杉 駅・太閤山 線(右回り)			
			平日		平日			
小杉駅南口	10:48	11:44	14:50	15:44	19:00			
小杉中学校口	10:49	11:45	14:51	15:45	19:01			
太閤山北口	10:50	11:46	14:52	15:46	19:02			
駅南通り1丁目	10:50	11:46	14:52	15:46	19:02			
太閤山団地口	10:51	11:47	14:53	15:47	19:03			
千成商店街	10:52	11:48	14:54	15:48	19:04			
太閤山3丁目	10:53	11:49	14:55	15:49	19:05			
富山県立大学前	10:55	11:51	14:57	15:51	19:07			
パスコ前	10:57	11:53	14:59	15:53	19:09			
中太閤山3丁目	10:58	11:54	15:00	15:54	19:10			
中太閤山4丁目	10:59	11:55	15:01	15:55	19:11			
中太閤山7丁目	11:00	11:56	15:02	15:56	19:12			
中太閤山9丁目	11:01	11:57	15:03	15:57	19:13			
中太閤山小学校前	11:01	11:57	15:03	15:57	19:13			
天池公園前	11:02	11:58	15:04	15:58	19:14			
南太閤山12丁目	11:03	11:59	15:05	15:59	19:15			
平野	11:05	12:01	15:07	16:01	19:17			
コストコ	\downarrow \downarrow	12:05	\downarrow \downarrow	16:05				
南太閤山8丁目	11:07	12:09	15:09	16:09				
花園公園前	11:09	12:11	15:11	16:11				
中太閤山コミュニティセンター前	11:09	12:11	15:11	16:11				
薬勝寺池南公園口	11:10	12:12	15:12	16:12				
薬勝寺池公園前	11:11	12:13	15:13	16:13				
中太閤山6丁目	11:12	12:14	15:14	16:14				
中太閤山4丁目	11:13	12:15	15:15	16:15				
中太閤山3丁目	11:14	12:16	15:16	16:16				
パスコ前	11:15	12:17	15:17	16:17				
富山県立大学前	11:17	12:19	15:19	16:19				
太閤山3丁目	11:19	12:21	15:21	16:21				
千成商店街	11:20	12:22	15:22	16:22				
太閤山団地口	11:21	12:23	15:23	16:23				
駅南通り1丁目	11:22	12:24	15:24	16:24				
太閤山北口	11:22	12:24	15:24	16:24				
小杉中学校口	11:23	12:25	15:25	16:25	_			
小杉駅南口	11:25	12:27	15:27	16:27	_			

⑤市民病院·太閤山	⑤市民病院·太閤山線 2021年08月01日 改正										
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	- 11
	(15)市民病	(15)市民病	(15)市民病	(15)市民病		(15)市民病		(15)市民病	(15)市民病	(15)市民病	(15)市民病
	院·太閤山	院·太閤山		院·太閤山		院・太閤山	院·太閤山	院・太閤山	院·太閤山	院·太閤山	院·太閤山
	線(市民病 院→パス	線(市民病院→大陽山		線(市民病 院→大関山	線(市民病院→大陽山	線(市民病院→大関山	線(市民病院→大陽山	線(市民病 院→大関山	線(小杉駅 南口→大関	線(小杉駅 南口→太閤	線(市民病院→大閤川
		ランド)	ランド)	ランド)	ランド)	ランド)	ランド)	ランド)	山ランド)	山ランド)	ランド)
	平日	平日				平日+		平日+		平日+	平日+
	+-	+-				夏季		夏季		夏季	夏季
市民病院	06:47	07:50	08:50	10:10	11:50	12:50	13:50	15:25	_	_	17:54
市役所前	06:57	07:59	08:59	10:19	11:59	12:59	13:59	15:34	_	_	18:03
小杉駅南口	07:04	08:06	09:06	10:26	12:06	13:06	14:06	15:41	16:30	17:05	18:10
太閤山北口	↓ ↓	08:08	09:08	10:28	12:08	13:08	14:08	15:43	16:32	17:07	18:12
太閤山団地口	↓ ↓	08:09	09:09	10:29	12:09	13:09	14:09	15:44	16:33	17:08	18:13
富山県立大学前	↓ ↓	08:12	09:12	10:32	12:12	13:12	14:12	15:47	16:36	17:11	18:16
パスコ前	07:12	08:14	09:14	10:34	12:14	13:14	14:14	15:49	16:38	17:13	18:18
南太閤山コミュニティセンター前	_	08:16	09:16	10:36	12:16	13:16	14:16	15:51	16:40	17:15	18:20
環境科学センター前	_	08:17	09:17	10:37	12:17	13:17	14:17	15:52	16:41	17:16	18:21
南太閤山14丁目	_	08:17	09:17	10:37	12:17	13:17	14:17	15:52	16:41	17:16	18:21
太閤山ランド前	_	08:18	09:18	10:38	12:18	13:18	14:18	15:53	16:42	17:17	18:22
太閤山ランド	_	08:20	09:20	10:40	12:20	13:20	14:20	15:55	16:44	17:19	(18:24)

()内は夏季プール期間のみ運行

黄色の網掛け部分は平日のみ運行

黄緑色の網掛け部分は通常は平日のみ運行するが、太閤山ランドのプール期間は毎日運行する。

G -1- POWING MILETIM				,,,o. p							
	- 1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
	(15)市民病										
		院·太閤山	院·太閤山				院·太閤山				院·太閤山
		線(太閤山	線(太閤山		線(太閤山		線(太閤山				線(太閤山
	ランド→市		ランド→市	ランド→市			ランド→市		ランド→小		ランド→市
	民病院)	杉駅南口)	杉駅南口)	民病院)	民病院)						
	平日	平日		平日+			平日+			平日+	平日+
	#0	#0		夏季			夏季			夏季	夏季
太閤山ランド	_	08:20	09:40	10:40	12:20	13:20	14:55	16:00	16:50	17:24	(18:25)
太閤山ランド前	07:16	08:22	09:42	10:42	12:22	13:22	14:57	16:02	16:52	17:26	18:27
南太閤山14丁目	07:17	08:23	09:43	10:43	12:23	13:23	14:58	16:03	16:53	17:27	18:28

12:23

12:24

12:26

12:28

12:31

12:32

12:34

12:41

12:50

2021年08月01日 改正

10:43

10:44

10:46

10:48

10:51

10:52

10:54

11:01

09:43

09:44

09:46

09:48

09:51

09:52

09:54

10:01

08:34 08:41 08:50 07:44 10:10 11:10 ()内は網掛け部分は運休

08:23

08:24

08:26

08:28

08:31

08:32

07:17

07:18

07:20

07:22

07:25

07:26

07:28

07:35

⑤市民病院·太閤山線

環境科学センター前

南太閤山コミュニティセンター前

パスコ前

富山県立大学前

太閤山団地口

太閤山北口

小杉駅南口

市役所前

市民病院

黄色の網掛け部分は平日のみ運行

黄緑色の網掛け部分は通常は平日のみ運行するが、太閤山ランドのプール期間は毎日運行する。

13:23

13:24

13:26

13:28

13:31

13:32

13:34

13:41

13:50

14:58

14:59

15:01

15:03

15:06

15:07

15:09

15:16

15:25

16:53

16:54

16:56

16:58

17:01

17:02

17:04

16:03

16:04

16:06

16:08

16:11

16:12

16:14

17:27

17:28

17:30

17:32

17:35

17:36

17:38

17:45

17:54

18:28

18:29

18:31

18:33

18:36

18:37

18:39

18:46

18:55

⑯a小杉駅·下経由足洗線(北系統·大汀2021年08月01日 改正

	ンントウス(イレン			ים ים כת	
	1	2	3	4	5
				(16a)小杉	(16a)小杉
	(16a)小杉 駅·大江経	(16a)小杉 駅・大江経	(16a)小杉 駅・大江経	駅·大江経 由足洗線	駅·大江経 由足洗線
	由足洗線	由足洗線	由足洗線	(小杉駅南	(小杉駅南
	(小杉駅南	(小杉駅南	(小杉駅南	口→足洗潟	□→足洗潟
	口→足洗潟	口→足洗潟	口→足洗潟	公園口 小	公園口 小
	公園口)	公園口)	公園口)	杉中学校前	杉中学校前
				経由)	経由)
				ਜ਼ □	冬
	10.00	10.44	15.05	平日	平日
小杉駅南口	10:00	12:44	15:35	17:10	18:40
小杉中学校前	\downarrow \downarrow	↓ ↓	↓ ↓	17:14	18:44
小杉駅前	10:04	12:48	15:39	17:18	18:48
三ケ北	10:05	12:49	15:40	17:19	18:49
富山情報ビジネス専門学校前	10:06	12:50	15:41	17:20	18:50
高寺北	10:07	12:51	15:42	17:21	18:51
愛宕	10:09	12:53	15:44	17:23	18:53
稲積	10:10	12:54	15:45	17:24	18:54
大江北	10:11	12:55	15:46	17:25	18:55
大江	10:12	12:56	15:47	17:26	18:56
大江苑前	10:12	12:56	15:47	17:26	18:56
西高木	10:14	12:58	15:49	17:28	18:58
八講	10:16	13:00	15:51	17:30	19:00
摺出寺コミュニティセンター前	10:18	13:02	15:53	17:32	19:02
下村パークゴルフ場口	10:19	13:03	15:54	17:33	19:03
加茂コミュニティ施設前	10:20	13:04	15:55	17:34	19:04
下地区コミュニティセンター前	10:21	13:05	15:56	17:35	19:05
JAいみず野東部支店前	10:22	13:06	15:57	17:36	19:06
いみず苑口	10:24	13:08	15:59	17:38	19:08
七美幼稚園前	10:25	13:09	16:00	17:39	19:09
八島口	10:26	13:10	16:01	17:40	19:10
サンビレッジ新湊前	10:27	13:11	16:02	17:41	19:11
海老江中町	10:28	13:12	16:03	17:42	19:12
県営住宅前	10:28	13:12	16:03	17:42	19:12
海老江七軒	10:29	13:13	16:04	17:43	19:13
槍ケ崎	10:30	13:14	16:05	17:44	19:14
練合	10:31	13:15	16:06	17:45	19:15
練合東口	10:32	13:16	16:07	17:46	19:16
足洗潟公園口	10:33	13:17	16:08	17:47	19:17
元//////// 五国日	10.00	10.17	10.00	17.77	10.17

⑯a小杉駅·下経由足洗線(北系統·大江2021年08月01日 改正

Wann的机 下柱田及	ハトルスノイト	17196 777	2021400	77,101 11 1	<u>^-</u>
	1	2	3	4	5
	(16a)小杉	(16a)小杉			(16a)小杉
	駅·大江経 由足洗線	駅·大江経 由足洗線	(16a)小杉 駅·大江経	(16a)小杉 駅・大江経	駅·大江経由足洗線
	(足洗潟公	(足洗潟公	新·人江程 由足洗線	駅・人江程	(足洗潟公
	園口→小杉	園口→小杉	(足洗潟公	(足洗潟公	園口→小杉
	駅南口 小	駅南口 小	園口→小杉	園口→小杉	駅南口 小
	杉中学校前	杉中学校前	駅南口)	駅南口)	杉中学校前
	経由)	経由)			経由)
	平日				平日
		10.04	10.10	10.0E	
足洗潟公園口	07:12	10:34	13:19	16:25	17:51
練合東口	07:13	10:35	13:20	16:26	17:52
練合	07:14	10:36	13:21	16:27	17:53
槍ケ崎	07:15	10:37	13:22	16:28	17:54
海老江七軒	07:15	10:37	13:22	16:28	17:54
県営住宅前	07:16	10:38	13:23	16:29	17:55
海老江中町	07:17	10:39	13:24	16:30	17:56
サンビレッジ新湊前	07:18	10:40	13:25	16:31	17:57
八島口	07:19	10:41	13:26	16:32	17:58
七美幼稚園前	07:20	10:42	13:27	16:33	17:59
いみず苑口	07:21	10:43	13:28	16:34	18:00
JAいみず野東部支店前	07:23	10:45	13:30	16:36	18:02
下地区コミュニティセンター前	07:24	10:46	13:31	16:37	18:03
加茂コミュニティ施設前	07:25	10:47	13:32	16:38	18:04
下村パークゴルフ場口	07:26	10:48	13:33	16:39	18:05
摺出寺コミュニティセンター前	07:28	10:50	13:35	16:41	18:07
八講	07:30	10:52	13:37	16:43	18:09
西高木	07:32	10:54	13:39	16:45	18:11
大江苑前	07:33	10:55	13:40	16:46	18:12
大江	07:33	10:55	13:40	16:46	18:12
大江北	07:34	10:56	13:41	16:47	18:13
福積	07:35	10:57	13:42	16:48	18:14
愛宕	07:37	10:57	13:44	16:50	18:16
	07:38	11:00	13:45	16:51	18:17
回 寸 4L 富山情報ビジネス専門学校前	07:38	11:00	13:46	16:52	18:18
三ケ北	07:39	11:01	13:40	16:52	18:19
ーニグル 小杉駅前					
	07:41	11:03	13:48	16:54	18:20
小杉中学校前	07:45	11:07	↓ ↓	10.50	18:24
小杉駅南口	07:49	11:11	13:52	16:58	18:28

⑥b小杉駅·下経由足洗線(南系統·白モ2021年08月01日 改正									
	1	2	3	4	5				
	(16b)小杉 駅·白石経 由足洗線 (小杉駅南 口→富山高 専前)	(16b)小杉 駅·白石経 由足洗駅 (小→足洗駅 口→園口 公園口 城台経由)	(16b)小杉 駅・白石経 由足洗駅市 (小杉駅洗 口→足洗 の 国口 公園口 城台経由)	(16b)小杉 駅・白 中 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	(16b)小杉 駅・白石線 由足洗駅南 ロ→足洗駅南 ロ→足 園口 松中学校前 経由)				
				平日	平日				
小杉駅南口	08:02	11:12	14:02	17:13	18:40				
小杉中学校前	↓ ↓	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	17:17	18:44				
小杉駅前	08:06	11:16	14:06	17:21	18:48				
救急薬品市民交流プラザ前 (いみず市民交流プラザ前)	08:07	11:17	14:07	17:22	18:49				
新町	08:08	11:18	14:08	17:23	18:50				
高寺	08:09	11:19	14:09	17:24	18:51				
小杉小学校前	08:10	11:20	14:10	17:25	18:52				
西楠町	08:11	11:21	14:11	17:26	18:53				
アルビス小杉総合体育センター前	08:12	11:22	14:12	17:27	18:54				
手崎北	08:13	11:23	14:13	17:28	18:55				
鷲塚北	08:14	11:24	14:14	17:29	18:56				
小杉白石西	08:16	11:26	14:16	17:31	18:58				
小杉白石	08:16	11:26	14:16	17:31	18:58				
小杉白石東	08:17	11:27	14:17	17:32	18:59				
白城台	\downarrow \downarrow	11:30	14:20	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow				
白石21区	\downarrow \downarrow	11:32	14:22	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow				
白石口	08:19	11:33	14:23	17:34	19:01				
白石神社前	08:20	11:34	14:24	17:35	19:02				
倉垣小杉口	08:21	11:35	14:25	17:36	19:03				
加茂中部西	08:22	11:36	14:26	17:37	19:04				
加茂コミュニティ施設前	08:23	11:37	14:27	17:38	19:05				
下地区コミュニティセンター前	08:24	11:38	14:28	17:39	19:06				
JAいみず野東部支店前	08:25	11:39	14:29	17:40	19:07				
いみず苑口	08:28	11:42	14:32	17:43	19:10				
加茂東部公民館前	08:29	11:43	14:33	17:44	19:11				
下村三箇口	08:31	11:45	14:35	17:46	19:13				
本江道番	08:33	11:47	14:37	17:48	19:15				
本江コミュニティセンタ一前	08:35	11:49	14:39	17:50	19:17				
足洗公民館前	08:36	11:50	14:40	17:51	19:18				
足洗潟公園口	08:38	11:52	14:42	17:53	19:20				
練合東口	08:39	_	_	_	_				
練合	08:40	_	_	_	_				
富山高専前	08:42	_	_	_	_				

16h小杉駅。	下経由足洗線	(南系統・白モ	2021年08日	101 FI 7	か正
(10007)が夕河八	じ ルキロ ルルルパ	【用汞剂。口仁	2021 4 007	101H 6	хш

	- かいり水 (1十) : 1	2	3	4
	(16b)小杉	(401) 1.44	(401) 1.44	
	駅·白石経	(16b)小杉 駅・白石経	(16b)小杉 駅・白石経	(16b)小杉
	由足洗線	由足洗線	由足洗線	駅·白石経
	(足洗潟公 園口→小杉	(足洗→小	(富山高専	由足洗線(富山高専
	駅南口 小	杉駅南口	前→小杉駅 南口 白城	前→小杉駅
	杉中学校前	白城台·白 石21経由)	日 日 以 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	南口)
	経由)	пити/	1 WE III /	
	冬			
	平日			
富山高専前			11:54	14:44
練合			11:56	14:46
練合東口			11:57	14:47
足洗潟公園口	07:20	08:50	11:58	14:48
足洗公民館前	07:22	08:52	12:00	14:50
本江コミュニティセンター前	07:23	08:53	12:01	14:51
本江道番	07:25	08:55	12:03	14:53
下村三箇口	07:27	08:57	12:05	14:55
加茂東部公民館前	07:29	08:59	12:07	14:57
いみず苑口	07:30	09:00	12:08	14:58
JAいみず野東部支店前	07:33	09:03	12:11	15:01
下地区コミュニティセンター前	07:34	09:04	12:12	15:02
加茂コミュニティ施設前	07:35	09:05	12:13	15:03
加茂中部西	07:36	09:06	12:14	15:04
倉垣小杉口	07:37	09:07	12:15	15:05
白石神社前	07:37	09:07	12:15	15:05
白石口	07:38	09:08	12:16	15:06
白石21区	$\downarrow \downarrow$	09:09	12:17	$\downarrow \downarrow$
白城台	$\downarrow \downarrow$	09:12	12:20	$\downarrow \downarrow$
小杉白石東	07:39	09:14	12:22	15:07
小杉白石	07:40	09:15	12:23	15:08
小杉白石西	07:40	09:15	12:23	15:08
鷲塚北	07:42	09:17	12:25	15:10
手崎北	07:44	09:19	12:27	15:12
アルビス小杉総合体育センター前	07:45	09:20	12:28	15:13
西楠町	07:46	09:21	12:29	15:14
小杉小学校前	07:47	09:22	12:30	15:15
高寺	07:48	09:23	12:31	15:16
新町	07:49	09:24	12:32	15:17
救急薬品市民交流プラザ前 (いみず市民交流プラザ前)	07:50	09:25	12:33	15:18
小杉駅前	07:51	09:26	12:34	15:19
小杉中学校前	07:55	↓ ↓	↓ ↓	↓ ↓
小杉駅南口	07:59	09:30	12:38	15:23

冬 = 12月~2月の平日のみ運行

①堀岡・片口経由小	杉駅線		2021年08	3月01日 ā				
	1	2	3	4	5	6	7	8
	(17)堀岡・ 片口経由小 杉駅線(快 速海竜町→ 小杉駅南 口)	(17)堀岡・ 片口経由小 杉駅線(快 速海竜町→ 小杉駅南 口)	(17)堀岡・ 片口経由小 杉駅線(海 竜町→小杉 駅南口)	(17)堀岡・ 片口経由小 杉駅線(元 気の森→小 杉駅南口)	(17)堀岡・ 片口経由小 杉駅線(元 気の森→小 杉駅南口)	(17)堀岡・ 片口経由小 杉駅線(快 速元気の森 →小杉駅南 口)	(17)堀岡・ 片口経線(杉駅線(東元 東元 東系 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(17)堀紀・ 片口経線(快 を事をはます。 小杉駅南 のおります。 のおります。 のおります。 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、 のは、
							H /	П/
	平日	平日	平日		土日祝	土日祝		平日
元気の森公園前				09:30	13:35	15:39	17:09	
海竜町	06:38	07:07	08:11	09:31	13:36	15:41	17:11	18:12
新港東口	06:40	07:09	08:13	09:33	13:38	15:43	17:13	18:14
堀岡東町	06:42	07:11	08:15	09:35	13:40	15:45	17:15	18:16
草岡町前	06:44	07:13	08:17	09:37	13:42	15:47	17:17	18:18
射北中学校前	06:47	07:16	08:20	09:40	13:45	15:50	17:20	18:21
海老江中町	06:49	07:18	08:22	09:42	13:47	15:52	17:22	18:23
富山高専前	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	17:25	18:26
七美中野	06:54	07:23	08:27	09:47	13:52	15:57	17:31	18:32
二十六町口	06:56	07:25	08:28	09:48	13:53	15:59	17:33	18:34
JAいみず野片口支店前	06:57	07:26	08:30	09:50	13:55	16:00	17:34	18:35
片口小学校前	06:58	07:27	08:31	09:51	13:56	16:01	17:35	18:36
高場口	06:59	07:28	08:32	09:52	13:57	16:02	17:36	18:37
久々江口	07:00	07:29	08:33	09:53	13:58	16:03	17:37	18:38
高場南	07:02	07:31	08:34	09:54	13:59	16:05	17:39	18:40
稲積口	07:03	07:32	08:36	09:56	14:01	16:06	17:40	18:41
稲積	07:04	07:33	\downarrow \downarrow	↓ ↓	↓ ↓	16:07	17:41	18:42
沖	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$	08:39	09:59	14:04	\downarrow \downarrow	↓ ↓	\downarrow \downarrow
今井神社前	↓ ↓	\downarrow \downarrow	08:40	10:00	14:05	\downarrow \downarrow	↓ ↓	\downarrow \downarrow
今井南口	↓ ↓	\downarrow \downarrow	08:41	10:01	14:06	\downarrow \downarrow	↓ ↓	↓ ↓
射水警察署前	↓ ↓	\downarrow \downarrow	08:42	10:02	14:07	\downarrow \downarrow	↓ ↓	\downarrow \downarrow
イータウン	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	08:44	10:04	14:09	\downarrow \downarrow	↓ ↓	\downarrow \downarrow
小杉高校北	↓ ↓	\downarrow \downarrow	08:45	10:05	14:10	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow
三ケ北	↓ ↓	\downarrow \downarrow	08:46	10:06	14:11	\downarrow \downarrow	↓ ↓	\downarrow \downarrow
愛宕	07:05	07:34	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	16:08	17:42	18:43
高寺北	07:06	07:35	\downarrow \downarrow	↓ ↓	↓ ↓	16:09	17:43	18:44
富山情報ビジネス専門学校前	07:07	07:36	\downarrow \downarrow	↓ ↓	\downarrow \downarrow	16:10	17:44	18:45
小杉駅前	07:09	07:38	08:48	10:08	14:13	16:12	17:46	18:47
小杉駅南口	07:13	07:42	08:52	10:12	14:17	16:16	17:50	18:51

①堀岡·片口経由小2	杉駅線		2021年08	3月01日 3	<u> </u>			
	1	2	3	4	5	6	7	8
	(17)堀岡・	(17)堀岡・				(17)堀岡・	(17)堀岡・	(17)堀岡・
	片口経由小	片口経由小	(17)堀岡・	(17)堀岡・	(17)堀岡・	片口経由小	片口経由小	片口経由小
	杉駅線(快 速小杉駅南	杉駅線(快 速小杉駅南	片口経由小 杉駅線(小	片口経由小 杉駅線(小	片口経由小 杉駅線(小	杉駅線(快	杉駅線(快	杉駅線(快
	□→高専経	正→高専経	杉駅南口→	杉駅南口→	杉駅南口→	速小杉駅南	速小杉駅南	速小杉駅南
	由元気の	由元気の	元気の森)	元気の森)	元気の森)	ロ→元気の	□→海竜	口→海竜 町)
	森)	森)				森)	田丁)	ш])
	冬							
	平日	平日			土日祝			平日
小杉駅南口	07:27	08:00	11:00	12:46	14:41	16:26	17:52	19:02
小杉駅前	07:31	08:04	11:04	12:50	14:45	16:30	17:56	19:06
富山情報ビジネス専門学校前	07:33	08:06	_ ↓ ↓	\downarrow \downarrow	↓ ↓ ↓	16:32	17:58	19:08
高寺北	07:34	08:07	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	16:33	17:59	19:09
愛宕	07:35	08:08	$\downarrow \downarrow$	$\downarrow \downarrow$	↓ ↓	16:34	18:00	19:10
三ケ北	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	11:05	12:51	14:46	↓ ↓	↓ ↓	\downarrow \downarrow
小杉高校北	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	11:06	12:52	14:47	↓ ↓	↓ ↓	\downarrow \downarrow
イータウン	\downarrow \downarrow	\downarrow \downarrow	11:07	12:53	14:48	\downarrow \downarrow	↓ ↓	\downarrow \downarrow
射水警察署前	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	11:09	12:55	14:50	\downarrow \downarrow	↓ ↓	\downarrow \downarrow
今井南口	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	11:10	12:56	14:51	\downarrow \downarrow	↓ ↓	\downarrow \downarrow
今井神社前	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	11:11	12:57	14:52	\downarrow \downarrow	↓ ↓	\downarrow \downarrow
沖	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	11:12	12:58	14:53	\downarrow \downarrow	↓ ↓	\downarrow \downarrow
稲積	07:36	08:09	$\downarrow \downarrow$	\downarrow \downarrow	$\downarrow \downarrow$	16:35	18:01	19:11
稲積口	07:37	08:10	11:15	13:01	14:56	16:36	18:02	19:12
高場南	07:39	08:12	11:17	13:03	14:58	16:38	18:04	19:14
久々江口	07:40	08:13	11:18	13:04	14:59	16:39	18:05	19:15
高場口	07:41	08:14	11:19	13:05	15:00	16:40	18:06	19:16
片口小学校前	07:42	08:15	11:20	13:06	15:01	16:41	18:07	19:17
JAいみず野片口支店前	07:43	08:16	11:21	13:07	15:02	16:42	18:08	19:18
二十六町口	07:45	08:18	11:23	13:09	15:04	16:44	18:10	19:20
七美中野	07:46	08:19	11:24	13:10	15:05	16:45	18:11	19:21
富山高専前	07:52	08:25	J J	J J	1 1	1 1	1 1	↓ ↓
海老江中町	07:55	08:28	11:29	13:15	15:10	16:50	18:16	19:26
射北中学校前	07:57	08:30	11:31	13:17	15:12	16:52	18:18	19:28
草岡町前	08:00	08:33	11:34	13:20	15:15	16:55	18:21	19:31
堀岡東町	08:02	08:35	11:36	13:22	15:17	16:57	18:23	19:33
新港東口	08:04	08:37	11:38	13:24	15:19	16:59	18:25	19:35
海竜町	08:06	08:39	11:40	13:26	15:21	17:01	18:27	19:37
元気の森公園前	_	_	11:41	13:27	15:22	17:02		

冬 = 12月~2月の平日のみ運行

参考資料 コミュニティバス路線別カルテ

① 利用者数の推移

(単位:人)

	路線		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	(単12:人) H30からR1
番号	路線名	備考	(2012)	(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	の増減
0	中央幹線						9,493	21,566	24,262	27,020	2,758
1	新湊•大門線		43,966	39,687	35,359	35,677	35,935	34,940	35,183	31,154	△ 4,029
2	新湊·本江線		93,018	72,119	71,930	66,196	74,535	70,827	69,283	48,031	△ 21,252
3	七美·作道経由庄西線		26,697	22,658	19,390	17,781	14,437	14,182	15,385	11,926	△ 3,459
4	塚原•作道循環線		5,271	3,957	4,049	3,122	2,288	1,884	1,896	2,471	575
⑤	新湊·越中大門駅線		21,965	22,130	24,085	25,099	24,037	25,761	24,290	25,856	1,566
6	新湊•呉羽駅線		17,014	16,559	15,088	14,743	13,504	15,031	14,369	12,898	△ 1,471
7	新湊·小杉線		49,688	56,969	61,444	64,389	74,019	73,389	71,130	70,186	△ 944
8	大島·小杉経由大門線	12-2月のみ	725	357	378	466	505	537	605	389	△ 216
9	浅井・大門経由小杉駅線	12-2月のみ	1,710	1,875	1,991	2,223	2,279	2,923	3,093	3,300	207
10	櫛田·大門経由小杉駅線	12-2月のみ	244	339	356	509	531	646	296	805	509
11)	小杉駅・水戸田経由大門線	12-2月のみ	878	977	576	816	556	723	467	346	Δ 121
12	小杉駅・金山線		18,855	17,281	16,438	16,814	15,506	13,794	12,862	12,299	△ 563
13)	小杉地区循環線		24,435	25,064	24,522	24,087	24,754	24,965	24,332	25,053	721
14)	小杉駅・太閤山線		62,084	56,827	55,984	58,799	55,428	51,899	56,308	55,142	Δ 1,166
15)	小杉駅•白石経由足洗線		11,972	12,998	12,602	12,313	11,463	13,743	13,389	12,954	△ 435
16)	小杉駅・大江経由足洗線		15,782	15,723	14,709	13,692	13,472	15,076	13,860	13,059	△ 801
17)	海王丸パーク・ライトレール接続線	休日のみ	2,448	1,718	4,270	1,643	1,328	1,435	1,555	1,478	△ 77
18	堀岡・片口経由小杉駅線		7,380	14,012	17,940	16,449	18,517	18,924	21,824	21,403	△ 421
	小計		404,132	381,250	381,111	374,818	392,587	402,245	404,389	375,770	△ 28,619
(参	考)デマンドタクシー		12,079	14,358	13,191	14,264	14,505	14,118	14,183	15,278	1,095
	合計		416,211	395,608	394,302	389,082	407,092	416,363	418,572	391,048	△ 27,524

② 1便当たり平均乗降者数

(単位:人)

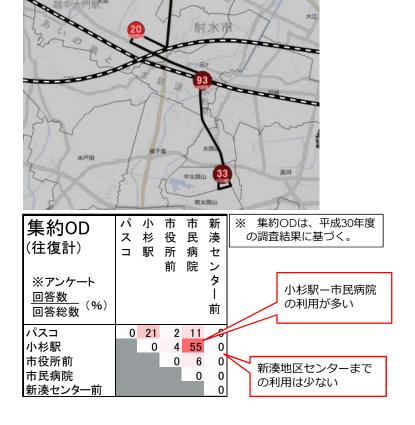
		泉		平日			` 休日	单位:人)
番号	路線名	方面	H30	R1	前年度との増減	H30	R1	前年度との増減
		パスコ行き	2.5	2.6	0.1			
0	中央幹線 	新湊地区センター前行き	2.0	2.5	0.5			
	+c \+ _L == 4.5	新湊方面行き	5.0	4.6	△ 0.4	2.8	2.9	0.1
(I)	新湊・大門線	大門方面行き	6.2	5.3	△ 0.9	3.1	3.0	Δ 0.1
<u> </u>	如法 十江炉	足洗潟公園口行き	10.3	7.0	△ 3.3	5.3	3.2	Δ 2.1
(2)	新湊∙本江線 	新湊地区センター前行き	11.4	8.0	△ 3.4	4.5	3.8	△ 0.7
<u></u>	5. 4. **********************************	足洗潟公園口行き	3.2	2.4	△ 0.8	1.6	0.8	△ 0.8
(3)	七美・作道経由庄西線	中伏木行き	2.5	2.2	△ 0.3	1.5	0.8	△ 0.7
4	塚原•作道循環線		0.6	0.9	0.3			
(F)	<u> </u>	越中大門駅・大門高校行き	5.6	6.0	0.4	1.9	2.0	0.1
(3)	新湊·越中大門駅線 	新湊地区センター前・第一イン新湊行き	6.6	7.1	0.5	1.6	1.9	0.3
<u></u>	新湊•呉羽駅線	呉羽駅行き	4.1	4.1	0.0	2.1	2.1	0.0
6	新漢 " 吳初縣	新港東口行き	4.4	3.7	△ 0.7	1.8	1.4	△ 0.4
(T)	车, 小长娘	小杉方面行き	9.7	9.9	0.2	8.7	8.6	Δ 0.1
0	新湊·小杉線 	新湊方面行き	9.3	8.9	△ 0.4	7.3	7.2	Δ 0.1
(Q)	大島・小杉経由大門線	越中大門駅・大門高校行き	6.4	4.6	Δ 1.8			
0	人员-小炒性田人 豚	新開発行き	2.1	1.1	Δ 1.0			
(a)	 浅井·大門経由小杉駅線	大門高校行き	33.9	17.7	△ 16.2			
9	发开*人 桂田小杉釟脉	小杉駅行き	10.2	11.3	1.1			
<u> </u>	 櫛田・大門経由小杉駅線	大門高校行き	3.1	6.9	3.8			
(II)		コミュニティセント一行き	1.1	3.6	2.5			
(II)	小杉駅・水戸田経由大門線	大門中学校行き	4.2	4.0	△ 0.2			
<u> </u>		小杉駅行き	2.0	1.0	△ 1.0			
(12)	 小杉駅・金山線	金山・太閤山経由小杉駅南口行き	8.7	8.3	△ 0.4	2.7	3.0	0.3
(L)		太閤山・金山経由小杉駅南口行き	5.2	4.9	△ 0.3	3.0	3.4	0.4
(13)	小杉地区循環線	右回り	6.2	6.3	0.1	4.8	4.9	0.1
10	17 イクシピ 区 旧 球 柳	左回り	6.2	6.4	0.2	4.0	4.4	0.4
(14)	 小杉駅・太閤山線	ふれあいセンター・太閤山ランド行き	4.4	4.0	△ 0.4	2.5	2.8	0.3
<u> </u>	17790 人人门口108	小杉駅南口行き	3.5	3.6	0.1	2.6	2.8	0.2
(15)	 小杉駅・白石経由足洗線	富山高専行き	5.5	5.4	△ 0.1	2.2	2.0	△ 0.2
19		小杉駅行き	5.0	5.0	0.0	2.6	2.5	△ 0.1
(16)	 小杉駅・大江経由足洗線	足洗潟公園口行き	3.4	3.1	△ 0.3	3.4	2.4	△ 1.0
10		小杉駅行き	6.1	6.0	△ 0.1	2.8	3.3	0.5
(17)	 海王丸パーク・ライトレール接続線	岩瀬浜行き				1.8	1.5	△ 0.3
<i>w</i>	パラエア・・・ ノー・・ ノー・ アリメヤル 中外	新湊行き	/			1.4	1.4	0.0
(18)	 堀岡·片口経由小杉駅線	小杉駅行き	6.4	5.8	△ 0.6	4.3	5.4	1.1
·•	2011年17日中平日7月7日2月7日	堀岡・片口方面行き	5.6	4.9	△ 0.7	3.7	5.1	1.4
⊐₹	ュニティバス全体平均		5.1	4.8	△ 0.3	3.4	3.3	Δ 0.1
(参	考)デマンドタクシー		1.7	1.8	0.1	1.4	1.4	0.0

0:中央幹線

日平均バス停乗降人数(平日)

・小杉駅-市民病院間の利用が多い。 ・便数は多いが、通過人数は多くはない。

X 0~0.1人未満
 0.1~1人未満
 1~5人未満
 5~10人未満
 10~20人未満
 20人以上



通過人数平均ヒートマップ

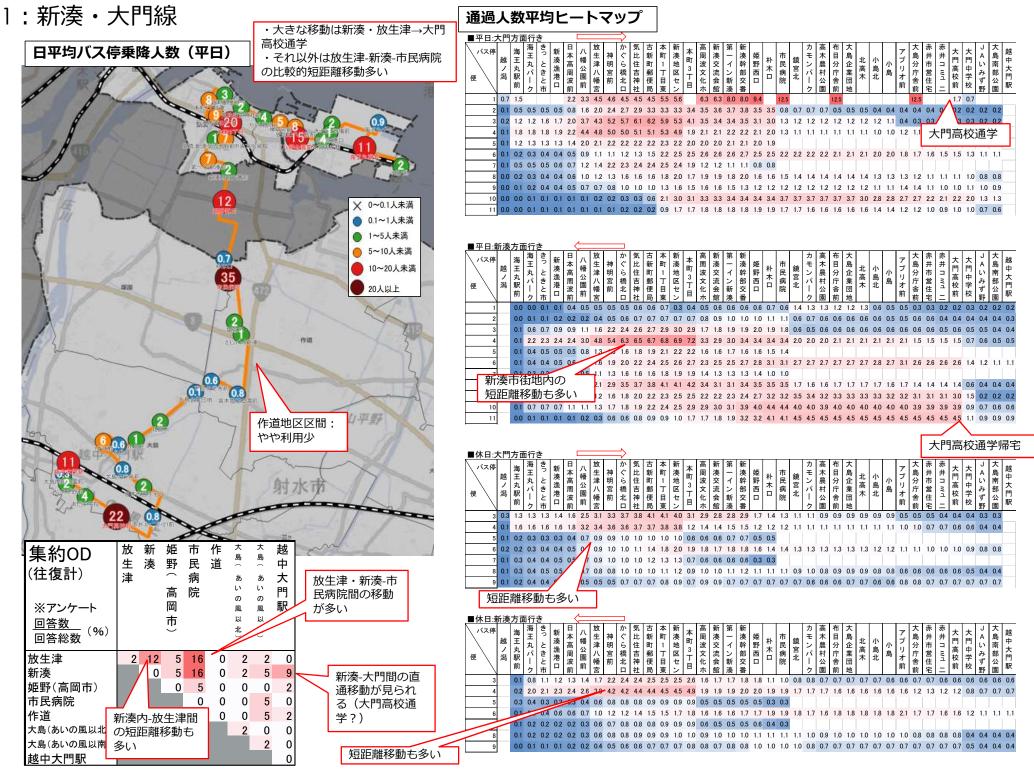
■平日:新	<u></u> 折湊	方配	 行	き	
バス停便	パスコ前	小杉駅南口	市役所前	市民病院	新湊地区セン
1	4.2	5.9	5.8		
2	3.0	1.4	1.1		
3	2.3	1.8	1.4		
4	1.3	1.3	1.1		
5		1.0	0.9	0.2	
6	1.0	1.3	1.1		
7		0.7	0.7	0.3	
8	1.1	1.3	1.2		
9		0.6	0.7	0.4	
10	1.4	1.9	1.9		
11		0.9	1.0	0.5	
12	1.2	2.5	2.2		
13		1.2	1.2	0.4	
14	0.7	2.3	2.2		
15		8.0	8.0		
16	0.7	2.2	2.1		
17		2.4	2.4	1.5	
18	2.6	1.7	1.7		
19		8.0	0.7		
20	0.7	2.7	2.9		
21		1.8	1.7	1.0	
22		0.7	0.7		
					Λ

新湊までの利用

は少ない

全体的に通過人数が2人程度以下の 通過人数の便が多い

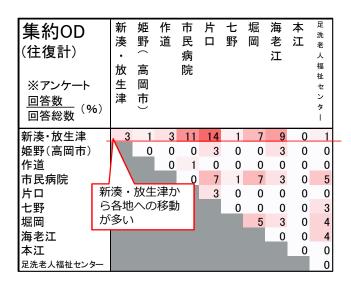
	$\langle -$				
■平日:/	パス	コ方	面彳	うき	
バス停便	パスコ前	小杉駅南口	市役所前	市民病院	新湊地区セン
1		0.9	4.8	4.7	
2		0.1	2.6	2.8	
3		0.3	0.6	0.5	
4			1.9	2.1	1.1
5		0.6	1.6	1.7	
6			3.2	3.5	1.8
7		0.8	1.8	1.5	
8			2.8	2.9	1.7
9		1.5	1.4	1.3	
10			2.2	2.2	1.0
11		1.5	1.2	1.2	
12			2.6	2.6	1.6
13		1.5	1.3	1.1	
14			1.1	1.2	0.7
15		1.2	1.0	0.6	
16			1.5	1.3	
17		1.4	0.9	0.8	
18			3.7	3.8	3.2
19		2.0	0.6	0.5	
20			2.5	2.5	
21		0.3	0.9	0.8	
22			2.7	2.9	2.7

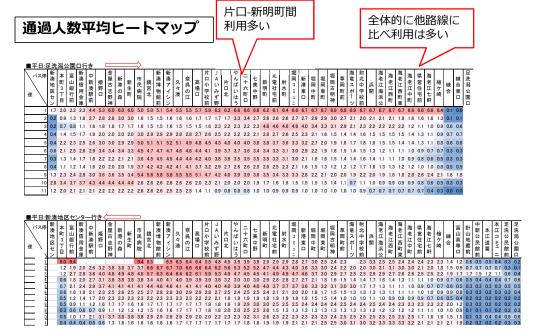


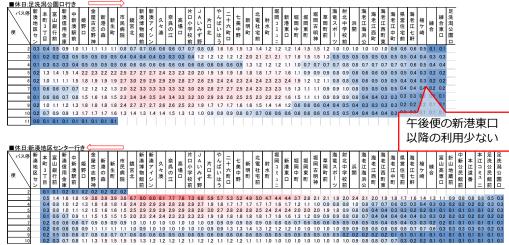
2:新湊・本江線

日平均バス停乗降人数(平日)



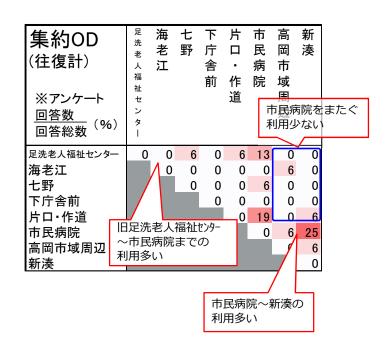






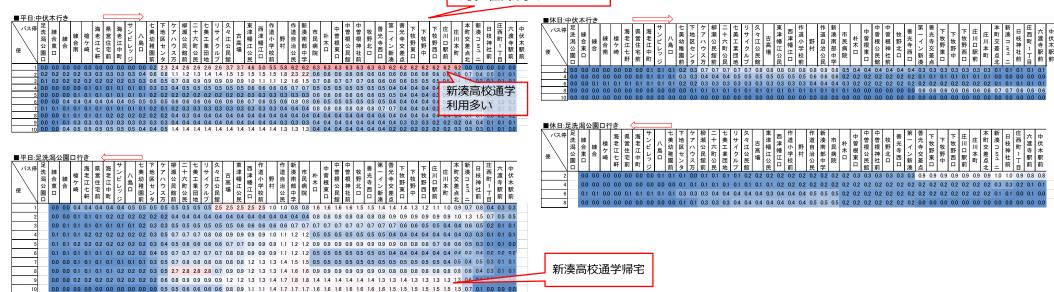
3:七美・作道経由庄西線





通過人数平均ヒートマップ

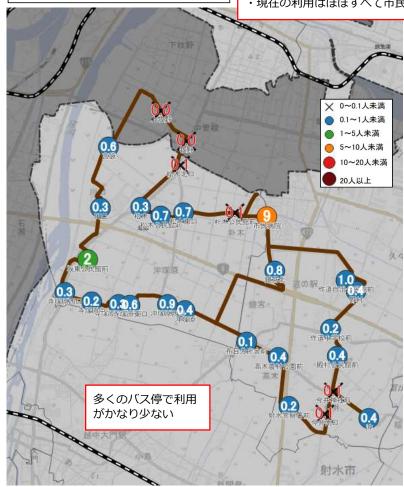
全体的に1便あたり1人未満 の便・区間が多い



4:塚原·作道循環線

・ほぼすべての区間で通過人数平均が1人を下回ることから、抜 **日平均バス停乗降人数(平日)** 本的な再編が必要

・現在の利用はほぼすべて市民病院への移動と考えられる



市民 塚 作 原 道 作 集約OD (往復計) 病 院 ※アンケート 回答数 (%) 回答総数 市民病院 0 57 43 塚原 0 作道

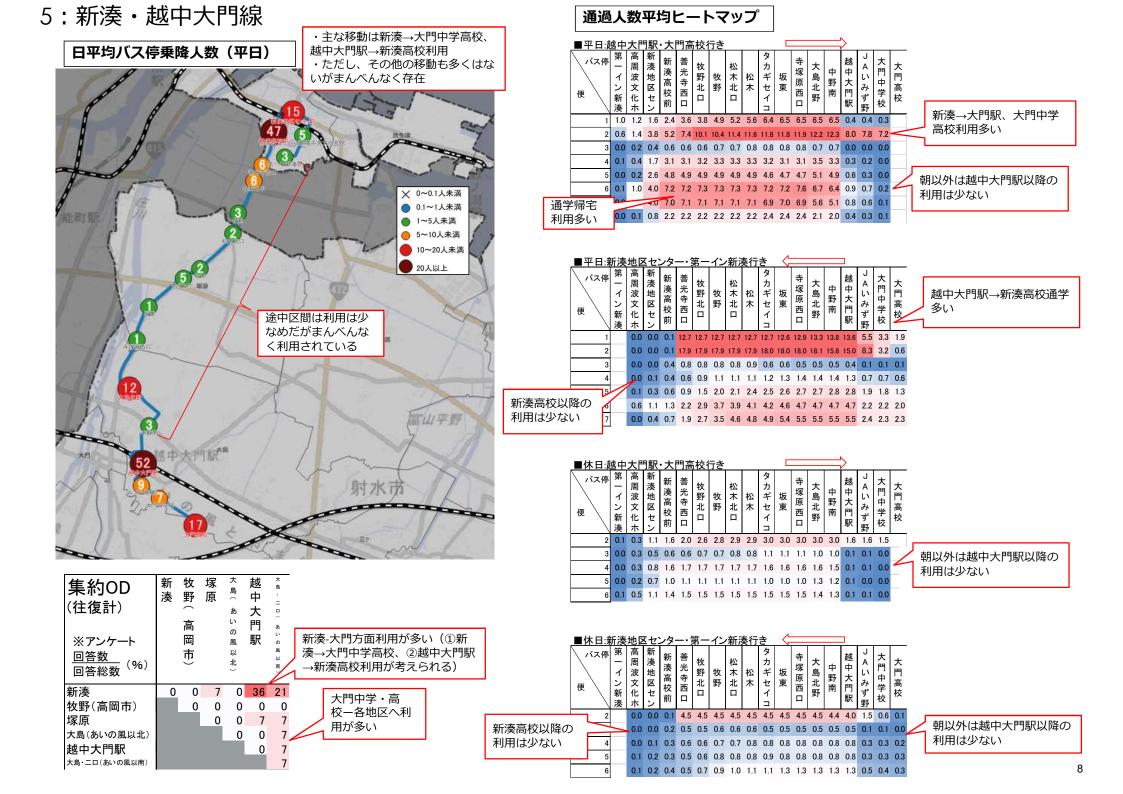
塚原、作道地区一市民 病院の利用がほとんど

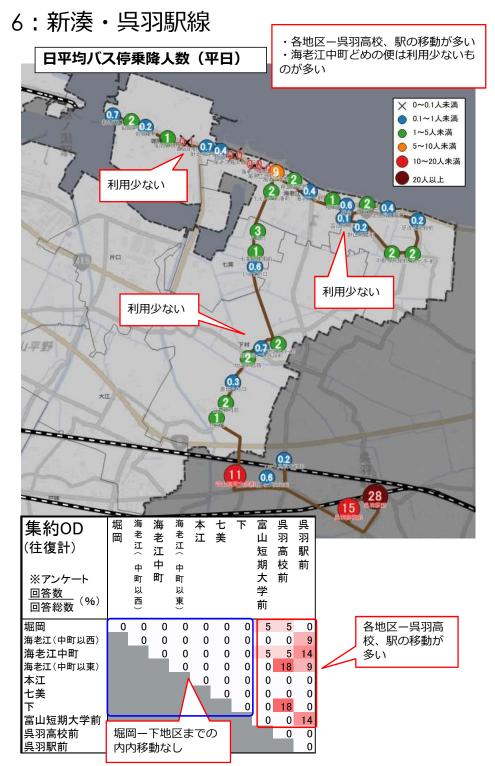
通過人数平均ヒートマップ

■平日:塚原・作道循環線

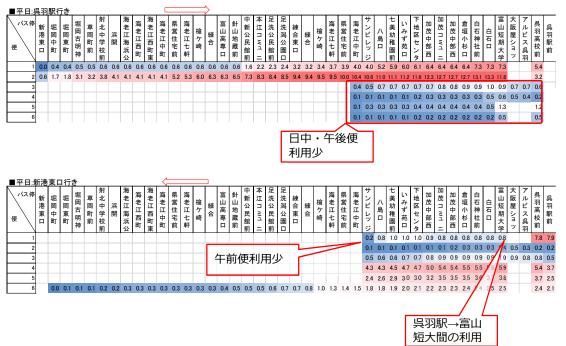
朴木公民館 坂東公民館前 殿村公民館前 高木農村公園 寺塚原西 寺塚原東口 沖塚原西口 木公民館前 市民病院 道 小 今井神社前 寺塚原中 塚原公民館 道自治公民 水警察署前 松木北口 鏡宮北 沖 塚 鏡宮北 上牧野 分庁 宮袋 松 牧 野 民 木 学校前 病 村 原 便 0.2 0.4 0.4 0.4 0.5 0.6 0.7 0.2 0.0 0.0 0.1 0.1 2 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.2 0.2 0.3 0.3 0.5 0.5 0.5 0.5 0.6 0.6 0.6 0.6 0.0 0.0 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.2 0.2 0.2 3 0.1 0.1 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.3 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.6 0.6 0.6 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 5 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.3 0.2 0.2 0.3 0.2 0.2 0.2 0.2 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 6 0.5 0.5 0.4 0.4 0.3 0.3 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.1 0.0 0.1 0.1 0.0 0.0 0.0 0.0 8 0.3 0.3 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.2 0.1 0.1 0.1 0.2 0.2 0.2 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 9 0.6 0.5 0.5 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.4 0.3 0.3 0.3 0.3 0.3 0.2 0.4 0.1 0.1 0.1 0.1 0.1 0.0 0.0 0.0 0.0 0.1

ほぼすべての区間で通過人数平均が 1人を下回る





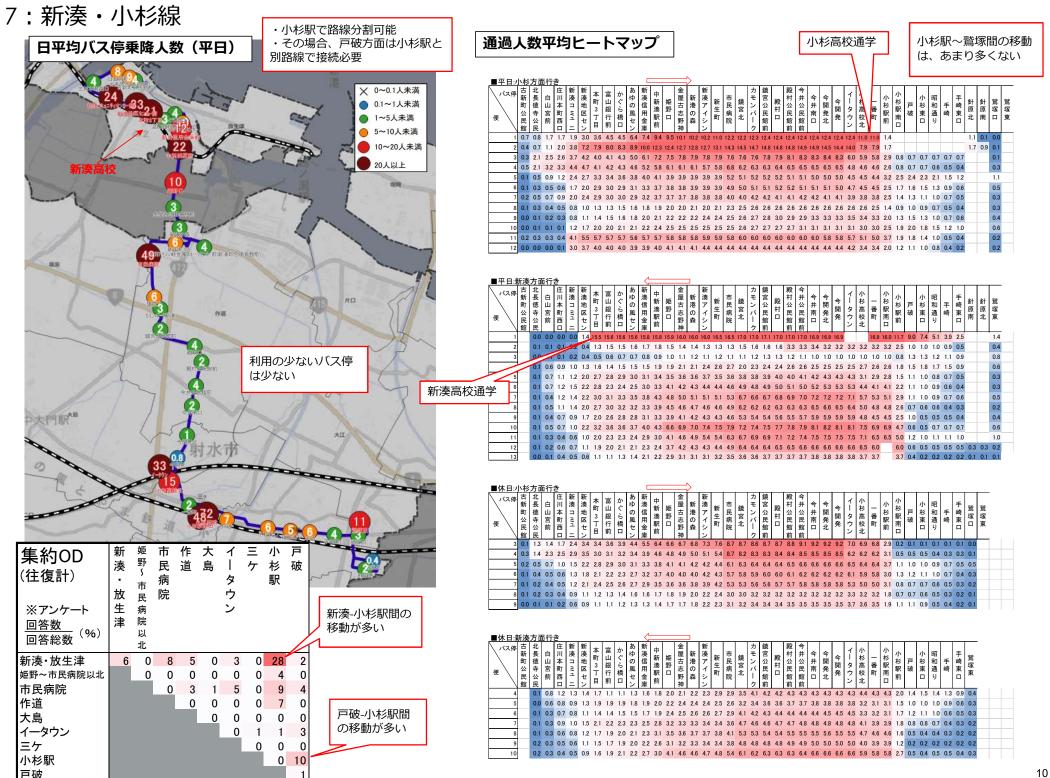
通過人数平均ヒートマップ



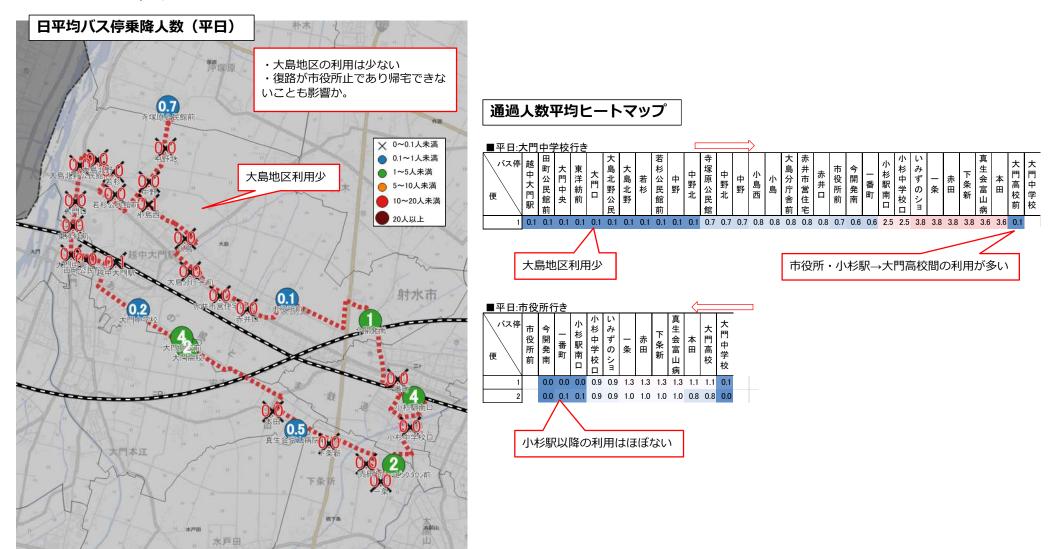


日中〜昼利用 少ない

■休日:	新港	東口	1行:	き							_ <				3																												
バス停便	新港東	堀岡中町	堀岡東町	堀岡古明神	草岡町前	射北中学校前	浜開	海老江海浜公	海老江西町	海老江西町東	海老江中町	県営住宅前	海老江七軒	槍ケ崎	練合	富山高専口	針山地蔵前	中新公民館前	本江コミュニ	足洗公民館前	足洗潟公園口		練合	槍ケ崎	老江七	県営住宅前	海老江中町	サンビレッジ	八島口	七美幼稚園前	いみず苑口	下地区センタ	加茂中部西	加茂コミュニ	加茂中部西	倉垣小杉口	白石神社前	白石口	富山短期大学	大阪屋ショッ	アルビス呉羽	呉羽高校前	呉羽駅前
1		0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	1.4	1.4	1.4	1.4
2	2																											0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.5	0.3	0.3	0.3
0	3																											0.4	0.4	0.5	0.6	0.6	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	8.0	8.0	8.0	0.7	0.6	0.5
4	ı																											1.3	1.4	1.4	1.4	1.5	1.6	1.7	1.8	1.8	1.8	1.8	2.0	2.0	2.0	2.0	1.0

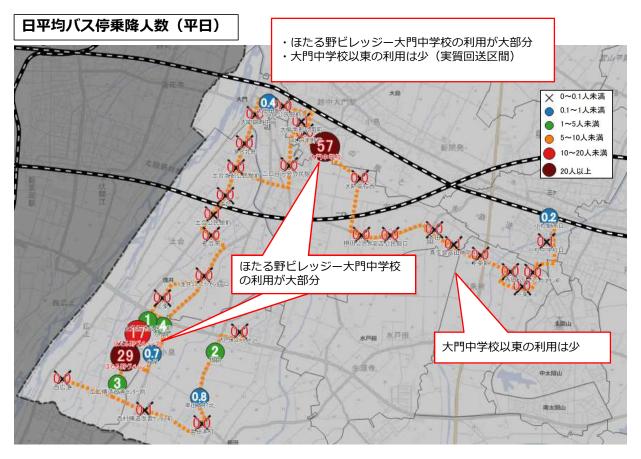


8: 大島・小杉経由大門線【冬期】



(OD調査未実施)

9:浅井・大門経由小杉線【冬期】

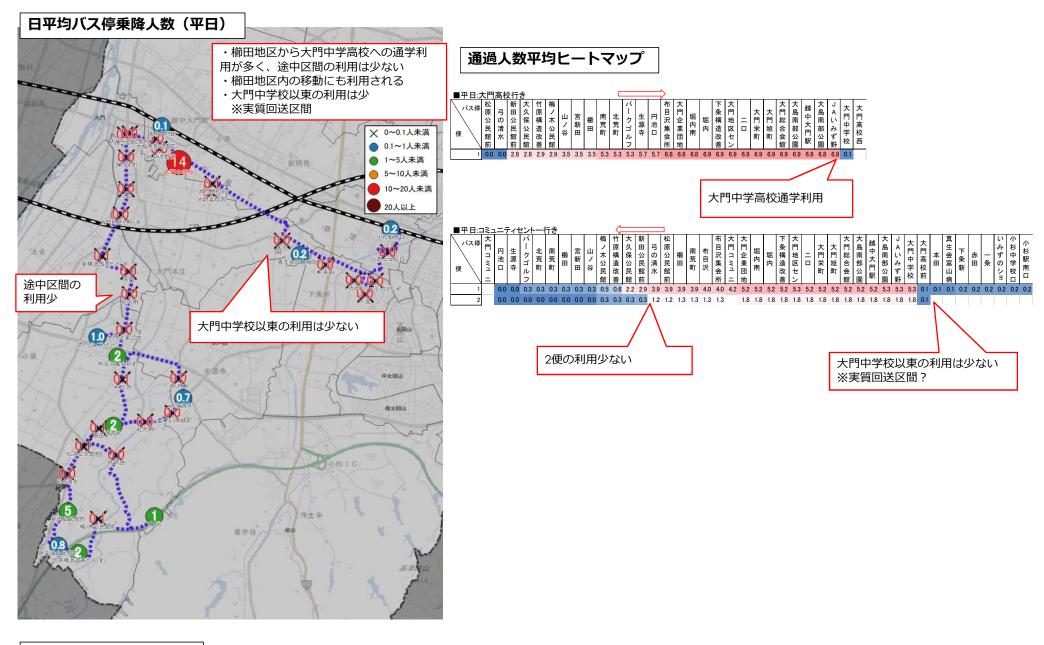


(OD調査未実施)

通過人数平均ヒートマップ

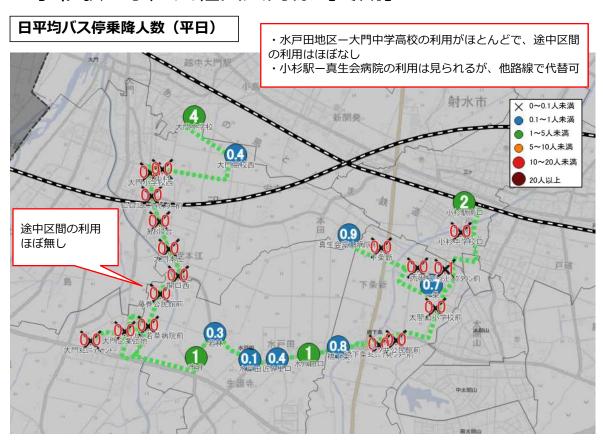


10: 櫛田・大門経由小杉線【冬期】



(OD調査未実施)

11:小杉駅・水戸田経由大門線【冬期】

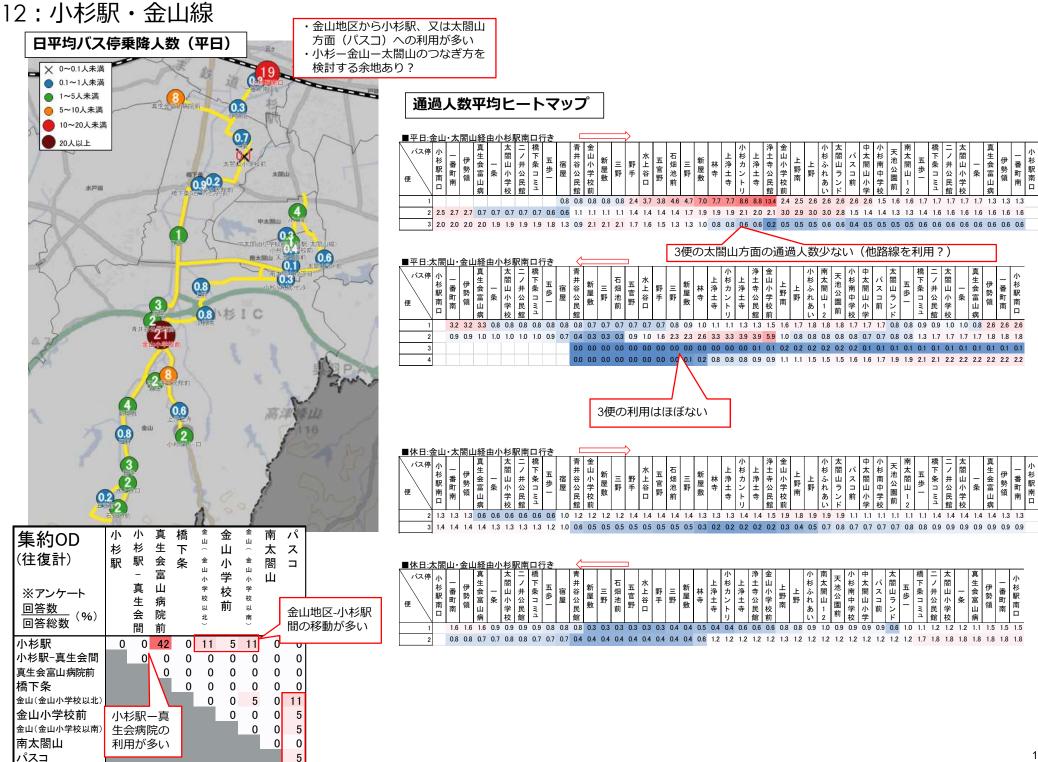


(OD調査未実施)

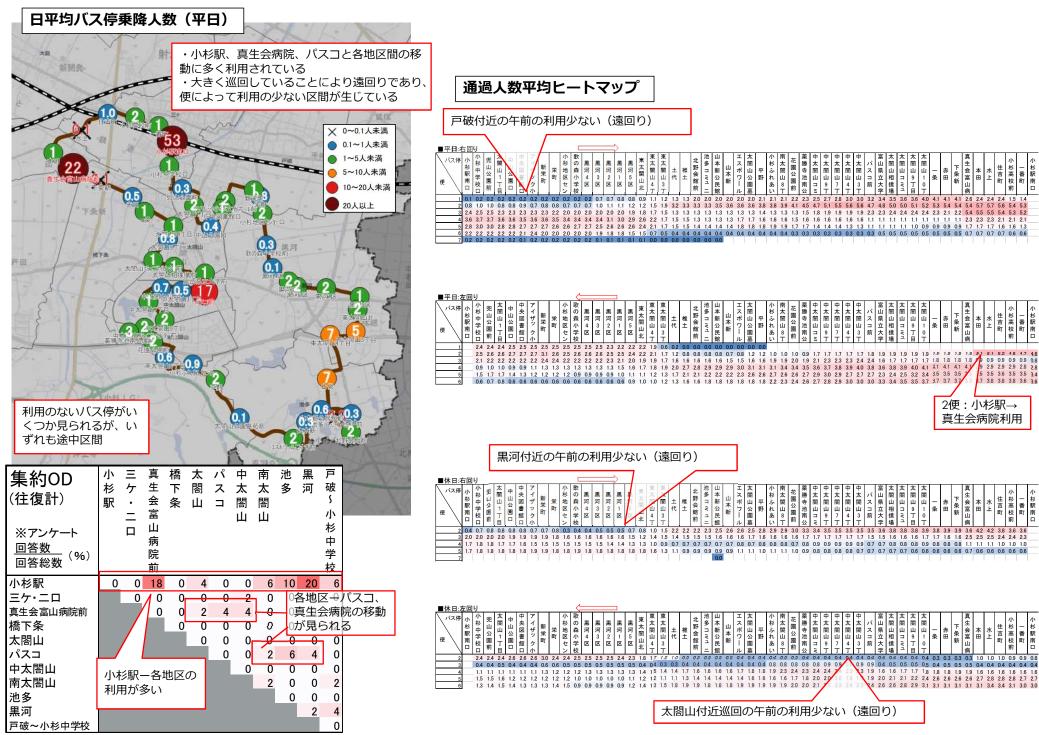
通過人数平均ヒートマップ

■平日:大門中学校行き		
	亦 ̄ 山 弁 宋 下 戸 の 戸 右 巾 ˙ 公 田 冬 小 八 ┐ 下 田 田 戸 廿 廿 \ 足	大門高校西 大門高校西 大門小学校西 大門本江 大門本江
1 1.7 1.7 1.7 0.9 0.9 0.9 0.0 0.0 0	0.0 0.0 0.0 0.0 0.0 0.4 1.3 1.3 1.3 1.5 2.4 2.4 2.4	2.4 2.4 2.4 2.4 2.4 2.4
$\overline{}$		

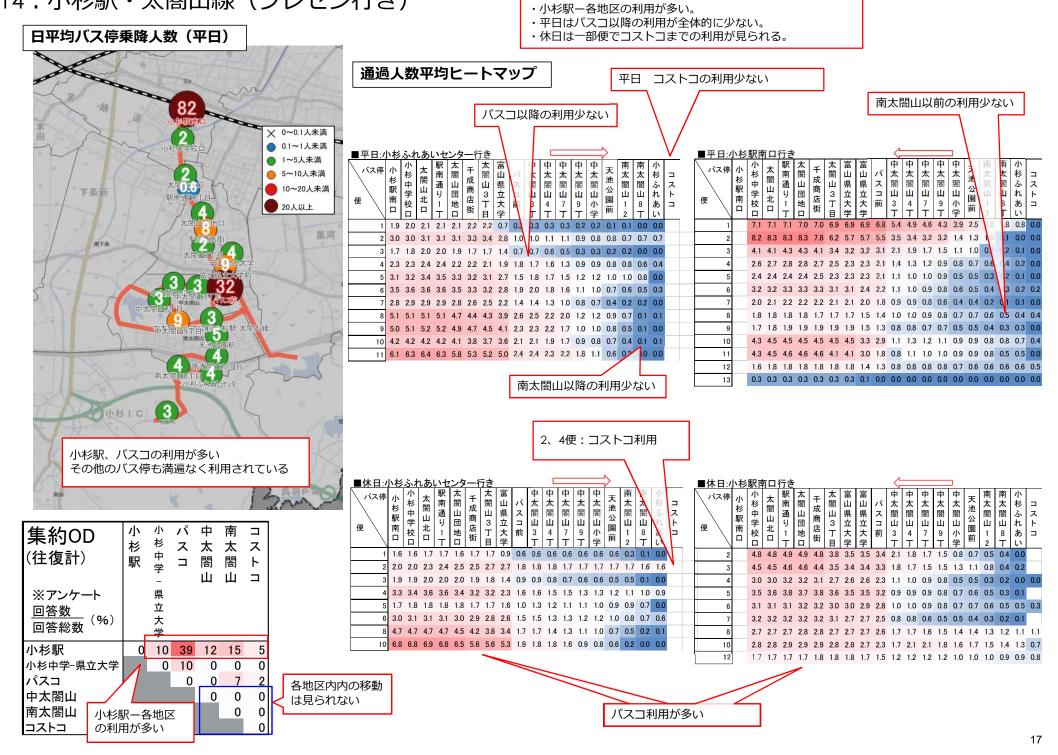
小杉駅—真生会病院利用(平均1人) (他路線代替可)



13: 小杉地区循環線

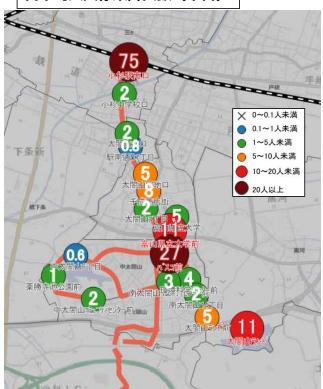


14:小杉駅・太閤山線(フレセン行き)



14: 小杉駅・太閤山線(太閤山ランド行き)

日平均バス停乗降人数(平日)



小杉駅、パスコ、県立大学、太閤山の利用が 多い その他のバス停も満遍なく利用されている

集約OD 太閤 ス 太 (往復計) 閤 閤 山 ラ ※アンケート 回答数 回答総数 (%) 小杉駅 0 48 26 小杉中学-県立大学 パスコ 中太閤山 南太閤山 0 太閤山ランド 各地区内内の移動 小杉駅-各地区 は見られない の利用が多い

・小杉駅ー各地区の利用が多い。

- ・平日はパスコ以降の利用は平均的には少なめだが、便によっては一定の利用あり。
- ・休日は太閤山ランドへの利用が一定見られる。

通過人数平均ヒートマップ



■平日:小	杉駅南	可口名	行き							\]			
バス停力を属する。	沢 学 学 校	太閤山北口	駅南通り1丁	太閤山団地口	千成商店街	太閤山3丁目	富山県立大学	富山県立大学	パスコ前	中太閤山6丁	薬勝寺池公園	中太閤山コミ	南太閤山コミ	環境科学セン	南太閤山14	太閤山ランド	太閤山ランド
1	7.0	7.0	7.0	7.0	6.0	5.4	5.4	5.4	5.1	1.4	1.4	1.4	1.4	1.1	0.9	0.9	0.0
2	1.4	1.4	1.4	1.4	1.2	0.9	8.0	8.0	0.7	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.1	0.1	0.0
3	2.3	2.4	2.5	2.6	2.4	2.1	2.0	2.0	1.8	0.9	8.0	0.7	0.4	0.4	0.3	0.2	0.0
4	2.9	3.0	3.1	3.1	3.0	2.7	2.7	2.7	2.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.2
5	3.1	3.2	3.3	3.3	3.4	2.9	2.9	2.9	2.7	1.4	1.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3
6	1.9	1.9	2.0	2.0	2.1	2.1	2.0	1.9	1.8	8.0	8.0	8.0	8.0	0.7	0.6	0.6	0.5
7	2.0	2.1	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	1.7	1.0	0.9	8.0	0.6	0.6	0.6	0.5	0.4
8	3.3	3.3	3.4	3.4	3.4	3.4	3.4	2.4	2.2	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1
9	2.6	2.7	2.7	2.7	2.8	2.7	2.7	2.4	2.2	1.4	1.4	1.4	1.3	1.2	1.2	1.1	1.0
10	3.0	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.0	2.1	1.8	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.4	1.3	1.2
11	4.1	4.7	4.7	4.7	4.7	4.6	4.6	2.9	2.4	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9	8.0	0.6
12	2.0	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	1.4	1.1	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	8.0	8.0	0.3

パスコ以降の利用は平均的には少 なめだが、便によっては一定の利 用あり

■休日:	太閤	山ラ	シンド	行き	5									_	>			
バス停便	小杉駅南口	小杉中学校口	太閤山北口	駅南通り1丁	太閤山団地口	千成商店街	太閤山3丁目	富山県立大学	パスコ前	中太閤山 6丁	薬勝寺池公園	中太閤山コミ	南太閤山コミ	環境科学セン	南太閤山14	太閤山ランド	太閤山ランド	
2	2.9	2.9	2.9	2.9	3.0	2.9	3.0	2.7	2.5	2.5	2.5	2.5	2.5	2.4	2.4	2.2		
3	2.9	2.9	3.0	3.0	3.0	3.1	3.1	2.8	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0		
4	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5		
5	3.5	3.6	3.6	3.6	3.5	3.4	3.3	2.7	2.2	2.1	2.0	1.8	1.6	1.5	1.5	1.4		
6	0.8	0.8	0.8	8.0	8.0	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6		
7	3.3	3.3	3.3	3.2	3.1	2.9	3.0	2.6	1.6	1.5	1.4	1.2	1.1	1.0	1.0	0.8		
8	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1		
9	2.9	2.9	2.9	2.9	2.8	2.4	2.3	2.2	1.0	0.9	0.9	0.6	0.5	0.3	0.2	0.1		
10	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1		

3便が太閤山ランドまでの 利用多い

■休日:/	小杉	駅南	可口	行き							\							
がス停便	小杉駅南口	小杉中学校口	太閤山北口	駅南通り1丁	太閤山団地口	千成商店街	太閤山3丁目	富山県立大学	富山県立大学	パスコ前	中太閤山6丁	薬勝寺池公園	中太閤山コミ	南太閤山コミ	環境科学セン	南太閤山14	太閤山ランド	太閤山ランド
3		3.4	3.4	3.5	3.5	3.3	3.1	2.8	2.8	2.6	1.6	1.3	1.3	1.1	0.5	0.3	0.2	0.0
4		0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
5		1.9	1.9	2.0	2.0	2.0	1.7	1.7	1.7	1.6	0.9	8.0	0.8	0.7	0.7	0.6	0.6	0.5
6		0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1
7		2.3	2.3	2.4	2.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.1	1.5	1.4	1.4	1.3	1.3	1.2	1.2	1.1
8		1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9
9		3.7	3.7	3.8	3.7	3.9	3.9	3.8	3.7	3.5	2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4
10		4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.2	3.3	3.0	2.8	2.2	2.2	2.2	2.2	2.2	2.1	2.1	1.8
11		1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.1	1.1	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	0.9
12		0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.6	0.5

9,10便が太閤山ランドまで の利用多い

15:小杉駅・白石経由足洗線



通過人数平均ヒートマップ

1便:小杉駅→富山高専への 通学利用多い

	■平日:5	足洗	潟ケ	逮	口行	īŧ.										>																<u> </u>		
Can a	バス停便	小杉駅南口	小杉中学校前	小杉駅前	小杉社会福祉	生涯学習セン	新町	荒町	小杉小学校前	鍛冶屋橋	手崎(小杉焼	手崎北	鷲塚北	小杉白石西	小杉白石	小杉白石東	白城台	白石口	白石神社前	倉垣小杉口	加茂中部西	加茂コミュニ	下地区センタ	JAいみず野	いみず苑口	加茂東部公民	下村三箇口	本江道番	本江コミュニ	足洗公民館前	足洗潟公園口	練合東口	練合	富山高専前
7	1	11.6		13.7	13.7	13.7	13.7	13.7	13.8	13.8	14.8	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9		14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9	15.0	14.1	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	14.0	13.0	
4	2	1.6		1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.7	1.5	1.5	1.5	1.3		1.2	1.1	1.1	1.0	1.0	0.9	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3				
I	3	3.1		3.8	3.8	3.8	3.8	3.7	3.7	3.6	3.5	3.3	3.1	3.1	3.1	2.9	2.5	2.1	1.9	1.9	1.9	1.8	1.6	1.4	1.0	1.0	0.9	0.7	0.5	0.4				
g.	4	1.4	2.9	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.3	3.1	3.0	2.8	2.8	2.7	2.5		1.8	1.7	1.6	1.5	1.3	1.2	0.8	8.0	0.8	0.6	0.2	0.2	0.1				
î	5	1.2	1.4	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.1	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0		1.9	1.9	1.9	1.9	1.8	1.6	1.4	1.4	1.4	1.1	1.0	1.0	0.9				

Į.	■平日:/	小杉	駅彳	き								4				_																		
	バス停便	小杉駅南口	小杉中学校前	小杉駅前	小杉社会福祉	生涯学習セン	新町	荒町	小杉小学校前	鍛冶屋橋	手崎(小杉焼	手崎北	鷲塚北	小杉白石西	小杉白石	小杉白石東	白城台	白石口	白石神社前	倉垣小杉口	加茂中部	加茂コミュニ	下地区センタ	JAいみず野	いみず苑口	加茂東部公民	下村三箇口	本江道番	本江コミュニ	足洗公民館前	潟		練合	富山高専前
	1		0.0	6.1	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.2	6.1	5.5	5.4	5.3		5.3	5.0	3.9	3.7	3.6	2.4	1.9	0.5	0.5	0.5	0.1	0.1	0.1	0.0			
	2			1.9	3.5	3.8	4.0	4.1	4.1	4.1	4.1	3.9	3.7	3.4	3.3	3.2		2.7	2.2	1.9	1.9	1.9	1.7	1.7	1.4	1.2	1.1	1.1	0.9	8.0	0.6			
d	3			1.6	3.1	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.0	2.9	2.8	2.8	2.8	2.7	2.4	2.3	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	1.4	1.4	1.4
	4			2.3	5.6	5.6	5.6	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.7	5.6	5.6	5.6		5.6	5.5	5.5	5.5	5.5	5.5	5.4	5.4	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.7	4.7	4.6	4.6

4便:富山高専→小杉駅へ の通学帰宅利用多い

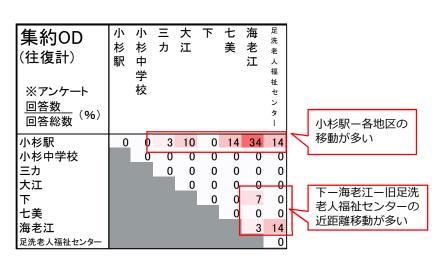
集約OD (往復計) ※アンケート 回答数 回答総数 (%)	小杉駅	小杉中学校	戸破	下	本江	足洗老人福祉センター	海老江	富山高専		
小杉駅 小杉中学校 戸破 下 本江 足洗老人福祉センター 海老江 富山高専			0 0 5 間の和 見られ		15 0 0 5 0	10 0 0 10 0	0 0 0 0 0 0	0 0 0 0 0 0	1	小杉駅―各地区 (特に富山高専) の移動が多い

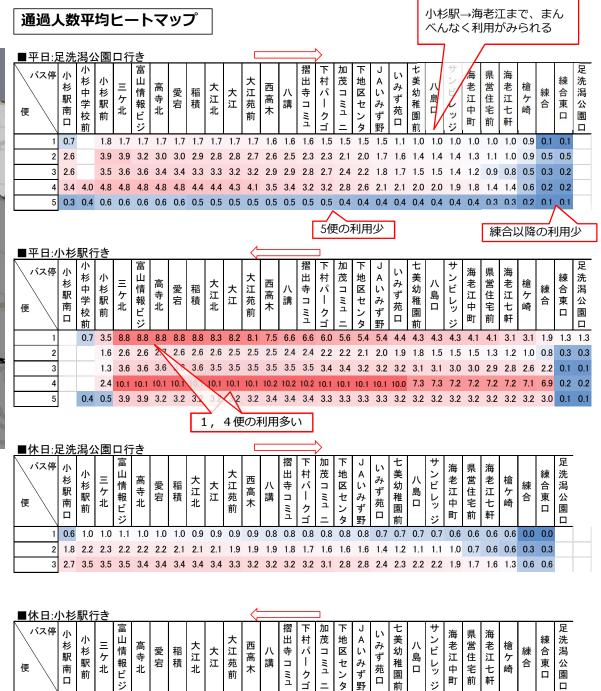
_ ■ 1	休日:5	足洗	潟ケ	園	口行	iŧ										>																	
便	バス停	小杉駅南口	小杉駅前	小杉社会福祉	生涯学習セン	新町	荒町	小杉小学校前	鍛冶屋橋	手崎(小杉焼	手崎北	鷲塚北	小杉白石西	小杉白石	小杉白石東	白城台	白石口	白石神社前	倉垣 小杉口	加茂中部西	一 ドミコミ	下地区センタ	JAいみず野	いみず苑口	加茂東部公民	下村三箇口	本江道番	本江口 // コ	足洗公民館前	足洗潟公園口	練合東口	練合	富山高専前
	1	1.1	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3		2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	2.3	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	1.8	
	2	1.0	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1	1.1	0.8	0.8	8.0	0.6		0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.4	0.4	0.3	0.3	0.2	0.2	0.2				
	3	2.2	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.2	1.9	1.7	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	0.9	0.9	0.8	0.8	0.7	0.6				П

	■休日:/	小杉	駅彳	うき								4																						
	バス停便	小杉駅南口	小杉駅前	小杉社会福祉	生涯学習セン	新町	荒町	小杉小学校前	鍛冶屋橋	手崎(小杉焼	手崎北	鷲塚北	小杉白石西	小杉白石	小杉白石東	白城台	白石口	白石神社前	倉垣小杉口	加茂中部	加茂 コミュニ	下地区センタ	JAいみず野	いみず苑口	加茂東部公民	下村三箇口	本江道番	本江コミュニ	足洗公民館前	足洗潟公園口	練合東口	練合	富山高専前	
Ī	2		2.1	3.9	3.9	4.0	4.0	4.0	4.1	4.0	3.8	3.7	3.2	3.0	3.0		2.7	2.7	2.6	2.6	2.6	2.5	2.4	2.4	2.2	2.1	2.1	2.0	1.9	1.8				
ſ	3		1.2	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	2.3	2.2	2.2	2.1	2.0	2.0	2.0	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.7	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.4	1.4	1.3	
	4		0.4	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	8.0		8.0	8.0	8.0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.3	0.3	0.2	

16:小杉駅・大江経由足洗線







クゴ

1.2 2.4 2.4 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.5 2.4 2.4 2.4 2.4 2.4 2.3 2.3 2.3 2.1 2.0 1.9

3.2 5.2 5.2 5.2 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 5.0 4.8 4.8 4.8 4.8 4.7 4.5 4.5 4.1 3.5 3.4 3.3 3.2 3.1 2.8 2.4 0.6 0.6

1.9

17:海王丸パーク・ライトレール接続線

日平均バス停乗降人数(休日)



集約 (往復記 ※アン 回答数	計) ケート	岩瀬浜駅	足洗老人福祉センター	海老江	堀岡	放生津
中海汽车	:-	_			^	100
│岩瀬浜舞	八	0	0	0	0	100
足洗老人福	証センター		0	0	0	0
海老江				0	0	0
堀岡					0	0
放生津						0

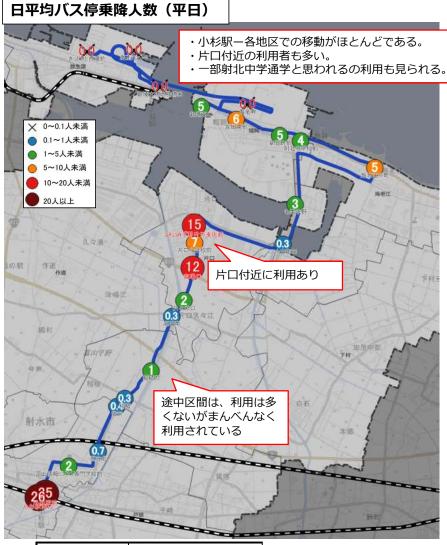
通過人数平均ヒートマップ

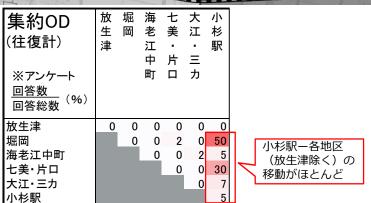
■休日:新	折湊	行き	-												>						
バス停便	岩瀬浜駅	足洗潟公園口	練合東口	練合	槍ケ崎	海老江七軒	県営住宅前	海老江中町	海老江西町東	海老江西町	海老江海浜公	浜開	射北中学校前	草岡町前	堀岡古明神	堀岡東町	堀岡中町	新港東口	もっ ときと市	海王丸パーク	新湊大橋西桟
1	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.0	0.7	0.4	
2	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.3	0.5	0.2	
3	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.5	1.5	1.5	8.0	0.4	0.3	
4	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	0.9	8.0	8.0	8.0	0.6	0.4	0.3	

■休日:約	さい はいまい はい	浜馴	マイクラ	ŧ							\				-						
バス停便	岩瀬浜駅	足洗潟公園口	練合東口	練合	槍ケ崎	海老江七軒	県営住宅前	海老江中町	海老江西町東	海老江西町	海老江海浜公	浜開	射北中学校前	草岡町前	堀岡古明神	堀岡東町	堀岡中町	新港東口	きっ ときと市	海王丸パーク	新湊大橋西桟
1		1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	0.8	0.7	0.3
2		1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	1.6	0.9	0.6	0.3
3		1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.3	8.0	0.4
4		1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	8.0	0.6	0.3

往路、復路ともに各便1~2人程度、岩瀬浜駅から放生津方面への移動に使われている。

18: 堀岡・片口経由小杉駅線





通過人数平均ヒートマップ

堀岡→小杉駅まで通過人数多い 第2便 片口方面から先で特に多くなる

ı	■平日:/	小杉	駅彳	うき										1	_	2	_	=					
	バス停 便	新港東口	堀岡東町	草岡町前	射北中学校前	海老江中町	七美中野	二十六町口	JAいみず野	片口小学校前	高場口	人々只口	高場南	稲積口	稲積	愛宕	高寺北	富山情報ビジ	小杉駅前	小杉駅南口			
	1	0.1	1.1	2.0	2.2	2.6	2.8	2.8	4.1	5.7	6.6	6.6	6.6	6.6	6.7	6.7	6.7	6.7	1.6				
	2	1.3	2.7	4.2	4.5	4.8	5.3	5.3	8.8	10.1	12.7	12.8	12.8	12.8	12.9	13.1	13.2	13.2	0.3				
	3	0.7	1.0	1.2	1.4	1.9	2.0	2.0	2.8	3.1	4.0	4.1	4.1	4.7	4.7	4.7	4.8	3.9	8.0				
	4	0.6	1.9	2.4	2.6	3.7	3.9	3.9	5.4	5.8	6.3	6.5	6.5	6.5	6.6	6.6	6.8	6.7	3.6				
	7	0.1	0.1	0.1	0.5	0.7	1.0	1.1	1.4	1.5	1.7	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	0.4				
	8	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	1.3	0.1				

	■平日:均	屈岡	•片	ロカ	<u> </u>	行						¢									_		
1	バス停	新港東口	堀岡東町	草岡町前	射北中学校前	海老江中町	七美中野	口母六十二	JAいみず野	片口小学校前	高場口	久々江口	高場南	稲積口	稲積	愛宕	高寺北	富山情報ビジ	小杉駅前	小杉駅南口	_		
	1		0.0	0.0	0.0	1.5	1.5	1.4	1.4	1.4	1.4	0.9	0.3	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1			
	2		0.0	0.0	0.1	0.2	0.4	0.8	0.9	1.0	1.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.4			
	4		0.1	1.3	1.5	1.8	2.0	2.0	2.1	3.2	3.7	4.3	4.4	4.4	4.9	5.0	5.0	5.0	4.9	3.8			
	6		0.7	1.2	1.9	2.2	3.2	3.4	3.5	5.4	6.0	6.9	7.3	7.3	7.3	7.4	7.5	7.5	7.1	4.5		丿	
	7		0.8	1.2	1.5	1.7	2.3	2.5	2.5	4.4	5.2	6.4	6.5	6.5	6.5	6.6	6.6	6.7	6.6	4.6	_	\neg	小杉駅→片口方面まで
	8		0.3	0.4	0.8	0.9	1.3	1.6	1.6	3.9	4.7	6.2	6.3	6.3	6.3	6.4	6.4	6.4	6.4	4.4			通過人数多い

■休日:/.	小杉	駅彳	うき												>														
がス停便	新湊大橋西桟	海王丸パーク	きっ ときと市	海竜町	新港東口	堀岡東町	草岡町前	射北中学校前	海老江中町	七美中野	二十六町口	JAいみず野	片口小学校前	高場口	久々江口	高場南	稲積口	稲積	愛宕	高寺北	富山情報ビジ	小杉駅前	小杉駅南口	_					
4	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	3.1	3.5	4.4	5.4	5.7	5.8	10.3	11.3	11.9	12.0	12.0	12.2	12.3	12.3	12.6	12.3	5.6	_	í	4便(は利	用が	多い	١
5	0.1	0.5	1.3	1.3	1.5	1.6	1.8	2.1	2.3	2.4	2.5	4.0	4.3	4.7	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.8	4.7	2.0		_					_
6	0.1	0.1	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.5	0.7	8.0	8.0	1.6	1.8	2.0	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.1	2.0	8.0							
7	0.1	0.2	0.2	0.2	0.4	0.4	0.4	0.6	0.7	8.0	0.8	1.3	1.4	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.7	1.6	0.3							

■ 位	木日:切	屈岡	·片	ロカ	5面	行						Ç													
便	バス停	新湊大橋西桟	海王丸 パー ク	きっ ときと市	海竜町	新港東口	堀岡東町	草岡町前	射北中学校前	海老江中町	七美中野	二十六町口	JAいみず野	片口小学校前	高場口	久々江口	高場南	稲積口	稲積	愛宕	高寺北	富山情報ビジ	小杉駅前	小杉駅南口	
	3		0.1	0.4	1.0	1.1	1.1	1.2	1.4	1.5	1.6	1.7	1.7	2.1	2.2	2.3	2.3	2.4	2.4	2.4	2.4	2.4	2.3	1.6	
	4		0.0	0.1	0.3	0.3	0.4	1.1	1.3	1.7	1.9	2.0	2.0	2.7	2.9	3.1	3.1	3.2	3.3	3.3	3.3	3.4	3.3	2.4	
	5		0.1	0.2	0.5	0.5	0.9	1.3	1.5	1.6	1.8	1.9	1.9	2.9	3.3	3.7	3.7	3.8	3.8	3.8	3.8	3.8	3.7	2.7	
	6						0.4	0.5	0.7	1.3	2.4	2.7	2.8	5.2	5.6	6.3	6.3	6.3	6.4	6.4	6.4	6.5	6.3	4.3	_
	7						0.7	0.9	1.2	1.7	3.5	3.7	3.9	6.8	7.4	8.5	8.7	8.7	8.7	8.8	8.8	8.8	8.4	5.7	

第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画(素案) について

1 策定の趣旨

本市では、射水市地域福祉計画(計画期間は、平成23年度から令和2年度までの10年間)に基づき、地域福祉推進のための施策に取り組んできた。今年度、同計画の期間が満了することから、社会構造等の変化を踏まえ、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、地域住民が支え合い、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、「第2次射水市地域福祉計画」を策定する。

なお、策定に当たっては、市社会福祉協議会の「第3次射水市地域福祉活動計画」と一体化し、より分かりやすく実効性のあるものとする。

2 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定により、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など福祉分野別計画の最上位計画として位置付けられているほか、本市においては、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「地方再犯防止推進計画」を包含することとし、地域福祉や関連する分野の取組と連動させて、推進していく。

3 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とする。ただし、令和7年度 に中間評価・見直しを行う予定

4 これまでの経過

年	月	内容
		第1回射水市地域福祉計画等策定委員会を開催
令和2年	3月	・現計画の進捗状況について説明、地域福祉アンケート調査につ
		いて協議
	4月	地域福祉アンケートを実施(市民 2,000 人を対象)
		「地域のふくし調査」を実施(市内全 27 地区の地区社会福祉協議
	5月	会を対象) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、地域福祉懇談会を
		開催せずに代替措置として調査を実施
	8月	第2回射水市地域福祉計画等策定委員会を開催
	07	・基本理念及び計画骨子案について協議
	1 1月	第3回射水市地域福祉計画等策定委員会を開催
	· · /5	・計画素案について協議

5 今後の予定(スケジュール)

年	月	内容
令和2年	12月	市議会定例会に計画素案の報告
	12月	計画素案のパブリックコメントを実施
令和3年	2月	第4回射水市地域福祉計画等策定委員会の開催 ・計画案について協議
	3月	市議会定例会に計画案の報告
	3月	計画策定及び公表

第2次射水市地域福祉計画・第3次射水市地域福祉活動計画(素案)の概要

1 計画策定の趣旨

誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくことができるよう、地域住民が支え合い、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、「第2次射水市 地域福祉計画」及び「第3次射水市地域福祉活動計画」を策定するもの

2 計画の位置付け

高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など福祉分野別計画の最上位計画として位置付けられているほか、「成年後見制度利用促進基本計画」及び「地方再犯防止推進計画」を包含することとし、地域福祉や関連する分野の取組と連動させて、推進していく。

3 計画の期間

令和3年度から令和12年度までの10年間とする。ただし、令和7年度に中間評価・見直しを行う予定

4 計画の骨子(体系)

基本理念

「みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水」

基本目標

基本目標1 ともに支え合う人づくり

地域福祉推進の主役は市民であり、一人ひとりお互いに思いやり、誰もが役割を持ち、活躍できる地域を目指すための意識の醸成を図り、ともに支え合う"人づくり"を進める。

基本目標2 安心して暮らせる地域づくり

地域の生活課題や住民ニーズに的確に対応し、全ての人の権利侵害、虐待、暴力、差別、偏見を防ぎ、災害、犯罪、事故から守るため、みんなが安心して暮らせる"地域づくり"を進める。

施策の方向性

地域福祉活動の 担い手の 育成・確保

福祉人材の育成

民生委員・児童委員活動の環境整備 福祉教育の推進・福祉意識の醸成 地域振興会等自治組織との連携・協働 ボランティア・NPO 活動の推進

取り組む施策

地域福祉活動を担う人材の掘り起こし・育成

人材の確保・育成・定着支援

福祉の仕事の魅力発信

成年後見制度の利用促進

虐待及びDV防止対策の推進

住民主体の 活動環境の整備 地域支え合いネットワーク事業の推進 ------ケアネット活動の推進

権利擁護の推進

差別・偏見の解消

バリアフリー・ユニバーサル デザインの推進

災害時の 支援体制の整備 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

避難行動要支援者支援制度の推進 福祉避難所の拡充

基本目標

基本目標3 自分らしく生活できる仕組みづくり

社会情勢の変化により、複雑化・複合化した課題を抱える人たちを包括的に受け止める体制づくりや、犯罪や非行をした人の社会復帰支援など、一人も取り残さない支援体制を整備し、誰もが自分らしく生活できる"仕組みづくり"を進める。

施策の方向性

包括的な相談 支援体制の構築

全庁的な体制整備

制度の狭間の 課題解決

______ 更生支援の推進

福祉分野以外 との連携

福祉サービス 事業者への支援

取り組む施策

断らない相談体制の整備

庁内の部局横断的な連携体制の整備

ひきこもり支援の推進

生活困窮者の自立支援

ダブルケアラー·ヤングケアラーへの支援 -------

空き家・ごみ屋敷対策の推進

更生支援の推進

農業・商業と福祉の連携

公共交通との連携

地域における公益的な取組の推進

事業者の参入促進・育成支援

社会福祉協議会の機能強化

第 2 次射水市地域福祉計画 ・ 第 3 次射水市地域福祉活動計画 素案

> 令和2年12月 射水市 射水市社会福祉協議会

【目 次】

第	1	章		計画	Īの	策是	Ē	に	当	た	つ	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	1		地	域福	祉	計画	画	لح	は		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		2
	2		地	域福	祉	活動	助	計	画	ح	は		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		3
	3		計	画策	定	の	当:	景		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	4		計	画の	新	たな	<u>ئ</u>	視	点		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	((1)		社会	:福	祉	去	の	改.	正	に	ょ	る	盛	IJ	込	む	ベ	き	事	項		•	•	•	•	•	•		5
	(2)		自助	j •	互	功	•	共	助	•	公	助	に	つ	١J	τ		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		5
	((3)		新型	<u>!</u>)	ウ	1.	ル	ス	等	感	染	症	に	対	応	U	た	新	た	な	地	域	福	祉	活動		6
	(4)		Soci	et	y5.	0	を	見	,据	え	た	: 取	紅紅	lo,	推	進	اا	: 0	۱ را	7	•	•	•	•	•	•			6
	(5)		S D	G	s (か;	達	成	に	向	け	て		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		7
	5		計	画の	位	置作	寸	け		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		8
	6		計	画の	期	間		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
	7		計	画策	定	の゠	手	法		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	2
第	2	章		市の	現	況と	Ŀ	課	題		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	3
	1		人	口等	の	現法	兄		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
		(1)	人口	•	世詩	带	数	の:	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	4
		(2)	高鯸	者	に	刿:	す	る	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	5
		(3)	障が	۱J	者	ات	對	す	る	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1	7
		(4)	児童	ات	関す	す	る	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	0
		(5)	生活	保	護	ات	對	す	る	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	2
		(6)	権利	擁	護	ات	對	す	る	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	3
		(7)	再犯	胏	止	ات	對	す	る	状	況		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	4
		(8)	避難	行	動	要:	支	援	者	支	援	制	度	に	関	す	る	状	況		•	•	•	•	•	•	•	2	5
	2		福	祉に	.関	する	3	市	民	等	の	意	識		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
		(1)	地域	福	祉し	ア	ン	ケ	_	۲	調	查	か	5	み	る	課	題		•	•	•	•	•	•	•	•	2	6
		(2)	地域	か	ısı (<	し	調	查	か	5	み	る	課	題		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3	9
		Ì	•																											
第	3	章		計画	īの	基	本	的	な	考	え	方		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	3
	1		基	本理	念		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	4
	2		基	本目	標		•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	4
	2		±⊥	<i>a</i>	√ +	Z.																							1	_

第4	章	施	策(の展	開		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	4	9
基	本目	目標	1	ع ۲	:ŧ	に	支	え	合	う	人	づ	<	IJ	J		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	0
1	爿	也域	福祉	业活	動	の	担	١J	手	の	育	成	•	確	保	_	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	0
2	礻	量 祉	人相	すの	育	成		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	4
基	本目	目標	2	「安	心	し	て	暮	5	せ	る	地	域	づ	<	IJ			•	•	•	•	•	•	•	•	5	6
1	佢	主民	主任	本の	活	動	環	境	の	整	備		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5	6
2	柏	霍利	擁記	護の	推	進		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	1
3	J	゛リ	ア	フリ	_	•	ュ	_	バ	_	サ	ル	デ	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	1	ン	の	推	進		•	•	•	•	•	•	6	6
4	. <i>5</i>	害》	時(の支	援	体	制	の	整	備		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6	7
	基本 目	日梅	2	Гဠ	1分	·	Ι.		生	汪	~~	+	ス	/ +	织	~	づ	_	1)		1						7	' 0
<u>全</u>		3 <u>1示</u> 2括												<u> </u>	<u>ж</u>		<u>ر</u>	<u> </u>	•	<u>.</u>] •	•	•	•	•	•		0
2		2 1 2 1 1	_						• ih:1	•	1 173	 .	•	•			•		•		•	•		•	•			3
3		ij度	•						油		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		-	3
4		三生					_	М +	ハ ・		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•			7
5	_	こエ 冨祉			٠.	. —		油	堆		•	•	•	•	•	•	•	•			•	•	•	•	•	•		9
6		ョ)ユ			•			_			支	援		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		0
第 5	章	計	画(の推	進	体	制	لح	進	行	管	理	•	評	価		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	3
1	拊	進	体的	制	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	4
2	賣	画	の <i>1</i>	大之	ع	周	知		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	6
3	言	+画	にん	系る	指	標		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	6
4	言	十画	の	评価	jح	見	直	し		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	8	6
資料	編	•			•	•	•		•	•	•	•	•	•			•	•	•		•	•		•	•	•	8	7
1	言	十画	策	定の)経	緯			•	•	•	•	•	•	•	•	•				•		•	•	•	•	8	8
2		小小						画	等	策	定	委	員	会	設	置	要	綱			•		•	•	•	•		9
3		 寸水																		•	•	•	•	•	•	•	9	1

第1章 計画の策定に当たって

1 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉推進の主体である住民などの参加を得ながら、地域の様々な生活の課題を明らかにし、その解決に向けた施策や体制などを計画的に整備し、地域福祉を推進するための計画です。

この計画は、地域住民や団体・組織など、みんながつながり支え合うことで、 子どもから高齢者まで、年齢や障がいの有無、性別などに関わらず、誰もが住み 慣れた家庭や地域の中で自分らしく生きがいを持ち、安心した生活を送ることが できる社会を目指すものです。

社会福祉法(第107条)

(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下 「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を 行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更する ものとする。

2 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、社会福祉協議会と地域住民や社会福祉に関する活動を行 う個人、団体、社会福祉を目的とした事業者、行政等が協力し、福祉のまちづく りを進めるための民間の活動及び行動の計画です。

地域福祉計画との整合性を図りながら、社会福祉法第109条の規定で地域福祉の推進役として位置付けられた社会福祉協議会が、中心となって策定するものです。

社会福祉法(第109条第1項)

(市町村社会福祉協議会)

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

3 計画策定の背景

近年、少子高齢化や少人数世帯の増加、家族機能の脆弱化などにより、例え ば、高齢の親と50代のひきこもり状態の子が同居している中で起こる「805 0問題」や、親の介護と育児が同じ時期に重なる「ダブルケア」といった、複合 化・複雑化した課題を抱える世帯が見られるなど、家庭を取り巻く環境は、大き く変化しています。

また、人口減少、非正規雇用の拡大、コミュニティ機能の低下など、社会構造 の変化を背景として地域における結び付きが弱まり、社会的孤立や生活困窮者の 増加など、課題が深刻化しているケースが見られます。

このような中、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく暮らして いくことができるよう、地域住民が支え合い、地域をともに創っていく「地域共 生社会」の実現が求められています。

それは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超え て、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超 えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創ってい く社会を目指すものです。

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主 体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住 民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂 する地域文化
- 支え・支えられる関係の循環 ~誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成~



- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

- ◇社会経済の担い手輩出 ◇地域資源の有効活用、 雇用創出等による経済 価値の創出
- 地域における人と資源の循環 〜地域社会の持続的発展の実現〜
- ◇就労や社会参加の場 や機会の提供
- ◇多様な主体による、
 - 暮らしへの支援への参画

すべての社会・経済活動の基盤としての地域









交诵

4 計画の新たな視点

(1) 社会福祉法の改正による盛り込むべき事項

平成29年の社会福祉法の改正により、各自治体が策定する地域福祉計画について、福祉関連個別計画の上位計画に位置付けるとともに、福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や福祉関係者が地域生活課題を把握し、関係機関との連携等により課題解決を目指すという「地域福祉の方法」が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項として、次の5つが示されました。

地域福祉計画に盛り込むべき5事項

地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉 に関し、共通して取り組むべき事項

地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項 包括的な支援体制の整備に関する事項

(2) 自助・互助・共助・公助について

自助・互助・共助・公助の意味

自助	住み慣れた地域で暮らすため、自分たちの日常生活に おける課題は、自発的に解決すること
互助	地域で暮らす人たちが隣近所や地域のつながりで助け 合い、支え合い、課題を解決すること
共助	健康保険や年金、介護保険などの社会保障制度等の制 度で支え合うこと
公助	自助、互助、共助で解決することのできない課題に対 して、行政サービスが対応すること

地域共生社会の実現には、自助・互助・共助・公助をバランス良く組み合わせることが重要です。

しかし、共助を担ってきた社会保険、公助を担ってきた公的福祉が人口減少や 少子高齢化等の影響を受けて負担が大きくなっています。

将来にわたり効果的な社会保障制度を維持するためには、自助・互助・共助・ 公助全体のより適切な在り方の再構築が必要です。

今後、福祉課題・生活課題の内容を地域の実情に合った形でこの4つが適切に機能するよう、地域住民をはじめ関係する団体・組織等の連携・協働を図る支援を一層強化することで、地域共生社会の実現を目指していきます。

(3) 新型コロナウイルス等感染症に対応した新たな地域福祉活動

新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛や活動制限は、市民の交流や見守り活動、生きがいづくり等を目的に実施されてきた地域福祉活動にも活動の縮小や休止などの影響を及ぼしています。

また、多くの経済活動の停止に伴い、減収や失業による生活困窮で支援を必要とする人も増えています。

今後、市民が新しい生活様式を継続していくことに併せて、新型コロナウイルス等感染症との共存に対応した新たな地域福祉活動の取組を推進していきます。

(4) Society5.0 を見据えた取組の推進について

我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱された Society5.0 で実現する社会は、IoT(Internet of Things)や人工知能(AI)といった新しい技術を導入することで、社会構造の変化等がもたらす様々な課題を解決し、誰もが自分らしく安心して暮らせるものです。

本市においても、Society5.0 を見据え、新たな技術等を積極的に活用した地域 福祉活動の取組を推進していきます。

(5) SDGsの達成に向けて

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27年の国連サミットで採択された持続可能でより良い世界を目指す国際目標のことで、17の目標で構成されています。

SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点は、地域福祉計画とも共通するものであることから、本計画ではSDGsの理念を取り入れ、計画を推進していきます。

17の目標のうち、地域福祉と特に関連が大きい以下の目標達成のために各種事業を推進し、持続可能な地域と福祉の仕組みをつくっていくことを目指します。

- 「1 貧困をなくそう」
- 「2 飢餓をゼロに」
- 「3 すべての人に健康と福祉を」
- 「5 ジェンダー平等を実現しよう」
- 「10 人や国の不平等をなくそう」
- 「11 住み続けられるまちづくりを」
- 「17 パートナーシップで目標を達成しよう」

SUSTAINABLE GOALS



【SDGsの17の目標】

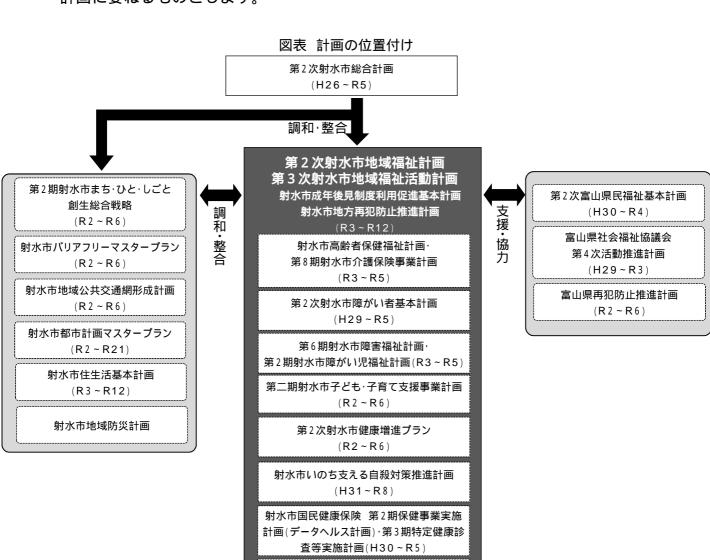
5 計画の位置付け

「射水市地域福祉計画」と「射水市地域福祉活動計画」の二つの計画は、基本 理念や目標を共有するなど、いわば「車の両輪」であることから、今回 は、より分かりやすく実効性のあるものとするため、一体的に策定しました。

本計画は、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など福祉分野別計画の最上位 計画として位置付けられています。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律(第14条第1項)に基づく 「成年後見制度利用促進基本計画」と、再犯の防止等の推進に関する法律(第8条)に基づく「地方再犯防止推進計画」も包含しており、地域福祉や関連する分野の取組と連動させて、推進していきます。

なお、既に策定している他の計画において、地域福祉計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、その重なる部分について、該当する計画の全部又は一部をもって地域福祉計画の一部とみなすことができるとされていることから、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等の分野ごとの各施策については、各個別計画に委ねるものとします。



射水市新型インフルエンザ等 対策行動計画

関連法抜粋

成年後見制度の利用の促進に関する法律(第14条第1項)

(市町村の講ずる措置)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後 見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成 年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

再犯の防止等の推進に関する法律(第8条)

(地方再犯防止計画)

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における 再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」と いう。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

福祉分野別計画の紹介

射水市高齢者保健福祉計画 第8期射水市介護保険事業計画

コンショー	教育床健惟性引曲 另 0 别别小门儿 暖床哭事来引曲
計画期間	令和3年度から令和5年度までの3年間
概 要	この計画は、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に基
	づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。
	高齢者の保健・福祉・介護サービス分野の基本的な政策目標とその実現に向け
	て取り組んでいく計画で、8期計画においては、団塊の世代がすべて 75 歳以上
	となる令和7年(2025年)及び現役世代が急減する令和22年(2040年)を見据
	え、地域共生社会の実現等を目指しています。
	地域福祉に関連する取組としては、社会貢献活動の促進や老人クラブ活動への
	支援、三世代交流事業やシルバー人材センターの運営支援、雇用の促進、認知症
	高齢者等と家族への支援、高齢者の見守り活動、防犯・交通安全対策の推進等を
	行っています。

第2次射水市障がい者基本計画

計画期間	平成 29 年度から令和 5 年度までの 7 年間
概要	この計画は、障害者基本法に基づく「市町村障害者基本計画」として策定した
	もので、長期的視点に立って、障がい者の生活全般にわたる支援を行うための障
	がい者施策に係る総合的な計画です。
	障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生
	社会の実現に向け、障がい者の自立と社会参加支援等、施策の一層の推進を図り
	ます。
	地域福祉に関連する取組としては、交流・ふれあいの機会の充実として、障が
	い者の参加促進や日常的なふれあい事業の推進、ボランティア活動の支援として
	障がい者のボランティア活動への参加促進、地域の見守り・支え合い活動等小地
	域での福祉活動の促進など、様々な施策を行っています。

第6期射水市障害福祉計画・第2期射水市障がい児福祉計画

令和3年度から令和5年度までの3年間
この計画は、障害者総合支援法と児童福祉法に基づく「市町村障害福祉計画・
障害児福祉計画」として策定したものです。
障害者総合支援法等に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事
業のサービスを提供するための考え方、目標及び確保すべきサービス量とその確
保方策を定める計画です。
これらが総合的・計画的に実施できるよう支援体制を構築し、社会参加の機会
が確保され、住み慣れた地域で自らが望む生活を送ることを目指しています。
地域福祉に関連する取組としては、自発的活動支援事業として障がい者自らが
企画・立案した活動の実施するための助言等の実施や、ボランティア活動への支
援、障がい者スポーツの普及等を行っています。

第二期射水市子ども・子育て支援事業計画

計画期間	令和2年度から令和6年度までの5年間
概 要	この計画は、子ども子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計
	画」として策定したものです。
	第二期の計画は、「子ども・子育て支援事業計画」と市が策定していた「射水
	市子どもの未来応援計画」「第2次射水市子どもに関する施策推進計画」の3つ
	の計画を一本化した計画で、より一層の子育て支援施策の充実を図っています。
	「子どもの幸せを第一とする支援」「子どもの健やかな成長への支援」「家庭に
	おける子育てへの支援」「地域で支える子育て支援」の4つの基本方針の下で、
	子ども・子育て支援を進めています。
	地域福祉に関連する取組としては、異年齢の子どもたちとのふれあい、子ども
	の貧困対策や権利支援、子育て支援センター等における相談支援、子育て支援ネ
	ットワークづくり、地域における見守りネットワークの構築、ひとり親家庭等へ
	の支援等を行っています。

第2次射水市健康増進プラン

計画期	間	令和2年度から令和6年度までの5年間
概	要	この計画は、健康増進法に基づく「市町村健康増進計画」として策定したもの
		です。
		少子高齢化が進み生活習慣病が増加する中、全ての市民が生涯にわたって健や
		かで心豊かに生活していくために、健康づくりを推進する行動計画です。
		ヘルスプロモーションの理念に基づき、市民一人ひとりが主体的に健康づくり
		に取り組み、その取組を社会全体で支援するための環境づくりを行うことによ
		り、健康なまちづくりを推進します。
		地域福祉に関連する取組としては、地域とのつながりを生かし健康を守り支え
		ていくため、健康づくりボランティアと協働で行っている運動や食生活に関する
		生活習慣の改善をはじめとした健康づくり事業を推進しています。

射水市いのち支える自殺対策推進計画

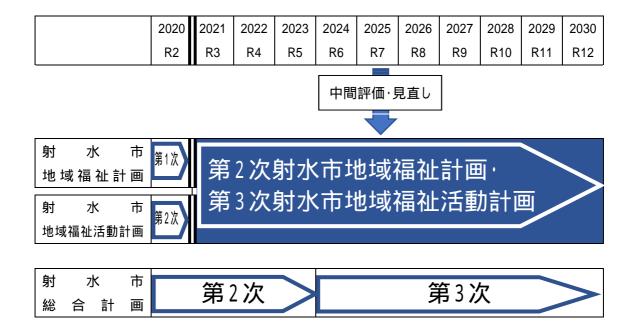
W. C. T. C.						
計画期間	令和元年度から令和8年度のまでの8年間					
概 要	この計画は、自殺対策基本法に基づく「市町村自殺対策計画」として策定した					
	もので、「誰も自殺に追い込まれることのない射水市の実現」を目指すため、総					
	合的な自殺対策を行う計画です。					
	市民一人ひとりのかけがえのない「いのち」の大切さを考え、ひとと地域の絆					
	を強めていく中で、「生きることの阻害要因 (自殺のリスク要因)」を減らし、					
	「生きることの促進要因(自殺に対する保護要因)」を増やすため、様々な実践					
	的な取組の一層の推進を図ります。					
	地域福祉に関連する取組としては、ゲートキーパー養成講座や関係機関等との					
	連携強化、自殺対策に関する啓発活動の推進、自殺未遂者への支援等のほか、市					
	が行っている既存の取組の中に自殺対策の視点を取り入れながら、計画を推進し					
	ています。					

射水市国民健康保険 第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)・第3期特定健康診査等実施計画

計画期間	平成 30 年度から令和 5 年度までの 6 年間						
概 要	データヘルス計画は、健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進						
	を図るための基本的な方針」を踏まえるとともに健康増進計画等と調和のとれた						
	ものとなっています。						
	データヘルス計画では、健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った						
	効果的かつ効率的な保健事業の実施を図ります。						
	また、「第3期特定健康診査等実施計画」は、保健事業の中核をなす特定健診						
	及び特定保健指導の具体的な実施方法を定めるものであることから、データヘル						
	ス計画と一体的に策定しています。						
	地域福祉に関連する取組としては、特定保健指導を通じた生活習慣の振り返り						
	と改善、各種健康教室の開催等を行っています。						
1							

6 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。 なお、社会情勢の変化や法改正への対応、計画と現状の乖離等を修正するため、令和7年度に中間評価・見直しを行う予定です。



7 計画策定の手法

策定に当たっては、市民の意識や意向を反映していく必要があることから、市内在住の18歳以上の人の中から2,000人を無作為に選んだ地域福祉アンケート調査を実施しました。

また、新型コロナウイルスの影響で、住民から地域福祉の課題や困りごとを直接聞き取る地域福祉懇談会が開催できなかったことから、その代替措置として市内全27地区の地区社会福祉協議会を対象に自由記述式の「地域のふくし調査」を実施しました。

そして、学識経験者、市民団体関係者、社会福祉団体関係者、社会福祉関係事業者及び公募による市民で組織する「射水市地域福祉計画等策定委員会」を設置し、これからの本市における地域福祉の在り方について協議し、本計画を策定しました。

第2章 市の現況と課題

1 人口等の現況

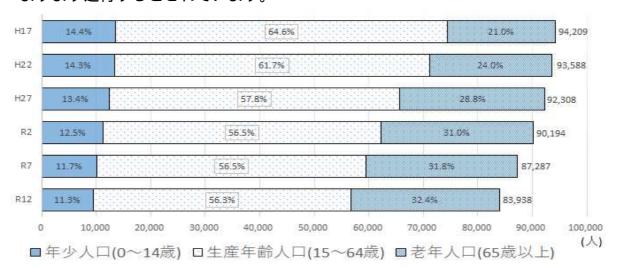
(1) 人口・世帯数の状況

ア 人口の推移

平成17年から令和2年の人口の推移及び令和7年から令和12年までの推計 を見ると、一貫して減少しています。

年少人口(0~14歳)と生産年齢人口(15~64歳)割合は低下を続け、 老年人口(65歳以上)割合は増加を続けています。

令和12年の年少人口割合は11.3%、老年人口割合は32.4%と、少子高齢化がますます進行するとされています。

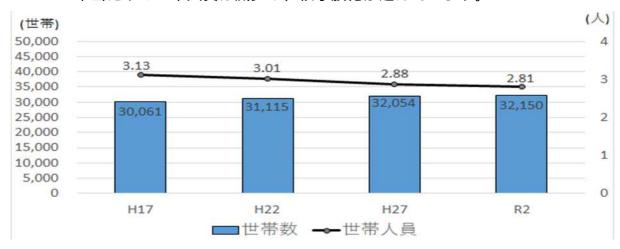


資料: H17~H27 国勢調査 R2~R12 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」を基に算出

イ 世帯数等の推移

令和2年の本市の世帯数は32,150世帯であり、1世帯当たりの人数は2.81人となっています。

1世帯当たりの世帯人員は減少し、核家族化が進んでいます。



R 2 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の世帯数将来推計」を基に算出

(2) 高齢者に関する状況

ア 高齢者数及び高齢化率

令和2年の本市の65歳以上の高齢者数は27,939人で、高齢化率は31.0%となっています。

平成17年は高齢者数19,803人、高齢化率21.0%でしたが、年々増加しており、高齢化が進行していることがうかがえます。

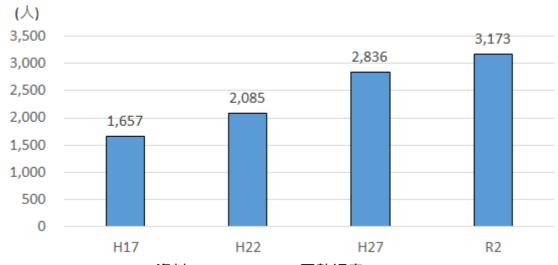


資料: H17~H27 国勢調査

R 2 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」を基に算出

イ 一人暮らし高齢者数(65歳以上)

令和2年の本市の一人暮らし高齢者数(65歳以上)は3,173人となっており、増加傾向となっています。

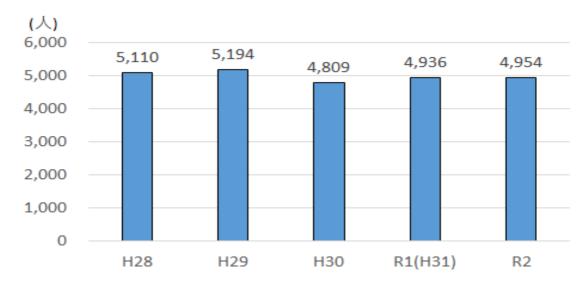


資料: H17~H27 国勢調査

R 2 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の世帯数将来推計」を基に算出

ウ 介護保険要介護認定者数

平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始したことに伴い、 要支援認定を受けずにサービスの利用が可能になったことから、認定者数が一時 的に減少していますが、平成30年以降は増加傾向となっています。



資料:介護保険課(各年4月1日現在)

(3) 障がい者に関する状況

ア 身体障がい者(児)の状況

身体障がい者(児)数は、令和2年では3,492人となっており、減少傾向となっています。

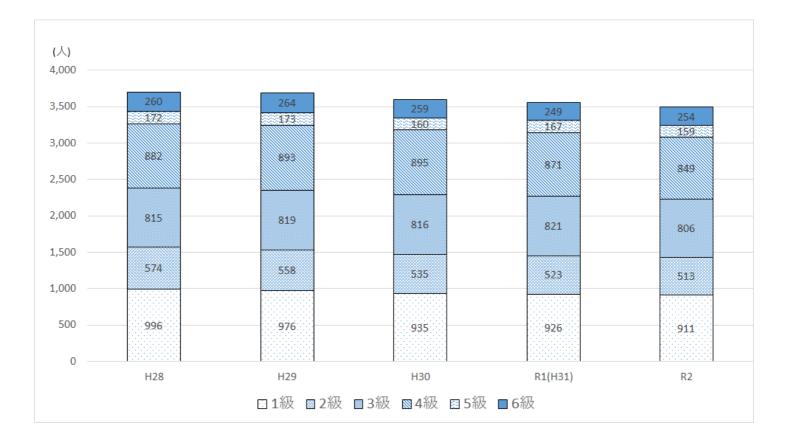
障害等級別で見ると、全体の約4割が1・2級(重度の障害)となっています。 障害種別で見ると、肢体不自由が1,654人と最も多く、次いで心臓機能障害な どの内部障害が1,222人となっています。

級別身体障がい者(児)の状況

(単位:人)

級別	H28	H29	H30	R1(H31)	R2
1級	996	976	935	926	911
2級	574	558	535	523	513
3級	815	819	816	821	806
4級	882	893	895	871	849
5 級	172	173	160	167	159
6級	260	264	259	249	254
計	3,699	3,683	3,600	3,557	3,492

資料:社会福祉課(各年4月1日現在)

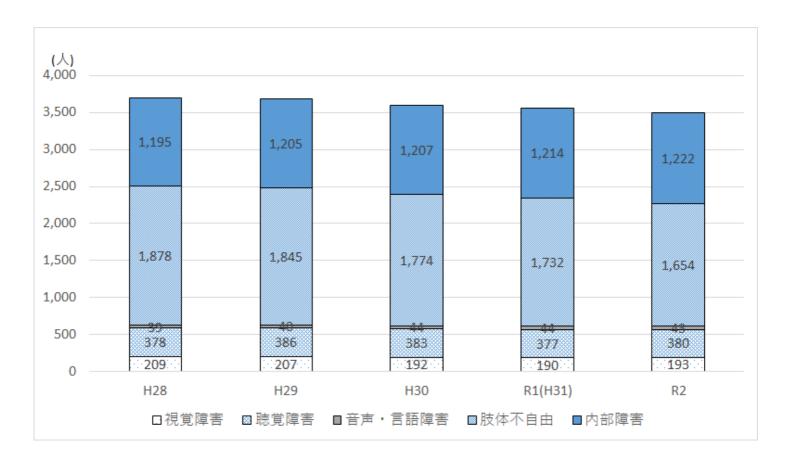


障害種別身体障がい者(児)の状況

(単位:人)

障害種別	H28	H29	H30	R1(H31)	R2
視覚障害	209	207	192	190	193
聴覚障害	378	386	383	377	380
音声・言語障害	39	40	44	44	43
肢体不自由	1,878	1,845	1,774	1,732	1,654
内部障害	1,195	1,205	1,207	1,214	1,222
計	3,699	3,683	3,600	3,557	3,492

資料:社会福祉課(各年4月1日現在)



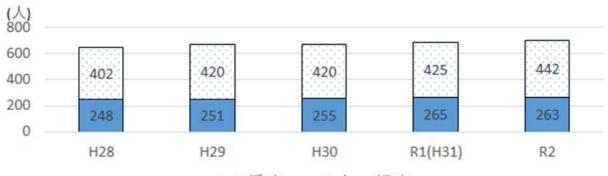
イ 知的障がい者(児)の状況

知的障がい者(児)の障害の程度を見ると、令和2年ではA(重度)が263 人、B(中・軽度)が442人となっており、B(中・軽度)の割合が増加傾向と なっています。

(単位:人)

障害区分	H28	H29	H30	R1(H31)	R2
A重度	248	251	255	265	263
B中・軽度	402	420	420	425	442
計	650	671	675	690	705

資料:社会福祉課(各年4月1日現在)



■ A 重度 □ B 中·軽度

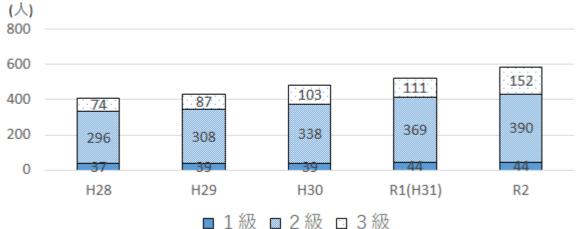
ウ 精神障がい者の状況

精神障がい者の障害等級別で見ると、令和2年では1級が44人、2級が390 人、3級が152人となっており、2・3級の割合が増加傾向となっています。

(単位:人)

級別	H28	H29	H30	R1(H31)	R2
1級	37	39	39	44	44
2 級	296	308	338	369	390
3 級	74	87	103	111	152
計	407	434	480	524	586

資料:社会福祉課(各年4月1日現在)

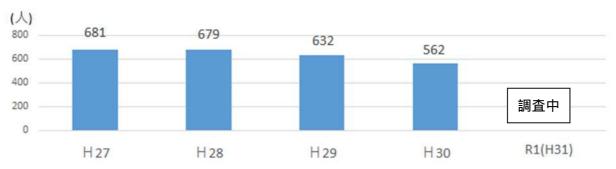


(4) 児童に関する状況

ア 出生数

令和元年の本市の出生数は 人(調査中)となっており、減少傾向となっています。

(単位:人)

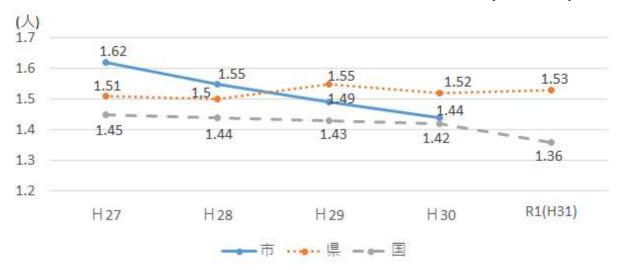


資料:人口動態調査

イ 合計特殊出生率

令和元年の本市の合計特殊出生率は (調査中)となっています。

(単位:人)



資料:人口動態調査

ウ 保育園・幼稚園・認定こども園の現状 保育園の現状

公立保育園 2 園が認定こども園へ移行(R1(H31) R2)し、令和 2 年の保育園数は 21 園となっています。

		H28	H29	H30	R1(H31)	R2
公 立	園数	13 園	13 園	13 園	13 園	11 園
保育園	園児数	1,007人	1,067	1,082人	1,100人	986 人
私立	園 数	12 園	11 園	11 園	10 園	10 園
保育園	園児数	1,668人	1,525人	1,520人	1,335人	1,311人
計	園 数	25 園	24 園	24 園	23 園	21 園
司	園児数	2,675人	2,592人	2,602人	2,435人	2,297人

資料:子育て支援課(各年4月1日現在)

幼稚園の現状

私立幼稚園 2 園が認定こども園へ移行(H30 R1(H31)) 公立幼稚園 1 園が認定こども園へ移行(R1(H31) R2)し、令和 2 年の幼稚園数は 1 園となっています。

		H28	H29	H30	R1(H31)	R2
公 立	園 数	3 園	2 園	2 園	2 園	1 園
幼稚園	園児数	126 人	103人	93 人	72 人	15 人
私立	園 数	2 園	2 園	2 園	-	-
幼稚園	園児数	100人	111人	116人	-	-
÷⊥	園 数	5 園	4 園	4 園	2 園	1 園
計	園児数	226 人	214 人	209 人	72 人	15 人

資料:子育て支援課(各年5月1日現在)

認定こども園の現状

令和2年の認定こども園数は7園となっています。

		H28	H29	H30	R1(H31)	R2
公立認定	園 数	-	-	-	-	1 園
こども園	園児数	-	-	-	-	71
私立認定	園 数	1 園	2 園	2 園	5 園	6 園
こども園	園児数	229 人	366 人	352 人	622 人	663 人
計	園 数	1 園	2 園	2 園	5 園	7 園
i i	園児数	229 人	366 人	352 人	622 人	734 人

資料:子育て支援課(各年5月1日現在)

エ ひとり親に関する状況

本市では、母子・父子自立支援員を配置し、母子家庭、父子家庭及び寡婦の就業支援、子どもの養育に関することなど、ひとり親家庭の様々な相談に応じています。

また、ひとり親家庭の自立のために、児童扶養手当やひとり親家庭等医療費助成といった経済的負担の軽減を図る制度などによる支援を行っています。

本市のひとり親家庭等医療費助成資格者数は、令和2年3月31日現在で632 人となっています。

(単位:人)

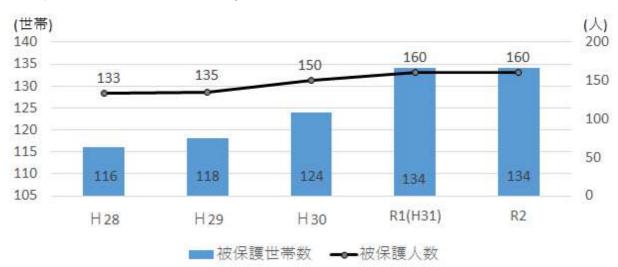
		H28	H29	H30	R1(H31)	R2
母子	資格者数	645	636	632	608	593
家庭	所得制限者数	108	107	106	106	114
父子	資格者数	63	60	52	41	37
家庭	所得制限者数	20	18	14	21	16
養育者	資格者数	1	1	1	2	2
家庭	所得制限者数	0	0	0	0	0
÷ ⊥	資格者数	709	697	685	651	632
計	所得制限者数	128	125	120	127	130

資料:子育て支援課(各年3月31日現在)

(5) 生活保護に関する状況

ア 被保護世帯数及び人数

令和2年の本市の被保護世帯数は134世帯、被保護人数は160人となっており、増加傾向となっています。



資料:社会福祉課(各年4月1日現在)

(6) 権利擁護に関する状況

ア 児童虐待に関する状況

令和元年度の相談件数は30件となっており、増加傾向となっています。

(単位:件)

	H27	H28	H29	H30	R1(H31)
児童虐待相談件数	14	15	20	30	30

資料:子育て支援課

イ 高齢者虐待に関する状況

令和元年度の相談件数は39件となっています。

(単位:件)

	H27	H28	H29	H30	R1(H31)
高齢者虐待相談件数	30	34	37	42	39

資料:地域福祉課

ウ 成年後見制度市長申立件数

令和元年度の申立件数は2件となっています。

(単位:件)

	H27	H28	H29	H30	R1(H31)
成年後見制度市長申立件数	5	6	1	3	2

資料:地域福祉課

工 市民後見人養成者数

令和元年度の市民後見人バンク登録者は13人となっています。

(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R1(H31)
基 礎 研 修	15		14		7
実践(実務)研修		8		7	3
フォローアップ研修				15	
バンク登録者					13

資料:地域福祉課

才 日常生活自立支援事業利用者数

令和元年度の利用者数は16人となっています。

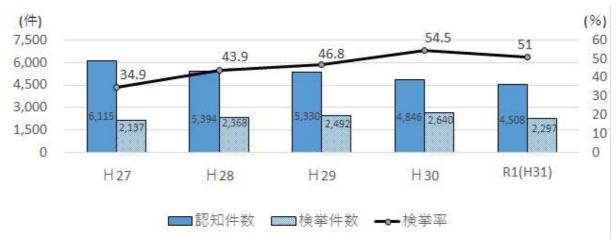
(単位:人)

	H27	H28	H29	H30	R1(H31)
日常生活自立支援事業利用者数	24	21	16	15	16

資料:市社会福祉協議会

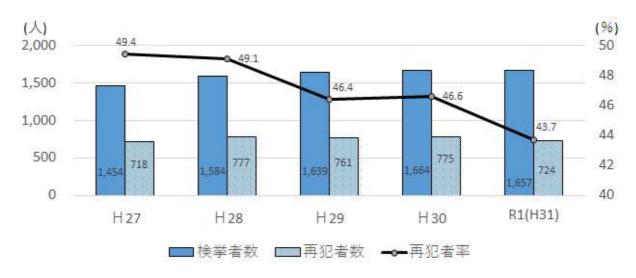
(7) 再犯防止に関する状況

ア 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙率(富山県) 刑法犯認知件数は、年々減少しています。



資料:富山県警察本部

イ 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率(富山県) 近年、再犯者率は4割台で推移しています。



資料:富山県警察本部

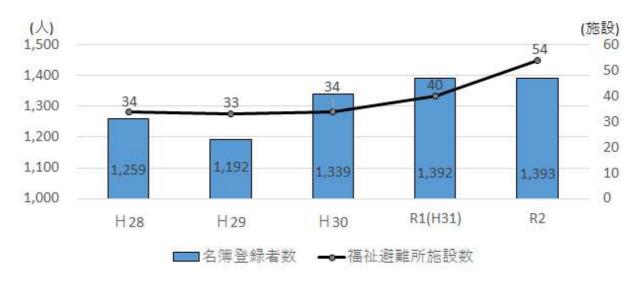
更生保護のボランティアを行う保護司は、令和2年4月現在で57人が法務大臣から委嘱され、活動が行われています。

また、犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する協力雇用主は、令和2年4月現在で91の事業者が登録されています。

(8) 避難行動要支援者支援制度に関する状況

平成25年の災害対策基本法の改正に伴い、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などが「避難行動要支援者」と定義され、自治体に避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられました。この名簿に登録されている人数は、令和2年4月現在で1,393人となっています。

また、高齢者や障がい者など一般の避難所生活では支障をきたす配慮者に対して、特別の配慮がなされた避難所である福祉避難所は、令和2年4月現在で54施設となっており、年々増加しています。



資料:地域福祉課(各年4月1日現在)

2 福祉に関する市民等の意識

(1) 地域福祉アンケート調査からみる課題

「射水市地域福祉計画」及び「射水市地域福祉活動計画」の2つの計画の策定に当たり、市民の 皆様の考え方や意見を聞かせていただき、本市の地域福祉を推進するための貴重な資料とする目的 でアンケート調査を実施しました。

調査の種類と実施方法

調査対象	18 歳以上の一般市民
配布数	2,000 人を無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年3月~4月

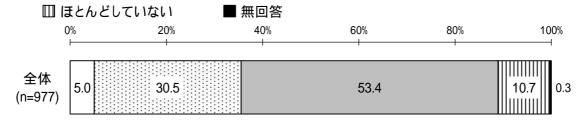
配布数	回収数	有効回収数	
2,000人	985 人(回収率 49.3%)	977人(回収率 48.9%)	

全体	男性	女性	無回答
977 人	412 人	550 人	15 人
100.0%	42.2%	56.3%	1.5%

近所付き合いの程度【継続】

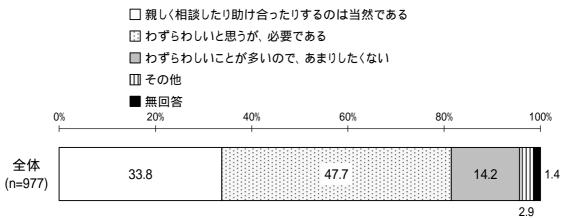
「あいさつをする程度」の割合が53.4%(前回44.0%)で最も高くなっています。「わりと親しく付き合っている」30.5%(前回38.4%)と「とても親しく付き合っている」5.0%(前回11.3%)を合わせた<u>"親しく付き合っている"の割合は35.5%(前回49.7%)となっており、地域での支え</u>合いの基盤は、弱くなっています。

□ とても親しく付き合っている 🗉 わりと親しく付き合っている 🔲 あいさつをする程度



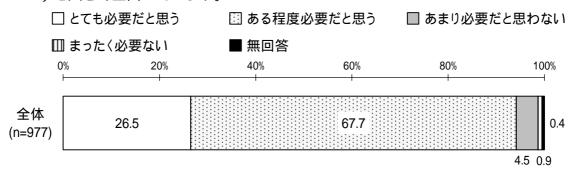
近所付き合いに対する考え方【継続】

「わずらわしいと思うが、必要である」の割合が 47.7% (前回 46.0%) で最も高く、次いで「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」が 33.8% (前回 39.2%) 「わずらわしいことが多いので、あまりしたくない」が 14.2% (前回 9.3%) などの順となっています。



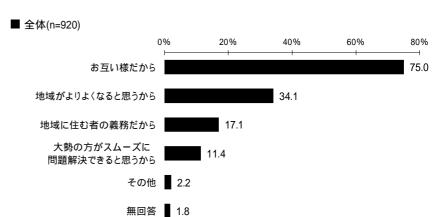
住民相互の支え合い・助け合いの必要性【継続】

<u>「とても必要だと思う」26.5%(前回30.2%)と「ある程度必要だと思う」67.7%(前回60.2%)を合わせた"必要だと思う"の割合が94.2%(前回90.4%)</u>で、「あまり必要だと思わない」4.5%(前回4.8%)と「まったく必要ない」0.9%(前回0.2%)を合わせた"必要だと思わない"5.4%(前回5.0%)を大きく上回っています。



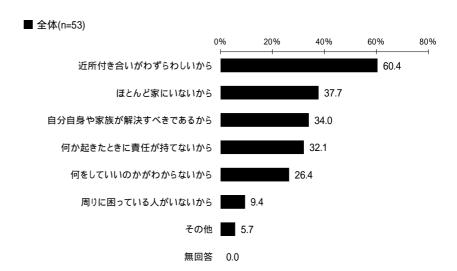
住民相互の支え合い・助け合いが必要だと思う理由【新規】

「お互い様だから」の割合が 75.0%で 最も高く、次いで「地域がよりよくな ると思うから」34.1%、「地域に住む者 の義務だから」17.1%などの順となっ ています。



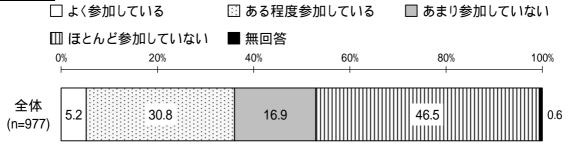
住民相互の支え合い・助け合いが必要 だと思わない理由【新規】

「近所付き合いがわずらわしいから」の割合が60.4%で最も高く、次いで「ほとんど家にいないから」37.7%、「自分自身や家族が解決すべきであるから」34.0%などの順となっています。

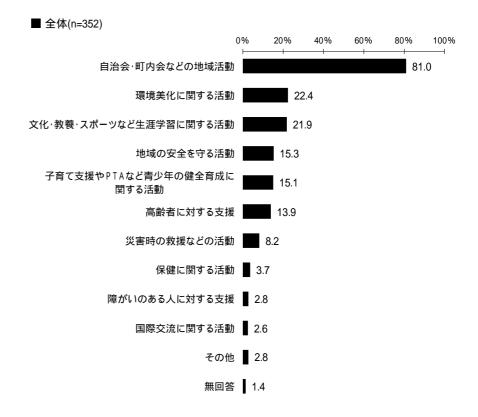


地域活動やボランティアへの参加状況【継続】

「あまり参加していない」16.9%(前回 17.5%)と「ほとんど参加していない」46.5%(前回 22.1%)を合わせた<u>"参加していない"の割合が63.4%(前回39.6%)となっており、参加率は高</u>くありません。



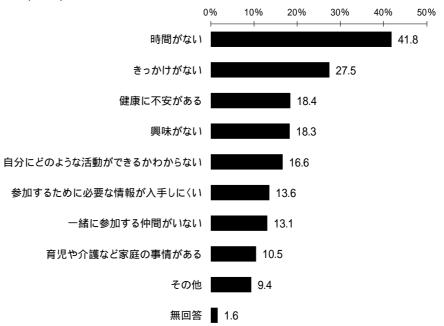
参加している地域活動【新規】「自治会・町内会などの地域活動」の割合が81.0%で最も高く、次いで「環境美化に関する活動」22.4%、「文化・教養・スポーツなど生涯学習に関する活動」21.9%などの順となっています。



地域活動に参加していない 理由【新規】

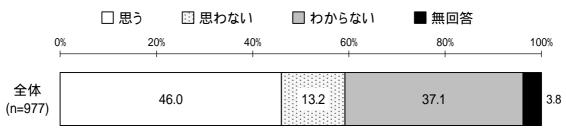
「時間がない」の割合が41.8%で最も高く、次いで「きっかけがない」27.5%、「健康に不安がある」18.4%などの順となっています。

■ 全体(n=619)



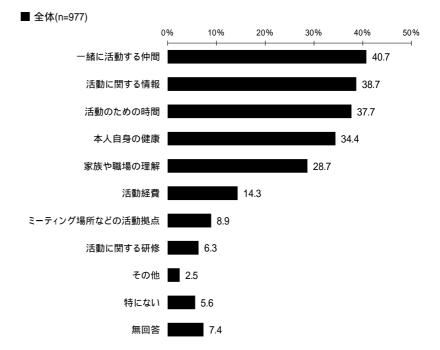
地域活動に参加して社会のために役立ちたいという考え【新規】

<u>「思う」の割合が46.0%となっており、地域活動やボランティアへの参加率が低い中、意欲のある方はいることがうかがえます。</u>



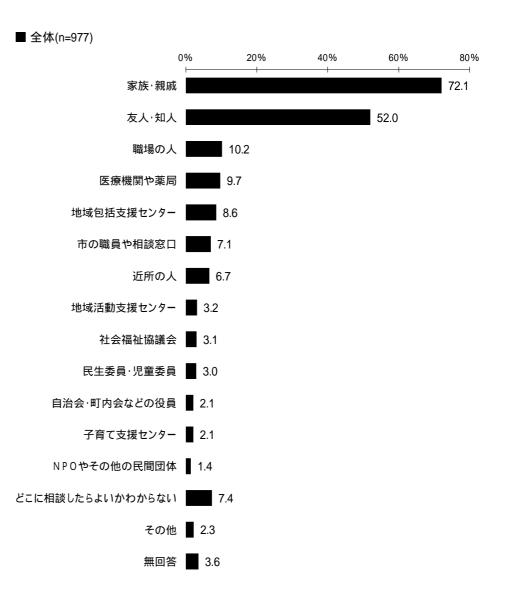
地域活動に参加してもらうために必要だ と思うこと【新規】

「一緒に活動する仲間」の割合が 40.7% で最も高く、次いで「活動に関する情報」 38.7%、「活動のための時間」37.7%などの順となっています。



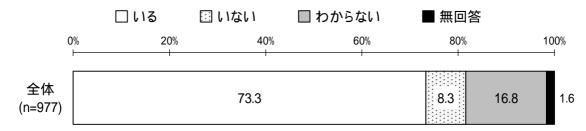
不安や悩みについての相談先 【新規】

「家族・親戚」の割合が72.1%で最も高く、次いで「友人・知人」52.0%、「職場の人」10.2%などの順となっています。また、「どこに相談したらよいかわからない」が7.4%となっています。



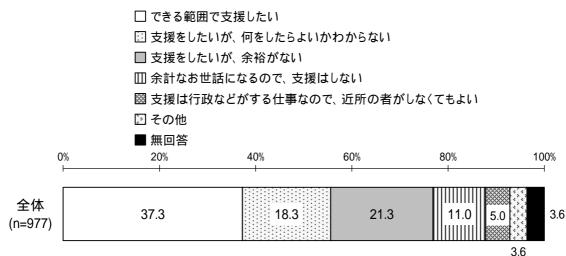
困ったときに手助けをお願いできる人の存在【新規】

「いない」8.3%、「いる」73.3%、「わからない」16.8%となっています。



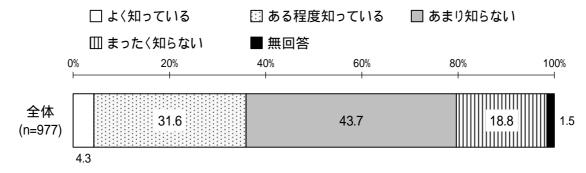
必要としている隣近所の方への支援【継続】

「できる範囲で支援したい」の割合が 37.3%(前回 43.0%)で最も高く、次いで「支援をしたいが、余裕がない」21.3%(前回 24.5%)、「支援をしたいが、何をしたらよいかわからない」18.3%(前回 14.0%)などの順となっています。



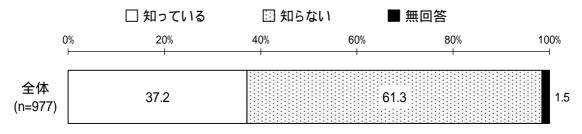
民生委員・児童委員の役割の認知【継続】

「あまり知らない」43.7%(前回 39.0%)と「まったく知らない」18.8%(前回 15.3%)を合わせた "知らない"の割合が62.5%(前回 54.3%)となっており、認知度は高くありません。特に、70歳未満の年齢層では、"知らない"が過半数となっています。



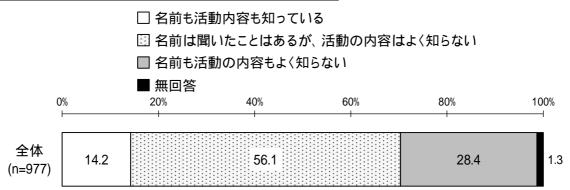
居住地の民生委員・児童委員の認知【継続】

「知らない」の割合が 61.3% (前回 50.4%)で、認知度は高くありません。特に、70 歳未満の年齢層では、"知らない"が過半数となっています。



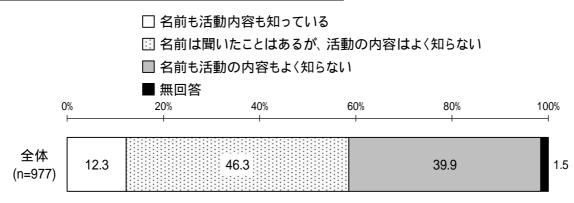
射水市社会福祉協議会の認知【継続】

「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」56.1%(前回 58.8%)と「名前も活動の内容もよく知らない」28.4%(前回 24.8%)を合わせた"活動内容を知らない"の割合は 84.5%(前回 83.6%)となっており、認知度は高くありません。



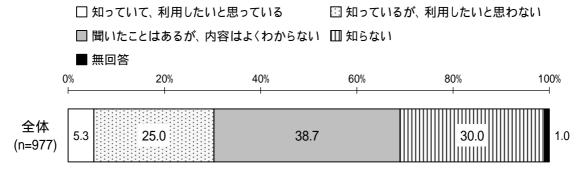
居住地区の社会福祉協議会の認知【継続】

「名前は聞いたことはあるが、活動の内容はよく知らない」46.3%(前回 44.5%)と「名前も活動の内容もよく知らない」39.9%(前回 38.9%)を合わせた<u>"活動内容を知らない"の割合は 86.2%</u>(前回 83.4%)となっており、認知度は高くありません。



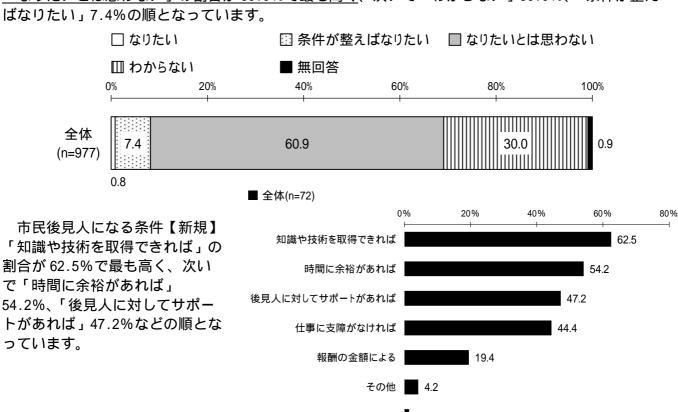
成年後見制度の認知【新規】

「聞いたことはあるが、内容はよくわからない」の割合が38.7%で最も高く、次いで「知らない」 30.0%、「知っているが、利用したいと思わない」25.0%などの順となっています。「知っていて、 利用したいと思っている」は5.3%しかなく、ニーズが高まる中で認知度は高くありません。



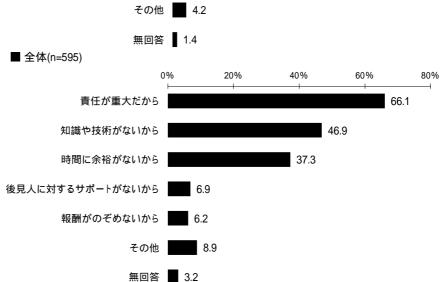
市民後見人になる希望【新規】

「なりたいとは思わない」の割合が60.9%で最も高く、次いで「わからない」30.0%、「条件が整え ばなりたい17.4%の順となっています。



市民後見人になりたいと思わ ない理由【新規】

「責任が重大だから」の割合が 66.1%で最も高く、次いで「知 識や技術がないから 146.9%、 「時間に余裕がないから」 37.3%などの順となっていま す。



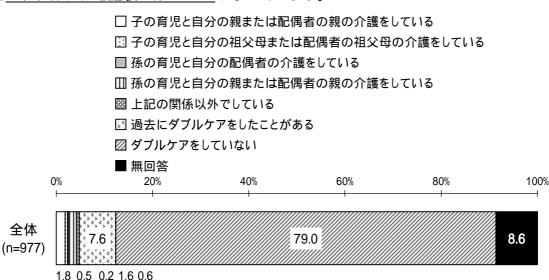
ダブルケアの認知【新規】

「知らない」の割合が46.7%で最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」 26.4%、「知っている」23.4%の順となっています。



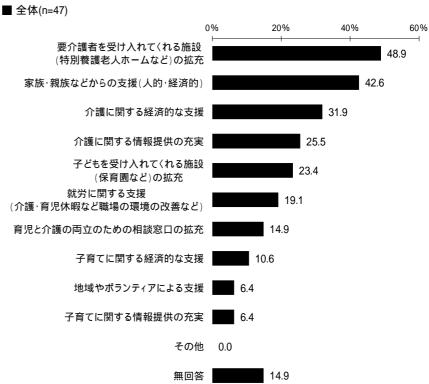
ダブルケアの経験【新規】

「過去にダブルケアをしたことがある」7.6%と現在何らかの形でダブルケアをしている方4.7%を 合わせた"ダブルケアを経験"は12.3%となっています。



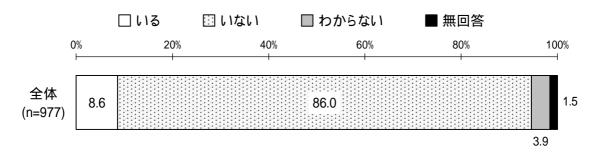
ダブルケアの負担軽減に必要な支 援【新規】

「要介護者を受け入れてくれる施設 (特別養護老人ホームなど)の拡 充」の割合が48.9%で最も高く、次 いで「家族・親族などからの支援 (人的・経済的)」42.6%、「介護に 関する経済的な支援」31.9%などの 順となっています。



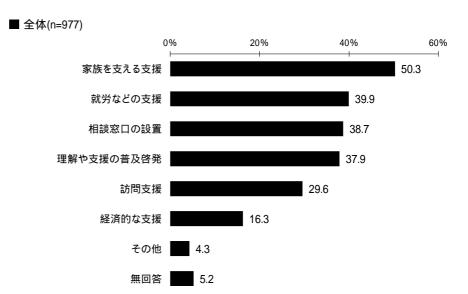
家族や親類でのひきこもりの存在【新規】

「いる」が8.6%となっており、一定数のひきこもりが存在することがうかがえます。



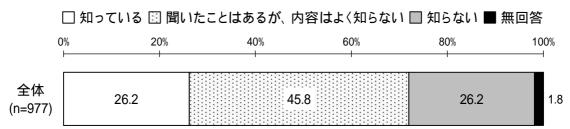
ひきこもりの方に必要な支援【新規】

「家族を支える支援」の割合が50.3%で最も高く、次いで「就労などの支援」39.9%、「相談窓口の設置」38.7%などの順となっています。



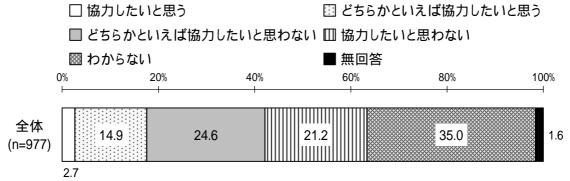
更生保護の認知【新規】

「聞いたことはあるが、内容はよく知らない」の割合が 45.8% で最も高く、次いで「知っている」「知らない」同率 26.2% の順となっています。



犯罪をした人の立ち直りへの協力【新規】

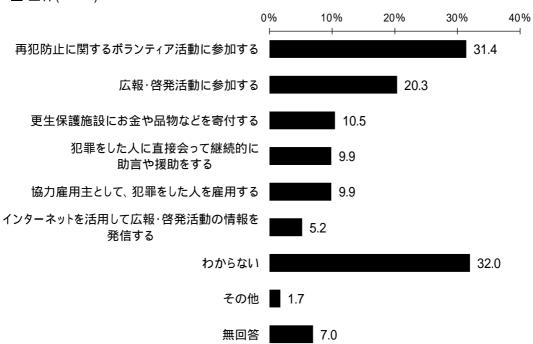
「どちらかといえば協力したいと思わない」24.6%と「協力したいと思わない」21.2%を合わせた <u>"協力したくない"の割合が45.8%</u>で、「協力したいと思う」2.7%と「どちらかといえば協力した いと思う」14.9%を合わせた"協力したい"17.6%を上回っています。



犯罪をした人の立ち直りに協力したい内容【新規】

<u>「わからない」の割合が32.0%と最も高く</u>、次いで「再犯防止に関するボランティア活動に参加する」31.4%、「広報・啓発活動に参加する」20.3%、「更生保護施設にお金や金品などを寄付する」10.5%などの順となっています。

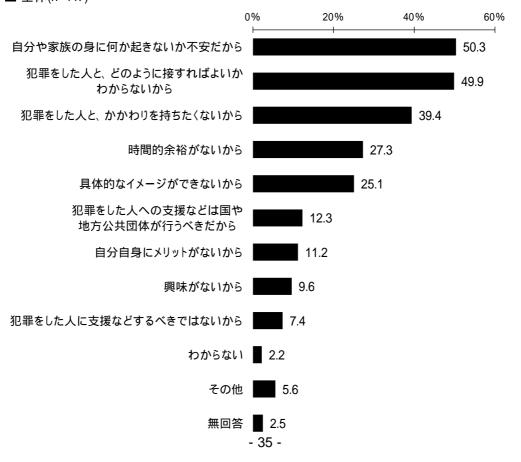
■ 全体(n=172)



犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない理由【新規】

「自分や家族の身に何か起きないか不安だから」の割合が50.3%で最も高く、次いで「犯罪をした人と、どのように接すればよいかわからないから」49.9%、「犯罪をした人と、かかわりを持ちたくないから」39.4%などの順となっています。

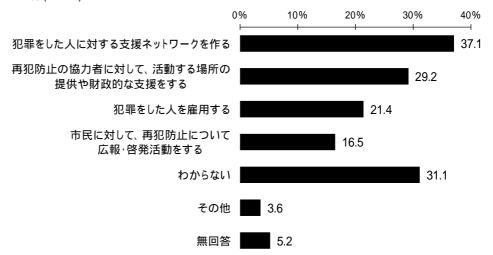
■ 全体(n=447)



再犯防止のためにすべ きこと【新規】

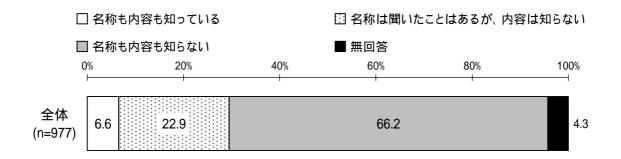
「犯罪をした人に対する 支援ネットワークを作 る」の割合が37.1%で 最も高く、次いで「再犯 防止の協力者に対して、 活動する場所の提供や財 政的な支援をする」 29.2%、「犯罪をした人 を雇用する」21.4%など の順となっています。





避難行動要支援者支援制度の認知【継続】

「名称も内容も知らない」66.2%と「名称は聞いたことはあるが、内容は知らない」22.9%を合わせた"知らない"の割合が89.1%(前回72.7%)となっており、制度の認知度は高くありません。



地域福祉における行政と地域住民の関係についての考え【継続】

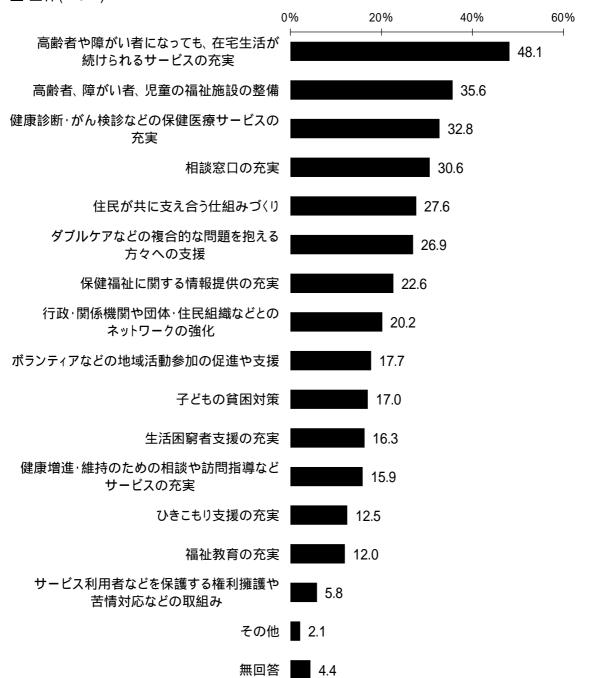
「福祉課題については、行政と地域住民が協力して取り組むべきである」の割合が 62.2%(前回 52.8%)で最も高く、次いで「行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力すべきである」14.4%(前回 20.3%)「地域の福祉課題については地域住民どうしで助け合い、それでも解決しない場合には行政が援助すべきである」9.5%(前回 12.2%)などの順となっています。

□ 地域福祉の充実を進める責任は行政にあるので、住民は特に協力しなくてもよい ☑ 行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力すべきである ■ 地域の福祉課題については地域住民どうしで助け合い、それでも解決しない場合には行政が援助すべきである Ⅲ 福祉課題については、行政と地域住民が協力して取り組むべきである 無回答 0% 20% 40% 60% 80% 100% 全体 14.4 9.5 62.2 6.1 (n=977)

射水市が重視していく必要のある福祉施策【新規】

「高齢者や障がい者になっても、在宅生活が続けられるサービスの充実」の割合が 48.1%で最も高く、次いで「高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備」35.6%、「健康診断・がん検診などの保健医療サービスの充実」32.8%、「相談窓口の充実」30.6%の順となっています。

■ 全体(n=977)



まとめ

【地域に関して】

近所付き合いの程度では、「親しく付き合っている」の割合が35.5%と低く、前回調査時(49.7%)よりも悪化していて、地域での支え合いの基盤は強いとはいえませんが、「親しく相談したり助け合ったりするのは当然である」「わずらわしいと思うが、必要である」と、近所付き合いを積極的・肯定的に考える人は8割以上に上っており、考えと実際のギャップを埋めることが課題のひとつです。

地域福祉活動の中核を担う射水市社会福祉協議会及び居住地区の社会福祉協議会(地区社会福祉協議会) 民生委員・児童委員の認知は広がっていません。支援が必要な人への相談や支援に結び付いていないおそれがあり、認知度の向上に合わせて機能強化を図る必要があります。

【必要とする支援に関して】

不安や悩みについての相談先では、「どこに相談したらよいかわからない」の割合が 7.4%となっています。必要な支援が受けられず、社会的孤立につながるおそれがあり、相談体制の周知啓発と充実が必要です。また、射水市が重視していく必要のある福祉施策でも、 3 割の方が「相談窓口の充実」を挙げています。

「複雑化」「複合化」している問題として、ひきこもり(8050問題)やダブルケア等がありますが、「家族や親類にひきこもりがいる」8.6%、「ダブルケアを経験」12.3%となっており、市内に一定数いることがうかがえます。虐待等その他の「複雑化」「複合化」している問題と合わせて、解決のための対策を推進していく必要があります。

高齢化の進展に伴い認知症の人が増える中で、成年後見制度へのニーズが高まっていますが、「成年後見制度を知っていて利用したい」の割合は5.3%しかありません。制度の普及啓発や市民後見人等の支援者の育成が必要です。

【安心・安全に関して】

近年の再犯者率の増加に伴い、再犯防止推進法が制定されましたが、犯罪や非行をした者の中には、貧困や疾病等の様々な生きづらさを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。しかし、「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思わない」の割合が 45.8% となっており、更生支援の取組への理解の推進と社会復帰への支援が必要です。

避難行動要支援者支援制度については、約9割の人が「内容を知らない」と答えていて、前回調査時より悪化しています。近年頻発する風水害等の災害に備えるためにも、制度の普及啓発、要支援者の支援体制強化が必要です。

(2) 地域のふくし調査からみる課題

「射水市地域福祉計画」及び「射水市地域福祉活動計画」を一体化した新計画の策定に当たり、 地域の生活課題や要望等、地域の実情を把握するため、当初は中学校区単位での「地域福祉懇談 会」を開催し、地区社会福祉協議会の皆様からご意見を聞かせていただく予定としていましたが、 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、安全な開催が困難となったため、地域福祉懇談会に代 わり、「地域のふくし調査」を実施しました。

調査の種類と実施方法

調査対象	市内全 27 地区社会福祉協議会
配布数	各地区社会福祉協議会の構成員のうち、任意の 10 人
調査方法	郵送配布・郵送回収 無記名式・調査シートによる
調査期間	令和2年5月~6月
調査内容	地域福祉に関する 18 項目ごとに お住まいの地域(地域振興会圏域)の "現状"や"困っていること" "困っていること"の解決に必要だと思うこと (行政・市社協・民間事業者へ求めること、 地域で取り組めること など)

配布数	回収数	有効回収数
270 人	181人(回収率 67.0%)	181人(回収率 67.0%)

回答の状況 ("現状"や"困っていること")

ひとり暮らし高齢者

- ひきこもりがち、孤立、アパートの場合は所在がつかみにくい。
- 動力を表しては、
 動力を表している。
 対象者のケア(情報)が関係者・団体間で共有されていない。

高齢者のみの世帯(本人・配偶者ともに 65 歳以上の世帯)

● 核家族・老老介護・高齢者のみ世帯の増加

認知症 症状の程度や年齢は問わない

- 認知症の方を理解しており、地域で見守っている。
- 認知症の家族のサポートの必要性
- 認知症サポーター養成講座受講後の日常活動への反映(実践)

ひとり親世帯(18歳以下の子を養育している世帯)

- 小学生までは関心を持ち続けていたが、中学生以上になるとよくわからなくなる。
- プライバシーの問題があり、生活の内容等を含め、実態把握が難しい。
- どこまで踏み込んでいいのかわからない。

ダブルケア(育児と介護が同時直面)

- 相談窓口がわかりにくい。
- ダブルケアの意味がわからない。把握していない。

障がい者(身体・知的・精神) 手帳所持者に限らない

- 保護者や身内の人間が死亡等によりいなくなることが心配。地域自体も高齢化している。
- 必要な援助の把握が難しい。把握はしていても生活実態まではわからない。
- ろうあ者の救急車への連絡方法が音声対応しかない。
- 知的や精神障がいについては、民生委員でも入り込めないような機運がある。

家庭内の虐待 高齢者・障がい者・子ども・配偶者・パートナーなど

- 家庭内の虐待は隠すためわからない。把握が難しい。
- 把握できたとしても、自身や地域として何ができるのか、してあげられるのかわからない。

生活困窮者 社会的な孤立を含む

- 更所との付き合いがない。いつも施錠しており、なかなか会えない。
- 近所付き合いを拒絶。お願いごとをしても返事がないことがある。
- 地域交流に否定的な場合、無理に交流を求められない。

高齢の親と無職の子の同居世帯(いわゆる8050世帯)

- ひきこもりやアルコール依存症などと重複している。
- 親が関わってほしくない様子。どう対処すればよいかわからない。
- 親の介護がきっかけで働いていない。

ひきこもり 年齢は問わない

- 家族が言わない。中高年のひきこもりは把握していない。家庭内で暴れることがある。
- 相談先がわからない。ひきこもりの判断が難しい。
- 家族が社会や支援とつながっていない。家族があまり積極的に相談されないので入りづらい。

外国籍の住民

- 地域行事に参加している家族が多い気がする。
- 技能実習生や留学生との交流はほとんどない。
- 母国文化や生活習慣との違いがある。

刑務所や更生施設などからの出退所者

- 把握していない。どうしても先入観があり付き合いづらい。
- 保護司が100%対応

避難行動要支援者(災害時避難に支援を必要とする人)

- 地域全体が老老介護のため、有事の時に役立つのか疑問
- 自治会単位で把握しているが、情報は共有されていない。
- 防災行政無線は、聞こえないところの方が多い。

防災・減災

- 防災訓練の頻度がばらついている。
- 訓練時に、避難行動要支援者の点は意識されていない。
- どこに避難したらよいかわからない。

住まいの環境 空き家、ゴミ屋敷を含む

- 空き家だらけ。所有者がわからない。連絡がとれない。防犯上不安である。
- 空き家が損壊している。
- 空き家や跡地の草が伸び放題になっている。

交通手段 公共交通機関を含む

- どこに行くにも車が必要なので、コミュニティバスは便利
- 免許返納者が増加してきた。外出機会の減少
- コミュニティバスでは利便性が悪い。

買い物

- 宅配サービスの利用。スーパーなどの店の送迎バスの利用
- 現状では、個人的な支え合いの段階で対応している。
- 移動販売の利用、ケアネットチームや民生委員などで買い物を手伝っている。

地域福祉活動の担い手

- 企業の定年延長で担い手がいない。
- 60~70代に自己主義・利己主義の方が多くなってきている。
- 地域のつながりが薄くなり、参加者も少ない。
- 引き受け手の減少への不安。若い年代の参加が必要
- 若い時からの教育、体験が必要

その他

- 包括に相談して行動している。包括経由で福祉サービスの提供を受け、大変助かった。
- 人材不足、同じ人が何役もこなしている、新規事業は増える一方
- 自分の住んでいる所は自分で守る。些細なことでもやれることはやる。
- 心ない人からの不満や不平もあり、自信もなくなっていく。
- 情報公開の制限の緩和が必要
- 行政が地域にお願いするのではなく、もっと積極的に地域の中に入っての支援をしてほしい。
- 地域振興会最大の課題は地域の福祉対応

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水

前回の計画では、基本理念を「互いに助け合い支え合うまち 射水」とし、市 全体で地域福祉について理解を深め、市が一体となって地域福祉活動を展開する 環境づくりを進めてきました。

今後はさらに、子ども、若者、高齢者、障がい者、生活困窮者やひきこもりの 人など、年齢や障がいの有無、性別などに関わらず、一人ひとりが尊重され、互 いに支え、支えられる関係づくりの構築が必要となっています。

本計画では、引き続き、第2次射水市総合計画の基本方針である「健康でみんなが支え合うまち」を踏まえ、みんながつながり支え合うことで、様々な地域生活課題を抱えながらも、誰もが住み慣れた地域で生きがいを持ち自分らしく笑顔で暮らしていけるような「地域共生社会」の実現を目指し、基本理念を「みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水」とします。

2 基本目標

基本理念に基づき、本計画の基本目標を次のように設定します。

基本目標1 ともに支え合う人づくり

地域福祉推進の主役は市民です。

みんながつながり支え合う社会をつくるためには、一人ひとりお互いに思いやり、誰もが役割を持ち活躍できる地域を目指し、地域福祉活動に参加しようという 意識の醸成が必要です。

地域福祉の推進を担う人材の掘り起こしや育成、次代を担う子どもたちへの福祉教育の充実を図り、ともに支え合う"人づくり"を進めます。

基本目標 2 安心して暮らせる地域づくり

地域の生活課題や住民ニーズに的確に対応していくには、地域住民や当事者の積極的な参画と協働が不可欠であり、受け皿となる地域の住民主体の支え合いの組織が必要です。

支え合いの組織を核とした地域支え合いネットワーク事業を推進していくほか、全ての人の権利侵害、虐待、暴力、差別、偏見を防ぎ、災害、犯罪、事故から守り、みんなが安心して暮らせる"地域づくり"を進めます。

基本目標3 自分らしく生活できる仕組みづくり

社会情勢の変化とともに、福祉等に関する相談内容も複雑化・多様化している中で、課題を抱える人たちを包括的に受け止める体制の整備が求められています。

断らない相談体制の整備や切れ目のない支援の実施、犯罪や非行をした人の社会復帰支援など、一人も取り残さない支援体制を整備し、誰もが自分らしく生活できる"仕組みづくり"を進めます。

3 計画の体系 基本理念

「みんながつながり支え合う 笑顔でいきいき暮らせるまち 射水」

基本目標	施策の方向性	取り組む施策
		地域福祉活動を担う人材の掘り起こし・育成
	地域福祉活動の	民生委員・児童委員活動の環境整備
	担い手の	福祉教育の推進・福祉意識の醸成
【基本目標1】	育成・確保	地域振興会等自治組織との連携・協働
ともに支え合う		ボランティア・NPO 活動の推進
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
	海ルしせの奈代	人材の確保・育成・定着支援
	福祉人材の育成	福祉の仕事の魅力発信
	住民主体の	地域支え合いネットワーク事業の推進
	活動環境の整備	ケアネット活動の推進
		成年後見制度の利用促進
【基本目標2】	権利擁護の推進	虐待及びDV防止対策の推進
安心して		差別・偏見の解消
暮らせる		
地域づくり	バリアフリー・	 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進
	ユニバーサルデザインの推進	パップラットユニバーラルアライフの推進
	災害時の支援体制	避難行動要支援者支援制度の推進
	の整備	福祉避難所の拡充

基本目標

施策の方向性

取り組む施策

包括的な相談 支援体制の構築

断らない相談体制の整備

全庁的な体制整備

庁内の部局横断的な連携体制の整備

【基本目標3】 自分らしく 生活できる 仕組みづくり 制度の狭間の 課題解決 ひきこもり支援の推進

生活困窮者の自立支援

ダブルケアラー・ヤングケアラーへの支援

空き家・ごみ屋敷対策の推進

更生支援の推進

更生支援の推進

福祉分野以外との 連携 農業・商業と福祉の連携

公共交通との連携

福祉サービス 事業者への支援 地域における公益的な取組の推進

事業者の参入促進・育成支援

社会福祉協議会の機能強化

第4章 施策の展開

基本目標1「ともに支え合う人づくり」

1 地域福祉活動の担い手の育成・確保

現状と課題

地域を支えていくためには、地域を知り、周囲とのつながりを持つことや地域活動等への参加が不可欠です。

地域福祉アンケート調査では、「福祉課題については、行政と地域住民が協力して取り組むべきである」と回答した人は 62.2%、「行政の手の届かない福祉課題については、住民が協力すべきである」と回答した人は 14.4%となっており、76.6%の人が福祉課題解決には住民協力が必要との意識を持っています。

また、「民生委員・児童委員の役割を知らない」と回答した人は 62.5%、「地区の 社会福祉協議会の活動を知らない」と回答した人は 86.2%となっており、地域福祉 活動の中核を担う民生委員・児童委員、地区の社会福祉協議会の認知は、広がって いません。

なお、地域活動やボランティアへの参加率(アンケートで「よく参加している」「ある程度参加している」と回答した割合)は36.0%、地域活動への参加意識(アンケートで「参加したいと思う」と回答した割合)は46.0%、令和元年度の市社会福祉協議会に登録しているボランティア数は1,979人となっています。

地域福祉活動への興味・関心を高めることや参加を阻害する要因を解消するなど、活動参加を促進し、地域福祉活動の担い手の確保・育成につなげていくことが重要です。

市民が取り組むこと

- ・地域に関心を持ち、問題があればどうしたらいいかを日頃から考えたり、近く の人と話し合ったりしましょう。
- ・福祉の人材育成、地域活動のリーダーの育成に努めましょう。
- ・コミュニティセンターなど地域の拠点を活用して、交流の機会となる集いや行事を行いましょう。
- ・積極的にボランティア活動や社会貢献活動に参加しましょう。
- ・身近な人にボランティア活動への参加を呼びかけましょう。
- ・福祉に関する勉強会や講演会などに積極的に参加しましょう。
- ・家族や友達など、身近な人と福祉について話し合いましょう。
- ・自分が暮らしている地域の諸問題に関心を持ち、自分ができることを地域社会 に還元するようにしましょう。

地域福祉活動を担う人材の掘り起こし・支援

市が取り組むこと		
学習機会の提供	・地域振興会や地区社会福祉協議会と連携し、地域住民を対象 に、地域福祉活動への参加意識を醸成する講演会のほか、知識 や技術の習得を図る研修会、講習会を行うなど、地域福祉活動 の担い手の育成を図ります。	
活動の拠点に関する支援	・地域福祉活動を行う際の話し合いや活動の拠点になるよう公 共施設の利用を促進するとともに、活動に携わる人のニーズを 把握し、改善に努めます。	
情報の発信·共 有	・広報、ホームページ、ケーブルテレビなど、多様な媒体を活用し、福祉情報を市民がいつでも入手できるよう、情報提供手段の充実に努めます。 ・ボランティア団体やNPOの活動紹介等を行い、活動への参加を促します。	

社会福祉協議会が取り組むこと	
	・地区社会福祉協議会が取り組む、ケアネット活動やいのちの
地区社会福祉協	バトン等の地域福祉活動の推進を図ります。
議会への支援	・市社会福祉協議会広報紙「福祉いみず」等を効果的に活用
	し、地区社会福祉協議会の認知度の向上を図ります。
	・多様なボランティア活動のニーズの把握に努めます。
	・ボランティア活動をしたい人と、ボランティアを募集する人
 地域福祉活動へ	や事業所等をつなぐ役割を担い、地域福祉活動への参加を支援
の参加支援	します。
の参加又接	・市民一人ひとりが地域において役割や生きがいを持って活躍
	できるよう、研修の機会を創出し、地域福祉人材の育成・支援
	に取り組みます。
	・いつでも容易に目的の情報や相談窓口につながることができ
	るよう、市社会福祉協議会広報誌「福祉いみず」やホームペー
情報の発信·共 有	ジなどの媒体により、地域福祉活動に関する情報を発信し、参
	加支援に取り組みます。
	・地域振興会や自治会・町内会、地区社会福祉協議会等の地域
	の多様な組織が、地域福祉活動の推進に必要な情報を互いに共
	有し、有機的な連携の強化を図ります。

民生委員・児童委員活動の環境整備

市が取り組むこと

- ・民生委員・児童委員に対する研修の充実・強化を図るとともに、委員活動の基盤となる地区民生委員児童委員協議会の活性化に努めます。
- ・民生委員・児童委員活動をサポートする高齢福祉推進員などの地域福祉の担い 手の確保・育成を支援します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ・地域住民の身近な相談相手である民生委員・児童委員の資質の向上に努めるとともに、民生委員・児童委員活動への市民の理解促進に努めます。
- ・民生委員・児童委員活動が円滑に推進されるよう、保健、医療、福祉、教育関係者や、高齢福祉推進員、認知症サポーター等の地域の福祉人材との有機的なネットワーク強化を図ります。
- ・市民生委員児童委員協議会の事務局を担い、民生委員・児童委員活動をサポートします。

福祉教育の推進・福祉意識の醸成

市が取り組むこ	市が取り組むこと	
人権·福祉教育 の推進	・小・中学校でいじめをなくす「射水市民五か条」や「射水市子ども条例」を周知するなど、道徳や集会の時間を通して、福祉・人権教育を推進します。	
	・総合的な学習の時間の活用をはじめ、ボランティア活動など の体験学習を展開します。	
自立に向けたケ ア意識の醸成	・ソーシャルワークとは、生活課題を抱えた人の相談を受け、必要な支援に導くことですが、社会福祉士等の専門職が専門性を生かして行うものだけではなく、誰もが生活課題を抱えた人に寄り添い、支えるソーシャルワーカーになれるという意識の醸成に努めます。 ・「専門職に任せればよい」「公の責任」という意識ではなく、誰もが生活課題を抱える人を気に掛けて自立をアシスト(手伝い)する役割を担っているという意識の醸成に努めます。	
福祉に関するイベント・講演会・講座等の開催	・市民の福祉意識の醸成のため、イベント・講演会・講座等を開催します。	
交流事業の推進	・保育園等の幼児や小・中学生が、老人ホームや障がい者施設を訪問したり、小学校等に高齢者を招くなど、高齢者・障がい者と子どもの交流機会の拡充を図ります。 ・老人ホームや障がい者施設等において、地域住民と入所している人との交流が図られるよう、施設のイベント等のふれあいの場づくりを支援します。	

社会福祉協議会が取り組むこと	
人権·福祉教育 の推進	・教育機関と連携した「心のバリアフリー」を推進し、次世代
	の地域福祉を担う人材の育成に努めます。
	・子どもだけではなく、誰もが地域社会の一員である意識を持
	つよう、福祉に関する啓発活動や福祉活動に参加するきっかけ
	づくりを行い、福祉意識の醸成を図ります。
寄附文化の醸成	・地域住民等が主体的に地域の困りごとを解決するための多様
	な活動の財源として、公的財源のみではなく、民間資金や社会
	資源の活用・創出のための仕組みを検討します。
	・共同募金運動を推進し、寄附文化の醸成を図ります。

地域振興会等自治組織との連携・協働

地域が取り組むこと

・地域の生活課題の解決には、地域が主体的に取り組む意識を持ちましょう。

市が取り組むこと

- ・地域福祉の担い手の確保・育成、地域の身近な課題の解決、より良いまちづく りのため、協働のパートナーである地域振興会との連携強化を図ります。
- ・地域振興会が行う地域福祉の課題解決について、柔軟に対応します。
- ・地域主体で地域福祉活動やまちづくりを推進する仕組みについて検討していきます。

社会福祉協議会が取り組むこと

・住民一人ひとりが役割と生きがいを持てる地域を目指し、まちづくりの推進役である地域振興会や自治会・町内会と、地域福祉の推進役である地区社会福祉協議会の相互理解を深め、連携体制の構築を図ります。

ボランティア・NPO活動の推進

市が取り組むこと	
ボランティア・NPO との連携・協働 の推進	・市民参加による社会づくりを推進するため、ボランティア団 体やNPOとの更なる連携や協働体制の強化を図ります。
ボランティア活動推 進体制の整備	・多様なボランティアニーズに対応するため、ボランティアセンターの運営体制を充実し、コーディネート機能の強化を図ります。
	・ボランティア活動に取り組む個人や団体へ、ボランティアセ ンター登録を促進します。
NPO 法人への 支援	・NPO法人設立のための経費補助や情報提供などの活動支援 を行います。

社会福祉協議会が取り組むこと		
ボランティア・NPO との連携・協働 の推進	・新たなボランティアの養成やNPOとの協働により、地域福 祉活動の活性化を推進します。	
ボランティア活動推 進体制の整備	・多様なボランティアニーズに対応するため、ボランティアセ ンターの運営体制を充実し、コーディネート機能の強化を図り ます。	
NPO 法人への 支援	・NPO法人と地域ボランティアとの協働を支援し、地域に根 差した活動の活性化に取り組みます。	

2 福祉人材の育成

現状と課題

地域共生社会の実現や地域包括ケアシステムの深化・推進には、人材の確保と育成、定着支援が欠かせません。

本市では、保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、精神保健福祉士、栄養士、保育士、介護支援専門員、相談支援専門員、介護職員等の専門職員が活躍しており、それぞれの専門性を生かし、市民の多様なニーズに対応できるよう、資質や技術の向上に努めています。

専門職員は、各施設等でのサービス提供にとどまらず、地域住民からの介護や子育て等に関する相談に応じたり、助言・指導を行うなど、地域福祉の推進を支援していく役割を担うことも期待されていることから、より質の高い人材の養成・確保に努める必要があります。

人材の確保・育成・定着支援

市が取り組むこと	
専門職員の育 成·充実	・多様化・高度化する福祉ニーズに適切に対応するため、専門 職員の育成・充実に努めます。 ・地域福祉を推進する上で広く住民を支援していく役割を担え るよう、保健・医療・福祉関係専門職員の研修への参加を促進
	します。
保健·医療·福祉	・専門職員が有する専門性を生かした複数のサービスを総合的
分野の専門職員	に調整するケアマネジメント能力の更なる向上を目指し、会議
の連携	や研修会を行い、職員間の連携強化を図ります。
職場環境の整備	・社会福祉施設等において、優秀な人材の確保と定着を図るため、社会福祉事業従事者の雇用環境の向上のための支援を推進 します。

| 会の | す。 | す。

・ハローワークや市内の福祉関係の事業所と連携し、企業説明会の開催など、福祉職を目指す人と職場のマッチングを進めます。

福祉職を目指す 人への支援

- ・小・中学校における福祉教育の場や生涯学習の場など、様々な機会を通じて福祉の仕事をより身近に感じてもらえるよう、 情報提供や啓発に努め、福祉人材の確保につなげていきます。
- ・保育士や介護福祉士を目指す学生に奨学金を貸与します。

社会福祉協議会が取り組むこと

・人口減少・高齢化社会においては、専門福祉人材の確保・育成・定着が重要であるため、関係団体や大学等教育機関との連携・協働の機会を充実し、福祉人材の発掘・養成に努めます。

福祉の仕事の魅力発信

市が取り組むこと

・全国には新たな事業に参入したり、地域共生社会の理念を実践したりするなど、先駆的経営を展開することでイメージアップに成功し、人材が集まっている 社会福祉法人等があることから、こうした成功事例の情報を発信することで、福 祉の仕事の魅力をアピールしていきます。

社会福祉協議会が取り組むこと

・児童、生徒、学生等への福祉教育の充実や、福祉を志す学生の実習機会を創出し、福祉の仕事の魅力発信に努めます。

基本目標2 「安心して暮らせる地域づくり」

1 住民主体の活動環境の整備

現状と課題

急速な少子高齢化が進む中、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年(2025年)を間近に控えて、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、保健、医療、福祉、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の深化・推進が急務となっています。

また、国においては、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」「参加支援事業」「地域づくり事業」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

この中で、「地域づくり事業」として、本市において「地域支え合いネットワーク 事業」を推進しています。

地域支え合いネットワーク事業は、高齢者が社会参加し、地域において自立した 日常生活を営むことができる体制を整備するために実施しているもので、住民同士 が出会い、参加することのできる場や居場所を確保し、支援が必要となっても、安 心して住み慣れた地域で生活ができるよう、様々な取組を行うものです。

また、様々な福祉課題を抱える人や一人暮らし高齢者等を地域の数人で構成されるチームで支援する「ケアネット活動」を推進しており、令和元年度のケアネット活動チーム数は 221 チームとなっています。

地域福祉アンケート調査では、「住民相互の支え合い・助け合いは必要だと思う」 と回答した人は 94.2% となっており、意識の高さがうかがえます。

今後も、活動を推進し、住民相互の支え合い・助け合いを一層広げていくことが 重要です。

市民が取り組むこと

- ・地域の交流活動に積極的に参加して、仲間を増やしましょう。
- ・地域の問題をどうしたら解決できるか、仲間と話し合いましょう。
- ・日頃からの近所付き合いを大切にしていきましょう。
- ・地域の子どもや高齢者、障がい者などを知っておきましょう。
- ・困っている人がいたら、自主的に手助けをしましょう。

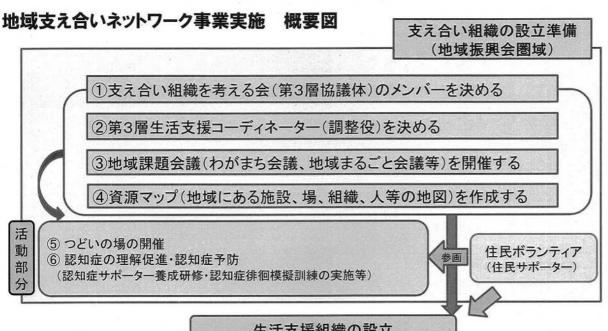
|地域支え合いネットワーク事業の推進|

市が取り組むこと

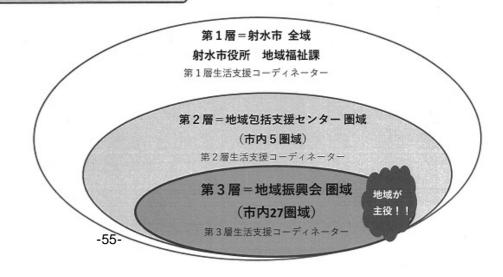
- ・地域支え合いネットワーク事業の地域振興会圏域全地区での展開を目指します。
- ・地域支え合いネットワーク事業を基盤に、地域住民や多様な主体が「我が事」と して参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、 高齢者のみならず、障がい者やひきこもりの人のサポートや住民一人ひとりの暮ら しと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の構築を目指します。
- ・事業の実施に当たっては、庁内各課や、関係機関との連携を強化し、「相談支援」 「参加支援」「地域づくり」の3つの機能の一体的実施に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ・地域包括ケアシステムの深化に向けて、各層の生活支援コーディネーターとの 日頃からのネットワークを強化し、地域住民による支え合いの生活支援体制づく りの推進に努めます。
- ・第2層生活支援コーディネーター連絡会議や第3層協議体会議等に参画し、市 社会福祉協議会が有する地域ネットワークを活用し、市や地域包括支援センター 等関係機関との協働による地域支え合いネットワーク事業の推進を図ります。



生活支援組織の設立



七美地区

概要(R2.4.1)

人口:1,410人 世帯数:543 世帯 自治会数:8自治会 65 歳以上人口: 527 人 高齢化率: 37.4%

第3層生活支援コーディネーター:3人 (地区社会福祉協議会長、地域福祉推進員) 取組の経過

平成 28 年度 地域支え合いネットワーク事業申請 平成28年10月 住民型デイサロン「いこいの家」開始

平成 28 年 11 月 地域課題会議実施

平成 29 年度 地域支え合いネットワーク事業として

継続実施

100歳体操・茶話会

開催日:第1~4金曜日

時 間:13:30~15:30 利用料:200円

参加者:約55名





歌声喫茶「紅とんぼ」

開催日:第1金曜日 時 間:10:00~12:00

利用料: 200 円 + 300 円(昼食代)

参加者:約20名

ふれあい喫茶

開催日:第2・3金曜日 時 間:10:00~13:00

利用料:200円+300円(昼食代)

参加者:約20名



映画鑑賞「チャンネル7」

開催日:第4金曜日 時 間:10:00~13:30

利用料: 200 円 + 300 円(昼食代)

参加者:約35名



キッズサロンの開催

~ キッズサロン1~

いこいの家の利用者と地域の子どもたちとの 交流を目的に、ゲームやランチを楽しみました。 ~ キッズサロン2~

流しそうめんやゲームなどの縁日コーナーを 設け、交流を図りました。



住民型デイサロン「いこいの家」開催中!

活動内容は、令和2年1月現在のものです。

移送サービス

希望に応じて「いこいの家」への送迎サービスを実施

利用料:100円(往復) 地域振興会で保険料の支払いを行い、運転手を決めて実施

スタッフ会議

月に1回、定期的にスタッフ会議・意見交換を行い、課題が出た際には対応策を話し合っています。

今後の取組

地域に住む誰もが地域の福祉に関わり、考えてもらえるような環境づくりを目指し、 住民同士の絆(お互いさま)を大切に、活動を続けていきます。

南太閤山地区

概要(R2.4.1)

人口:3,230人 世帯数:1,310世帯 自治会数:14 町内会 65 歳以上人口: 1,219 人

高齢化率:37.7%

第3層生活支援コーディネーター:2人 (地区社協副会長兼ヘルスボランティア、元民生委員)

取組の経過

平成 28 年 11 月 モデル事業申請

平成 28 年 12 月 アセスメントシート作成

平成 29 年 1 月 資源マップ作成・地域課題会議実施

平成 29 年 4 月 住民型デイサロン

「支えあいネット みなみ」オープン

※活動内容は、令和2年1月現在のものです。



場所:南太閤山コミュニティセンター 日時:毎週火曜日 13:30~15:30 対象者:65歳以上の南太閤山在住者

参加費: 1回 200 円

●アコーディオン演奏



●ハーモニカ演奏



個人の趣味や特技を披露。 積極性や意欲の高まりを感じ ます。



り、花言葉や特徴を教えてく れるお花の先生。



●相撲甚句



ボランティアによる「わやわや劇団」 が誕生しました。余興はおまかせ!



95歳の二人が出会い、友情を育ん



夫婦で富山に来て3年。 ハートみなみという場所で地域 とつながることができました。

第3層生活支援コーディネーターの思い

オープン当初は皆さん新しい出会いの場に緊張もありましたが、今ではそれぞれが気負うことなく、自然体でサ ロンを楽しんでいます!

時間をかけて築き上げたネットワークは、これからの地域の力となって笑顔を作り続け、支えていくでしょう。 みなみが皆さんの心と身体のよりどころとして親しまれ、深く地域に根付いていくことを願っています。

ケアネット活動の推進

市が取り組むこと

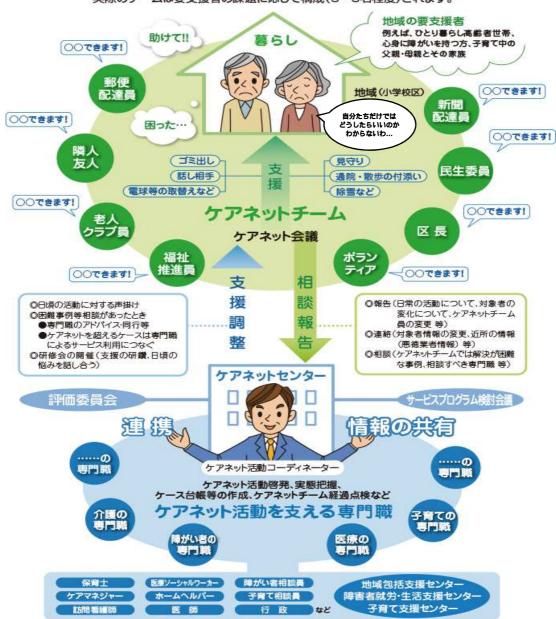
・地域住民自らが福祉ニーズを把握し、その解決に取り組むケアネット活動の充実を図るため、地域の関係者と保健・医療・福祉の関係者とのネットワークづくりを推進します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ・地区社会福祉協議会を中心に、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支援を必要とする人に対して、地域住民等で構成されるケアネットチームによるケアネット活動を推進します。
- ・地域振興会や自治会・町内会、老人クラブ等の地域の様々な団体や、高齢福祉 推進員、ささえ隊メイト、認知症サポーター等の地域福祉人材との有機的な連携 を促進し、ケアネット活動の活性化と活動の担い手の拡充を図ります。

ケアネットチームの構成例

実際のチームは要支援者の課題に応じて構成(3~5名程度)されます。



2 権利擁護の推進

成年後見制度利用促進基本計画策定に当たって

本市の高齢化率は30%を超え、高齢者のみの世帯も27%を超えています。

これらの状況から、認知症高齢者の増加や知的、精神障がい者等が親世代の高齢化により、社会的孤立状態となってしまう等の課題が懸念されます。

「自分らしく暮らしたい」という思いは誰もが持つ基本的な願いであり、その人らしく暮らし続けることができるよう、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合っていくことなど、権利擁護支援の体制構築が今後ますます重要となってきます。

そうした中、本市においては、呉西6市連携事業により「呉西地区成年後見センター」を設置し、成年後見制度の利用促進を進めています。

国の「成年後見制度利用促進基本計画」(以下「基本計画」という。)は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、市町村は、国の基本計画を勘案し、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされていることから、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に併せて、今回、成年後見制度利用促進基本計画を策定しました。

成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念の観点から、判断能力が不十分であるために意思決定が困難な人を対象としています。

判断能力の程度に応じて、成年後見・補佐・補助の3つの分類があり、それぞれ 成年後見人・保佐人・補助人がその判断能力を補うことによって、その人の生命、 身体、自由、財産等の権利を擁護する制度です。

今後、認知症高齢者の増加や単身世帯高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられています。

本計画は、判断能力が十分でない人が、成年後年制度の利用が必要なときに円滑、確実に利用できるよう、そして本人の尊厳が保持され、地域で「自分らしい暮らし」を続けられることを目指します。



成年後見制度における現状と課題

平成31年4月から呉西6市連携事業により中核機関である「呉西地区成年後見センター」が高岡市社会福祉協議会館内に開設されました。

センターでは、成年後見制度の利用に関する相談や後見業務を行っています。

成年後見制度の利用者数は増加傾向にありますが、制度が必要と思われる人のセンターでの相談利用につながるよう、更なる普及啓発が必要です。

地域福祉アンケート調査では、「成年後見制度を知っていて利用したい」と回答した人が 5.3% となっており、約 6 割の人が「市民後見人になりたいとは思わない」と回答しています。市民後見人になりたいとは思わない理由としては、「責任が重大だから」が 66.1% となっています。

市民後見人とは、一般市民が社会貢献のために養成研修を受講し、成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上で、成年後見人等として活動する人のことで、令和元年度における本市市民の市民後見人バンクへの登録者は13人です。認知症高齢者の増加が見込まれる中で、引き続き育成に取り組み、市民後見人を増やしていく必要があります。

また、必要な人が必要なときに円滑に制度を利用できるよう、その周知・啓発に努め、利用申請時の支援を行う等の利用促進を図ることが必要です。

市民が取り組むこと

- ・市の広報などを読み、成年後見制度について理解を深めましょう。
- ・成年後見制度を地域で話題にし、制度を知る人を増やしましょう。
- ・成年後見制度を必要とする人がいたら、制度と窓口を紹介しましょう。
- ・虐待やDVについて相談できる先、相談機関を知りましょう。
- ・地域で異変に気が付いたときには、関係機関へ通報したり、相談したりしましょう。
- ・「心のバリアフリー」を意識し、人権を大切にしましょう。

成年後見制度の利用促進

	ルード/VER 19 / P. ハート		
市が取り組むこ <u></u>			
「呉西地区成年	・中核機関である「呉西地区成年後見センター」は、法人後見		
後見センター」を	受任業務として、判断能力が不十分で成年後見制度の利用を必		
中核機関とした	要とする人の成年後見人等となり、身上監護(各種手続きや福		
成年後見制度の	祉サービス契約)や財産管理(日常的金銭管理) 見守りの支援		
利用促進	等を行います。		
成年後見制度に 関する相談会の 開催	・呉西地区成年後見センターでは、成年後見制度に関する相談 業務を行います。また、市でも相談窓口の開設(市役所、地域 包括支援センター)や専門職による成年後見相談会を行いま す。		
成年後見制度の 周知·啓発	・パンフレットの作成や広報での周知により、成年後見制度の 利用促進に取り組みます。		
市民後見人の育 成	・呉西地区成年後見センターにおいて、市民後見人養成講座及 び実務研修を開催し、市民後見人を養成します。そして、講座 及び研修を受講された人を「市民後見人バンク」に登録し、「法 人後見支援員」として活動してもらい、将来的に個人受任型の 市民後見人として活動できることを目指します。		
市民後見人育成 講座・研修に関す る周知	・呉西地区成年後見センターで実施する市民後見人養成講座・ 実務研修をパンフレットや広報で周知します。		

社会福祉協議会が取り組むこと

- ・判断能力が不十分な人の権利擁護支援である日常生活自立支援事業を通じ、市 や地域包括支援センター等関係機関と連携し、成年後見制度の適切な利用促進を 図ります。
- ・生活困窮や8050問題等の個別支援から、潜在的ニーズの発見に努め、適切な利用促進に努めます。
- ・呉西地区成年後見センターや市をはじめ、地域包括支援センター等関係機関と 緊密に連携し、権利擁護を推進します。

虐待・DVや差別・偏見における現状と課題

高齢者、障がい者、児童などの虐待被害防止及び早期発見・早期対応を図り、防止に関する啓発活動を行うため、関係機関・地域と連携を図りながら、虐待を防止する体制づくりが必要です。

人権問題や障がい者・外国人に対する差別や偏見だけではなく、新型コロナウイルスの感染者やその家族、感染症に関わる人への差別や偏見が問題となる中で、あらゆる差別や偏見を解消する取組を進めていく必要があります。

虐待及びDV防止対策の推進

市が取り組むこと	
	・高齢者への虐待の防止並びに被虐待者の早期発見、被虐待者
	及び養護者への支援を実施するための専門職を配置し、高齢者
高齢者虐待防止	の権利擁護に関する情報提供の充実を図ります。
対策の推進 	・身近な相談窓口である地域包括支援センター等の相談体制の
	強化を図ります。
	・障がい者への虐待の防止、早期発見、被虐待者の保護及び自
障がい者虐待防	立の支援、擁護者への支援を実施するため、障がい者虐待防止
止対策の推進	センターに専門職を配置し、迅速かつ的確な対応を図っていき
	ます。
	・児童虐待を防止するため、専門的な知識を有した家庭児童相
旧亲表结除比社	談員や母子・父子自立支援員を配置し、相談支援事業等を行い
児童虐待防止対 策の推進 	ます。
	・保健センター、保育園、幼稚園、認定こども園、学校、児童
	相談所等の関係機関との連携を図ります。
DV防止対策の 推進	・DV防止対策に関係する機関、団体等と連携し、必要な情報
	の共有を図ります。
	・DV防止対策啓発のための研修会を開催します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ・児童や高齢者、障がい者に対する虐待やDVの防止対策の啓発に努めます。
- ・一人ひとりの権利を擁護するため、市や支援団体等と緊密に連携した一体的支援に努めます。

差別・偏見の解消

市が取り組むこと	
人権相談体制の	・人は皆、法の下の平等であるという基本理念に立ち、人権尊 重の理念を普及・啓発する活動や人権教育を実施します。
充実	・人権相談の窓口機能の向上を図るなど人権相談体制の充実に 努めます。
障がい者差別の 解消	・障がい者差別解消のため、障がい特性の理解の促進、普及啓 発に努めます。
新型コロナウイ ルス等の感染症 に関する差別・	・新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大している中で、感染者やその家族、完治した人や感染症に関わる人への差別や偏見が問題になっています。差別や偏見をなくすための啓発活動を進めます。
偏見の防止	・新型コロナウイルス等の感染症に関し、「正しく理解し、正し く恐れる」ための情報発信を行います。
LGBTへの理解 促進	・LGBTと言われる人は、周囲の理解不足や偏見などにより、社会の中で様々な困難に直面しています。LGBTに関する正しい情報の提供や理解促進のための教育や啓発活動を進めます。
多様性を受け止 める意識の醸成	・外国人と日本人が同じ地域に住む一員として相互理解を深めるため、交流事業を推進するなど、多様性を受け止める意識の 醸成に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

・専門機関と連携し、多様性の理解を深め、差別のない誰もが互いに認め合う社会づくりの推進に努めます。



3 バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー新法)が平成18年12月に施行されました。

この法律は、高齢者、障がい者、妊婦、けが人などの、移動や施設利用の利便性 や安全性の向上を促進するために、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化の推進を目指すものです。

また、本市では、令和2年3月に射水市バリアフリーマスタープランを策定し、 誰もが安全で快適に移動でき、楽しく暮らせるまちづくりを推進しています。

高齢者や障がい者等にやさしいまちづくりが求められている中で、本市において も、外出しやすいように、歩道の段差解消や点字ブロックの敷設、公共施設におけ るピクトグラム(サイン)への配慮等、バリアフリー・ユニバーサルデザインを推 進します。

市民が取り組むこと

・「障がい」や「障がい者」について理解を深め、地域にどんな「バリア」があるか、点検してみましょう。

バリアフリー・ユニバーサルデザインの推進

,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		
市が取り組むこと		
バリアフリー・ユ ニバーサルデザ インの推進	・高齢者や障がい者が自由に行動し、社会参加できるように、 公共施設や公共交通機関などのバリアフリー・ユニバーサルデ ザイン化を一層推進し、民間施設においても、推進するよう勧 奨します。 ・高齢者や障がい者に配慮した、道路の段差解消、点字ブロッ クの敷設、利用しやすいトイレの設置等により、外出時の安全 確保を図ります。 ・街路樹の根等の通行の障害になっている問題箇所を把握し、	
	障害物の撤去や修繕を適宜行います。	
ゆずりあいパー キング利用証制 度の推進	・車椅子使用者や障がい者など歩行が困難な人が、障がい者等 用駐車場を円滑に優先利用できるように、公共施設や商業施設 に協力駐車区画を設置・表示する「富山県ゆずりあいパーキン グ(障がい者等用駐車場)利用証制度」の周知を図ります。	

4 災害時の支援体制の整備

現状と課題

災害発生時には、高齢者や障がい者などは、必要な情報の入手や自力での避難が 困難なことから、被災しやすい弱い立場にあります。

平成23年の東日本大震災では、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者は約6割であり、障がい者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上りました。

こうした教訓を踏まえ、実効性のある避難支援がなされるよう国において平成25年6月に災害対策基本法が改正され、市町村による避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者への提供等の規定が設けられ、行政と地域が連携して、被害を軽減するために取り組むこととされました。

近年、台風や大雨等の風水害が全国的に多発している中で、災害時に支援が必要な人の安全を確保することは、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進める地域福祉においても、重点的に取り組むべき課題となっています。

地域福祉アンケート調査では、約9割の人が「避難行動要支援者支援制度を知らない」と回答しており、災害の備えに対する意識の向上や環境の整備・拡充が必要です。

令和2年4月1日現在、本市の避難行動要支援者支援制度登録者数は1,393人、 災害発生時に障がい者等を受入可能な特別の配慮がなされた避難所である福祉避難 所の施設数は54施設となっており、各種取組を展開することで、それぞれ増加を目 指していく必要があります。

市民が取り組むこと

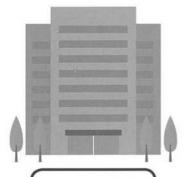
- ・地域の防災訓練に参加しましょう。
- ・自治会・町内会、民生委員・児童委員、自主防災組織などが協力して、避難行動要支援者を支援する体制を作りましょう。
- ・災害時には、情報の収集や把握、避難などが困難な人に対して声をかけたり、 手助けをしましょう。
- ・日頃から、隣近所と災害時の話をしましょう。
- ・平常時から避難先や避難の方法、経路について把握しておきましょう。

避難行動要支援者支援制度の推進

市が取り組むこと		
避難支援等関係 者との連携	・災害時等における要支援者の支援に向け、避難支援の実施に 携わる関係者と連携し、要支援者の把握や情報の共有に努める とともに、自治会単位での自主防災組織への支援に努めます。	
個別計画の策定	・災害発生時の避難支援等を実効性のあるものにするため、要 支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どの経路で、どこ に避難するかなどを具体的に記載した「個別計画」の策定に取 り組みます。	

社会福祉協議会が取り組むこと

- ・市とともに市民へ避難行動要支援者支援制度を周知し、要支援者への災害時支援や日頃からの見守りについて、地区社会福祉協議会や自治会・町内会、自主防災組織などが連携し、災害時に地域で支え合える体制づくりを推進します。
- ・実効性の高い仕組みにするため、登録された支援者のみで支援するのではなく、自治会・町内会や民生委員・児童委員などの地域住民に加え、福祉関係事業者を含めた身近な地域での日頃からの見守り支援体制の強化を図ります。



市町村の役割

平常時

- ○避難行動要支援者^{※1}名簿の 作成
- ○避難支援等関係者^{※2}との 情報共有
- ○個別計画の策定

災害時

- ○避難行動要支援者の 避難支援、安否確認
- ○福祉避難所の開設

市町村

- ・名簿提供についての確認
- ・個別計画の策定



- ・同意した方の名簿情報の共有
- 個別計画策定の協力

避難行動要支援者**

(高齢者、障害者、乳幼児など) ※災害発生時に自ら避難することが困難 で、その円滑かつ迅速な避難を確保す るため、特に支援を必要とする人









- ・平常時の見守り
- ・災害時の避難支援など

避難支援等関係者**2

(消防機関、警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織、自治会、消防団、福祉事業者など)

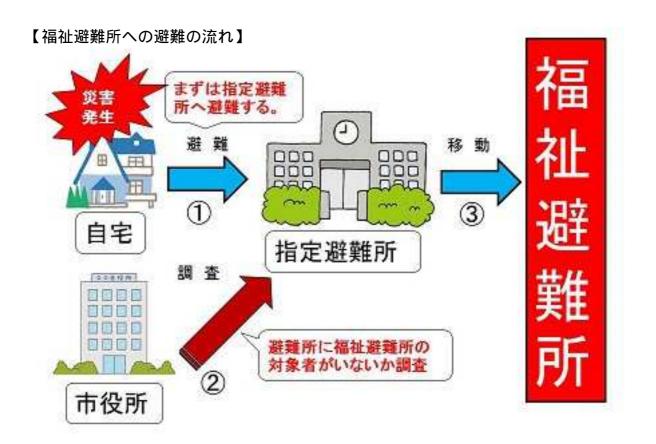
※避難支援等の実施に携わる関係者



福祉避難所の拡充

市が取り組むこと

- ・福祉避難所に関して、平常時から知識の普及と周知を図ります。
- ・市内の福祉事業所と災害時における福祉避難所としての使用に関する協定を締結し、災害時に開設できる福祉避難所の拡充を図ります。



基本目標3「自分らしく生活できる仕組みづくり」

1 包括的な相談支援体制の構築

現状と課題

「複雑化」「複合化」している課題を持つ人や世帯、制度の狭間となっている新たな課題などへの支援を効果的に進めるためには、分野や公・民の枠を超えて協働していくことが必要です。

また、困りごとを潜在化させずに包括的な支援を行っていくためには、情報共有が課題となっています。

国において創設された重層的支援体制整備事業では、市町村に対して「相談支援」(包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業)とつながりや参加の支援である「参加支援事業」を実施するよう求めています。

地域福祉アンケート調査では、「不安や悩みをどこに相談したらよいか分からない」と回答した人が 7.4%となっています。

また、今後市が重視していく必要のある福祉施策で「相談窓口の充実」と回答した人が30.6%となっています。

相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず包括的に相談を受け止める断らない 相談体制の構築が重要です。

市民が取り組むこと

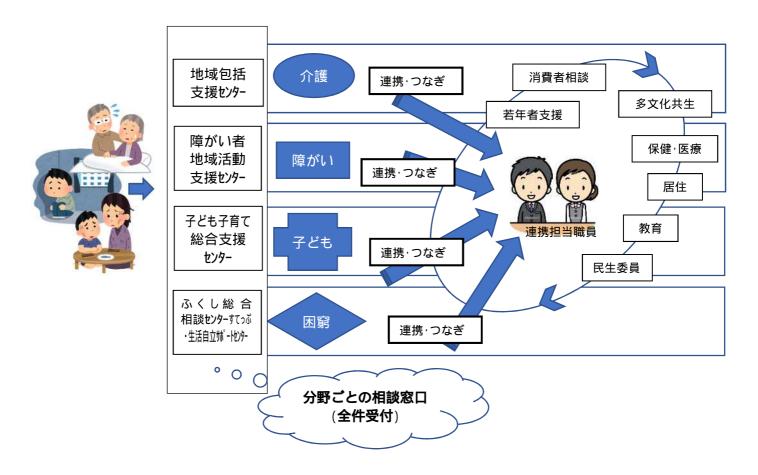
- ・困ったことや分からないことがあったら、周りの人に相談しましょう。
- ・心配ごとや悩みごとを相談できる機関や地区担当民生委員・児童委員の名前について、把握しておきましょう。
- ・心配ごとや悩みごとなどがあった場合は、市の窓口や専門機関に早めに相談しましょう。

断らない相談体制の整備

市が取り組むこと

- ・「複雑化」「複合化」している課題や制度の狭間の課題等を、多機関が協働して 断らない相談支援を中心とした包括的な支援体制を構築します。
- ・個人のニーズに合わせた就労支援、居住支援等の"出口支援"や、訪問による 見守りなど本人に寄り添った丁寧な伴走支援体制の確保のための取組を実施しま す。

【断らない相談支援のイメージ】

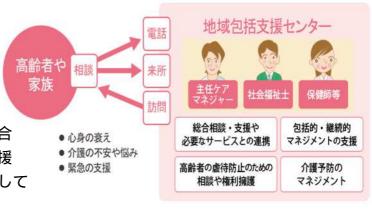


社会福祉協議会が取り組むこと

- ・「射水市ふくし総合相談センターすてっぷ」を中心に、ボランティアセンターやケアネット活動と連携し、多機関協働による年齢や対象を問わない「全世代型・全対象型」の地域包括支援体制づくりを目指します。
- ・支援を必要とする人や、様々な地域の困りごとを地域の関係者との連携により早期に把握するため、「コミュニティソーシャルワーカー」の配置を目指し、地域と専門職のつながりを強化し、支援関係機関との協働による包括的相談支援体制づくりに努めます。

地域包括支援センター

いつまでも自分らしく 住み慣れた地域で暮らして いけるよう、高齢者本人は もとより、家族や地域の人 などが様々な相談ができる総合 相談窓口として、地域包括支援 センターを市内 5 か所に設置して います。



障がい者地域活動支援センター

障がい者が気軽に相談でき、日中の様々な活動や 社会との交流を促進するための事業で、市内4か所 で実施しています。

相談支援は、障がい者やその家族、地域の人などから、福祉サービスの利用、日常生活、就労・進路に関する相談など無料で行っています。また、料理やカラオケ、バーベキュー、スポーツ観戦など事業所ごとに楽しい活動を企画しています。



あいネットいみず

子ども子育て総合支援センター (キッズポートいみず)

子育て支援を行う総合支援施設として、子ども 悩み総合相談室や子ども発達相談室など、子ども に関する総合的な窓口として機能するとともに、 母子総合相談室を開設し、妊娠・出産・子育て期 にわたり切れ目のない相談・支援をしています。



ふくし総合相談センター すてっぷ

市社会福祉協議会内に設置されている 各種相談事業(生活困窮者自立支援、ひ きこもり支援、日常生活自立支援、生活 福祉資金貸付)が一つになった、ワンス トップ型の相談窓口です。



2 全庁的な体制整備

現状と課題

「複雑化」「複合化」している様々な課題に的確に対応していくために、所管部局のいわゆる「縦割り」に縛られることなく、関連部局が横断的に連携・協力することが必要です。

庁内の部局横断的な連携体制の整備

市が取り組むこと

- ・福祉保健部内の各専門職及び社会福祉協議会相談支援担当者が、互いの知識・ 技術を生かし合い支援能力を高め、横断的なネットワークを強化する「福祉保健 部事例検討会(つなぐミーティング)」を定例的に開催します。
- ・福祉保健部内で連絡会議を定期的に開催し、認識の共有及び連携の強化に取り 組んでいます。将来的には、地域の支え合い組織から集約された地域課題を協議 する、第一層協議体からの問題提起を全庁横断的に開催する連絡会議で協議する ことで、市全体での課題や認識の共有を目指します。
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施や食育の推進等、事業の推進において横断的な連携が必要な場合は、庁内ワーキンググループを設置するなど、ニーズに迅速かつ的確に対応できる推進体制を確立します。

社会福祉協議会が取り組むこと

・地域生活課題を抱える人を内包的に支援していくため、市福祉保健部が主催する「福祉保健部事例検討会(つなぐミーティング)」に積極的に参加し、職員の実践力向上を図るとともに、市職員と顔の見える関係づくりを強化し、地域福祉の推進を図ります。

3 制度の狭間の課題解決

現状と課題

地域の中には悩みや課題を抱えてはいるものの、どの制度の対象にもならず、制度の狭間に陥り、生きにくさを抱えて暮らす人々が存在しています。

急速に少子高齢化が進行する中、晩婚化に伴う出産年齢の高齢化等により、同時期に「育児」と「介護」の両方に直面する「ダブルケア」や、大人が担うような責任を引き受け、親や祖父母の介護や、兄弟姉妹の世話に当たる18歳未満の子ども「ヤングケアラー」は、大きな問題になっています。

近年、適正な管理が行われていない空き家や耕作放棄地等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保 護、生活環境の保全のための対応が必要です。 また、いわゆる「ごみ屋敷」問題も制度の狭間の課題といえますが、問題が発生する背景には、認知症、加齢による身体機能の低下や地域からの孤立などの様々な要因があります。

地域福祉アンケート調査でも、「家族や親類にひきこもりがいる」と回答した人が8.6%、「ダブルケアの経験がある」と回答した人が12.3%と、制度の狭間の課題を抱える人が一定数いることがうかがえます。

そのため、こうした人々の支援体制として、地域住民や行政、社会福祉協議会等が一体となって、課題解決を目指す地域福祉の推進が求められています。

市民が取り組むこと

- ・ひきこもり支援に関心のある人は、ひきこもりサポーターになりましょう。
- ・認知症の人への理解を深めましょう。
- ・生活困窮者自立支援制度への理解を深めましょう。
- ・地域における生活困窮者の把握、見守り、自立相談支援機関との連携を図りましょう。

ひきこもり支援の推進

市が取り組むこと

・ひきこもり支援推進協議会において、ひきこもりに関する理解や支援を推進するための施策の検討やサポート事業の効果検証、関係機関との連携強化等を図ります。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ・「射水市ふくし総合相談センターすてっぷ」の周知を図り、ひきこもり状態にある人やその家族に寄り添い、一人ひとりに合わせた参加支援に取り組みます。
- ・ひきこもり状態にある人やその家族のため、専門相談会の開催や居場所づくり に取り組みます。
- ・ひきこもりに関する正しい理解を広めるため、ひきこもりサポーターを養成します。
- ・支援関係機関とのネットワークの強化を図ります。

生活困窮者の自立支援

市が取り組むこ	٤
	・支援を必要とする人が制度につながるよう、生活困窮者自立
	支援制度やその支援内容について、市の広報やホームページな
	どの媒体や関係機関との連携により、市民に周知を図ります。
上洋田容老への	・生活保護に至る前の早期段階から支援できるよう、また、ニ
生活困窮者への 支援	ーズに応じた支援が計画的かつ継続的に提供できるよう、相談
又拨	窓口の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。
	・借金の返済等により毎月の収入を上回る支出があり、生活が
	苦しい人に、家計での困りごとを一緒に考え、解決に向けた支
	援を行います。
居住の支援	・離職等で住居を失った、又は失うおそれのある人に、求職活
古住の文族	動期間中の家賃補助を行います。
	・これまでの経験等を踏まえて無理なく長く仕事を続けられる
	ようにするため、ハローワークと連携しながら早期就労に向け
 就労の支援	支援を行います。
	・長年働けずにいる、又は働いたことがないなど、直ちに一般
	就労することが難しい人に、就労に向けた段階的な支援を行い
	ます。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ・生活困窮や社会的孤立状態にある人や、表出していない課題も含め複合化した 課題を有する人、就労に困難を抱える人へ、段階に応じて適切にサポートします。
- ・民生委員・児童委員や地域包括支援センター、ケアマネジャー等との連携により、支援を必要とする人の早期発見に努めます。
- ・自立支援策として、生活福祉資金貸付事業や、ハローワークと連携した就労支援、弁護士会と連携した司法相談支援、フードバンクと連携した緊急食糧支援等 に取り組み、支援関係機関のネットワーク強化を図ります。
- ・地域における社会的孤立の防止に努め、共生の地域づくりを推進します。

ダブルケアラー・ヤングケアラーへの支援

市が取り組むこと

・ダブルケアに直面する人(ダブルケアラー)やヤングケアラーの負担感を軽減し、育児や介護、兄弟姉妹の世話等に前向きに取り組めるよう支援するため、市の広報やホームページなどの媒体を通じた情報提供や相談窓口の充実、関係機関との連携強化を図ります。

社会福祉協議会が取り組むこと

・地域住民や訪問機会のある福祉サービス事業者等との連携を密にし、地域ケア会議等を通じて関係者間での早期発見・支援の体制づくりに努めます。

空き家・ごみ屋敷対策の推進

工じ家 しの産品	X1米 421年 22
市が取り組むこ	
空き家対策の推進	・空き家等の未然防止並びに発生後の適切な管理について、市 の広報やホームページを活用し情報提供を行うほか、地域のひ とり暮らし高齢者や高齢者世帯等に対する働きかけ・相談受付 体制の強化に努めます。 ・管理不全状態の空き家等に対しては、市の関係課や関係機関 と連携し、所有者に建物等の利活用や除却を促すなど、さらな る悪化を引き起こさないよう対策を講じます。
ごみ屋敷対策の	・地域住民や自治会などからの情報収集に努め、実態を把握し、
推進	関係課や関係団体と連携し、早急な問題解決を目指します。

社会福祉協議会が取り組むこと

・社会的孤立や経済的困窮等を背景とした、生活や住居に配慮を要する人の住まいの確保や衛生環境の整備のため、市担当部局や関係機関等との分野横断的な支援体制の構築に努めます。

4 更生支援の推進

地方再犯防止推進計画策定に当たって

犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、厳しい生育環境等、様々な生きづら さを抱え、立ち直りに多くの困難を抱える人が少なくありません。

しかし、こうした生きづらさを抱える人の課題に対応し、その再犯を防止するためには、刑事司法関係機関による取組だけではその内容や範囲に限界があり、社会復帰後、地域社会で孤立させない息の長い支援等を国、地方公共団体、民間団体等が緊密に連携・協力して実施する必要があります。

とりわけ、支援に当たっては、保健・医療・福祉などの各種サービスを提供する 市町村の役割が極めて重要です。

平成28年に成立、施行された「再犯の防止等の推進に関する法律」においては、再犯の防止等に関する施策を実施等する責務が国だけではなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止推進計画を策定する努力義務が課されたことや、市としても地域共生社会の実現のために、犯罪や非行をした人の更生支援を推進していく必要があることから、今回、地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に併せて、地方再犯防止推進計画を策定しました。

現状と課題

地域福祉アンケート調査では、「犯罪をした人の立ち直りに協力したいと思う」と回答した人は 17.6% となっています。

そして、立ち直りに協力したいと回答した人のうち 32.0%が協力したい内容が「わからない」と回答しており、更生支援に対する理解は高くありません。

更生支援についての理解と協力を進め、再犯防止や犯罪をした人の社会復帰につなげていくことが重要です。

市民が取り組むこと

- ・犯罪や非行をした人への偏見や差別をなくしましょう。
- ・保護司等の更生保護ボランティアの活動を理解しましょう。
- ・更生保護のボランティア活動に意欲のある人は、活動に参加しましょう。

更生支援の推進

企業・事業所が取り組むこと

・犯罪や非行をした人の雇用に協力し、社会復帰を支援しましょう。

市が取り組むこ	<u></u>
更生支援の取組への理解の推進	・犯罪や非行をした人への偏見や差別をなくし、社会の中で孤立せずに生活できるように、「社会を明るくする運動」をはじめとする啓発活動などを推進し、更生支援の取組の必要性についての周知と啓発に努めます。
	・薬物依存に関する正しい理解が広がるように、様々な関係機関や団体と連携して、広報や啓発活動に取り組みます。 ・保護司や更生保護女性会などの民間の更生保護活動を一層周知することにより、活動への支援を推進します。
	・地域での活動や民間ボランティア等と連携して、地域での学 びの場づくりを推進するよう、保護司と学校関係者の連携や、 協力体制づくりなどに努めます。
社会復帰を進めるための連携と支援の推進	・地域での見守り活動や居場所づくりの活動などを通じて、地域や社会からの孤立を防ぎ、つながりのある、犯罪や非行を起こしにくい地域づくりを支援します。 ・貧困や社会的孤立による犯罪の防止に向けて、生活困窮者自立支援事業等を活用した支援を行います。 ・障がいや認知症などが起因して犯罪の加害者になってしまう場合があることも踏まえ、介護や日常生活の支援が必要な人が適切な福祉サービスを利用できるように支援します。 ・学校等と連携し、非行の未然防止や立ち直り支援を行います。・ソローワーク等の関係団体と連携しながら、犯罪や非行をした人の就労に向けた相談や各種支援の充実を図ります。・生活の基盤となる住居確保のため、公営住宅の活用、入居のための支援などの取組を、高齢者、障がい者、生活困窮者などの住まいの確保のための支援と連携して推進します。・薬物依存からの回復支援を必要とする人が適切な支援につながるように、相談窓口の周知に努めます。

社会福祉協議会が取り組むこと

更生支援の取組 への理解の推進

・保護司会等関係団体と協働し、更生保護活動の周知を図ります。

・経済的困窮や社会的孤立を防止するため、地域の関係機関と連携し、生活困窮者自立支援事業等による支援を行います。

社会復帰を進めるための連携と 支援の推進 ・支援を必要とする犯罪をした人に対し、NPO法人や地域の 関係団体と連携し、地域で生活するために必要な保健・医療・ 福祉サービス、住まい、就労、生活困窮等の適切な支援に努め ます。

5 福祉分野以外との連携

現状と課題

高齢者や障がい者の社会進出が進む中で、より活力ある暮らしや活動を行うためには、福祉以外の様々な分野と連携を進める必要があります。

近年では、障がい者等が農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを持って社会 参画を実現していく取組である農福連携(農業と福祉の連携)が注目されています。

農福連携の取組は、障がい者等の就労や生きがいの場の創出となるだけでなく、 農業就業人口の減少や高齢化が進む農業分野において、新たな働き手の確保につな がります。

また、商福連携(商業と福祉の連携)は、障がい者等の就労や生きがいの場の創出 以外にも、買い物難民支援や空き店舗・空き家の活用等、地域の課題解決につなが る取組といえます。

令和2年2月に開館した救急薬品市民交流プラザ(いみず市民交流プラザ)は、 射水市社会福祉協議会と射水市商工会が入居するなど、福祉と商業の連携のための プラットフォームが築かれており、これを生かした連携が望まれています。

農業・商業と福祉の連携

市が取り組むこと

- ・連携推進に当たり、農業側、商業側、福祉側それぞれの理解を深めるための啓 発や他自治体での取組等の情報収集に取り組みます。
- ・地域におけるひきこもりの人や障がい者等の社会参画のための農福連携・商福連携の取組を支援します。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ・福祉分野以外の団体や企業等との相互理解を促進する機会を創出し、分野を超えた連携・協働のまちづくりを推進します。
- ・農業の後継者不足に対する福祉との連携の在り方について、関係団体等と検討する機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりに努めます。
- ・企業の社会貢献活動の展開や、地域福祉活動に参画できるように、民間活力との協働による地域福祉の推進を図ります。

公共交通との連携

市が取り組むこ	ح_
	・高齢者ドライバーが加害者となる交通事故の減少を図るため、
	高齢者で自動車の運転に不安がある人に運転免許証の自主返納
高齢者の交通事 故防止と公共交 通の利用促進	を促します。
	・乗車体験会やオーダーメイドの時刻表の作成など、モビリテ
	ィ・マネジメントの取組を通じて公共交通の利用を促し、自動車
	に依存したライフスタイルからの脱却を図ります。
	・高齢者や障がい者等の移動手段の確保のため、引き続き福祉
	交通のサービスを提供します。
おまずの の土地	・地域住民が主体となった許可・登録を要しない互助による輸
移動手段の支援	送の導入に向けた支援を検討します。
	・市民と施設をつなぐ新たな地域交通「べいぐるん」の活用等
	により、高齢者等の外出機会の促進を図ります。

べいぐるん

新湊地区のベイエリアにおいて、市民と施設を つなぐ新たな地域公共交通として期待されている 電気三輪自動車です。



6 福祉サービス事業者への支援

現状と課題

様々なニーズに対応した多様な福祉サービスを提供できるように、サービスの供 給主体である事業者への支援が必要です。

また、全ての社会福祉法人は、社会福祉法により、その高い公益性にかんがみ、 日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するように努める責務が課されていることから、多様な福祉サービスの担い手として期待されています。

中でも、射水市社会福祉協議会は、地域の最前線で様々な福祉サービスを行っているほか、多様な福祉ニーズに応えるため、創意工夫をこらした独自の事業にも取り組んでいます。

しかし、地域福祉アンケート調査では、「射水市社会福祉協議会の活動を知らない」と回答した人が84.5%となっており、社会福祉協議会の認知度の向上に合わせて、機能強化を図っていく必要があります。また、48.1%の人が福祉サービス等の充実を求めています。

必要なときに必要なサービスや支援が提供できるようにするため、既に事業を展開している事業者への支援や新しい事業者の参入促進など、事業者への支援の充実が必要です。

市民が取り組むこと

- ・広報紙「福祉いみず」などを通じて、市社会福祉協議会の活動内容を知りましょう。
- ・市内の福祉団体とその活動内容について理解しましょう。
- ・地域包括支援センターが行っている支援内容を把握しましょう。

地域における公益的な取組の推進

社会福祉法人が取り組むこと

・福祉ニーズに対応した公益的な取組を実施し、望まれる福祉サービスを提供しましょう。

市が取り組むこと

・各社会福祉法人において、地域の福祉ニーズ等を踏まえながら、法人の創意工夫による多様な地域貢献活動が行われるように、法人への働きかけを行い、地域における公益的な取組を促進します。

社会福祉協議会が取り組むこと

・支援が必要な高齢者や障がい者、子育て家庭などへ、適切な支援策を見出すため、市内の社会福祉法人とのネットワークの構築を目指します。

【社会福祉法人】 「日常生活又は社会生活上の支援 ① 社会福祉事業又は公益事業を行う を必要とする者」に対する福祉サー に当たって提供される「福祉サービ ス」であること ビスであること 地域における公益的な取組 (生活困窮世帯の子どもに (在宅の単身高齢者や障 (留意点) 対する学習支援など) 害者への見守りなど) 法人の費用負担により、料金を徴収しない又は費用 を下回る料金を徴収して実施するもの (留意点) (留意点) 社会福祉と関連 心身の状況や家庭 のない事業は該 ③ 無料又は低額な料金で提供されること 環境, 経済的な理 当しない

○ 社会福祉法人の地域社会への貢献

⇒ 各法人が創意工夫をこらした多様な「地域における公益的な取組」を推進

由により支援を要す る者が対象

地域において、少子高齢化・人口減少などを踏まえた福祉ニーズに対応するサービスが充実

事業者の参入促進・育成支援

市が取り組むこと

- ・市内で不足しているサービスや今後促進していきたいサービスなどの情報を提供し、事業者の積極的な参入を促進します。
- ・市が実施する福祉サービスについて、社会福祉法人や企業等の適切な担い手へ の委託、事業移譲等を検討します。
- ・対話(サウンディング)型市場調査等により、民間事業者から広くアイデアを 募りながら、民間活力の導入を図ります。
- ・年齢や障がいの有無を問わず誰もが交流し、居場所と役割を持つ「ごちゃまぜ」 のコミュニティづくりに取り組む社会福祉法人等を支援します。

社会福祉協議会の機能強化

市が取り組むこと

・地域福祉活動の中心的な役割を担う社会福祉協議会及び市内全27地域の地区社会福祉協議会の機能及び体制の充実・強化に努め、拡充を図ります。

社会福祉協議会が取り組むこと

- ・地域福祉を推進する中核団体として、誰もが安心して幸せに暮らすことができる地域づくりを推進するため、組織、財政などの基盤強化を図ります。
- ・広報紙「福祉いみず」やホームページ等を活用し、社会福祉協議会の役割を市民 に広く周知するとともに、地域とのつながりを強化し、認知度の向上を図ります。
- ・市と緊密に連携し、地区社会福祉協議会の運営及び活動の支援に努め、地区社 会福祉協議会の活性化を促進します。
- ・災害時における「災害ボランティアセンター」の設置・運営に当たり、平時から市担当部局と緊密な連携を図ります。

救急薬品市民交流プラザ (いみず市民交流プラザ)

小杉地区に令和2年2月にオープンした 救急薬品市民交流プラザ(いみず市民交流 プラザ)は、誰もが気軽に立ち寄れる市民 交流拠点として、世代を超えて親しまれて いる施設です。

射水市社会福祉協議会や射水市商工会など5団体が入居しており、地域の様々な課題を共有し、互いの強みを生かしてともにまちづくりに取り組んでいます。



第5章 計画の推進体制と進行管理・評価

1 推進体制

本計画は、市が一方的に行うことにより達成できるものではなく、市民、関係 団体、福祉サービス事業者などの参画が不可欠であり、相互の理解と協力の下で 推進していきます。

それぞれの担い手には、以下の役割が期待されています。

(1) 市民の役割

市民一人ひとりが地域社会の一員としての自覚を持ち、自らの地域について考え、地域活動への参加や近所や身近な人を気にかけるなど、普段からの交流を持つことが重要です。

また、自分自身の生活や健康の維持・向上のために努力することが求められます。

(2) 地域振興会の役割

本市は、旧小学校区を基本単位とした27地区で構成されており、その中には316の単位自治会・町内会が存在しています。

2 7地区それぞれが、地域の個性を生かして自主的にまちづくりを行うために自治会を中核とした地域振興会を設立し、地域に住む人たちが助け合いながら、住みやすい環境にしていくために協力して自主的な取組を推進します。

(3) 社会福祉協議会の役割

市や関係団体・機関等と連携し、市全体の地域福祉活動をコーディネートするとともに、地域における福祉ニーズの把握や生活課題の解決に向けた取組を推進します。

(4) 地区社会福祉協議会の役割

地域振興会ごとに27の地区社会福祉協議会が組織化され、地域の特色を踏まえ、地域の各種団体や福祉施設、市民とともに協力し助け合いながら、生活課題の解決を図ります。

(5) 福祉サービス事業者の役割

それぞれの専門性を生かしながら、市民へのサービス提供に取り組みます。 また、必要に応じて、社会福祉協議会や行政等とも連携・協働していくこと が求められます。

(6) 民生委員・児童委員の役割

地域福祉の最前線で、高齢者、障がい者、子育て世帯等に対する福祉サービスの紹介や相談等の様々な活動に取り組んでいます。

支援を必要とする人と行政や専門機関をつなぐパイプ役や、身近な相談相手としてだけでなく、地域福祉活動の推進役としても、大きな期待が寄せられています。

(7) 関係団体・機関の役割

市民活動に対する市民の関心が高まり、地域の枠にとらわれない地域福祉活動の担い手として、大きな活躍が期待されています。

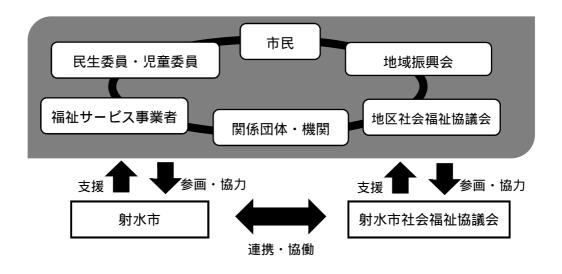
老人クラブ、児童クラブ等の地域の団体は、それぞれの目的の達成のために活発な活動を展開しており、それぞれの活動は、地域コミュニティの活性化に大きく寄与するものです。

(8) 市の役割

市民の福祉向上を目指し、福祉施策を効果的・総合的に推進することが求められます。

福祉ニーズの把握に努め、公的サービスの充実を図るとともに、市民等と連携・協働しながら、地域福祉を支えます。

計画が効果的に推進されるために、計画に基づく事業の調査・分析及び評価を行い、適切な進行管理に努めます。



2 計画の公表と周知

計画を円滑に推進するためには、市民一人ひとりの協力が重要となります。 計画の推進に当たっては、計画策定の趣旨や計画の内容等について、市民の理 解を深めるため、広報やホームページへの掲載など、あらゆる機会を通じて、公 表・周知に努めていきます。

3 計画に係る指標

基本目標の達成状況を測るため、成果指標を定めるものとします。

	現況	中間目標	最終目標	備考
	R1	R6	R12	佣气
地域共生社会の取り組 み地域数	0 組織	2 地域	5 地域	相談機能及び常設型の居場所を有する 共生社会構築事業の取組数
地域福祉活動の担い手 養成数	290 人	490 人	690 人	住民サポーター研修会・ 従事者研修修了者数
地域活動への参加意識	46.0%	50.0%	55.0%	アンケート調査により 参加意識を把握
地域活動やボランティ アへの参加率	36.0%	40.0%	45.0%	アンケート調査により 参加率を把握
ボランティア登録者数	1,979人	2,100人	2,200人	
ケアネットチーム数	221 ታ-ム	240 ታ-ム	260 ታ-ム	
市民後見人バンク登録 者数	13 人	20 人	30 人	
犯罪をした人の立ち直 りへの意識「協力したい」 の割合	17.6%	20.0%	25.0%	アンケート調査により 割合を把握
避難行動要支援者支援 制度登録者数	1,393人	1,500人	1,600人	
福祉避難所施設数	54 施設	60 施設	70 施設	

4 計画の評価と見直し

本計画の着実な推進を確保するため、各施策への取組がどのように展開され、 市民の日常生活そのものがどのように変化したのか、その成果を的確に把握する ことが重要です。

このため、計画における各施策の実施について、その取組状況を把握しなが ら、適切な進行管理を行っていく必要があります。

計画の進行管理に当たっては、各施策の進捗状況を確認し、社会情勢などを鑑みながら評価を行います。

また、本計画の中間年となる令和7年度に地域福祉に関する市民の意識や意見を把握するためのアンケート調査等を実施し、計画の見直しを行います。

資料編

1 計画策定の経過

年 月 日	内容
令和 2 年	
3月19日	第1回射水市地域福祉計画等策定委員会
	・第2次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画の策定について
	・現計画の体系及び指標・評価について
	・地域福祉アンケート調査について
	・今後のスケジュールについて
4月	地域福祉アンケート調査の実施(18歳以上の市民2,000人対象)
5月	「地域のふくし調査」の実施(27地区社会福祉協議会対象)
7月15日	第1回射水市地域福祉計画等策定ワーキンググループ会議
	・基本理念について
	・計画に盛り込む施策について
8月 7日	第2回射水市地域福祉計画等策定委員会
	・アンケート等調査結果について
	・計画骨子案について
	・基本理念について
10月21日	第2回射水市地域福祉計画等策定ワーキンググループ会議
	・計画素案について
11月11日	第3回射水市地域福祉計画等策定委員会
	・計画素案について
	・計画愛称について
12月18日~	パブリック・コメントの実施(予定)
令和3年	
2月	第4回射水市地域福祉計画等策定委員会(予定)

2 射水市地域福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市の地域福祉に関する総合的かつ体系的な指針となる射水市地域福祉計画及び射水市地域福祉活動計画(以下これらを「計画」という。)を策定するため、射水市地域福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、計画の策定に関し、必要な事項について協議する。 (組織)

- 第3条 委員会は、18人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 市民団体関係者
 - (3) 社会福祉団体関係者
 - (4) 社会福祉関係事業者
 - (5) 行政関係者
 - (6) 公募による市民

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から令和3年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから互選する。
- 2 委員長は、委員会の会議(以下「会議」という。)を進行する。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する者をもって充 てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、市長が招集する。

2 市長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、 意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 計画の策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、委員会にワーキンググループを置くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課及び射水市社会福祉協議会に おいて処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市 長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

3 射水市地域福祉計画等策定委員会委員名簿

令和2年12月現在

区分	所属団体等	氏	名	備	考
		鷹西	 恒	委員長	<u> </u>
	射水市医師会	木田	和典		
市民団体	射水市地域振興会連合会	高島	秀五郎		
	射水市老人クラブ連合会	若林	啓一		
	射水市商工協議会	砂原	良重		
社会福祉団体	射水市社会福祉協議会	門田	晋		
	射水市民生委員児童委員協議会	中川	由紀子		
	射水市心身障害者連合会	久々江	I 除作		
	射水市ボランティア連絡協議会	義本	幸子		
	射水保護司会	新中	孝子		
社会福祉	(福)射水万葉会	高野	健二		
関係事業者	(福)射水福祉会	岸谷	茂		
	(特非)プラスワン	萩行	慎一		
行政関係者	高岡厚生センター射水支所	竹内	智子	副委員	員長
	高岡児童相談所	佐原	憲英		
	射水市	小見	光子		
公募	公募委員	高安	和代子		
	公募委員	林原	りか		

射水市第2次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画

(令和3年度~令和12年度)

射水市福祉保健部地域福祉課 社会福祉法人射水市社会福祉協議会

〒939-0294 富山県射水市新開発 410 番地 1 TEL:0766-51-6625

FAX:0766-51-6657

〒939-0351 富山県射水市戸破 4200 番地 11 TEL:0766-55-5201 FAX:0766-55-5208

福祉保健部 地域福祉課 資料 2 1 2 月定例会 民生病院常任委員会 令和 2 年 1 2 月 1 7 日

射水市小杉ふれあいセンターの廃止について

1 施設の概要

所 在 地 射水市南太閤山17丁目1番地

敷地面積 約7,200㎡(測量後確定)

延床面積 835.5㎡

構 造 鉄骨造平屋建

竣 工 昭和63年3月(築約33年)

2 廃止理由

小杉ふれあいセンターは、近年、利用者数が減少傾向にあることに加え、施設・設備も老朽化しており、「射水市公共施設再編方針」では、交流機能に配慮しつつ、民間事業者への売却等を図る方針を示してきたところである。 今年度、当該敷地において新たな施設を整備し、継続的に事業を展開できる事業者の公募・審査を行い、社会福祉法人小杉福祉会を優先交渉権者として決定した。

このたび、同法人から、別添のとおり「事業計画書」が提出されたことを 踏まえ、同法人と対象物件に係る売買契約を締結するため、今年度末をもっ て同センターを廃止することとしたい。

3 今後の予定

令和3年3月 市議会3月定例会に「射水市小杉ふれあいセンター条例 の廃止について」の議案を上程

令和3年4月 用途廃止・売買仮契約締結

令和3年6月 本契約を締結するため、市議会6月定例会に「不動産の 処分について」の議案を上程

4 参考資料

事業計画書

射水市小杉ふれあいセンター跡地利活用事業計画書

社会福祉法人 小杉福祉会

1 コンセプト

「老若男女集うテーマパーク・楽しく生きる」

高齢者、障がい者、子ども、そして地域の方々が集い、笑いあい、 支え合い、学び合う「安心」「安全」「笑顔」の地域づくりを目指す。

2 事業運営計画

介護予防を重点に老若男女問わず、集えるテーマパーク

- 集う、暮らす・過ごす、食べる、学ぶ、助け合う、動く、歌う・笑うー 福祉施設・商業施設とも交流・情報交換し、時代のニーズを敏感に読み取り、 みんなが思いやりをもって、支えあえる地域づくりを地域の方々と共に創る。

(1)機能

- ・サービス付き高齢者住宅(主に介護予防の方を対象)
- ・保育所事業
- ・カフェ&食堂
- ・リハビリ特化型デイサービス
- ・フィットネスジム(一般地域住民も利用可)
- ・浴場
- ・障害者就労継続支援 B 型
- ・ふれあいホール(会議室)のコミュニティースペースを地域住民の会合 やPTAに開放(有料)。また災害時の避難所

(2)営業時間

年末年始を除き営業

午前11時~午後9時

(リハビリ特化型デイサービスは別途設定)

3 スケジュール(予定)

令和3年

3月まで基本設計(近隣住民との意見交換を踏まえて)

4月 実施設計

6 月下旬 売買契約締結

令和 4 年

1月 物件引き渡し

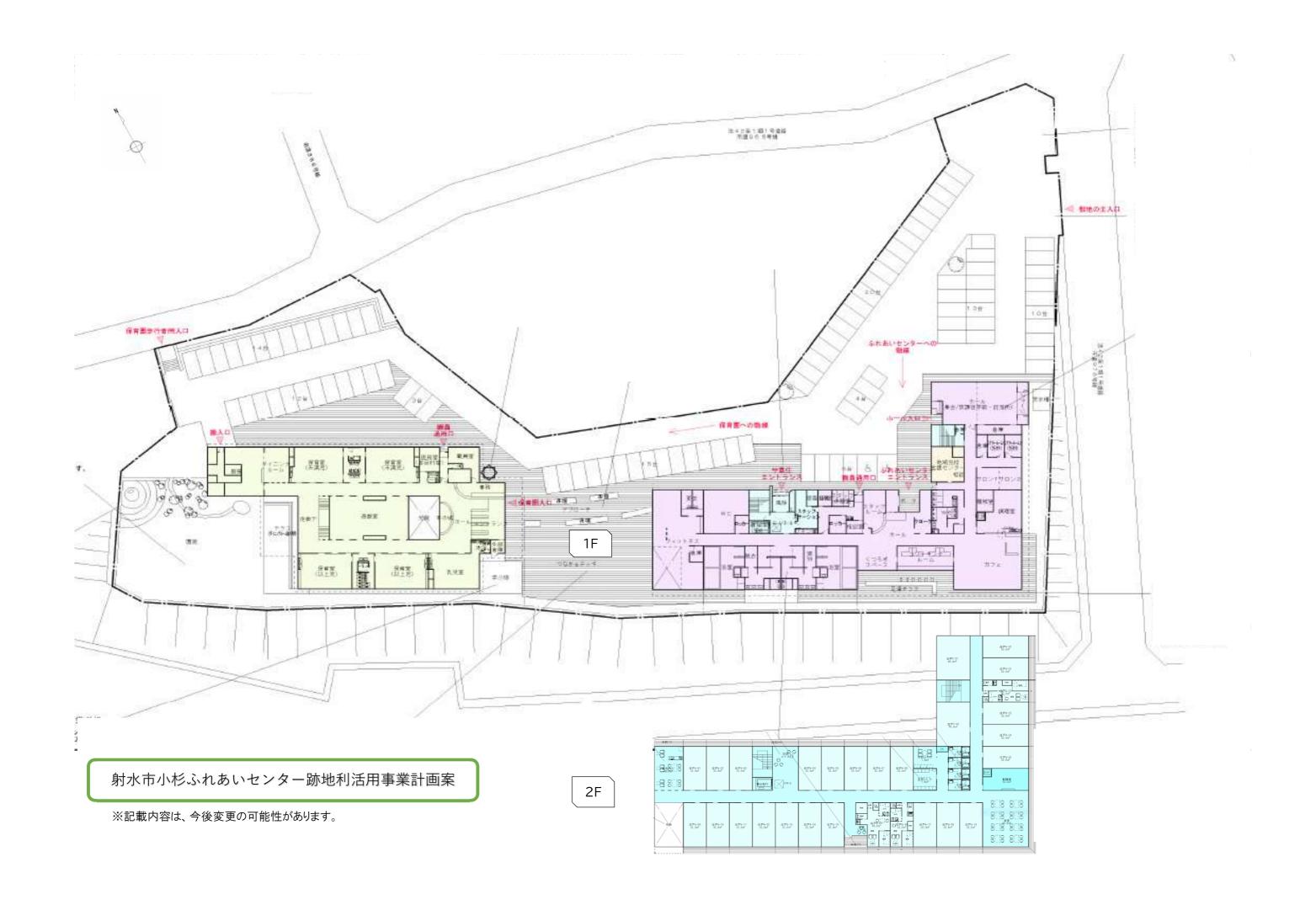
4月 着工

令和 5 年

4月 オープン

4 収支計画(別紙のとおり)

5 平面図(別紙のとおり)



第6期射水市障害福祉計画・第2期射水市障がい児福祉計画(素案)について

1 策定の趣旨

本市では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく国の施策や基本指針に従い、「障害福祉計画」及び「障がい児福祉計画」を策定しているが、今年度をもって現計画の期間が満了することから、この間の社会情況や課題を踏まえ、「第6期射水市障害福祉計画」及び「第2期射水市障がい児福祉計画」を策定する。

本計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法による障害福祉サービス、相談支援 及び地域生活支援事業のサービスを提供するための考え方、目標及び確保すべきサ ービス量、サービス量確保のための方策を定めるものである。

2 計画の位置づけ

障害者総合支援法第88条の規定による「障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20の規定による「障がい児福祉計画」を一体的に作成するもの

3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間とする。

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	1	2	3	4	5
障害福祉計画	Ŝ	育 1其	月	ĝ	第2 其	月	ĝ	第3其	月	ĝ	第4 其	月	Ŝ	第5其	月	ĝ	第6 其	月
障がい児福祉計画													1 5	第1其	月	Ŝ	第2 其	月

4 これまでの経過

年 月	内容
令和2年5月	厚生労働省の基本的な指針告示
6月	第1回射水市障がい者総合支援協議会を開催 ・第5期計画の進捗状況報告、第6期計画策定に係る国の指針、アン
0 /3	ケート内容の説明及び意見交換
6月~7月	障がい者ニーズ把握のための障害福祉に関するアンケート調査
07,77	・障害者手帳所持者 1,000 人を抽出し実施
11月	第2回射水市障がい者総合支援協議会を開催
	・計画素案の説明及び意見交換

5 今後の予定

年 月	内 容
令和 2 年 12 月	市議会定例会に計画素案を報告
12月~1月	計画素案のパブリックコメントを実施
令和3年 2月	第3回障がい者総合支援協議会を開催
3月	市議会定例会に計画案を報告
3月	計画策定及び公表

1 計画策定の趣旨

障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく国の施策や基本指針に従い、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業のサービスを提供するための考え方、目標及び確保すべきサービス量、 サービス量確保のための方策を定めるもの

2 計画の位置づけ

障害者総合支援法第88条の規定による「障害福祉計画」と児童福祉法第33条の20の規定による「障がい児福祉計画」を一体的に作成するもの

3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

【第6期射水市障害福祉計画・第2期射水市障がい児福祉計画における方針及び目標(令和5年度の目標値の設定)】

1 福祉施設入所者の地域生活への移行(継続)

施設入所者が地域へ移行し、地域の一員として安心して生活できるように相談支援体制の充実を図ります。

施設入所者数 107人(令和元年度末実績) 105人(令和5年度末目標) 令和元年度末入所者のうち、地域生活へ移行する人数 4人(令和5年度末時点)

- ・地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の推進
- ・訪問系サービス、自立生活援助の充実
- ・グループホームの充実

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(継続)

精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるように、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、連携による支援体制を構築します。

3 地域生活支援拠点等の機能の充実(継続)

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの機能を備えた地域生活支援拠点を整備するとともに、その運用状況を検証する場を設置します。また、拠点に必要な機能の強化について引き続き協議、検討していきます。

4 福祉施設から一般就労への移行(継続)

就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型の事業等を通じ、一般就労への移行を支援する体制を整備します。また、就労に伴う生活面の課題等に対応できるよう連絡調整等の支援体制を整えます。

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 16人(令和5年度中)

5 障がい児支援の提供体制の整備(継続)

圏域で設置された児童発達支援センターを中核として、保育所等訪問支援の利用促進を目指します。 また、特別な支援が必要な重症心身障がい児及び医療的ケア児の支援について、関係機関との連携 を図るとともに、適切な支援を受けられるよう体制の整備を目指します。

重症心身障がい児等を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所の設置 各1か所以上(市又は圏域内)

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 8人

6 相談支援体制の充実・強化(新規)

障がい者総合支援協議会において年1回以上、相談支援体制の検証・評価を行います。 また、相談支援機能強化事業において、地域の相談機関との連携を図りながら、障害の種別や各種の ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化を目指します。

7 障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組(新規)

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、利用状況の把握、検証等を行い、質を向上させるための体制の構築に努めます。

8 ひきこもり施策の推進(継続)

ひきこもりの状態にある方や家族が安心して地域で暮らし続けることができるよう、相談窓口や支援場所の周知を図り、適切な支援につなげるとともに、ひきこもり支援に携わる人材の養成に努め、地域の支援体制の確立を目指します。

9 差別解消の推進及び障がい者虐待の防止(継続)

障害特性や合理的配慮についての理解を深めるため、啓発活動に努めます。

また、虐待防止に対する高い意識を持ち、障がい者等に対する虐待の未然の防止、早期発見、虐待が発生した場合の障がい者の保護及び自立の支援等を実施するため、障がい者虐待防止センターにおいて迅速かつ適切な対応、再発の防止等に努めます。

10 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応(新規)

感染症拡大防止のため、各事業所へ情報提供や資器材提供を行います。

また、感染症拡大防止対策について国、県、各事業所と連携して取り組むとともに、感染が発生した場合においても必要な障害福祉サービス等が継続的に提供できる体制の構築に努めます。

11 障がい者総合支援協議会の機能強化(新規)

射水市障がい者総合支援協議会運営要綱に規定した協議会及び専門部会を積極的に開催し、協議会の活性化を図ります。専門部会においては、障害福祉サービスの提供について情報共有や研修を実施するとともに、障害のある人が地域で生活するために必要な地域づくりに向けた分野ごとの課題、支援体制の構築について協議を行います。

現計画にも設定した目標については継続、今回新たに設定した目標については新規としています。 1~7は、国の基本指針項目です。

第6期射水市障害福祉計画

令和3年度~令和5年度

素案

令和3年3月

射水市

目 次

笙1音	計画策定の趣旨と位置づけ	r
ᅲ	可国家ため起日に世長づけ	1

1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3 計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5 第6期障害福祉計画及び第2期障がい児福祉計画における主な変更内容・・	5
第2章 障がい者の現状	
1 人口·世帯数·手帳所持者数······	7
2 障がい者の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(1)身体障がい児・者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(2)知的障がい児・者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 1
(3)精神障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 2
(4)障害支援区分認定者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
3 障がい者の福祉ニーズの把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
(1)障がい者福祉に関するアンケート調査結果(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 4
(2)難病団体及び障害福祉サービス事業者の調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
第3章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
2 福祉サービス等の現況と課題及び目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(1)令和5年度末の目標値・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
(2)現況と課題及び目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33

	į	訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	ļ	日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	J	居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	38
	<i>†</i>	相談支援(サービス利用計画作成)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	39
	i	補装具費の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 0
3	地域	生活支援事業の現況と課題及び今後の見込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
	(1) ผู้	必須事業 現況と課題及び目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
		理解促進研修 · 啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	41
		自発的活動支援事業······	41
		相談支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42
		成年後見制度利用支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
		成年後見制度法人後見支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
		意思疎通支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
		日常生活用具給付等事業······	44
		手話奉仕員養成研修事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
		移動支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	45
		地域活動支援センター事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
	(2)	任意事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
		訪問入浴サービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
		生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
		日中一時支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47
		社会参加促進事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	47

第4章 障がい児の計画(第2期障がい児福祉計画)

1 福祉サービス等の現況と課題及び目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	49
(1) 障がい児通所支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4 9
(2) 障がい児相談支援(サービス利用計画作成)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
(3) 医療的ケア児に対する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 1
第5章 計画の推進	
1 計画の進行管理と評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
(1)計画の評価体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 2
(2)成果目標と活動指標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	53
参考資料	
1 第6期射水市障害福祉計画の策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 5
2 射水市障がい者総合支援協議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5 6
3 射水市障がい者総合支援協議会運営要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
用語説明	

第6期射水市障害福祉計画

第1章 計画策定の趣旨と位置づけ

1 計画策定の趣旨

国の障がい者福祉施策では、平成23年に障害者基本法の改正、平成24年に障害者虐待防止法、平成25年に障害者総合支援法、平成28年に障害者差別解消法、平成30年に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律が施行されました。

富山県においては、平成28年に「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」、平成30年に「手話言語条例」が施行されました。

本市では、障害者基本法 に基づき、障がい者福祉施策を総合的に展開するため、平成19年に「射水市障がい者基本計画」を、平成29年には「第2次射水市障がい者基本計画」(計画期間:平成29~令和5年度)を策定しました。

また、平成18年の障害者自立支援法(平成24年 障害者総合支援法 に改正)施行に基づき、「第1期射水市障害福祉計画」を策定し、平成28年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律に基づき、「第1期射水市障がい児福祉計画」を策定しました。

この間、少子高齢化・人口減少という社会構造の変化などを踏まえ、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、住民一人ひとりの暮らしや地域をともにつくっていく「地域共生社会の実現」が求められるようになってきました。また、平成27年に国連で採択されたSDGs (持続可能な開発目標)の実現も、計画を策定する上での重要な視点となっています。本計画では、17の目標のうち「3 すべての人に健康と福祉を」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」といった目標達成のために各種事業を推進し、障がい者福祉の充実を目指します。

最近では、新型コロナウイルス感染症の影響によって、日常生活に必要なサービスの利用や社会参加活動が制限されることによる生活上の支障や経済的な問題も生じています。今後、「ウィズコロナ」に対応した支援方法や、緊急時に的確に対応できる支援体制の構築等を検討していく必要があります。

こうした状況への対応や新たな課題も踏まえた上で、障がい児・者が自立した日常生活や社会生活を営み、必要な障害福祉サービスや相談支援等を地域において計画的に提供するため、今後3年間(令和3~5年度)における障害福祉サービス等の見込量と、その確保のための方策及び相談支

援、地域生活支援事業 の遂行に係る目標等を定めるものとして、「第6期射水市障害福祉計画」及び「第2期射水市障がい児福祉計画」を策定しました。

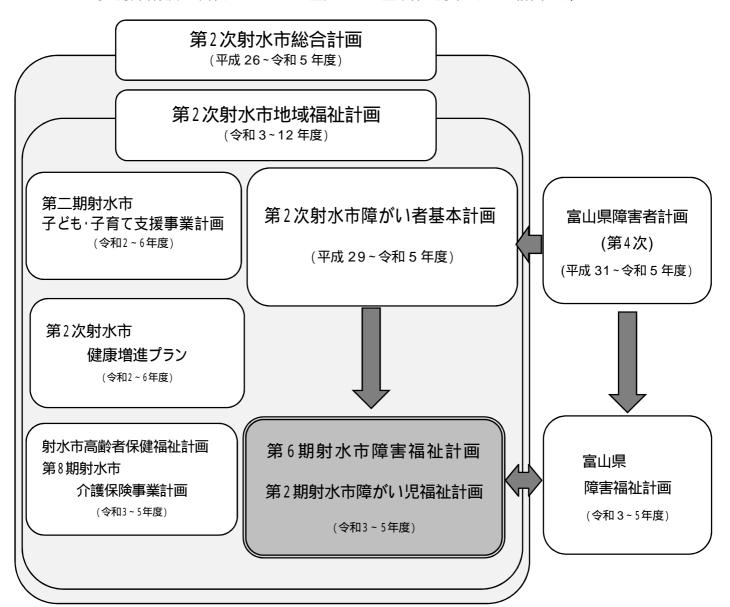
SDGsの17の目標

SUSTAINABLE GALS DEVELOPMENT GALS



2 計画の位置づけ

「射水市障害福祉計画」は障害者総合支援法 第88条、「射水市障がい児福祉計画」は児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害(児)福祉計画」として策定するものであり、市が障害者総合支援法 等に基づく障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業 のサービスを提供するための考え方、目標及び確保すべきサービス量、サービス量確保の方策を定める計画です。



障害者総合支援法第88条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

児童福祉法第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

市町村障害児福祉計画は、障害者総合支援法の第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

3 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」

身体障害者福祉法第4条に規定する身体障がい者

知的障害者福祉法にいう知的障がい者のうち、18歳以上であるもの

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障がい者(発達障害者 支援法第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい 者を除く。)のうち18歳以上であるもの

治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる 障害の程度が厚生労働大臣の定める程度の者であって、18歳以上であるもの この計画の対象となる「障がい児」

児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児

4 計画期間

「第6期障害福祉計画」及び「第2期障がい児福祉計画」は、現計画の実績を踏まえ、令和3年度から令和5年度までの数値目標を設定するものです。

年度 平成 令和 計画名 18 19 21 23 24 26 30 2 5 障がい者基本計画 第1次 第2次 障害福祉計画 第1期 第2期 第3期 第4期 第5期 第6期 障がい児福祉計画 第1期 第2期

計画期間

5 第6期障害福祉計画及び第2期障がい児福祉計画における主な変 更内容(国の基本指針)

国は、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成するに当たり、障害福祉サービス 等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和2年5月19日厚生 労働省告示第213号)において、次の項目を示し、目標値等を定めるよう求めています。

(1)施設入所者の地域生活への移行

グループホームなどの障害福祉サービスの機能強化や、地域生活支援拠点等の整備を踏まえ、 令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。

令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末の施設入所者数から1.6%以上削減すること。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院中の精神障がい者の地域移行を進めるに当たり、精神障がい者が地域の一員として 安心して自分らしい暮らしをすることができるように、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を 通じ、重層的な連携による支援体制を構築すること。

・精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする等

(3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障がい者等の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの5つの機能を備えた地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、市町村又は圏域に少なくとも一つ確保するとともに、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中の一般就労への移行者数を、令和元年度末の移行 実績の1.27倍以上とすること。

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業の移行者数を、それぞれ令和元年度末における移行者数の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこと。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和5年度末までに次の体制を整備する。

- ・児童発達支援センターを市町村又は圏域に1か所以上設置すること。
- ・児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、保育所等訪問支援を利用で きる体制を構築すること。
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に1か所以上確保すること。
- ・医療的ケア児 支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関する コーディネーターを配置すること。

(6)相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、市町村又は圏域において障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を構築すること。

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施できる体制を構築すること。

第2章 障がい者の現状

1 人口·世帯数·手帳所持者数

令和2年4月1日における本市の人口は、92,689人となっています。

そのうち、障害者手帳の所持者数は、4,783 人(重複含む。)で、人口に占める手帳の所持者の割合は、5.2%になっています。

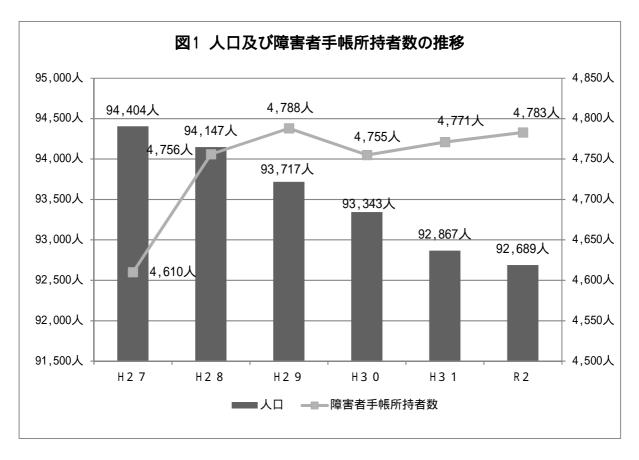
人口については、年々減少傾向で推移していますが、障害者手帳所持者数は、平成28年以降ほぼ横ばいとなっています。

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成 31 年	令和 2 年
人口(人)	94,404	94,147	93,717	93,343	92,867	92,689
世帯数(戸)	33,764	34,077	34,462	34,768	35,225	35,809
障害者手帳 所持者数(人)	4,610	4,756	4,788	4,755	4,771	4,783

人口·世帯数·障害者手帳所持者数

射水市住民基本台帳人口による(外国人含む。)

^{*}障害者手帳・・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳



2 障がい者の現状

(1)身体障がい児・者の状況

等級等

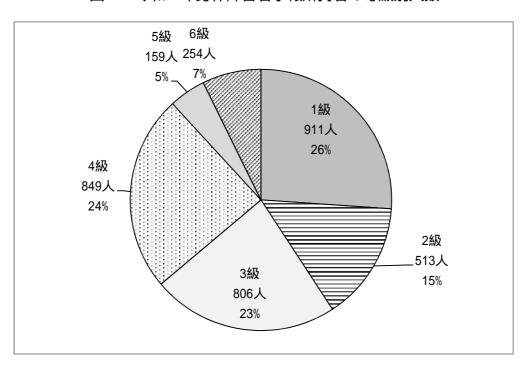
身体障がい児・者の状況を見ると、平成 27 年の 3,722 人をピークに減少の状況になっています。 令和2年の重度障がい児・者は、1級と2級合わせて 1,424人で、身体障害者手帳 所持者全体の 40.8%を占めております。

障害の種類別 身体障がい児・者の状況

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成 31 年	令和2年
1級	1,007	996	976	935	926	911
2級	580	574	558	535	523	513
3級	804	815	819	816	821	806
4級	887	882	893	895	871	849
5級	174	172	173	160	167	159
6級	270	260	264	259	249	254
合計	3,722	3,699	3,683	3,600	3,557	3,492

図2 令和2年身体障害者手帳所持者の等級別人数



障害の種類別

身体障がい者の数は、平成27年と令和2年を比べると230人少なくなっています。

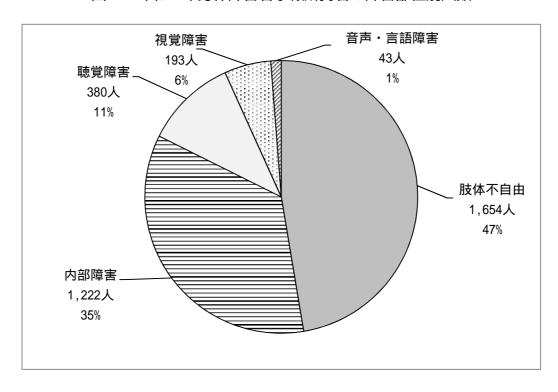
視覚障がい者が 22 人、肢体不自由者が 262 人少なくなっている一方、内部障がい者が 54 人増加 しています。令和2年において、障害の種類では、最も多いのは肢体不自由者で 1,654 人(47.4%)、 次いで多いのは、内部障がい者で 1,222 人(35.0%)となっています。

障害の種類別 身体障がい児・者の状況

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成 31 年	令和 2 年
視覚障害	215	209	207	192	190	193
聴覚障害	385	378	386	383	377	380
音声·言語障害	38	39	40	44	44	43
肢体不自由	1,916	1,878	1,845	1,774	1,732	1,654
内部障害	1,168	1,195	1,205	1,207	1,214	1,222
合 計	3,722	3,699	3, 683	3,600	3,557	3,492

図3 令和2年身体障害者手帳所持者の障害部位別人数



年龄区分別

年齢区分別では、令和 2 年は 65 歳以上が 2,663 人(76.3%)、18 歳以上 65 歳未満は 769 人(22.0%)で、18 歳未満は 60 人(1.7%)となっており、障がい者の高齢化が進んでいます。

障害の種類別 身体障がい児・者の状況

(人)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
18歳未満	平成 29 年	33	13	9	3	0	3	61
1 0 /J/X//\/J WJ	令和 2 年	33	13	7	4	0	3	60
18~65歳	平成 29 年	271	150	157	147	43	48	816
未満	令和 2 年	260	136	156	127	41	49	769
65歳以上	平成 29 年	672	395	653	743	130	213	2,806
0.7 成以工	令和 2 年	618	364	643	718	118	202	2,663
△÷⊥	平成 29 年	976	558	819	893	173	264	3,683
合計	令和 2 年	911	513	806	849	159	254	3,492

各年4月1日現在

平成29年から令和2年の推移

図4-1 18~65 歳未満の身体障害者手帳所持者数

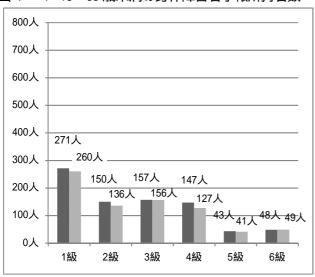


図4-2 65歳以上の身体障害者手帳所持者数

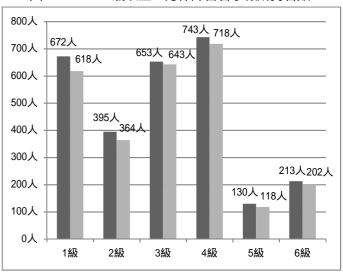
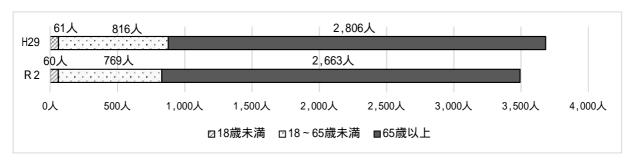


図5 身体障害者手帳所持者の年齢別内訳



(2)知的障がい児・者の状況

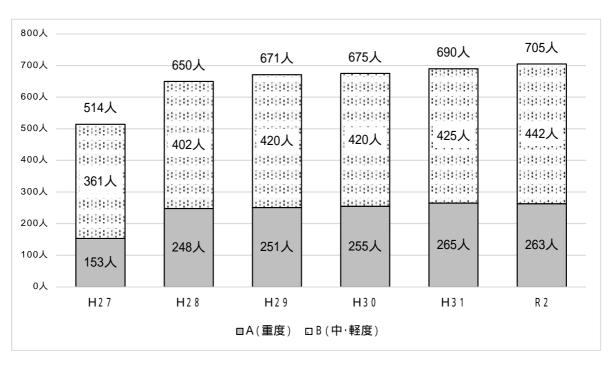
知的障がい児・者の障害の程度を見ると、令和 2 年ではA (重度)が 263 人(37.3%)、B (中・軽度)が 442 人(62.7%)となっています。療育手帳 所持者は年々増加しており、平成 27 年から 5 年間で 191 人増加し、療育手帳Aの所持者は 1.7 倍、療育手帳 B の所持者は 1.2 倍になっています。

知的障がい児・者の状況

(単位:人)

	平成 27 年	平成28年	平成29年	平成30年	平成 31 年	令和 2 年
A(重度)	153	248	251	255	265	263
B(中·軽度)	361	402	420	420	425	442
合計	514	650	671	675	690	705

図6 療育手帳所持者の推移



(3)精神障がい者の状況

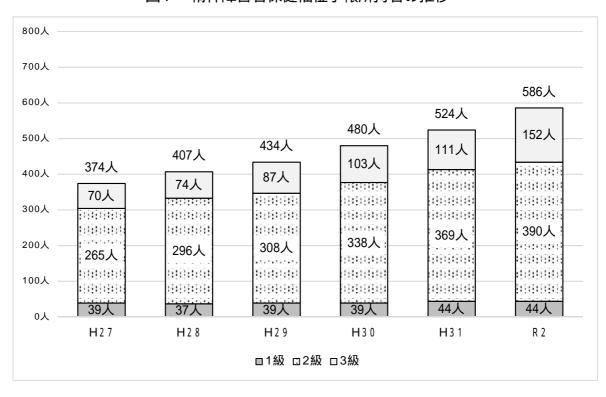
精神障がい者の障害の程度を見ると、令和2年では1級が44人(7.5%)、2級が390人(66.6%)、3級が152人(25.9%)となっています。精神障害者保健福祉手帳 所持者は年々増加しており、平成27年から5年間で212人増加し、特に3級の所持者は2.2倍になっています。

精神障がい者の状況

(単位:人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成 31 年	令和2年
1級	39	37	39	39	44	44
2級	265	296	308	338	369	390
3級	70	74	87	103	111	152
合計	374	407	434	480	524	586

図7 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



(4)障害支援区分認定者の状況

障害支援区分 認定者の認定期間は最長36か月です。各年知的障がい者の認定が最も多くなっています。

また、精神障害者保健福祉手帳の取得者が年々増加していますが、障害支援区分の認定者の増加には影響ありません。その理由として、精神障がい者においては、障害支援の区分が必要でない就労系サービスの利用者が多いことが要因と考えられます。

障害支援区分認定者数

各年度末現在

		区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
	平成 29 年	0	2	3	6	6	12	29
身体	平成 30 年	0	1	1	7	4	13	26
	令和 元 年	0	0	3	5	2	10	20
	平成 29 年	0	0	6	18	19	48	91
知的	平成 30 年	0	0	3	10	17	41	71
	令和 元 年	1	2	3	10	16	33	65
	平成 29 年	0	1	5	3	3	0	12
精神	平成 30 年	0	2	5	6	4	1	18
	令和 元 年	0	1	7	3	4	1	16
身体	平成 29 年	0	0	0	0	5	21	26
知的	平成 30 年	0	0	0	1	1	19	21
VHUJ	令和 元 年	0	0	0	0	3	10	13
知的	平成 29 年	0	0	0	0	0	0	0
精神	平成 30 年	0	0	0	0	0	0	0
4H1.1.	令和 元 年	0	0	0	0	0	0	0
身体	平成 29 年	0	0	0	0	0	0	0
知的	平成 30 年	0	1	0	0	0	0	1
精神	令和 元 年	0	0	0	0	0	0	0
	平成 29 年	0	0	0	0	0	0	0
難病	平成 30 年	0	0	0	1	1	0	2
	令和 元 年	0	0	0	1	0	0	1
	平成 29 年	0	3	14	27	33	81	158
合計	平成 30 年	0	4	9	25	27	74	139
	令和 元 年	1	3	13	19	25	54	115

^{*} 障害支援区分とは、障害福祉サービスの種類や量を決定するための、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる、標準的な支援の度合を総合的に示すもの

3 障がい者の福祉ニーズの把握

(1)障がい者福祉に関するアンケート調査結果(抜粋)

調査目的

障害者手帳所持者の生活状況・意向等を把握し、計画の基礎資料とすることを目的にアンケート 調査を実施しました。

調査方法

実態の把握を的確に行うための項目を工夫し、調査票の配布・回収は、郵送により実施しました。 (設問数46 問)

調査期間

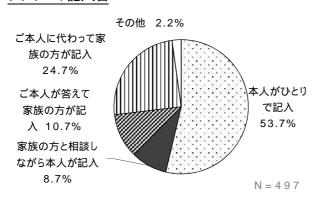
令和2年6~7月

調査対象者と回収結果

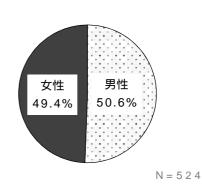
対象	配布数	回答数	回答率
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉			
手帳 所持者の約2割	1,000票	536票	53.6%
(全数 4,783 名 令和2年4月1日現在)			

アンケート結果 Nは未記入を除く回答者数

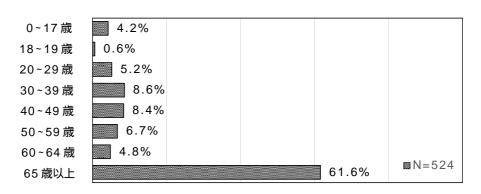
アンケート記入者



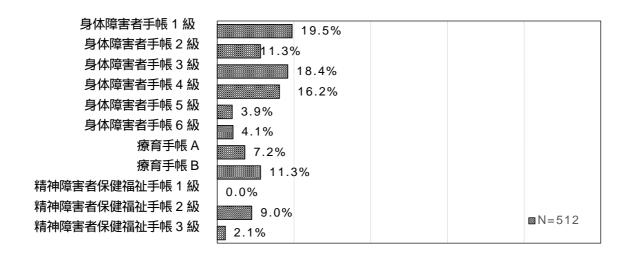
調査対象者の性別



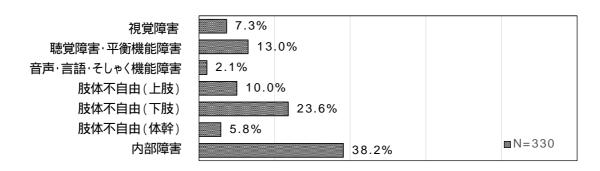
手帳所持者の年齢



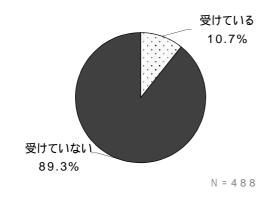
お持ちの障害者手帳はどれですか。



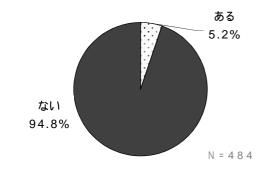
身体障害者手帳の主たる障害をお答えください。



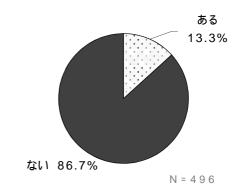
難病 (特定疾患)の認定を受けていますか。



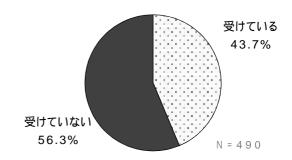
高次脳機能障害 と診断されたことはありますか。



発達障害 と診断されたことはありますか。

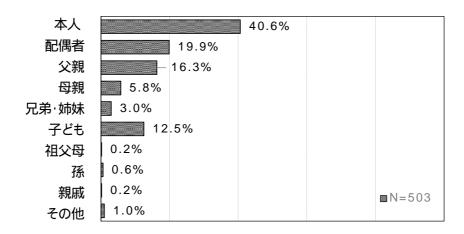


現在、医療(的)ケアを受けていますか。

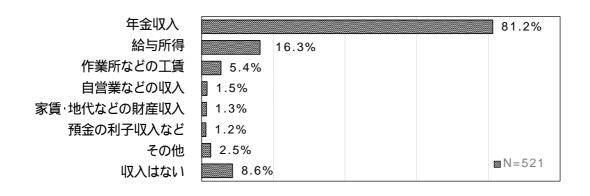


日常生活や就労について

問2 世帯で主に生計を支えている方はどなたですか。

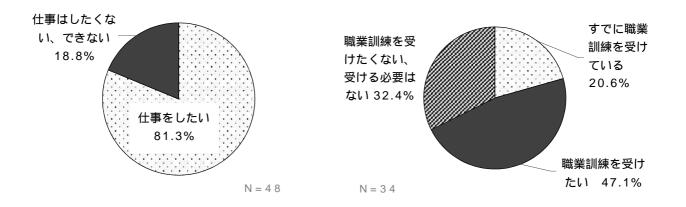


問3 ご自身の収入はどれにあたりますか。(複数回答)

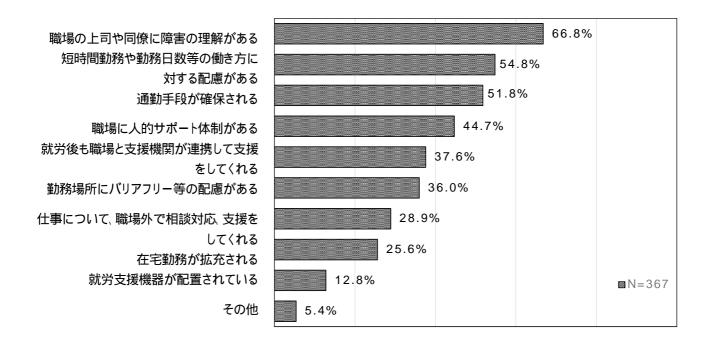


問5 今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。 (平日の日中の過ごし方で、「仕事」以外と答えた 18~64歳の方のみ)

問6 収入を得る仕事を得るために、職業訓練を受けたいと思いますか。



問7 障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。(複数回答)

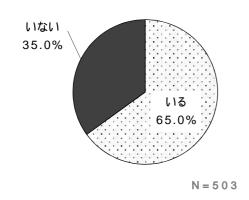


障がい者の就労に必要な条件として、「職場の上司や同僚に障害の理解があること」、「短時間勤務や勤務日数等の働き方に対する配慮があること」、「通勤手段が確保されること」などの回答が多くあり、社会的障壁を除去するための障害特性に関する理解促進や環境の整備が求められています。〔問7〕

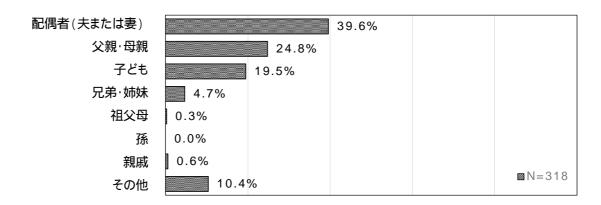
就労継続支援A型・B型の事業所は、市内に11か所ありますが、障がい者にとって身近な場所での職業訓練や就労の場の提供、就労定着のための支援が必要と考えられます。計画では、就労移行支援事業所や就労継続支援事業所A型の設置に向けて働きかけ、就労支援の強化を図ります。

介助の状況について

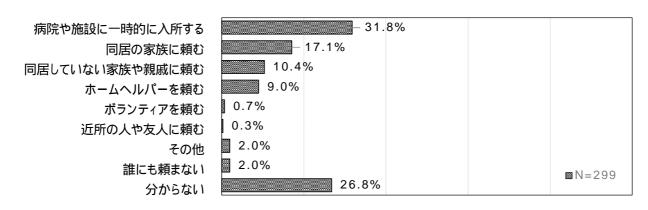
問8 介助者はいますか。



問9 主な介助者はどなたですか。(問8で、介助者が「いる」と答えた方のみ)



問10 主な介助者が介助できなくなった場合、どのようにしようとお考えですか。



介助者が「いる」と答えた方は、327人で65%を占めています。〔問8〕

主な介助者は、「配偶者」が39.6%(126人)、「父親・母親」が24.8%(79人)の順に多くなっており、合わせて64.4%となっています。〔問9〕

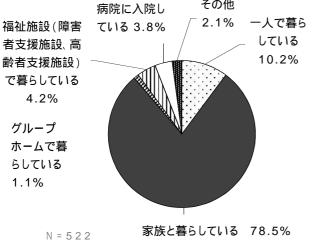
主な介助者が介助できなくなった時の対応は、「病院や施設に一時的に入所する」が31.8%(95人)で最も多く、施設を希望する傾向が見られます。次いで、「分からない」との回答が26.8%(80人)となっており、家族やその他の手段の選択肢より高くなっています。〔問10〕

介助者の年齢層が高いことや、地域における相談機能の充実が求められていることから、計画では相談 支援体制の充実・強化を図ることとしています。

住まいや暮らしについて

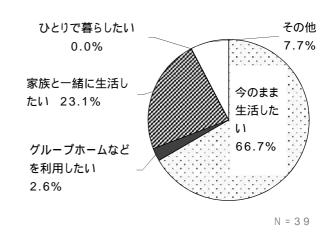
問14 現在どのように暮らしていますか。

病院に入院しその他



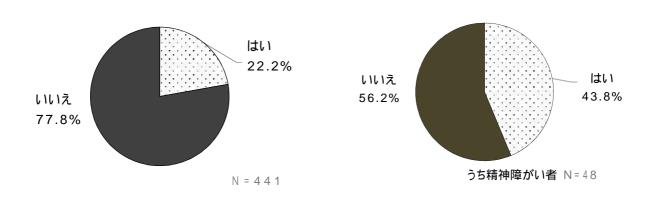
問15 将来、地域で生活したいですか。

(問14で、現在「福祉施設に入所」、「病院に入院」していると 答えた方のみ)



問16 将来、一人で暮らしたいと思いますか。

(問 14 で、現在「一人で暮らしている」、「家族と暮らしている」、「グループホームで暮らしている」と答えた方のみ)



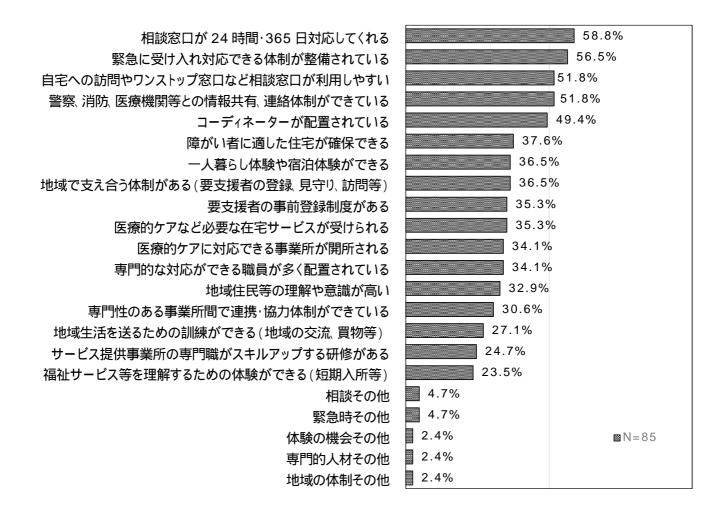
現在の暮らし方については、「家族と暮らしている」との回答が78.5%(410人)で最も多くなっています。 [問14]

現在、「福祉施設に入所」または「病院に入院している」と回答した方の将来の地域での生活意向については、「今のまま生活したい」との回答が66.7%(26人)となっています。〔問15〕

また、現在「一人で暮らしている」、「家族と暮らしている」、「グループホームで暮らしている」などと答えた方の将来の一人暮らしの意向については、「一人暮らしをしたい」との回答が22.2%(98人)となっています。障害別にみると、精神障がい者の43.8%(21人)が一人暮らしの意向を持っており、他の障がい者に比べ高い値となっています。〔問16〕

問17 地域で生活し続けるために、必要だと思う機能はどれですか。(複数回答)

(問 16 で、「一人で暮らしたい」と答えた方のみ)

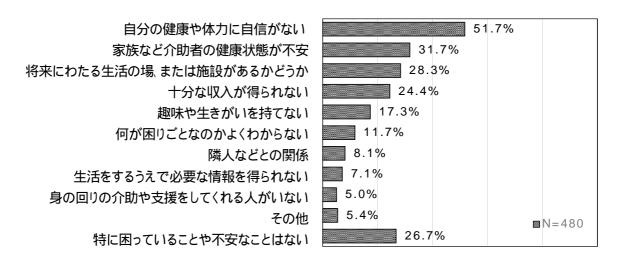


一人暮らしの意向があると回答された方が求める地域に必要な機能については、「24 時間・365 日いつでも相談対応してくれる」ことや、「緊急時の受け入れ対応ができる体制」が整備されていることが上位となっています。〔問17〕

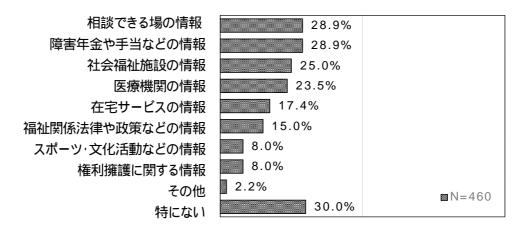
計画では、地域生活支援拠点等を整備するとともに、相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、 専門性、地域の体制づくりの機能を充実することとしています。

生活全般について

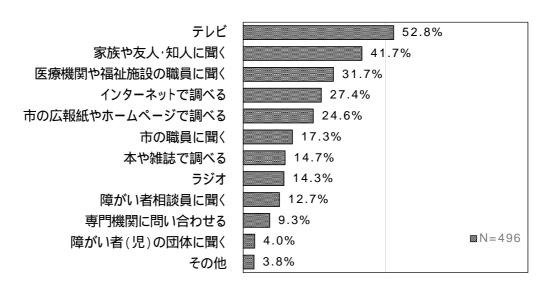
問19 現在の生活で困っていることや不安に思っていることはありますか。(複数回答)



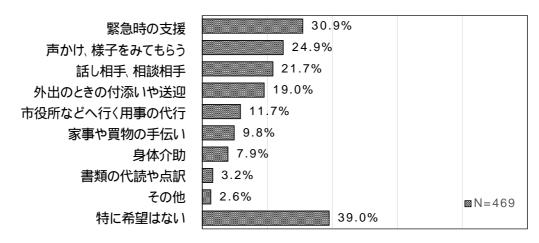
問20 今、必要と感じる情報はどのようなものですか。(複数回答)



問21 知りたい情報を収集する方法はどれですか。(複数回答)

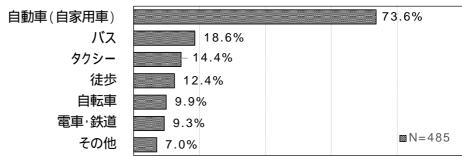


問23 福祉サービスやボランティアに頼みたいことはどれですか。(複数回答)



問24 外出する際の交通手段は何ですか。)

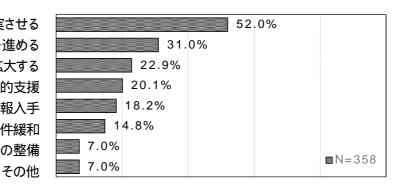
(複数回答)



問26 外出の際の支援として求められることは

何ですか。(複数回答)

社会参加のための事業を充実させる 道路や駅のバリアフリー化などを進める 移動支援の利用時間を拡大する バスや電車の利用時の介助や声掛け等の人的支援 乗物や公共施設のバリアフリーに関する情報入手 通勤・通学のための移動支援の要件緩和 大人も利用可能なおむつ交換用の簡易ベッドの整備



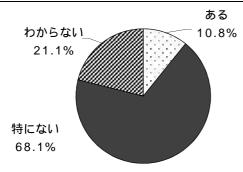
生活の困りごとや不安については、「自分の健康や体力に自信がない」が51.7%(248 人)、「家族など介助者の健康状態が不安」が31.7%(152 人)、「将来にわたる生活の場(住居)、又は施設があるかどうか」が28.3%(136 人)と続いています。[問19]

必要と感じる情報については、「特にない」との回答が30.0%(138人)で最も多く、次いで「相談できる場の情報」、「障害年金や手当などの情報」がともに28.9%(133人)となっています。〔問 20〕

福祉サービスやボランティアに対して頼みたいことは、「緊急時の支援」が30.9%(145 人)で最も多く、「声かけ・見守り」が24.9%(117 人)、「話し相手・相談相手」21.7%(102 人)が続いています。〔問23〕 この結果からも、安心して地域生活を継続するための相談機能の充実や、地域の体制づくりが求められていることがわかります。

差別解消について

問28 日頃、障害があることで差別を感じることはありますか。



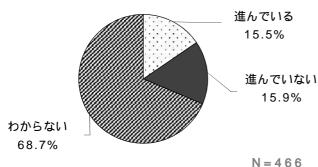
N = 473

問29 差別を感じた具体的な内容をお書きください。(問28で差別を感じると答えた方のみ)

(抜粋)

- ・買い物時にジロジロ見られる。近所の住民から冷たい目で見られる。
- ・嫌な顔をされる。差別的発言をされる。馬鹿にされる。
- ・話をしようとしない。目をそらされる。無視される。
- ·陰口をたたかれる。
- ・歩行が困難なのに他人に早く歩くように言われた。
- ・店員に不親切にされた。台車をぶつけられ転倒しても見て見ぬふりをされた。
- ・公共交通機関を利用しにくい。車いすに対して手助けをしようとする乗客がほとんどいない。バリアフリー化が全く進んでいない。
- ・内部障害の場合、身障者スペースに駐車すると文句を言われる。
- ・タクシーで障害割引をお願いしたが、割引されなかった。

問31 平成 28 年に障害者差別解消法が施行されましたが、以前に比べ、障害に対する理解が進んでいる と感じますか。



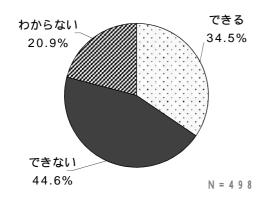
14 – 400

障がい者の差別経験については、「差別を感じたことが特にない」が68.1%(322人)です。[問28] 市では、差別や偏見を解消し、虐待防止の取組を一層推進するため、障がい者差別解消支援地域協議会 や、障がい者虐待防止ネットワーク会議を設置して、その対応や協議を行っています。

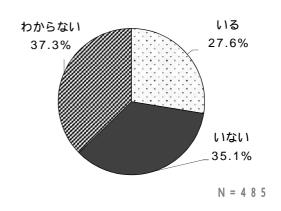
虐待に関する相談は、市窓口や障がい者地域活動支援センターだけではなく、福祉事業所すべてが窓口となるよう拡充を図ることとしています。

災害時の避難等について

問35 災害時に一人で避難できますか。

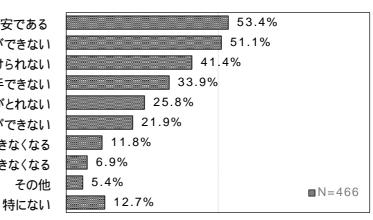


問36 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、 近所に助けてくれる人はいますか。

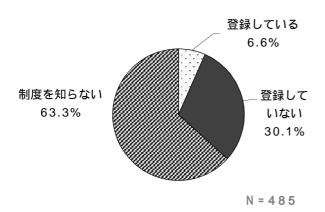


問37 災害時に困ることは何ですか。(複数回答)

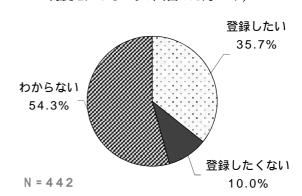
避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安である安全なところまで、迅速に避難することができない病院での治療や投薬が受けられない避難場所や被害の状況などの必要な情報が入手できない周囲とコミュニケーションがとれない救助を求めることができない補装具や日常生活用具が入手できなくなる補装具の使用ができなくなるその他



問38 射水市避難行動要支援者台帳に 登録していますか。



問39 今後、射水市避難行動要支援者支援制度に 登録したいですか。(問38で「登録していない」 「制度を知らない」と回答した方のみ)

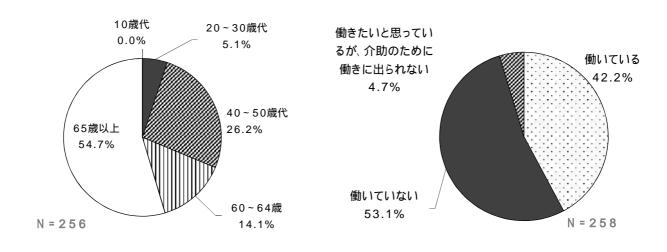


アンケート結果から、災害時の対策を早急に講じる必要があることがわかります。避難行動要支援者支援制度の推進や福祉避難所の拡充に向け、避難支援等関係者と連携した情報の共有や、要支援者一人ひとりについての個別計画の策定、防災訓練への参加呼びかけ等の取組を進めることとしています。

介助をしている方について

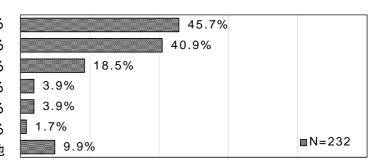
問42 介助をしている方の年齢は。

問44 介助者の方は、現在仕事をしていますか。

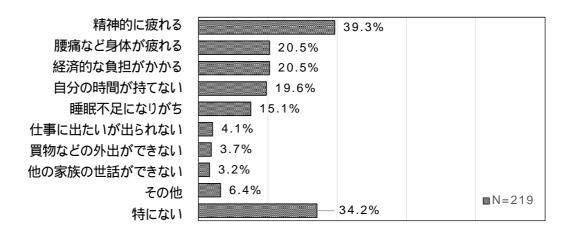


問45 介助者が、病気や旅行などで一時的に介助できない場合、どのようにされていますか。(複数回答)

家族の別の者が介助してくれる だれにも頼まず自分でできる範囲で頑張っている 短期入所(ショートステイ)を利用している ヘルパーの方に来てもらっている 近所の知り合いなど(友人も含む)に頼んでいる 家政婦など有料の人材派遣を頼んでいる その他



問46 介助者の方がお困りのことはありますか。(複数回答)



介助者の年齢別の内訳は、65歳以上が54.7%(140人)と半数以上を占めています。〔問42〕また、介助者の方の困っていることは、「精神的に疲れる」が39.3%(86人)と最も多くなっています。〔問46〕計画では、介助者の負担減を図るよう訪問系、日中活動系の福祉サービス利用の目標を高く設定しています。

(2) 難病団体及び障害福祉サービス事業者の調査結果

調査目的

「第6期射水市障害福祉計画」の策定にあたり、難病 団体や、障がい者を支援する事業所の率直な意見を伺い、計画策定の基礎資料とすることを目的に調査を実施しました。

調査対象

·難病団体:1団体

・障害福祉サービス事業所等: 16 法人

調査期間

令和2年7~8月

調査のまとめ

サービス利用や安心した生活等

制度間の調整

・医療保険と介護保険で制度が分かれているのは理解できるが、診療とリハビリテーションを同日に受けることができないのは少し不便に感じる。

災害時の避難

・災害時に避難できるイメージが湧かない。自分一人では、うまく避難できないと思う。よく知った 人であれば避難の援助をお願いしやすいが、知らない人には少し頼みづらい面がある。

障がい者福祉施設の現況・課題等

新型コロナウイルス感染症への対応

- ・感染防止対策に、職員の確保や環境整備のための負担が増加している。
- ・利用者の密を避けるためのスペースの確保に苦慮している。
- ・外出自粛等により活動内容が制限される。
- ・施設外就労等実習先の仕事や工賃が減少している。
- ・感染に対する利用者の心理的不安へのサポートが必要となっている。
- ・利用者減となった場合の経営上の不安がある。

人材の確保等

- ・従業員の高齢化により、重度の利用者への対応が難しくなっている。
- ・職員が不足しているため、新規利用希望への対応が困難である。
- ・職員の専門性の向上が必要であるが、人材育成を行う余裕がない。
- ・丁寧な療育のためには、人の配置(人数)が必要である。

利用者への対応等

- ・利用人数が定員を下回っている。稼働率が低い。
- ・新規利用者が安定的に確保できない。
- ・利用者の高齢化、重度・重複化により、利用者に対応した設備改修や、車いす、電動ベッド等備 品の充実が必要となってきている。

- ・定員の関係で、新規の利用希望や日数増の希望等に十分応えられない。
- ・精神障害や発達障害に対する認知度が高まったことにより、利用者は今後も増えていくと思う。
- ・発達障害など対人に対する理解を苦手とする利用者や、協調が難しい人への対応が課題

質の高いサービスの提供等

就労支援事業所

- ・一般就労につなげるための訓練、受け入れ先企業の開拓
- ・一般就労に向けたスキルアップのための仕組みづくり
- ・利用する方の障害や疾病に合った支援を行うための企業とのつながりや仕事内容の開拓、訓練内容の充実等
 - ・工賃アップへの取組み
 - ・利用者が取り組みやすく、収入が見込める作業の獲得

児童のサービス

- ・学校と事業所とが連携をとれる体制を整備してほしい。学校と事業所とで連続した対応が望ま しいため、支援計画についての意見交換の場があればよい。
- ・児童の社会スキルを積み上げる場として他事業所との連携が課題である。
- ・保健センターや、児童発達支援センター等との情報共有、連携強化、施設紹介等の流れがあればよい。
- ・年々、事業所間の連携は取りやすくなってきている。
- ・児童発達支援センターは、市内の人口、発達障がい児の放課後等デイサービスの利用の増加、相談の多さからみて準備の段階と思われる。

地域の課題 体制整備等

事業所数や内容の拡充

- ・医療的ケア児、重症心身障がい児、強度行動障がい児等、専門性の必要な方の利用希望が多いが、受け入れる事業所が市内に少ない。
 - ・土曜、日曜、祝日にサービスを利用できる事業所が市内に少ない。
- ・移動支援や行動援護を行える事業所が市内に少ない。特に、感染対策上、個別の外出や余暇 支援の必要性が高まっている。
- ・子育て支援において、ライフステージに対応した切れ目のない支援のためには、拠点となる児童 発達支援センターの機能が市内に必要である。

関係機関等との連携強化

- ・高齢・障がい者の世帯は、支援を受け入れようとしない傾向があり、福祉だけでなく医療と連携した面的な支援が必要である。
- ・他事業所、関係機関との連携を図り、ニーズの把握をしたい。
- ・地域との交流、連携を図りたい。
- ・行政からの情報提供、説明の場があればよい(利用者ニーズ、需要と供給の状況等)。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者総合支援法の基本理念において、障がい児・者の日常生活・社会生活を営むための支援は、「すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され」「相互に人格と個性を尊重しあいながら共生社会を実現する」ことを目的に、総合的・計画的に行われなければならないとされています。

本市では、この基本理念に基づき、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等が総合的・計画的に実施できるよう支援体制を構築し、社会参加の機会が確保され、住み慣れた地域で自らが望む生活を継続できるための令和5年度末の数値目標を定めます。

2 福祉サービス等の現況と課題及び目標値の設定

本計画においては、基本指針に基づくとともに、平成30年度以降の実績等を考慮し、次のとおり目標値を見直します。現計画にも設定した目標については継続、今回新たに設定した目標については新規としています。

(1)令和5年度末の目標値

福祉施設入所者の地域生活への移行 (継続)

◇和「午時十時上示 ◇和二午時十の佐 和	令和元年度末実績 (施設入所者数)	107人
令和5年度末時点で、令和元年度末の施設 入所者数の 6%以上が地域生活に移行す	国の指針 (地域移行者数)	7人
ること。	市の目標設定 (地域移行者数)	4人

地域の実情を鑑み、地域移行者は4人を目標値として設定します。

	令和元年度末実績 (施設入所者数)	107人
令和5年度末時点で、令和元年度末の施設 入所者数から1.6%以上を削減すること。	国 指 針 (施設入所者数)	105人
	市の目標設定 (施設入所者数)	105人

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(継続)

令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場(障がい者総合支援協議会の専門部会等)を設置し、個別支援や支援体制、市内の地域基盤の整備等について検討する機会を年に2回以上、目標設定及び評価する機会を年に1回以上設けます。また、県が設置する高岡圏域での協議の場を通じて、依存症等多様な精神疾患等への対策について、重層的な連携による支援体制を構築することを目標とします。

協議の場への参加者数は、保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、 家族等の関係者ごとに1人以上を見込みます。

県が策定する長期入院患者の地域への移行に伴う、地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者)は、27人を見込みます。

地域生活支援拠点等が有する機能の充実(継続)

相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくりの5つの機能を備えた面的な体制(地域生活支援拠点)を整備するとともに、障がい者総合支援協議会において年1回以上運用状況を検証し、拠点の在るべき姿を検討することにより、機能の一層の充実を目指します。

また、障がい者総合支援協議会専門部会(相談支援部会、センター連絡会)を定期的に開催し、地域生活を希望する障がい者が地域での暮らしを継続するために必要な機能の強化について、協議を継続します。

福祉施設から一般就労への移行等(継続)

就労移行支援事業等を通じた、一般	令和元年度実績	12人
就労への移行者数目標値は令和元	国 指 針	16人
年度実績の1.27倍以上とします。	市の目標設定	16人
就労移行支援事業を通じた、一般就	令和元年度実績	5人
労への移行者数目標値は令和元年	国 指 針	7人
度実績の1.30倍以上とします。	市の目標設定	7人
 就労継続支援A型事業を通じた、一	令和元年度実績	3人
般就労への移行者数目標値は令和	国 指 針	4人
元年度実績の1.26倍以上とします。 	市の目標設定	4人
就労継続支援B型事業を通じた、一	令和元年度実績	3人
般就労への移行者数目標値は令和	国 指 針	4人
元年度実績の1.23倍以上とします。 	市の目標設定	4人

市内の就労支援事業所は11事業所です。(就労移行支援: 0、就労継続支援A型: 2、就労継続支援B型: 9)

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者の7割が就労定着支援事業を利用することを 基本とします。

就労の場の創出については、障がい者が地域を支え、活躍する取組として、農福連携(農業と福祉の連携)や商福連携(商業と福祉の連携)の推進が求められています。農業、商業、福祉の関係機関同士の認識、理解を深めるための啓発に取り組みます。

障がい児支援の提供体制の整備等 (継続)

地域支援体制の構築については、圏域で設置された児童発達支援センターを中核として、保育所等訪問支援の利用促進を目指します。

特別な支援が必要な重症心身障がい児及び医療的ケア児に対する支援については、障がい者総合支援協議会の専門部会等を通じ、保健、医療、障害福祉、保育、教育等関係機関の連携を図るとともに、障がい児やその家族のニーズの把握や支援の在り方を検討し、適切な支援を受けられる体制の整備を目指します。

事業所に養成研修の受講等を働きかけ、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置数の拡充、強度行動障害や発達障害を有する障がい児に対する支援体制の充実を目指します。また、重症心身障がい児等を受け入れられる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を令和5年度末までに市内又は圏域内で1か所以上確保するように努めます。

項目	目標値
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1か所以上
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1か所以上
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	8人

相談支援体制の充実・強化等 (新規)

障がい者総合支援協議会において年1回以上、相談支援体制の検証・評価を行います。

また、相談支援機能強化事業において、地域の相談機関との連携を図りながら、次のとおり障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施、地域の相談支援体制の強化を目指します。

- ・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言
- ・地域の相談支援事業者の人材育成の支援
- ・地域の相談機関との連携強化の取組の実施

発達障がい児及び発達障害が疑われる幼児に対して、身近な保健センターの母子保健総合相談室で実施している保護者に対するペアレントトレーニングや保護者同士等の集まる場の提供等を継続し、保護者支援と幼児・児童への療育支援を受けられる体制を確保します。

また、保護者支援講座を年間にわたり企画し、発達障害の特性と理解を踏まえたライフステージに繋がる支援の場を設けます。

障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組 (新規)

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、利用状況の把握、検証等を行い、令和5年度末までに質を向上させるための体制の構築を目指します。

項目	目標値
障害福祉サービス等に係る研修への参加	1人1回以上
障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果の分析内容を	年1回以上
事業所等と共有する回数	

ひきこもり施策の推進 (継続)

ひきこもりの状態にある方や家族が安心して地域で暮らし続けることができるよう、相談窓口や 支援場所の周知を図り、適切な支援につなげるとともに、ひきこもり支援に携わる人材の養成に努めます。

ひきこもり支援推進協議会において、ひきこもりに関する理解や支援を推進する施策等を検討、 関係機関と連携して事業を実施し、地域の支援体制の確立を目指します。

差別の解消の推進及び障がい者虐待の防止(継続)

障害特性や合理的配慮についての理解を深めるため、広報等による情報提供のほか、福祉教育の推進、交流・ふれあい活動の支援等を通じ、啓発活動に努めます。

また、虐待防止に対する高い意識を持ち、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待の早期発見、虐待が発生した場合の障がい者の保護及び自立の支援等を実施するため、障がい者虐待防止センターに専門職を配置し、迅速かつ適切な対応、再発の防止等に努めます。

障がい者差別解消支援地域協議会及び障がい者虐待防止ネットワーク会議において、相談事例の情報共有や協議を通じ、差別の解消、虐待の防止のための取組を実施します。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応 (新規)

感染症拡大防止のため各事業所へ情報提供や資器材提供を行います。また、感染症拡大防止対策について国、県、各事業所と連携して取り組むとともに、感染が発生した場合においても必要な障害福祉サービス等が継続的に提供できる体制の構築に努めます。

障がい者総合支援協議会の機能強化 (新規)

射水市障がい者総合支援協議会運営要綱に規定した協議会及び専門部会を積極的に開催し、協議会の活性化を図ります。

専門部会においては、障害福祉サービスの提供について情報共有や研修を実施するとともに、障害のある人が地域で生活するために必要な地域づくりに向けた分野ごとの課題、支援体制の構築について協議を行います。

障がい者総合支援協議会 全体会

- ・相談支援事業実施及び射水市障害者地域活動支援センター事業内容の実施状況及び運営評価
- ・関係機関によるネットワーク構築
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議
- ・社会資源の開発、改善に関する協議
- ・障がい者基本計画及び障害福祉計画に関する協議

相談支援部会

射水市「定例」障がい者総合支援協議会

- ・個別支援会議の報告(情報や課題の共有化)
- ・相談事例等の報告(ニーズの共有化)
- ・相談支援体制に関する協議
- ・個別支援会議等の情報集約、地域課題の明確化
- ・困難事例への対応のあり方に関する協議
- ・障害福祉計画及び障がい児福祉計画の策定に向けた 意見集約
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に 向けた協議(令和3年度~)

センター連絡会 (運営会議)

- ・障がい者総合支援協議会の事務局会議
- ・地域活動支援センター事業の検討、活動報告
- ・相談支援体制の整備
- ・地域生活支援拠点等整備に向けたワーキング (令和 2 年度~)

専門部会

こども部会

- ・幼児から就学、 就労への継続し たフォロー体制の 強化
- ·教育と福祉の連 携強化
- ・医療的ケア児、 発達障がい児支 援のための協議 (令和元年度~)

就労支援部会

- ·就労支援ネット ワークの強化
- ·地域資源の開 発

サービス事業者部会

- ·サービスの利用 調整
- ·サービスの改善 開発

当事者部会

- ・現行の施策や サービス実施状 況等の情報交換
- ·地域課題の把 握等

権利擁護部会

・障がい者虐待 防止ネットワーク 会議、障がい者 差別解消支援地 域協議会を通じ た相談体制、連 携の強化

個別支援会議

(2)現況と課題及び目標値の設定

自立支援給付により実施される障害福祉サービス等の各年度における1か月当たりの見込量を設定します。平成 30 年度及び令和元年度は 3 月利用分実績値、令和 2 年度は実績見込を記載しています。

訪問系サービス

【居宅介護】

自宅において、ヘルパーによる入浴、排せつ、食事等の身体介護や、調理、掃除等家事援助を行うもの

			第5	期計画			第6期計画見込量			
区分	平成30年度		平成30年度 令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度	
利用者数(人/月)	40	30	42	31	44	31	36	38	40	
総利用時間数(時間/月)	400	235	420	303	440	341	360	380	400	

【重度訪問介護】

重度障がい者で常時介護が必要な方に、介護、家事援助、移動支援等総合的な支援を行うもの

			第5	第6算	第6期計画見込量				
区分	平成30年度		30年度 令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	0	1	1	1
総利用時間数(時間/月)	92	0	92	0	92	0	240	240	240

【同行援護】

視覚障害のある方に、外出時の移動に必要な視覚情報の提供や移動の支援等を行うもの

			第5	期計画			第6	期計画見	入量
区分	平成30年度		平成30年度 令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	13	14	14	12	15	13	15	16	17
総利用時間数(時間/月)	234	311	252	169	270	195	300	320	340

【行動援護】

知的障がい者や精神障がい者に、外出時の危険回避の援護や排せつ、食事等介護を行うもの

			第5	期計画			第6算	朝計画見	込量
区分	平成30年度		∓度 │ 令和元		令和	2年度	令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	3	2	4	2	5	5	4	5	6
総利用時間数(時間/月)	12	9	16	38	20	47	40	50	60

【重度障害者等包括支援】

重度障がい者で、意思疎通困難な方等に、居宅サービス、日中活動等総合的な支援を行うもの

			第5其	計画			第6	期計画見	込量
区分	平成3	0年度	令和元	定年度	令和?	2年度	令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	0	0	0	1

第5期計画の実績

居宅介護は、利用者数、利用時間数とも計画を下回って推移しています。重度訪問介護は利用実績がありません。行動援護及び同行援護の利用者数は概ね横ばいで推移しています。重度障害者包括支援は、県の指定事業者、利用者数ともに実績がありません。

見込量の考え方

介護する家族の高齢化や、家族機能の脆弱化、障がい者の地域移行の推進等から、居宅介護は利用者増を見込みます。同行援護及び行動援護では、社会参加活動の推進による利用者増を見込みます。

利用時間数は、これまでの実績から、居宅介護及び行動援護は1人当たり月10時間、同行援護は月20時間で推計します。

見込量確保の方策

介護保険 の訪問介護事業所が障害福祉サービスの居宅介護の指定を受けることがほとんどです。 障がい者やその家族が安心して地域生活を継続するため、 障害特性を理解し、引き続き指定を受けるよう働きかけます。 また、同行援護や行動援護の指定についても働きかけていきます。

日中活動系サービス

【生活介護】

常時介護が必要な方に、日中、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供するもの

	第6	期計画見	込量							
区分	平成3	0年度	令和元	て 年度	令和:	2年度	令和	令和	令和	
計画 実統			計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度	
利用者数(人/月)	272	256	280	253	288	258	260	265	270	
総利用日数(日/月)	5,440	4,980	5,600	5,093	5,760	5,278	5,200	5,300	5,400	

第5期計画の実績

生活介護は、利用者数、利用日数とも計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

特別支援学校高等部卒業予定の利用者の増加を見込みます。利用日数は、これまでの実績から、 1人当たり月20日で推計します。

見込量確保の方策

日中活動の場として必要量を確保し、適切なサービスの利用につなげます。富山型デイサービス 事業所や近隣市町村の事業所とも連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【自立訓練(機能訓練)】

身体障がい者が自立した日常生活や社会生活が送れるよう。一定期間、身体機能や生産能力の向上 に必要な訓練を行うもの

			第5	期計画			第6期計画見込量			
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度	
利用者数(人/月)	1	2	1	1 2		2	3	4	5	
総利用日数(日/月)	18	38	18	33	18	44	54	72	90	

第5期計画の実績

自立訓練(機能訓練)は、利用者数、利用時間数とも横ばいで推移しています。

見込量の考え方

障害支援区分 が2以下の身体障がい者が対象で、標準利用期間が18か月ですが、施設から 地域生活への移行の推進に伴い微増を見込みます。

見込量確保の方策

引き続き事業所の拡充に努めます。

【自立訓練(生活訓練)】

知的障がい者や精神障がい者が自立した日常生活や社会生活を送れるよう、一定期間生活能力向上に必要な訓練を行うもの

			第5其	計画			第6	期計画見	入量
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	5	2	6	0	7	1	3	4	5
総利用日数(日/月)	75	22	90	0	105	15	45	60	75

第5期計画の実績

自立訓練(生活訓練)は、利用者数、利用日数とも計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

現在、精神障がい者の利用者が多く、長期入院患者の地域移行の推進に伴い微増を見込みます。

見込量確保の方策

地域での自立した生活を目指し、障がい者の状態や希望に合わせて利用できるように、事業所との調整を図ります。

【就労移行支援】

一般企業等への就職を希望する方に、一定期間、就労に必要な訓練や就労定着のための訓練などを行うもの

			第5其	計画			第6期計画見込量			
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度	
利用者数(人/月)	21	18	24 3		27	9	15	16	17	
総利用日数(日/月)	420	307	480	61	540	174	300	320	340	

第5期計画の実績

就労移行支援は、利用者数、利用日数ともに計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

離職経験者や特別支援学校卒業予定の利用者が微増すると見込みます。利用日数は、これまでの実績から1人当たり月20日で推計します。

見込量確保の方策

市内に事業所がないことから、国・県の指導のもと事業所の拡充を求めるとともに、近隣市町村の事業所と連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【就労継続支援 A 型】(雇用型)

一般企業等での就労が困難な方に、事業所と雇用契約を結んで就労し、就労継続に必要な知識の習得を指導し、能力の向上に必要な訓練その他の支援を行うもの

	第6	期計画見	込量						
区分	平成3	0年度	令和元	て年度	令和2	2年度	令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	80	87	84	90	88	92	95	97	99
総利用日数(日/月)	1,600	1,654	1,680	1,715	1,760	1,737	1,900	1,940	1,980

第5期計画の実績

就労継続支援 A 型は、利用者数、利用日数ともに計画を上回って推移しています。

見込量の考え方

最低賃金が保障されるため、在宅障がい者の中でも利用希望が多いことから、増加を見込みます。 利用日数は、これまでの実績から1人当たり月20日で推計します。

見込量確保の方策

関係機関と連携を図り、適切なサービス利用につながるように努めます。市内に事業所が少ないことから、事業所の開設や拡充を求めるとともに、近隣市町村の事業所と連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【就労継続支援 B 型】(非雇用型)

一般企業等での就労が困難な方に、就労や生産活動の機会を提供し、就労や生活継続に必要な支援を行うもの

	第5期計画								
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	110	124	112	160	114	160	160	165	170
総利用日数(日/月)	1,870	2,004	1,904	2,553	1,938	2,747	2,880	2,970	3,060

第5期計画の実績

就労継続支援 B 型は、利用者数、利用日数ともに計画を上回って推移しています。

見込量の考え方

平成30年度以降の利用実績の伸び、特別支援学校高等部卒業予定の新規利用のニーズ、高齢の障がい者の社会参加や就労に関するニーズ等から、増加を見込みます。利用日数は、これまでの実績から1人当たり月18日で推計します。

見込量確保の方策

生活能力の向上のための支援も受けることができるため、利用者に十分説明し、障害の状態に合わせて調整します。作業内容の選択肢を増やすよう努めます。

【就労定着支援】

福祉施設から一般就労に移行した方に、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう事業所・家族との連絡調整等の支援を行うもの

第5期計画							第6	期計画見述	<u>入量</u>
区分	平成3	0年度	令和元	元年度	令和?	2年度	令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	0	0	1	2	1	2	2	4	6

第5期計画の実績

就労定着支援は、利用者数が計画に近い数値で推移しています。

見込量の考え方

一般就労後の支援を見込みます。

見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

【短期入所】

介護者が一時的に病気等で介護できなくなった場合に、短期間、夜間も含め施設で介護その他必要な支援を行うもの。福祉型は障がい者支援施設等で、医療型は病院、診療所、介護老人保健施設で実施する。

				第5其		第6期計画見込量				
	区分		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和
		計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
福祉型	利用者数(人/月)	40	32	45	29	50	30	35	40	45
量	総利用日数(日/月)	200	182	225	132	250	150	175	200	225
医療型	利用者数(人/月)	7	9	8	7	9	8	9	10	11
型型	総利用日数(日/月)	35	40	40	30	45	40	45	50	55

第5期計画の実績

短期入所(福祉型)は、利用者数、利用日数ともに計画を下回って推移しています。短期入所(医療型)は、利用者数、利用日数ともに計画に近い数値で推移しています。

見込量の考え方

家族機能の脆弱化、介護家族の高齢化等から利用者の増加を見込みます。利用日数にはばらつきがありますが、これまでの実績から1人当たり月5日で推計します。

見込量確保の方策

施設の他、NPO法人等で短期入所の受け入れができるよう、事業所拡充に努めます。

【療養介護】

医療と常時介護が必要な方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行うもの

			第5期計画 第6期計画見込量						<u>入量</u>
区分	平成30年度		令和元	年度	令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	25	28	25	28	25	28	28	29	30

第5期計画の実績

療養介護は、利用者数が計画を上回って推移しています。

見込量の考え方

重度障がい者が対象のサービスであり、これまでの実績から微増を見込みます。

見込量確保の方策

療養上の医療管理、機能訓練、看護等が必要なことから、現在の施設利用が維持できるよう施設との連携に努めます。

居住系サービス

【自立生活援助】

施設入所支援や共同生活援助(グループホーム)から一人暮らしへの移行を希望する方に、定期的な巡回訪問等により、日常生活における課題を把握し、地域生活に必要な支援を行うもの

			第5其	/計画			第6期計画見込量			
区分	平成3	0年度	令和元	元年度	令和	2年度	令和	令和	令和	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度	
利用者数(人/月)	0	0	1	0	1	0	0	0	1	

第5期計画の実績

自立生活援助は、県の指定事業者、利用者ともに実績がありません。

見込量の考え方

施設入所支援利用者や入院中の精神障がい者の地域移行による利用を見込みます。

見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

【共同生活援助(グループホーム)】

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活の支援を行い、介護が必要な方には、入浴、排せつ、食事の介護等を行うもの

			第5其		第6	期計画見	入量		
区分	平成3	0年度	令和元	年度	令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	48	41	49	48	50	48	50	51	52

第5期計画の実績

共同生活援助は、利用者数が計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

事業所の新設のほか、現在の利用者の継続利用、施設入所支援利用者や入院中の精神障がい者の地域移行の推進等から微増を見込みます。

見込量確保の方策

施設や事業所等へ働きかけ、グループホームの新規開設を目指します。また、地元住民の理解が得られるよう支援します。

【施設入所支援】

施設に入所している障がい者に、主として夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談や必要な支援等を行うもの

			第5其		第6期計画見込量				
区分	平成30年度		令和元	定年度	令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	110	108	110	107	110	107	107	106	105

第5期計画の実績

施設入所支援は、利用者数が計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

国指針に基づき、令和5年度末の施設入所者数が、令和元年度末時点から 1.6%以上削減することを見込みます。

見込量確保の方策

障がい者の希望や状況を踏まえながら、地域生活への移行を働きかけます。

相談支援(サービス利用計画作成)

【計画相談支援】

サービスを利用する障がい者(児)の心身状態や生活環境、日常生活の状況などをアセスメントし、必要なサービスの利用計画を作成するもの

			第5期計画 第6期計画見込量						入量
区分	平成30年度		令和元	年度	令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	100	111	110	158	120	133	140	150	160

第5期計画の実績

計画を上回って推移しています。

見込量の考え方

近年の障害福祉サービス利用者数の実績状況から、増加を見込みます。

見込量確保の方策

特定相談支援事業所の設置への働きかけ及び相談支援従事者研修の受講の呼びかけを行い、人員の拡充を図ります。また、研修等を通じて相談支援専門員の資質向上を図ります。

【地域移行支援】

施設・病院から退所・退院する予定の障がい者に対して、地域移行への様々な相談や住居の確保、同行支援、関係機関との調整などを行うもの

			第5其		第6	期計画見	<u>入量</u>		
区分	平成30年度		令和元	定年度	令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	0	1	2	3

第5期計画の実績

地域移行支援は、利用実績がありません。

見込量の考え方

施設・病院からの退所・退院予定者が利用することを見込みます。

見込量確保の方策

施設・病院等に制度の周知を行い、適切な支援、サービスにつながるよう努めます。 関係機関の連携を促進し、相談支援専門員の資質向上を図ります。

【地域定着支援】

施設・病院から退所・退院し、家族から独立し家族の支援を受けられない障がい者に対し、常時の 連絡体制を確保し、緊急時の訪問や相談を行うもの

			第5其	期計画 第6期計画見込量					
区分	平成3	0年度	令和元	元年度	令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	1	1	1	1	2	1	2	2	3

第5期計画の実績

地域定着支援は、計画に近い数値で推移しています。

見込量の考え方

施設・病院からの退所・退院予定者のうち、共同生活援助(グループホーム)移行者以外の数を見込みます。

見込量確保の方策

一般相談支援事業所と、地域の事業所、医療機関等とを連携し、サービスの利用につなげます。

補装具費の支給

身体機能を補完・代替し、長時間にわたって継続して使用される補装具(義肢、装具、補聴器、車いす等)の購入、修理及び一部貸与のための費用を支給します。

3 地域生活支援事業の現況と課題及び今後の見込み

障がい者がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、 障害者総合支援法 に基づいた「射水市地域生活支援事業」を実施しています。

1年間の見込量を設定します。

(1)必須事業 現況と課題及び目標値の設定

理解促進研修·啓発事業

【理解促進研修·啓発事業】

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等や障害特性に関する地域住民の理解促進を図る教室やイベント開催等の啓発活動を実施するもの

	第5期計画		第	6期計画見込	量
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有	有	有	有	有	有

見込量確保の方策

民生委員 や一般住民を対象とした研修会を、地域活動支援センター や障がい者相談員との連携のもと積極的に実施し、障がい者への理解促進のため、障害特性の説明、接し方などを紹介します。障がい者週間(12月3日から9日まで)に合わせ、障害のある方の作品展示や事業所製品の販売等を行い、理解と啓発を図ります。

自発的活動支援事業

【社会活動支援事業】

障がい者や家族が互いの悩みの共有や、情報交換のできる交流会を行い、また障がい者の社会参加の意向を尊重し、自ら企画・立案した活動を実施するため、情報提供・連絡調整・助言等を行うもの

	第5期計画		第	6期計画見込	量
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有	有	有	有	有	有

見込量確保の方策

障がい者団体に事業を委託し、活動を支援していきます。

【ボランティア活動支援事業】

障がい者自らが行う地域のごみ拾いや除草、美化ボランティア活動等に対し必要な支援を行うもの

	第5期計画		第	6期計画見込	量
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
有	有	有	有	有	有

見込量確保の方策

市内の事業所に委託し、障がい者自らのボランティア活動を推進していきます。

相談支援事業

【相談支援事業】

障がい者や障がい児の保護者、又は障がい者の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報を提供し、権利擁護のために必要な支援を行うことにより、障がい者等が自立し、地域で安心して生活を営むことができるようにするもの

	第5期計画		第6期計画見込量				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度		
1か所	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所		

見込量の考え方

虐待の防止やその対応、成年後見制度 利用支援、ひきこもり支援など、様々な相談支援ニーズへの対応が求められています。

見込量確保の方策

多様なニーズの相談を受ける中で、権利擁護のために必要な支援ができるように継続的かつ専門的な研修を行い、相談支援専門員の資質向上を図ります。

【障がい者総合支援協議会】

福祉、雇用、医療、教育等の関係機関で構成される障がい者総合支援協議会(専門部会あり)を設置しています。サービス提供体制の確保や関係機関のネットワーク構築、中立・公平な相談支援事業の実施及び推進に向けた協議を行います。また、障害福祉計画、社会資源の開発等について検討しています。

	第5期計画		第6期計画見込量					
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 令和4年度 令和5年度					
有	有	有	有	有	有			

見込量確保の方策

各サービスが有機的な連携を図り、障がい者の生活課題を解決していけるよう全体会及び各専門部会(相談支援、サービス事業者、就労支援、子ども、当事者、権利擁護)を定例開催し、研修会の実施、雇用先の開拓などを行い、支援体制を強化していきます。

【相談支援機能強化事業】

医療、福祉及び地域の社会基盤との連携体制を強化します。また、地域住民のボランティアを育成し、障害に対する理解促進を図ることで、障がい者の地域生活を支援します。

	第5期計画		第6期計画見込量					
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 令和4年度 令和5年度					
有	有	有	有	有	有			

見込量確保の方策

障がい者の生活を地域全体で支えるため、総合的・専門的な相談支援やサービスのコーディネートを実施するための体制確保、地域の社会資源との連携体制の強化、障害に対する理解促進の活動等により、地域の体制づくりを行います。

そのため、地域活動支援センター と地域との包括的な連携強化及びボランティアの育成等により、 障がい者理解促進を図ります。

成年後見制度利用支援事業

【成年後見 制度利用支援事業】

知的障害や精神障害などで、判断能力が不十分な障がい者に対し、法定代理人を決めて財産管理や、 日常生活での様々な契約等の支援を行う成年後見制度の利用について、相談会を実施し申立て支援等 を行うもの

			第5	期計画			第6期計画見込量			
区分	平成30年度		令和元	令和元年度		令和2年度		令和	令和	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度	
相談会利用者(人/年)	3	4	4	3	5	3	3	4	5	
市長申立件数(件/年)	1	1	2	0	3	1	1	2	3	
報酬支払件数(件/年)	1	0	1	3	1	3	4	5	6	

第5期計画の実績

申立支援件数は、計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

家族機能の脆弱化などから、今後さらに成年後見制度利用の相談や申立て件数の支援件数が微増するものと見込みます。

見込量確保の方策

成年後見制度利用相談会を今後も継続し、制度の説明や、申立て支援を行います。また、財産がない場合に、報酬の支払を行います。

成年後見制度法人後見支援事業

【成年後見制度法人後見支援事業】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援するもの

	第5期計画		第6期計画見込量				
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 令和4年度 令和5年				
	有	有	有	有	有		

見込量確保の方策

県内呉西6市で設置した呉西地区成年後見センターにおいて、相談から法人後見まで一貫した支援を行うほか、市民後見人の養成、市民後見人バンクの運営等の業務を行います。

意思疎通支援事業

【意思疎通支援事業】

聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者が必要とする場合に、手話通訳者、要約筆記者を派遣して、意思疎通を円滑にし、社会参加を促進するもの

区分 第5期計画								第6期計画見込量			
	平成3	0年度	令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和		
利用件数(件/年)	計画	計画実績		実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度		
手話通訳派遣事業	7.5	84	77	75	70	7 5	79	82	84		
要約筆記者派遣事業	75	4	//	3	79	3	5	6	7		

見込量の考え方

近年の実績から見込量を推計します。

見込量確保の方策

実績がある社会福祉法人富山県聴覚障害者協会に委託し実施します。また、様々な機会でサービス利用の啓発に努めるとともに、市・県の研修参加を促し、手話通訳者及び要約筆記者を確保していきます。

日常生活用具給付等事業

【日常生活用具給付等事業】

障がい者の日常生活の支援用具を支給するもので、次の6種類に大別されます。

区分	内容
介護·訓練支援用具	ベッド、リフト、訓練椅子など
自立生活支援用具	頭部保護帽、便器、移動・移乗支援用具、火災報知器など
在宅療養等支援用具	ネブライザー 、電気式吸引器、酸素ボンベ運搬車など
情報·意志疎通支援用具	情報・通信支援用具、視覚障がい者用拡大読書器、聴覚障がい者用通信装置など
排せつ管理支援用具	ストーマ 装具 紙おむつ 収尿器など
居宅生活動作支援用具	障がい者等の移動等を円滑にするための小規模な住宅改修(手摺り、段差解消、 洋式便器など)

区分			第5其	計画			第6	第6期計画見込量			
	平成3	0年度	令和元	定年度	令和:	2年度	令和	令和	令和		
利用件数(件/年)	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度		
介護·訓練支援用具	7	7	7	12	7	12	12	12	12		
自立生活支援用具	18	10	19	12	20	11	11	11	11		
在宅療養等支援用具	21	16	24	16	27	17	18	20	22		
情報·意思疎通支援用具	31	26	32	12	33	19	18	18	18		
排せつ管理支援用具	2,170	2,273	2,180	2,210	2,190	2,234	2,260	2,280	2,300		
居宅生活動作補助用具	6	0	6	3	6	5	5	5	5		

第5期計画の実績

介護・訓練支援用具は計画に近い数値で推移し、排せつ管理支援用具は、計画を上回って推移しています。その他の日常生活用具は計画を下回っています。

見込量の考え方

近年の実績から見込量を推計します。

見込量確保の方策

日常生活用具の提供業者は、県内・県外事業者が多数あり、適時に購入が可能なことから、今後の見込量に十分対応可能であると考えます。適切に給付されるよう事業の周知を行います。

手話奉仕員養成研修事業

【手話奉仕員養成事業】

聴覚障がい者等との交流活動を促進し、社会参加を支援するため、日常会話を行うのに必要な手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修するもの

	第5期計画							第6期計画見込量		
区分	平成30年度		令和元	令和元年度		令和2年度		令和	令和	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度	
事業数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
全課程修了者数(人/年)	26	21	26	20	26	1 0	0	20	20	

第5期計画の実績

第5期計画の修了者数は、入門講座修了者と基礎講座修了者を合計した人数を記載しています。

見込量の考え方

手話奉仕員養成事業(全課程 46 回講座)と、研修事業(全課程修了者に対するフォローアップ教室)の2事業を実施します。受講者人数は一定量を見込みます。令和3年度は入門講座のみ実施するため、修了者はいません。

見込量確保の方策

射水市社会福祉協議会 に委託し、聴覚障害者協会、手話サークルの協力を得て実施していきます。講習参加者募集については、市報、HP などで広く周知します。

移動支援事業

【移動支援事業】

1人で外出が困難な障がい児・者に対して、外出時に必要な介護等の支援を行うことで、地域での 自立生活や社会参加を促進するもの(個別支援型、グループ支援型、車両移送型)

			第5其	第6	第6期計画見込量				
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
実利用者数(人)	20	26	20	17	20	15	15	15	15
延利用時間数(時間/月)	670	609	670	414	670	345	345	345	345

第5期計画の実績

利用者数、利用時間数ともに、計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

近年の実績は減少傾向にありますが、地域生活や社会参加活動の推進により一定量を推計します。

見込量確保の方策

委託契約をしている実施事業所は、令和2年 11 月現在13 事業所あり、利用者のニーズに対応可能と考えます。移動支援事業の周知に努め、利用を促します。

地域活動支援センター事業

【 型】

権利擁護、困難事例への対応などの相談支援事業に加え、専門職員による医療、福祉、地域の関係機関との連携強化、地域のボランティア育成、障がい者理解促進普及啓発事業と基礎的事業を行うもの(委託事業)

【基礎的事業】

総合相談窓口としての機能を持つとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、障がい者の余暇活動や社会との交流促進を図るもの(委託事業)

			第5	第6期計画見込量					
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
1型 事業所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
基礎的事業所数(か所)	3	3	3	3	3	3	3	3	3

第5期計画の実績

事業所数は、計画どおり推移しています。

見込量の考え方

型は、1か所への委託を継続していきます。基礎的事業については、身近な地域での総合相談 窓口及び活動の機会と交流の場等を確保するため、NPO法人等へ委託を継続していきます。

見込量確保の方策

型センターと基礎的事業センターが連携し、地域での相談支援体制を強化していけるよう、研修等を実施し、資質向上を目指します。また、利用を促進するため、様々な機会を通じ、地域への周知を図ります。

(2)任意事業

訪問入浴サービス事業

【訪問入浴サービス】

自宅の浴槽での入浴が困難な在宅の身体障がい者を対象に、居宅に浴槽を持ち込み、入浴サービスを提供するもの

身体障がい者は、障害支援区分 5以上と認定されたもの、身体障がい児は13歳以上で身体障害者手帳1、2級に該当し医師が必要と認めたもの(13歳未満の場合は医療的ケアが必要な者として市長が認めるものに限る。)を利用対象とする。

			第5其	第6期計画見込量					
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
実利用者数(人)	2	2	2	4	2	4	4	4	4
利用延回数(回/年)	-	161	_	118	_	200	200	200	200

第5期計画の実績

事業者数及び利用者数は、概ね計画どおり推移しています。

見込量の考え方

生活介護、短期入所等での入浴の機会を確保できることから、一定量を見込みます。

見込量確保の方策

現在、訪問入浴サービスを提供している事業所が2か所あり、十分対応可能と考えます。相談支援事業所等に周知を図り、必要な方が利用できるよう支援します。

生活支援事業

【生活訓練等事業】

障がい者リハビリ教室や陶芸教室等を実施し、障がい者の日常生活能力の向上のために必要な訓練を行うもの

	第5期計画		第6期計画見込量					
平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
有	有	有	有	有	有			

見込量確保の方策

障がい者団体が実施する訓練事業に補助をしています。障がい者団体を通して事業の周知を図り、 社会参加を促進します。

日中一時支援事業

【日中一時支援事業】

障がい児・者の家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障害福祉サービス事業所等で障がい児・者に日中の活動の場を提供し、見守りや預かり等の支援を行うもの

			第5	期計画			第6	期計画見	込量
区分	平成3	元成30年度 令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
実利用者数(人)	100	105	100	94	100	92	90	88	86
利用延回数(回/年)	1	3,512	-	3,420	-	3,220	3,150	3,080	3,010

第5期計画の実績

利用者数は、概ね計画どおり推移しています。

目込畳の老え方

平成 27年度に放課後等デイサービスの個別給付が出来たことなどから、実利用者は減少傾向にありますが、1 人当たりの利用回数は増加しており、一定の利用者数・回数を見込みます。

見込量確保の方策

日中一時支援事業の契約事業所は20か所あります。利用者のニーズを見極めながら、障害福祉サービス提供事業所等に働きかけ、必要量の確保に努めます。

社会参加促進事業

【点字·声の広報等発行事業】

文字による情報入手が困難な障がい者のために、点訳、音訳その他わかりやすい方法により、市の広報、障がい者関係事業の紹介、生活情報、その他地域生活を継続する上で必要度の高い情報を定期的に提供するもの

			第5其	期計画			第6	期計画見	込量
区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
事業数	3	3	3	3	3	3	3	3	3
登録者数(人)	52	63	52	61	52	6 1	60	60	60

第5期計画の実績

登録者数は、概ね計画どおり推移しています。

見込量の考え方

近年の実績から推計します。

見込量確保の方策

ボランティアサークル(音訳・あゆの風、点友会)に依頼し、市報の点訳、音訳、新聞のリーディングサービス事業等を実施します。

【奉仕員養成研修事業】

朗読奉仕員及び点訳奉仕員を養成し、視覚障がい者の社会参加を促進することを目的とするもの 朗読又は点訳に必要な技術を習得した朗読奉仕員、点訳奉仕員の養成を行います。

区分			第5其	期計画			第6	第6期計画見込量		
	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和	
受講者人数(人/年)	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度	
朗読奉仕員養成研修	40	37	40	36	40	2 0	40	40	40	
点訳奉仕員養成研修	10	6	10	4	10	5	10	10	10	

第5期計画の実績

受講者数は、計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

近年の実績を参考にし、受講者人数は一定量を見込みます。

見込量確保の方策

射水市社会福祉協議会 に委託し、ボランティアサークル(音訳・あゆの風、点友会)の協力を得て、 実施します。講習会の参加者募集については、市報、HP などで広く周知します。

【自動車運転免許取得·改造助成事業】

身体障がい者の自立や社会参加を促進するために、自動車運転免許の取得にかかる訓練費の助成 や、自動車の改造に要する経費の一部を助成するもの

区分			第5其	期計画			第6	第6期計画見込量			
レカ 利用者数(人/年)	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和		
利用自然(人/牛)	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度		
自動車運転免許取得事業	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
自動車改造助成事業	4	4	4	3	4	3	3	3	3		

第5期計画の実績

利用者数は、概ね計画どおり推移しています。

見込量の考え方

近年の利用実績から推計します。

見込量確保の方策

各自動車学校と委託契約可能であり、改造事業所と合わせ十分対応可能です。

第4章 障がい児の計画 (第2期障がい児福祉計画)

1 福祉サービス等の現況と課題及び目標値の設定

福祉サービス等の各年度における1か月当たりの見込み量を設定します。平成30年度及び令和元年度は3月利用分実績値、令和2年度は実績見込みを記載しています。

(1)障がい児通所支援

【児童発達支援】

未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等専門的な療育を行うもの

			第5期	計画			第6期計画見込量			
区分	平成3	0年度	令和元	定年度	令和:	2年度	令和	令和	令和	
	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度		
利用者数(人/月)	60	57	65	55	70	56	57	58	59	
総利用日数(日/月)	360	337	390	279	420	330	342	348	354	

第5期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

近年の利用実績及び増加傾向にある発達障がい児の早期発見・早期療育の方針に基づき推計します。利用日数は、これまでの実績により1人当たり月6日で推計します。

見込量確保の方策

市内に指定を受けている事業所が少ないことから、身近な地域で必要な支援を受けることができるように療育の場の確保に努めます。

【医療型児童発達支援】

肢体不自由児に対し、理学療法等の機能訓練及び医療的管理下の支援を行うもの

			第5期	計画			第6	期計画見	第6期計画見込量			
区分	平成3	0年度	令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和			
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度			
利用者数(人/月)	5	4	6	4	7	4	5	5	6			
総利用日数(日/月)	50	27	60	20	70	20	30	30	36			

第5期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

近年の実績に基づき利用者数を推計します。利用日数は、これまでの実績により1人当たり月6日で推計します。

見込量確保の方策

安定してサービスを提供するため、事業所との連携を十分図り、機能訓練等の充実に努めます。

【放課後等デイサービス】

障がい児に対し、授業終了後又は学校の休業日に、事業所に通い、生活能力向上に必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行うもの

			第5其	期計画			第6期計画見込量		
区分	平成3	0年度	令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画 実績見込		3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	90	106	95	107	100	110	115	120	125
総利用日数(日/月)	900	1,120	950	1,213	1,000	1,240	1,265	1,320	1,375

第5期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を上回って推移しています。

見込量の考え方

近年の利用実績、利用者のニーズを勘案し、利用者の増を見込みます。利用日数は、これまでの実績により1人当たり月 11 日で推計します。

見込量確保の方策

市内にサービスを提供する事業所は増えており、対応可能と考えています。重症心身障がい児が、 居住する地域において適切な支援を受けることができるよう事業所への働きかけを行うとともに、近 隣市町村にある事業所とも連携を図り、受け入れ先の確保に努めます。

【保育所等訪問支援】

保育所等を訪問し、障がい児や保育所等のスタッフに対し、集団生活に馴染むための専門的な支援等を行うもの

			第5其	計画			第6	期計画見	込量
区分	平成3	0年度	令和元	定年度	令和?	2年度	令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	計画 実績見込		4年度	5年度
利用者数(人/月)	1	0	1	0	1	1	1	1	2
総利用日数(日/月)	1	0	1	0	1	1	1	1	2

第5期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

指定事業所は圏域に1か所あり、サービス利用は一定数を見込みます。

見込量確保の方策

ニーズに対応して専門的な支援が受けられるように、子ども子育て総合支援センター(キッズポートいみず)、子育て支援課、事業所等と連携し、制度周知を行い、必要な療育支援の充実に努めます。

【居宅訪問型児童発達支援】

重度の障害により外出が著しく困難な児童に、居宅を訪問して発達支援を行うもの

			第5期	計画			第6	期計画見	込量
区分	平成3	0年度	令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	0	0	0	0	1	0	0	0	1
総利用日数(日/月)	1	0	1	0	-	0	0	0	1

第5期計画の実績

利用者数、利用日数ともに、計画を下回って推移しています。

見込量の考え方

重症心身障がい児の利用を見込みます。

見込量確保の方策

施設や事業所等へ、事業の新規開設を働きかけます。

(2)障がい児相談支援(サービス利用計画作成)

【障がい児相談支援】

サービスを利用する障がい児の心身状態や生活環境、日常生活の状況などをアセスメントし、必要なサービスの利用計画を作成するもの

			第5期	計画			第6	期計画見	込量
区分	平成3	0年度	令和元	定年度	令和:	2年度	令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
利用者数(人/月)	30	20	32	34	34	35	36	36	37

第5期計画の実績

利用者数は計画に近い数値で推移しています。

見込量の考え方

障がい児通所支援サービス利用者数から見込みます。

見込量確保の方策

障がい児相談支援事業所の設置への働きかけ及び相談支援従事者研修の受講の呼びかけを行い、人員の拡充を図ります。また、研修を通じて、相談支援専門員の資質向上を図ります。

(3)医療的ケア児に対する支援

【医療的ケア児に対する支援】

医療的ケア児に対する関連分野を調整するため、コーディネーターとして養成された相談支援専門員を配置するもの

			第	5期計画	第6	第6期計画見込量			
区分	平成30年度		F度 令和元年度		令和2年度		令和	令和	令和
	計画	実績	計画	実績	計画	実績見込	3年度	4年度	5年度
医療的ケア児に対する									
関連分野の支援を調整	_	0	٥	4	1	E	0	0	0
するコーディネーターの	0	U	U	ı	ļ	5	8	8	8
配置人数(人)									

見込量の考え方

地域におけるニーズ等を勘案し、コーディネーターとして相談支援専門員の配置を見込みます。 見込量確保の方策

施設や事業所等へ研修の受講を働きかけます。

第5章 計画の推進

1 計画の進行管理と評価

(1)計画の評価体制

この計画は、3年ごとに作成し、障がい者の生活に必要な障害福祉サービス等の提供を確保するために、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携し、進捗状況を確認しながら推進していくことが必要になります。

このため、計画にPDCAサイクルを導入し、成果目標と活動指標を設定します。年に1回、障がい者総合支援協議会において、この目標達成の進捗状況を把握し、分析・評価を行い、課題がある場合は、計画の変更や事業の見直しなど必要な対策を実施するための協議を行っていきます。

また、計画の推進に当たっては、庁内各課の緊密な連携を図り全庁が一体となって各種施策を推進していくとともに、市内の関係機関との連携を図りながら、必要に応じて障がい者・家族及び関係者の意見が反映できる機会を設定する等、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進に努めます。

(2)成果目標と活動指標

【成果目標 】 【活動指標 】 居宅介護など訪問系サービスの利用者数、利用時間数 施設入所者の地域生活への移行 生活介護の利用者数、利用日数 地域生活移行者の増加 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数 施設入所者の削減 就労移行支援の利用者数、利用日数 就労継続支援(A型·B型)の利用者数、利用日数 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数 自立生活援助の利用者数 共同生活援助の利用者数 施設入所支援の利用者数 施設入所者の削減 自 地域相談支援(地域移行、地域定着支援)の利用者数 精神障害にも対応した地域包括 ケアシステムの構築 寸 保健、医療機関及び相談事業所と 障がい者総合支援協議会専門部会の開催回数(協 の連携 議 目標設定及び評価の回数) لح 保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等の参加者数 共 地域生活支援拠点等の機能の充実 障がい者総合支援協議会で運用状況を検証及び検討す 地域生活支援拠点の整備、運用 牛 る回数 状況の検証 社 福祉施設から一般就労への移行 就労移行支援の利用者数、利用日数 会 福祉施設利用者の一般就労への 就労定着支援の利用者数 移行者の増加 を ○児童発達支援の利用児童数、利用日数 就労移行支援事業の利用者の増加 ○放課後等デイサービスの利用児童数 利用日数 実 ○保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数 現 障がい児支援の提供体制の整備 ○居宅訪問型児童発達支援の利用児童数 利用日数 医療機関及び相談事業所との連携 ○障害児相談支援の利用児童数 ○医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコ ーディネーターの配置人数 相談支援体制の充実・強化 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的 総合的・専門的な相談支援 な指導・助言件数 地域の相談支援体制の強化 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数 障害福祉サービス等に係る研修への参加人数 障害福祉サービス等の質の向上 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果 障害福祉サービス等に係る研修等 の分析内容を事業所等と共有する回数

参考資料

1 第6期射水市障害福祉計画の策定経過

開催日	会議等	検討内容	
令和2年6月3日	第 1 回射水市障がい者総合	・障害福祉計画の策定について	
4445-4013011	支援協議会全体会		
令和2年6月17日~7月20日	アンケート調査実施		
	 第 2 回射水市障がい者総合	・障害福祉計画(素案)について	
令和2年11月18日	安	・パブリックコメント の実施につ	
	义扬 加議云主 平云 	いて	
令和2年12月18日~1月18日	パブリックコメント実施		
	射水市障がい者総合支援協議		
	会専門部会		
令和3年 月 日	・サービス事業所部会		
令和3年 月 日	· 当事者部会		
令和3年 月 日	·就労支援部会	・障害福祉計画(素案)について	
令和3年 月 日	・子ども部会		
令和3年 月 日	·相談支援部会		
令和3年 2月 日	第3回射水市障がい者総合	・パブリックコメントの結果	
	支援協議会全体会	・障害福祉計画について	

2 射水市障がい者総合支援協議会委員名簿 令和3年3月現在

組織団体	所属	役職名	氏 名
相談支援事業者代表	(福)射水福祉会あいネットいみず	施設長	岸谷 茂
障害福祉サービス事業者代表	特定非営利活動法人ふらっと	理事長	宮袋 季美
障がい者団体代表	射水市身体障害者協会	会長	久々江除作
障がい者団体代表	地域家族会いみず野	会長	滝 義光
障がい者団体父母の会代表	射水市手をつなぐ育成会	副会長	村中 大治
学識経験者	富山福祉短期大学	助教	中村 尚紀
ハローワーク代表	高岡公共職業安定所	統括職業指導官	善光 さつき
障害教育機関代表	富山県立高岡支援学校	教頭	齊藤 和枝
警察署代表	射水警察署	生活安全課長	新制裁
民生委員児童委員代表	射水市民生委員·児童委員協議会	会長	中川由紀子
社会福祉協議会	射水市社会福祉協議会	常務理事	稲垣 和成
医師会代表	木戸クリニック	院長	木戸日出喜
厚生センター	富山県高岡厚生センター射水支所	支所長	竹内 智子
商工会議所代表	射水商工会議所	事務局長	砂原 良重
地域振興会代表	射水市地域振興会連合会	常任理事	川腰喜久雄
連合婦人会代表	元射水市婦人会	副会長	岡田 順子
ボランティア団体代表	射水市ボランティア連絡協議会	副会長	山崎 京子
射水市中学校長会代表	小杉中学校	校長	杉本 茂
射水市小学校長会代表	大門小学校	校長	金瀬 志津

は協議会会長、 は副会長 (敬称略:順不同)

3 射水市障がい者総合支援協議会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項第 1 号及び射水市相談支援事業実施要綱(平成18年射水市告示第 161 号。以下「相談支援事業実施要綱」という。)第 5 条の規定により設置する射水市障がい 者総合支援協議会(以下「協議会」という。)について、必要な事項を定めるものとする。 (所掌事務)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1)相談支援事業実施要綱第3条及び射水市障害者地域活動支援センター 事業実施要綱(平成18年射水市告示第158号)第5条に規定する事業内容の実施状況及び運営評価に関すること。
- (2)関係機関によるネットワーク構築に関すること。
- (3)困難事例への対応のあり方に関すること。
- (4)社会資源の開発、改善に関すること。
- (5)障がい者福祉計画及び障害福祉計画に関すること。
- (6)その他協議会が必要と認める事項に関すること。 (組織)
- 第 3 条 協議会の委員は、20人以内とし、次の各号に掲げる者の中から市長が委嘱したもの(以下「委員」 という。)をもって組織する。
 - (1)法に基づく指定相談支援事業者
- (2)法に基づ〈障害福祉サービス事業者
- (3)保健・医療の関係者
- (4)教育・雇用の関係者
- (5)学識経験者
- (6)障害者等及びその家族
- (7)その他市長が必要と認める者

(任期)

- 第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (会長及び副会長)
- 第5条 協議会に会長及び副会長を置く。
- 2 会長は、委員の互選によるものとし、副会長は、会長の指名により選出する。
- 3 会長は会議を進行する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会は、市長が招集する。
- 2 協議会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、市長が 協議会の全部又は一部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。
 - (1) 射水市情報公開条例(平成17年条例第20号)第7条に規定する非開示情報が含まれる事項に 関して協議する場合
 - (2) 公開することにより、協議会の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 3 市長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明を求めることができる。 (相談支援部会及び専門部会)
- 第7条 協議会に相談支援部会を置くとともに、必要に応じて専門部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉保健部社会福祉課において処理する。

(個人情報の保護)

第9条 協議会の関係者は、会議で取り扱う個人情報に十分留意するものとする。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年11月21日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行日以降の最初に委嘱された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成19年11月 21日から平成21年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

「障害」の表記について

「障害」の表記のあり方については、障がい者制度改革推進本部において、『「障害」の表記に関する作業チーム』が設置され、平成22年11月22日に『「障害」の表記に関する検討結果について』がまとめられています。その結果では、特定の表記は決定されず、法令等における「障害」の表記については、当面、現状の「障害」を用いることとし、今後制度改革の集中期間内を目途に一定の結論を得ることとされました。

しかし、「障害」の「害」を人に対して使用する場合、負のイメージが強く不快さを感じる場合があることから、法律、府省令、条例、規則等で使用されている用語、関係団体・関係施設の名称、固有名詞(国の事業、制度の名称、専門用語)については「障害」の表記を、それ以外の場合は「障がい」の表記としました。

あ行	
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、 引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的 ケアが日常的に必要な児童をいいます。
S D G s (エステ゛ィシ゛ース゛)	平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された持続可能な世界を実現するための開発目標で、17の目標(1貧困、2飢餓、3保健、4教育、5ジェンダー、6水・衛生、7エネルギー、8成長・雇用、9イノベーション、10不平等、11都市、12生産・消費、13気候変動、14海洋資源、15陸上資源、16平和、17実施手段)で構成されています。
か行	
介護保険制度	平成12年4月に施行された「介護保険法」により、日常生活に支援や介護が必要になった高齢者(特定疾病16については、40歳以上含む)に、介護サービスの支給を行う制度です。本人及び家族のニーズに沿って、訪問系サービスや通所系サービス、高齢者施設関係など多様なサービスを選択し利用できます。
活動指標	事業評価等においては、事業の成果を出来る限り数値により説明することとしています。この数値による説明を「指標」と呼びます。活動指標とは、成果を求めるために実施した活動量を表すものです。目的を達成するために何を行ったかを示します。
高次脳機能障害	頭部外傷や脳血管障害等による脳の損傷の後遺症として、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害が生じ、これに起因して、日常生活・社会生活への適応が困難となっている状態のことをいいます。
子ども・子育て支援法	すべての子どもに良質な生育環境を保障する等のため、子ども及び子育ての支援のための給付の創設並びにこれに必要な財源に関する包括的かつ一元的な制度の構築等について定めた法律です。平成24年8月に成立し、段階的に施行しています。障害、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもに対し、身近な地域において、法に基づく給付その他の支援を可能な限り講じることになっています。
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、市町村が子どもの健やかな成長への支援や、家庭や地域での子育て支援について、体制の整備や環境づくり等の取組方針を策定するものです。射水市においては、射水市次世代育成支援行動計画(後期計画)」の基本的な考え方を継承するとともに、市町村母子保健計画としての位置づけもされています。令和2年度から令和6年度までの5か年の計画となっています。
さ行	
自閉症	先天性の脳の機能障害の1つと考えられており、ことばの発達の遅れや偏り、社会性や対人関係の障害、特定の物に興味を示す、同じ動作を繰り返す、決まったパターンを好む、情緒の障害、睡眠障害などの特徴があります。このうち、知的障害を伴わない場合を「高機能自閉症」といいます。
社会福祉協議会	社会福祉活動を推進することを目的とした営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に基づき設置されています。社会福祉協議会は、地域に暮らす住民のほか、民生委員・児童委員、社会福祉関係者、保健・医療・教育などの関係機関の参加・協力のもと、地域の住民が住み慣れたまちで安心して生活することができる地域づくりをめざした様々な活動を行っています。

障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加支援等のため、基本的理念、国・地方公共団体等の責務、施策の基本的事項を定めるとともに、施策を総合的計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的とする法律です。平成23年に障がい者の定義などが改正されました。
障害者虐待防止法	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月17日成立、平成24年10月1日施行)。主な内容は、障がい者虐待(1養護者による虐待、2 障がい者福祉施設従事者等による虐待、3 使用者による虐待)と、虐待の行為(1 身体的虐待、2 性的虐待、3 心理的虐待、4 介護放棄、5 金銭搾取)を定義するとともに、障がい者の虐待禁止規定、障がい者虐待の早期発見の努力義務規定をおき、障がい者虐待防止に係る具体的な対応を定めたものです。なお、年齢により、18歳未満の場合は児童虐待防止法、65歳以上の場合は高齢者虐待防止法をそれぞれ適用することになっています。
障害者権利条約	障がい者の人権や基本的自由の共有を確保し、障がい者固有の尊厳を尊重することを目的に、障がい者の権利を実現するための措置等が規定されたもので、2006年12月国連総会で採択されました。日本は、2007年に条約に署名しました。その後、2011年障害者基本法の改正、2012年障害者総合支援法の成立及び障害者虐待防止法の施行、2013年障害者差別解消法の成立、障害者雇用促進法の改正など、国内法が整備されたことに伴い、2014年に障害者権利条約を締結し、発効しました。この条約の締結により、国内において、障害者の権利の実現に向けた取組みが一層強化されることになります。
障害者差別解消法	障害者差別解消法は2013年に成立し、2016年4月から施行となりました。障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置を定めることにより、差別の解消を推進し、全ての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としたものです。国及び地方公共団体や国民の責務を明らかにし、環境の整備を求めるものです。
障害支援区分	障がい者サービスのうち、介護給付(居宅介護、短期入所、生活介護、療養介護、施設入所支援等)は、障害支援区分に応じて利用することが可能となります。 障害支援区分は、障害の程度(重さ)ではなく、障がい者等の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すものです。 身体介護や日常生活における支援の状況、行動障害の状況等80項目について調査を行い、コンピューターによる一次判定を行い、支援区分認定審査会において審議します。
障害者総合支援法	障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念に則り、福祉サービスや公費負担医療等について共通の制度で一元化するとともに、地域生活支援や就労支援等を定め、地域で安心して生活することができる社会の実現を目的とする法律です。障害者自立支援法の一部改正と法律の題名変更により平成24年から施行されました。
	【障がい者のための国際シンボルマーク】 全ての障がい者を対象としたもので、車いす利用者限定ではありません。障がい者が利用しやすい施設等を示すものです。 【身体障がい者標識】 運転手が肢体不自由者であることの表示です。このマークへの車両の無理な幅寄せや割り込み等は禁止されています。 【聴覚障がい者標識】 運転手が聴覚障がい者であることの表示です。このマークへの無理な幅寄せや割り込み等は禁止されています。 【聴覚障がい者をあることを示すマークです。表示時には、「大きな声ではっきり話す」「筆談をする」等の協力を求めるものです。

	【視覚障がい者を表示する国際マーク】 視覚障がい者の世界共通のマークです。こちらから「何かお手伝いしま しょうか」と声掛けをお願いするものです。
障がい者マーク	【ほじょ犬マーク】 身体障がい者補助犬同伴啓発のマークです。公共施設、交通機関、デ パートやスーパー、レストラン等民間施設でも同伴できます。
	【オストメイトマーク】 人工肛門、人工膀胱を使用している方(オストメイト)のための施設があることを表示しています。
	【ハートプラスマーク】 身体内部(心臓、じん臓、直腸等)に障害がある方は、外見からわかり にくいため、このマークを見たら配慮をお願いするものです。
	【ヘルプマーク】 義足や人工関節、内部障害や難病、妊娠初期の方は、外見からわかり にくいため、このマークを見たら配慮をお願いするものです。
	【富山県ゆずりあいパーキング(障がい者等用駐車場)利用証制度】 車椅子使用者や障害のある方など歩行が困難な方が、障がい者等用 駐車場を円滑に優先利用できるように、優先利用の対象者や障がい 者等用の駐車区画であることを示す表示です。パーキング・パーミット 制度といわれている制度です。
人権擁護委員	人権擁護委員法に基づき、法務大臣が委嘱する民間のボランティア(任期3年)で、全国の市町村に設置されています。委員は、地域において、住民の基本的人権が侵犯されることがないように監視し、もし侵犯された場合には、その救済のためにすみやかに適切な処置をとるなどの対応をはかったり、自由人権思想に関する啓発を行うなど人権擁護に必要な活動を行っています。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に規定されている手帳です。視覚、聴覚、平衡機能、音声機能、言語機能又は咀嚼機能、肢体(上肢、下肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能)、内部障害(心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝機能)などに永続的な障害があり、身体障害者福祉法別表に定める身体障がい者等級表に該当する一定以上の障がい者に対して、申請に基づいて障害等級を認定し、法に定める身体障がい者として、都道府県知事が交付するものです。
ストーマ	ストーマとは、様々な病気や障害などが原因で、腹壁に造られた便や尿の排泄口のことで、人工肛門や人工膀胱を言います。ストーマは、肛門や尿道口のように括約筋がないため、排泄を我慢することができません。また、便や尿を溜める働きもないため、腸内で消化吸収されるたび便が排泄されることになります。そのため、ストーマ装具を用いて排泄の管理を行います。ストーマ装具は、皮膚保護材という直接皮膚に貼りつく板と便を受け止める袋で作られています。袋に排泄物が溜まる度にトイレで出します。ストーマを持っている人を「オストメイト」と呼びます。
成果指標	事業評価等においては、事業の成果を出来る限り、数値により説明することとしています。この数値による説明を「指標」と呼びます。成果指標とは、事業本来の目的に対する成果を現そうとするものです。活動を行い、どうなったかの結果について示します。
精神障害者保健福祉 手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定されている手帳です。精神障がい者の社会復帰、自立と社会参加の促進を目的として、精神疾患(統合失調症、躁鬱病、非定型精神病、てんかん、中毒精神病、器質精神病、その他の精神疾患)を有する方のうち、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約があり、判定基準に該当する一定以上の障がい者に対して、法に定める精神障がい者として都道府県知事が交付するものです。日常生活への支障の程度によって、1級から3級までの等級があります。

成年後見制度	平成11年12月の民法の一部改正により規定されたものです。認知症高齢者、知的障害、精神障害などにより、判断能力が不十分な方が、財産管理や日常生活での契約などを行うときに、判断が難しく不利益を受けたり、悪質商法の被害者となることを防ぎ、権利と財産を守る支援(財産管理、身上監護)をする制度です。家庭裁判所の審判による「法定後見」と、本人が判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」があります。「法定後見」は、本人の判断能力の程度により「後見」「保佐」「補助」の3類型があり、「代理権」(利用者本人に代わって契約等の法律行為を行う)、「同意権」(本人の行為について同意する)、「取消権」(本人のみで行った不利益な契約などの行為を取り消す)の及ぶ範囲が異なります。
相談支援専門員	障害者総合支援法に基づく障がい者サービスを利用する場合には、平成27年度から、相談支援事業所の相談支援専門員が利用者本人及び家族等の意向を十分に把握した上でサービス利用計画を立案し、市に提出してもらうことが必要となっています。相談支援専門員は、社会福祉士、精神保健福祉士等一定の資格と実務経験を有し、障害特性や障がい者の生活実態に関する詳細な知識と経験を持つ専門員で、県が実施する相談支援従事者研修(初任者・実務者)を終了した方となります。
た行	
地域活動支援センター	障害者総合支援法第77条に基づき、障がい者等が通所して創作的活動又は生産活動の機会の提供や、社会との交流の促進等を図るためのセンターです。射水市では、4か所の地域活動支援センター【あいネットいみず(七美)、ふらっと(太閤町)、つどい(三ケ)、むげん(棚田)】に委託しており、社会福祉士、精神保健福祉士等の専門職を配置し、障がい者の日中活動の機会の場の提供や、障がい者理解促進のため、地域との連携を図っています。
地域生活支援事業	障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、市町村が実施する事業です。 障がい者や障がい児が個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営む ことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を計画的に実 施し、障がい者の福祉の増進を図るとともに、安心して暮らすことができる地域社 会の実現を目指すものです。
な行	
難病	難病とは、原因が不明で、治療方針も未確定であり、後遺症を残す恐れが少なくない病気で、慢性的な経過をたどり、本人及び家族の経済的、身体的、精神的負担が大きい疾患とされています。障害者総合支援法の対象となる疾病361となっています。(令和元年7月1日から適用)
ネプライザー	ネブライザーとは、薬を霧状にして、鼻や口から吸いこむための霧状にさせる機械のことです。肺疾患などのための痰を柔らかくする薬や、気管支を拡張させる薬等気管支や肺へ直接作用させる薬を霧状にして、粒子を小さくすることで、直接細かい粒子の薬を吸い込み肺胞まで届くようにするものです。現在は、超音波方式や振動式等があります。

は行	
発達障害	発達障害者支援法(平成16年法律第167号)において、「発達障害」が規定されています。この法律における「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害(ADHD)その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものとするとなっています。自閉症には、3つの特徴(社会性の障害、 コミュニケーションの障害、 こだわりが強く興味や行動が極めて限られている障害)の組み合わせとして診断されます。自閉症スペクトラムは、自閉症、アスペルガー症候群、その周辺にあるどちらの定義も厳密には満たさない一群を加えた比較的広い概念となります。典型的な自閉症からアスペルガー症候群、重度の知的障害を伴う例から、知的な遅れが伴わない例まで連続した一続きとみなすものです。学習障害は、全般的な知的発達の遅れがないにも関わらず、文字や文章を読むこと、書くこと、計算することなど特定の課題、あるいは双方に困難を示す場合を言います。これらは、勉強不足からくるものではなく、視空間認知(物の見え方が違う)の障害からくるのではないかと言われています。注意欠陥多動性障害(ADHD)は、注意が散漫で気が散りやすい「不注意」や、じっとしていられないという「多動」、何か思いつくと後先考えず行動してしまう「衝動性」などが特徴となります。
パブリックコメント	「意見公募手続き」のことで、行政機関が政策の立案などを行おうとする際に、 その案を公表し、これに対して広く市民から意見を募る方法です。射水市パブリック・コメント手続に関する要綱に基づいて、実施しています。
バリアフリー	障がい者が、社会生活をしていく上で、障壁(バリア)となるものを除去するという意味です。以前は、物理的な障壁の除去という意味合いが強かったのですが、 現在は、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的 な障壁の除去という意味で用いられています。
避難行動要支援者支援制度	災害対策基本法の改正により、「災害時要援護者」から「避難行動要支援者」と名称変更になりました。「避難行動要支援者」とは、災害が発生し、又は災害発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な方で、迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方をいいます。避難行動等に支援が必要と思われる方を事前に把握し、避難行動要支援者台帳を作成し、自主防災組織の代表や、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、消防本部などに情報提供し、災害が発生したときの支援に役立てるとともに、普段から要支援者を見守る地域づくりを目指すものです。65歳以上の一人暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯、障がい者のみの世帯のうち、介護保険要介護1以上の方、身体障害者手帳1,2級の方、療育手帳Aの方、精神障害者保健福祉手帳1,2級の方、日常的に支援を受けている方、避難行動等に困難が生じる方、その他支援が必要と思われる方などが対象となります。
ペアレントトレーニング (ペアトレ)	発達障がい児者支援施策における家族支援の一つです。環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者や養育者の関わり方、心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としたプログラムです。 発達障害のある子どもを育てた経験のある親で、同じ親の立場で相談相手となれる人をペアレント・メンターといいます。
ら行	
療育手帳	厚生省通知「療育手帳制度について」、富山県療育手帳交付要綱に規定されている手帳です。知的な障害があり、上記要綱に定める基準に該当する一定以上の障がい児・者に対して、申請に基づいて障害程度を認定し、要綱に定める知的障がい児・者として、都道府県知事が交付するものです。IQがおおむね35以下で療育手帳A、おおむね75以下で療育手帳Bとなります。

第6期射水市障害福祉計画

発行日:令和3年3月

発 行:射水市

编 集:射水市福祉保健部社会福祉課

T E L : 0766-51-6626 F A X : 0766-51-6658

E-mail:fukushi@city.imizu.lg.jp

福祉保健部 介護保険課 地域福祉課 資料1-1 12月定例会 民生病院常任委員会 令和2年12月17日

射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)について

1 策定の趣旨

本市では、射水市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画(計画期間は、 平成30年度から令和2年度までの3年間)に基づき、高齢者保健福祉の推進と介 護保険事業の適正な運営に取り組んできた。

今年度、同計画の期間が満了することから、地域のニーズや介護保険法等に基づく国の施策及び基本指針を踏まえ、「射水市高齢保健福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定する。

本計画では、いわゆる団塊の世代がすべて 7 5 歳以上となる令和 7年(2025年)及び現役世代が急減する令和 2 2年(2040年)を見据えたサービス基盤の整備や、今後 3年間における高齢者の保健・福祉・介護サービス分野の基本的な政策目標とその実現に向けて取り組むべき施策を示すもの

2 計画の位置づけ

老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するもの

3 計画の期間

令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間とする。

4 これまでの経過

年 月	内容
令和2年1月~2月	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査を実施 (市内の65歳以上5,000人を対象)
1月~4月	在宅介護実態調査を実施(市内の要介護認定者 600 人を対象)
4月	介護サービス事業者調査を実施(167事業所を対象)
6月	第1回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催 ・第7期計画の進捗状況、アンケート調査結果の説明及び意見交換
8月	第 2 回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催 ・国の指針案、計画骨子案の説明及び意見交換
1 1月	第3回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催 ・計画の素案の説明及び意見交換

5 今後の予定

年 月	内 容
令和2年 12月	市議会定例会に計画素案を報告
令和3年 1月	計画素案のパブリックコメントを実施
2月	第4回高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会を開催
3月	市議会定例会に計画案を報告
3月	計画策定及び公表

射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(素案)の概要

1 計画策定の趣旨

介護保険法等に基づく国の施策や基本指針に従い、高齢者の保健・福祉・介護サービス分野の基本的な政策目標とその実現に向けて取り組むべき施策を示すもの

2 計画の位置づけ

老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するもの

3 計画の期間

令和3年度から令和5年度までの3年間

基本理念

みんなが活躍し ともに支え合う 自分らしく安心して暮らせるまち 射水

~ 地域共生社会の実現に向けて ~

基本目標と施策

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

地域住民の健康づくり・介護予防に係る取組の支援や、疾病の重度化 予防策を推進し、市民と行政が力を合わせて健康寿命の延伸に努めます。

健康づくりの推進

- 【拡】生活習慣病の発症予防と重症化予防(生活習慣病の早期発見・ 早期治療)
- 【新】後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施(フレイル予防 講座、健康講座等)等

介護予防の推進

- 【拡】自主的・総合的な介護予防の推進(認知症予防等の出前講座、 リハビリテーション専門職が関与する健康増進事業)
- 【拡】地域ぐるみの介護予防活動の支援(サロン活動、きららか射水 100 歳体操、住民サポーターの養成)等

基本目標2 社会参加の推進と生きがいの創出

意欲ある高齢者が様々なフィールドで自分らしく活躍できるよう、 各種団体と連携した生きがいづくりを推進します。

交流の促進

- 高齢者レクリエーション、スポーツの推進(囲碁・将棋・パーク ゴルフ・カローリング等の普及・参加促進 等)
- 世代を超えたふれあいづくり(孫とおでかけ支援事業 等)

活躍する場の確保

○ 自主的な社会貢献活動の促進(ボランティア団体とのマッチング) 豊かな経験や高い能力を生かす雇用の促進 等

基本目標3 在宅生活を支援する取組の充実

多様なサービスを提供できる体制の整備と充実を図るとともに、 防災体制の充実や感染症への対策に努めます。

生活の維持・向上

- 【拡】在宅生活の支援(配食、外出支援、新スマートフォン使い 方教室 等)
- 精神的・経済的負担の軽減(在宅要介護高齢者福祉金支給事業等)等

安心・安全の推進

- 高齢者の見守り活動の推進(高齢者福祉推進員設置事業、 避難行動要支援者支援事業 等)
- 【拡】防災対策の推進(要配慮者等の安全確保、福祉避難所の 設置・運営訓練の実施 等)
- 【新】感染症対策の推進(感染症予防の啓発、事業所等との 連携 等)等

基本目標4 支え合いみんながつながる社会の推進

あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら高齢者を取り巻く 諸課題を解決してくための体制づくりを推進します。

自立支援・重度化防止の推進

○ 地域ケア会議の定着・充実(自立支援型ケアマネジメント会議)等

在宅医療と介護連携の推進

○ 情報の共有支援(多職種連携支援システム(ICTツールの活用)等

認知症の人と家族への支援の強化

- 【拡】認知症の人とその家族への支援(家族介護教室、認知症 カフェ、新みまもりあいアプリの活用)
- 【拡】認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援 (ささえあい隊メイトの養成・活動支援)等

高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

○ 成年後見人制度の利用支援と市民後見人の育成支援 (呉西地区後見センターとの連携)等

地域共生社会構築の推進

- 地域支え合いネットワーク事業の推進
- 【新】共生社会の構築(共生型事業の実施)
- 【拡】地域包括支援センターの体制・機能強化(包括圏域の 適正化)

基本目標5 介護サービス基盤の充実

介護保険事業の適正運営に努め、必要な介護サービスを 安心して受けられるようサービス基盤の充実を図ります。

介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み

介護サービスの基盤整備の目標(施設整備等)

人材の確保及び質の向上(人材の確保・育成への支援・離職防止)

介護保険制度の適正運営(給付適正化への取組等)

事業費及び保険料の算定

【新】: 新規に実施する施策 【拡】: 拡充する施策

〇 :継続する施策 新:新規事業

射水市高齢者保健福祉計画· 第8期介護保険事業計画

素案

令和3年3月

射水市

目 次

第1章 計画の策定について	3
1 計画の位置づけ	3
2 計画策定の期間	
3 他計画等との関連計画策定の期間間	4
4 第8期計画における法律等の改正点	5
(1)社会福祉法等の改正	5
(2)計画において記載の充実する事項の概要	6
第2章 市の現況	9
1 高齢者を取り巻く現状と将来推計	9
(1)高齢者人口の推計	
(2)高齢者の世帯状況	
(3)事業対象者数及び要介護等認定者数の推移と将来推計	12
(4)年齢区分別認定率の推移と将来推計	13
(5)認知症高齢者の推移と将来推計	
2 日常生活圏域の設定	1 5
3 アンケート調査結果の概要	17
(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	17
(2)在宅介護実態調査	
(3)事業者調査	
第3章 計画の基本的な考え方	43
1 基本理念	43
2 基本目標	4 3
3 計画の体系図	4 5
第4章 施策の展開	51
基本目標 1 健康づくりと介護予防の推進	
【現状と課題】	
【施策の方向性】	
基本施策(1)健康づくりの推進	
基本施策(2)介護予防の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

基本目標 2 社会参加の推進と生きがいの創出	5 5
【現状と課題】	55
【施策の方向性】	55
基本施策(1)交流の促進	55
基本施策(2)活躍する場の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	56
基本目標 3 在宅生活を支援する取組の充実	5 7
【現状と課題】	57
【施策の方向性】	57
基本施策(1)生活の維持・向上	57
基本施策(2)安心・安全の推進	59
基本目標4 支え合いみんながつながる社会の推進	62
【現状と課題】	62
【施策の方向性】	62
基本施策(1)自立支援・重度化防止の推進	62
基本施策(2)在宅医療と介護連携の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	63
基本施策(3)認知症の人と家族への支援の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	64
基本施策(4)高齢者の虐待防止と権利擁護の推進	66
基本施策(5)地域共生社会構築の推進	67
基本目標 5 介護サービス基盤の充実	6 9
【現状と課題】	69
【施策の方向性】	69
基本施策(1)介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み	69
基本施策(2)介護サービスの基盤整備の目標	79
基本施策(3)人材の確保及び質の向上	82
基本施策(4)介護保険制度の適正運営	83
基本施策(5)事業費及び保険料の算定	85
第1章 計画の批准について	0.2
第5章 計画の推進について	92
1 推進・評価体制	9 2
(1)高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会の設置	92
(2)市民、関係機関、福祉事業所等との協働による推進体制	92
(3)国・県との連携	92
2 計画の公表と周知	92

第 1 章

計画の策定について

第1章 計画の策定について

1 計画の位置づけ

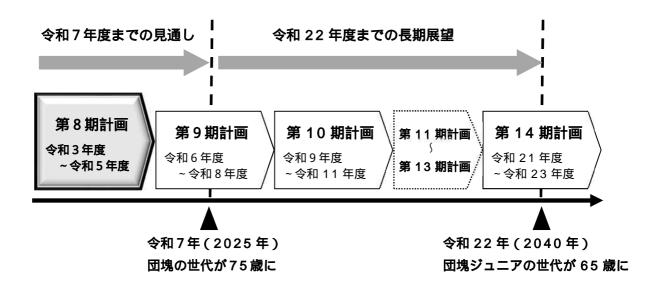
射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(以下、「本計画」という。)は、老人福祉法に基づく「高齢者保健福祉計画」と、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定したもので、このたび、令和2年度をもって現行の第7期計画の期間が終了となるため、令和3年度を初年度とする新たな計画とします。

本計画は、いわゆる団塊の世代がすべて 75 歳以上となる令和 7 年 (2025 年)及び現役世代が急減する令和 22 年 (2040 年)を見据えたサービス基盤の整備や、今後 3 年間における高齢者の保健・福祉・介護サービス分野の基本的な政策目標とその実現に向けて取り組むべき施策をお示しするものです。

2 計画策定の期間

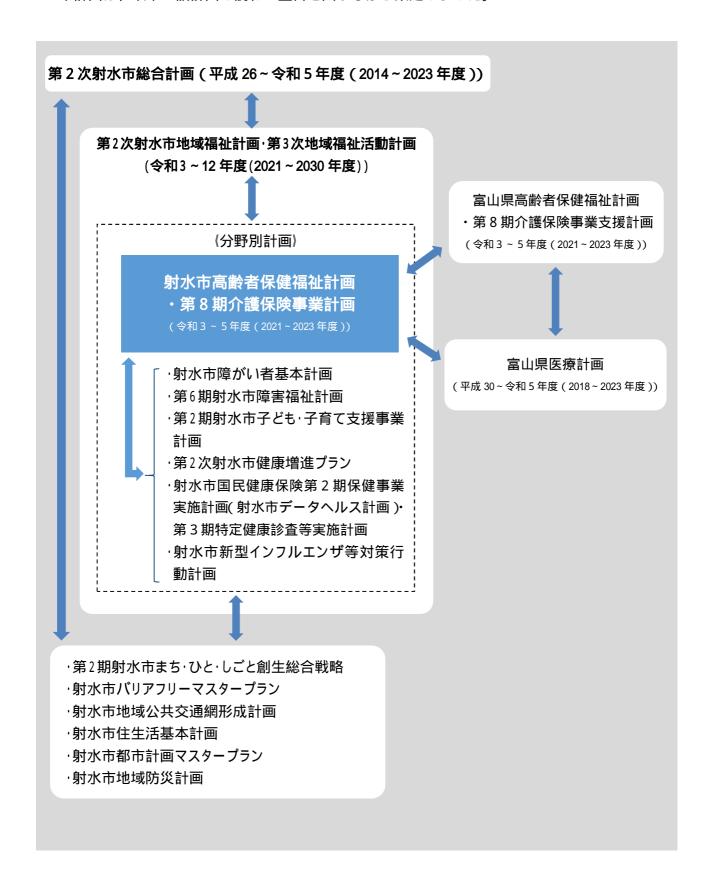
本計画は、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3年間を計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。



3 他計画等との関連計画策定の期間

本計画は、以下の諸計画と調和・整合を図りながら策定しました。



4 第8期計画における法律等の改正点

本計画は、以下の法律や基本指針等を基に策定しました。

(1)社会福祉法等の改正

「地域共生社会実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)」による改正の概要は以下のとおりです。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の概要

1 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

- 2 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進
 - (1)認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を 規定
 - (2)市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定
 - (3)介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化
- 3 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができる旨の規定な ど

4 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加するとともに、介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、 更に5年間延長するなど

5 社会福祉連携推進法人制度の創設

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設

(2)計画において記載を充実する事項の概要

令和2年7月31日の全国介護保険担当者会議において基本指針の案が示されました。その中で、第8期介護保険事業計画に記載を充実する事項(案)の概要は以下のとおりです。

記載を充実する事項(案)の概要

1 2025・2040 年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

2025・2040 年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえる。

2 地域共生社会の実現

地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について

3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

- (1)一般介護予防事業の推進に関して「PDCA サイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」
- (2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
- (3)自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組の例示として就労的活動等
- (4)総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえる。
- (5)保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進
- (6)在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化
- (7)要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標
- (8) PDCA サイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備

4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

- (1)住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況
- (2) 有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

5 認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進

- (1)認知症施策推進大綱に沿って、5つの柱に基づき記載(普及啓発の取組やチームオレン ジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載)
- (2)教育等他の分野との連携に関する事項について記載

6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- (1)介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性
- (2)介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務 改善など、介護現場革新の具体的な方策
- (3)総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等
- (4)要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性
- (5)文書負担軽減に向けた具体的な取組

7 災害や感染症対策に係る体制整備

近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性

第 2 章

市の現況

第2章 市の現況

1 高齢者を取り巻く現状と将来推計

(1)高齢者人口の推計

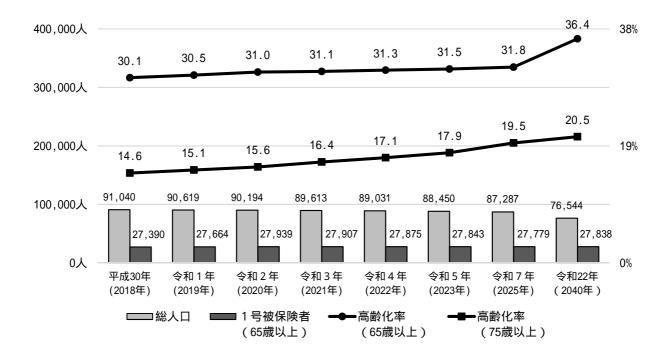
本市の総人口は緩やかな減少が続いています。高齢者人口をみると、65 歳以上人口は令和2年の27,939人から微減が続き令和5年には27,843人、75歳以上人口は令和2年の14,057人から増加が続き令和5年には15,848人と推計されています。

65 歳以上の高齢化率をみると 31%台が続きますが、75 歳以上の高齢化率は増加が続くと見込まれています。

(単位:人、%)

		第7期			第8期		第9期	第 14 期
	平成 30 年 (2018 年)	令和 1 年 (2019 年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	令和 22 年 (2040 年)
総人口	91,040	90,619	90,194	89,613	89,031	88,450	87,287	76,544
1 号被保険者 (65 歳以上)	27,390	27,664	27,939	27,907	27,875	27,843	27,779	27,838
前期高齢者 (65 歳~74 歳)	14,059	13,970	13,882	13,253	12,624	11,995	10,737	12,132
後期高齢者 (75歳以上)	13,331	13,694	14,057	14,654	15,251	15,848	17,042	15,706
2 号被保険者 (40 歳~64 歳)	30,045	29,927	29,808	29,668	29,528	29,389	29,109	23,226
高齢化率 (65 歳以上)	30.1	30.5	31.0	31.1	31.3	31.5	31.8	36.4
高齢化率 (75 歳以上)	14.6	15.1	15.6	16.4	17.1	17.9	19.5	20.5

資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」を基に算出



(2) 高齢者の世帯状況

「65 歳以上の高齢者のいる世帯」は、増加が続いていますが、令和2年から令和7年は減少に転じ、「高齢者夫婦のみの世帯」は、令和2年以降は25%台で横ばいが続くと推計されています。

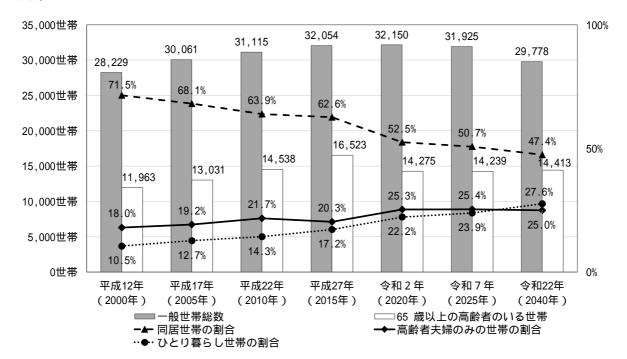
ただし、高齢者の「ひとり暮らし世帯」については、一貫して増加するものと推計しています。

(単位:世帯、%)

	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	令和2年 (2020年)	令和7年 (2025年)	令和 22 年 (2040 年)
一般世帯総数	28,229	30,061	31,115	32,054	32,150	31,925	29,778
65歳以上の高齢 者のいる世帯	11,963	13,031	14,538	16,523	14,275	14,239	14,413
/	42.4%	43.3%	46.7%	51.5%	44.4%	44.6%	48.4%
65歳以上の高齢 者のいる世帯	11,963	13,031	14,538	16,523	14,275	14,239	14,413
同居世帯	8,553	8,873	9,295	10,341	7,495	7,224	6,837
/	71.5%	68.1%	63.9%	62.6%	52.5%	50.7%	47.4%
高齢者夫婦の みの世帯	2,151	2,501	3,158	3,346	3,607	3,614	3,597
/	18.0%	19.2%	21.7%	20.3%	25.3%	25.4%	25.0%
ひとり暮らし 世帯	1,259	1,657	2,085	2,836	3,173	3,401	3,979
/	10.5%	12.7%	14.3%	17.2%	22.2%	23.9%	27.6%

資料:国勢調査(平成27年まで)

令和2年以降については、国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数将来推計(都道府県別推計)』(2019年推計)」を基に算出し、「65歳以上の高齢者のいる世帯」の推計は、「家族類型別世帯主65歳以上の世帯数の推移」を基に推計。



(3)事業対象者数及び要介護等認定者数の推移と将来推計

令和3年以降は、事業対象者及び要支援・要介護等認定者数は、令和3年以降いずれも増加 が続くと推計されています。

特に要介護1の増加が他の介護度等に比べて大きくなっています。

(単位:人)

		第7期			第8期		第9期	令和 22 年
	平成 30 年 (2018 年)	令和 1 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	(2040年)
事業対象者	217	215	217	220	223	228	236	246
要支援 1	419	430	419	428	435	443	460	476
要支援 2	488	542	485	511	520	533	556	592
要介護 1	1,142	1,166	1,194	1,234	1,263	1,292	1,353	1,558
要介護 2	867	847	867	897	918	940	983	1,151
要介護3	670	715	754	755	772	787	825	1,023
要介護 4	756	756	718	732	748	767	802	1,021
要介護 5	557	549	516	532	541	553	573	665
計	5,116	5,220	5,170	5,309	5,420	5,543	5,788	6,732

資料:地域包括ケア「見える化」システム

(平成30年と令和1年は9月末実績。令和2年以降は令和2年10月1日時の推計)

(事業対象者数は令和2年以降推計値)

8,000人 6,732 665 5,788 5,543 5,420 5,309 5,220 5,170 5,116 573 1,021 553 541 532 549 516 557 802 767 1,023 748 732 718 756 756 4,000人 825 787 772 755 754 715 670 1,151 983 940 918 847 897 867 867 1,558 1;353 1,263 1,292 1,166 1,234 1,142 1,194 592 556 533 542 488 485 511 520 476 443 228 460 419 217 430 215 419 217 435 223 428 220 0人 平成30年 令和1年 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 令和7年 令和22年 (2018年) (2019年) (2020年) (2021年) (2022年) (2023年) (2025年) (2040年)

□事業対象者 □要支援 1 □要支援 2 □要介護 1 □要介護 2 ■要介護 3 □要介護 4 □要介護 5

(4)年齢区分別認定率の推移と将来推計

年齢区分別の認定率は、1号保険者の認定率は増加傾向がみられ、令和4年以降は18%を超えると推計されています。しかし、前期・後期高齢者別の認定率はやや減少傾向と推計されています。

これは前期高齢者における人口と認定者数は減少しますが、人口の減少の方が多いためと、 後期高齢者における人口と認定者数は増加しますが人口の増加の方が多いため、と考えられま す。

(単位:%)

		第7期			第8期		第9期	令和 22 年
	平成 30 年 (2018 年)	令和 1 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	(2040年)
1 号被保険者 (65 歳以上)	17.5	17.7	17.5	17.9	18.3	18.7	19.6	23.0
前期高齢者 (65~74歳)	3.7	3.7	3.7	3.7	3.6	3.6	3.6	3.3
後期高齢者 (75歳以上)	32.0	32.1	31.0	30.7	30.4	30.2	29.7	38.2
2 号被保険者 (40~64 歳)	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2

資料:地域包括ケア「見える化」システム(令和2年10月16日推計を基に算出) (「認定者数:高齢者人口推計値(9ページ)」で算出)

(5)認知症高齢者の推移と将来推計

認知症高齢者数は、令和2年度まではほぼ横ばいで推移しています。令和3年以降は増加傾向が続くと推計されています。

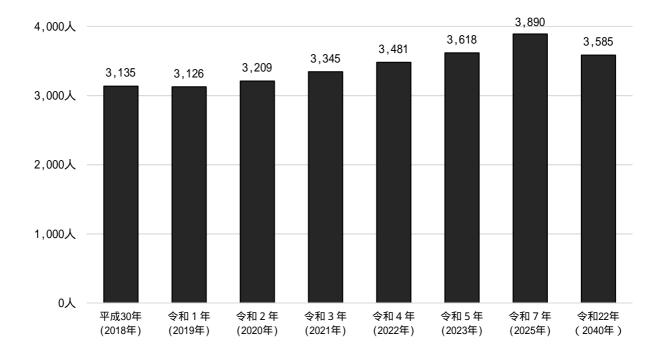
「日常生活自立度 a以上」…たびたび道に迷ったり、買い物や事務、金銭管理など、これまでできたことに ミスが目立つ状態

(単位:人)

		第7期			第8期		第9期	令和 22 年
	平成 30 年 (2018 年)	令和 1 年 (2019 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和7年 (2025年)	(2040年)
認知症 高齢者数	3,135	3,126	3,209	3,345	3,481	3,618	3,890	3,585

資料: 各年 10 月 1 日現在

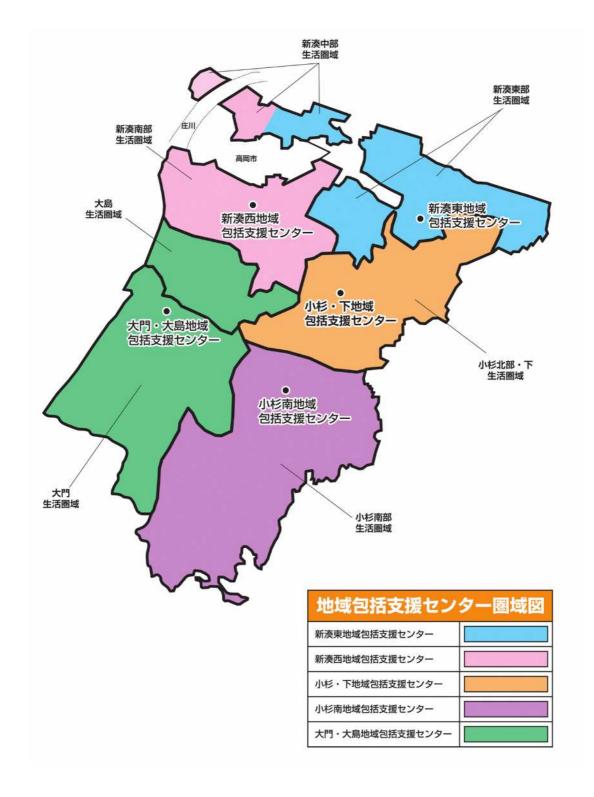
(平成30年と令和1年は9月末実績。令和2年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)の75歳以上人口を基に算出)



2 日常生活圏域の設定

日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情に加え、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備その他の社会的条件等を総合的に考慮し、以下の7圏域を定めています。

また、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らしていけるよう総合相談窓口として、 地域包括支援センターを市内5か所に設置しています。



日常生活圏域の状況

E	日常生活圏域	地域
	新湊中部	庄西町、港町、庄川本町、本町、放生津町、中央町、桜町、西新湊、三日曽根、 善光寺、緑町、立町、八幡町、中新湊、二の丸町、越の潟町、海王町
	新湊南部	塚原地区、作道地区
	新湊東部	片口地区、堀岡地区、海老江地区、本江地区、七美地区
	小杉北部・下	三ケ地区、戸破地区、大江地区、下地区
	小杉南部	橋下条地区、金山地区、黒河地区、池多地区、太閤山地区、 中太閤山地区、南太閤山地区
	大門	大門地区
	大島	大島地区

地域包括支援センター一覧

地域包括支援 センター名	所在地	電話番号 Fax 番号	担当地区
新湊西	朴木 2 1 1 番地 1 (射水万葉苑内)	83-7171 82-8283	庄西町、港町、庄川本町、本町、放生津町、中央町、桜町、西新湊、三日曽根、 善光寺、緑町、塚原地区、作道地区
新湊東	七美 891 番地 (七美ことぶき苑内)	86-2125 86-2960	立町、八幡町、中新湊、二の丸町 越の潟町、海王町、片口地区、堀岡地区、 海老江地区、本江地区、七美地区
小杉・下	大江 333 番地 1 (大江苑内)	55-8217 55-5885	三ケ地区、戸破地区、大江地区、下地区
小杉南	中太閤山 18 丁目 1 番地 2 (太閤の杜内)	56-8725 56-8231	橋下条地区、金山地区、黒河地区 池多地区、太閤山地区、中太閤山地区、 南太閤山地区
大門・大島	中村 20 番地 (こぶし園内)	52-0800 52-6800	大門地区、大島地区

3 アンケート調査結果の概要

(1)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

65 歳以上の高齢者の日常生活や健康づくり、社会参加等に係る現状と今後の活動意向や施策の認知度等を把握することを目的とし、次のとおり実施しました。

調査対象	要介護認定を受けている方を除く市内在住の 65 歳以上の方
配布数	5,000 人を無作為抽出
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和 2 年 1 月 23 日 ~ 2 月 6 日

配布数	回収数	有効回収数		
5,000人	3,736 人 (回収率 74.7%)	3,736 人 (回収率 74.7%)		

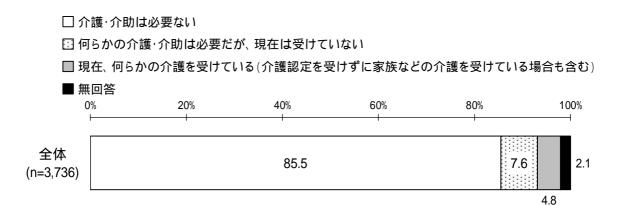
<結果をみる際の注意>

- ・回答項目の比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出している ため、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答については、合計が100.0% を超える場合があります
- ・図表中の「n = 」とは、集計対象者総数(又は分類別の該当対象者数)を示しています。

<調査結果の概要>

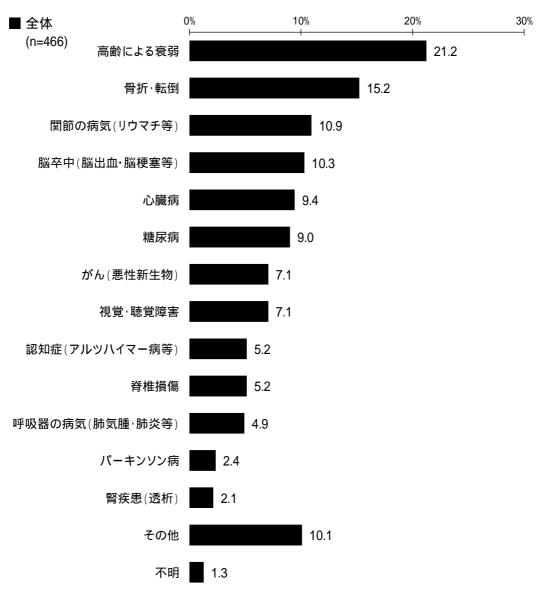
介護・介助の必要性

介護・介助の必要性については、全体では「介護・介助は必要ない」の割合が 85.5%で最も高く、8 割半ばを占めています。次いで「何らかの介護・介助は必要だが、現在は受けていない(介護認定を受けずに家族などの介護を受けている場合も含む)」(7.6%)「現在、何らかの介護を受けている」(4.8%)の順となっています。



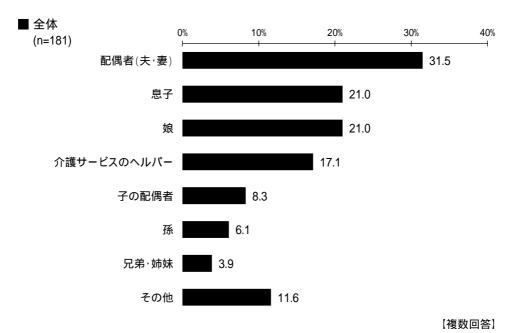
介護・介助が必要になった原因

介護・介助が必要になった原因については、全体では「高齢による衰弱」の割合が 21.2% で最も高く、次いで「骨折・転倒」(15.2%)、「関節の病気(リウマチ等)」(10.9%) などの順となっています。



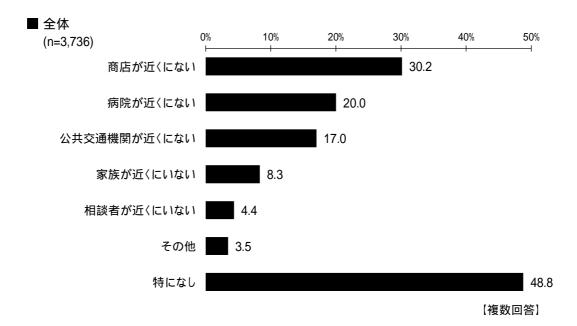
主な介護・介助者

介護・介助者については、全体では「配偶者(夫・妻)」の割合が31.5%で最も高く、次いで「息子」「娘」(同率21.0%)、「介護サービスのヘルパー」(17.1%)などの順となっています。



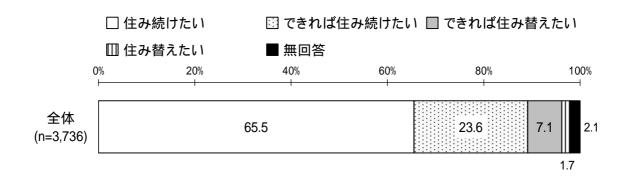
住んでいて困っていること

住んでいて困っていることについては、全体では「商店が近くにない」の割合が 30.2%で最も高く、次いで「病院が近くにない」(20.0%)、「公共交通機関が近くにない」(17.0%)などの順となっています。なお、「特になし」は 48.8% となっています。



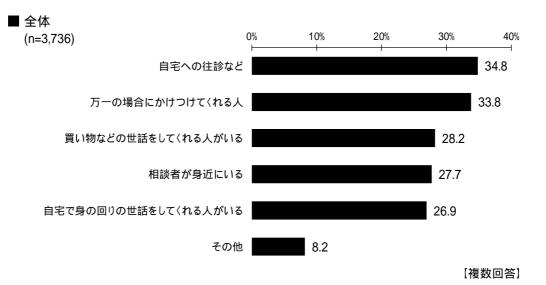
定住意向

定住意向については、全体では「住み続けたい」の割合が 65.5%で最も高く、次いで「できれば住み続けたい」(23.6%)、「できれば住み替えたい」(7.1%)などの順となっています。



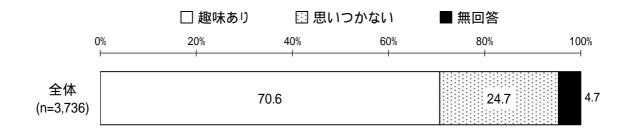
定住に必要な環境

定住に必要な環境については、全体では「自宅への往診など」の割合が34.8%で最も高く、次いで「万一の場合にかけつけてくれる人」(33.8%)、「買い物などの世話をしてくれる人がいる」(28.2%)などの順となっています。



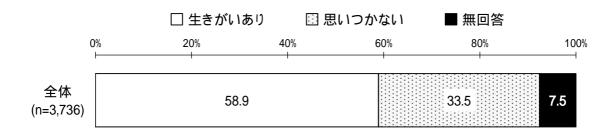
趣味の有無

趣味の有無については、全体では「趣味あり」の割合が 70.6%で、「思いつかない」(24.7%) を上回っています。



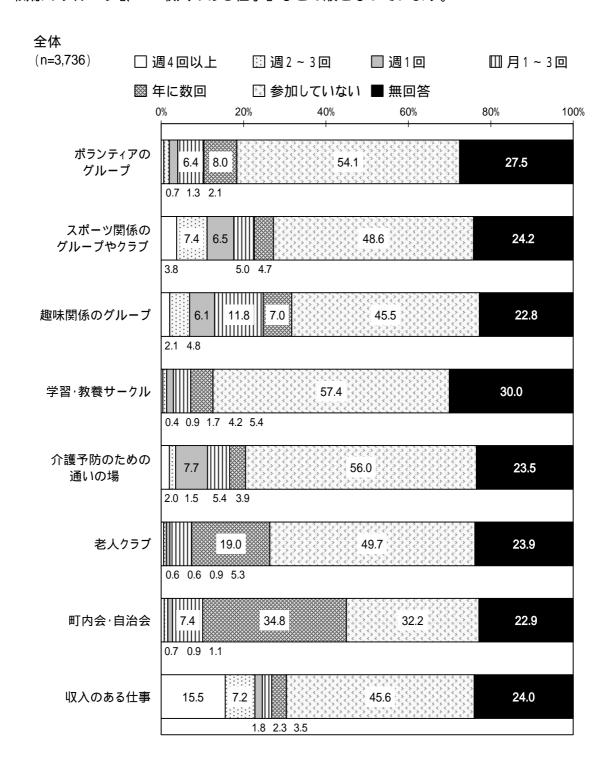
生きがいの有無

生きがいの有無については、全体では「生きがいあり」の割合が 58.9%で、「思いつかない」(33.5%)を上回っています。



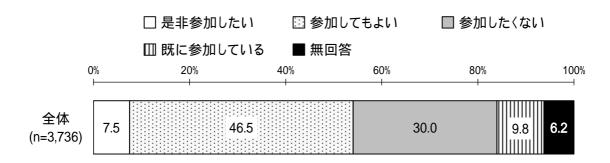
地域活動への参加状況

地域活動への参加状況については、『 町内会・自治会』は「年に数回」、それ以外の会・グループは「参加していない」の割合がそれぞれ最も高くなっています。「年に数回」以上に回答した"参加している"の割合をみると、『 町内会・自治会』が最も高く、次いで『 趣味関係のグループ』。『 収入のある仕事』などの順となっています。



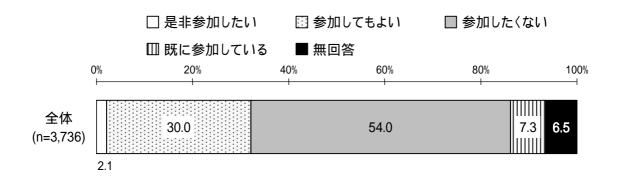
地域活動へ参加者としての参加意向

地域活動へ参加者としての参加意向については、全体では「是非参加したい」(7.5%)と「参加してもよい」(46.5%)を合わせた"参加意向あり"の割合が54.0%で、「参加したくない」(30.0%)を上回っています。なお、「既に参加している」の割合は9.8%となっています。



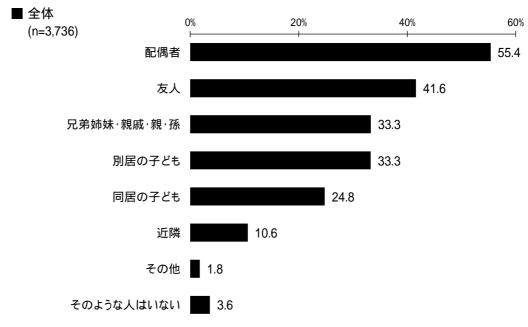
地域活動へ企画・運営としての参加意向

地域活動へ企画・運営としての参加意向については、全体では「参加したくない」の割合が54.0%で、「是非参加したい」(2.1%)と「参加してもよい」(30.0%)を合わせた"参加意向あり"(32.1%)を上回っています。なお、「既に参加している」の割合は7.3%となっています。



心配事や愚痴を聞いてくれる人

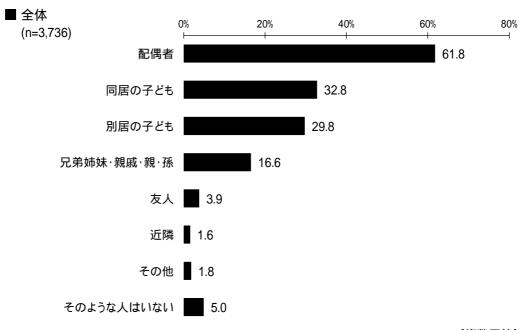
心配事や愚痴を聞いてくれる人については、全体では「配偶者」の割合が 55.4%で最も高く、次いで「友人」(41.6%)、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」「別居の子ども」(同率 33.3%) などの順となっています。



【複数回答】

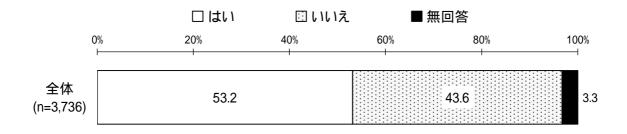
看病や世話をしてくれる人

看病や世話をしてくれる人については、全体では「配偶者」の割合が 61.8%で最も高く、次いで「同居の子ども」(32.8%)「別居の子ども」(29.8%)などの順となっています。



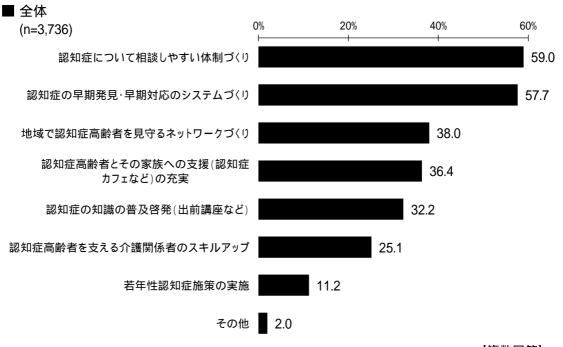
地域包括支援センターの認知

地域包括支援センターの認知については、全体では「はい」の割合が 53.2%で、「いいえ」 (43.6%)を上回っています。



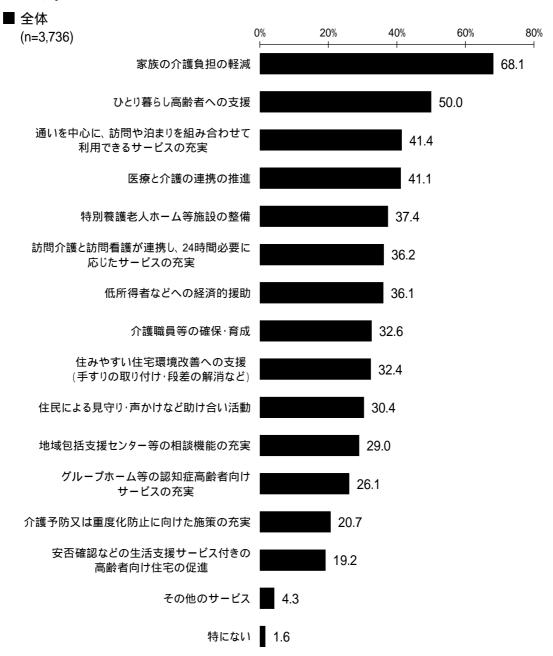
認知症の人が地域で暮らしていくために必要な支援

認知症の人が地域で暮らしていくために必要な支援については、全体では「認知症について相談しやすい体制づくり」の割合が 59.0%で最も高く、次いで「認知症の早期発見・早期対応のシステムづくり (57.7%)「地域で認知症高齢者を見守るネットワークづくり (38.0%)などの順となっています。



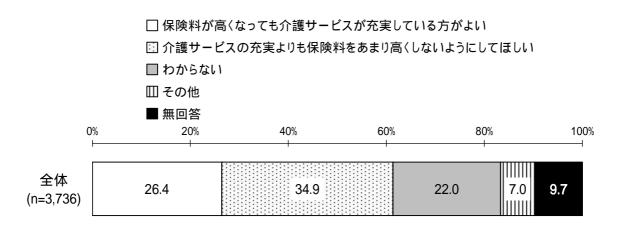
高齢者保健福祉施策で市が力を入れていくべきもの

高齢者保健福祉施策で市が力を入れていくべきものについては、全体では「家族の介護負担の軽減」の割合が 68.1%で最も高く、次いで「ひとり暮らし高齢者への支援」(50.0%)、「通いを中心に、訪問や泊まりを組み合わせて利用できるサービスの充実」(41.4%) などの順となっています。



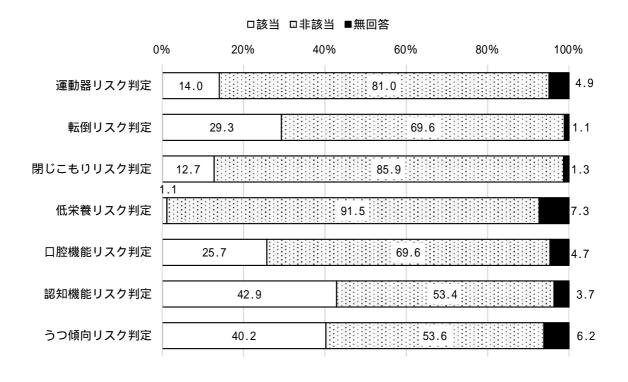
今後の保険料について

今後の介護保険料については、全体では「介護サービスの充実よりも保険料をあまり高くしないようにしてほしい」の割合が34.9%で最も高く、次いで「保険料が高くなっても介護サービスが充実している方がよい(26.4%)「わからない(22.0%)などの順となっています。



生活機能リスク判定

各リスク判定について30%を超えているのは、「認知機能リスク判定」と「うつ傾向リスク判定」となっています。また、「転倒リスク判定」もほぼ30%となっています。



<調査結果からの課題>

- 1 高齢による衰弱により介護が必要になった方が多いことから、フレイル予防が重要です。
- 2 主な介護者は配偶者や息子や娘に多いことから、家族(介護・介助者)への支援の充実と介護負担の軽減が求められます。
- 3 現在の場所に住み続けるにあたり必要な環境は、自宅への往診や万が一の場合にかけつけてくれる人がいることなどとなっていることから、かかりつけ医を持つことや医療・介護連携の強化、ケアマネジャー等とのつながりを持つことなどが重要です。
- 4 趣味や生きがいが思いつかない人に対するきっかけの提供、地域活動への参加を促すなど、生活の充実や他者とのかかわりを図っていくことが必要です。
- 5 心配事や愚痴を聞いてくれる人や看病や世話をしてくれる人がいない人に対する支援が重要です。
- 6 認知症の人が地域で暮らしていくために必要と思われている、相談しやすい体制や早期発見・早期対応のシステムを構築し、充実していくことが重要です。

(2)在宅介護実態調査

在宅で生活をしている要介護認定を受けている方と、主な介護者の方を対象として、サービス利用の実態やニーズの所在を把握することを目的とし、次のとおり実施しました。

調査対象	要介護1から5の認定を受けている方
配布数	600 人
調査方法	調査員による聞き取り調査
調査期間	令和 2 年 1 月 23 日 ~ 4 月 30 日

配布数	回収数	有効回収数	
600 人	600 人	600 人	
	(回収率 100.0%)	(回収率 100.0%)	

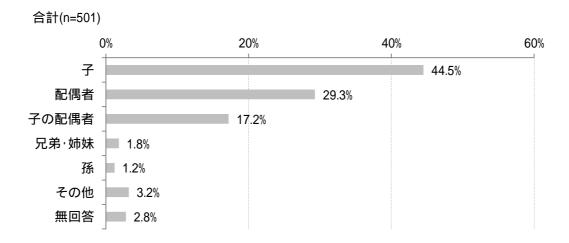
<結果をみる際の注意>

- ・回答項目の比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出している ため、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答については、合計が100.0% を超える場合があります
- ・図表中の「n = 」とは、集計対象者総数(又は分類別の該当対象者数)を示しています。

<調査結果の概要>

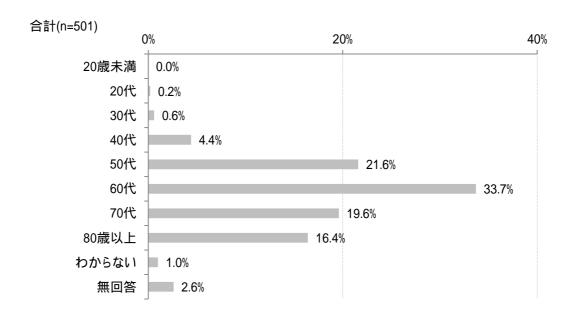
主な介護者の本人との関係

主な介護者は「子」の割合が 44.5%と最も高く、次いで「配偶者」(29.3%)、「子の配偶者」 (17.2%)などの順となっています。



主な介護者の年齢

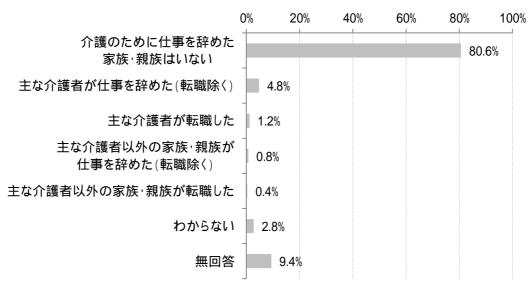
主な介護者の年齢は、「60 代」が33.7%で最も高く、次いで「50 代」(21.6%)「70 代」 (19.%)などの順となっています。



介護のための離職の有無

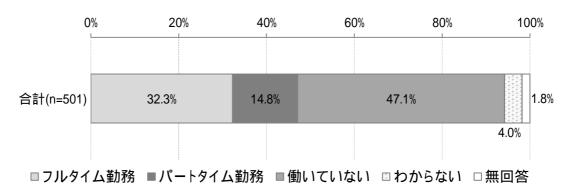
介護のための離職の有無は、「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が80.6%で最も高くなっています。主な介護者が仕事を辞めた割合は4.8%となっています。





主な介護者の勤務形態

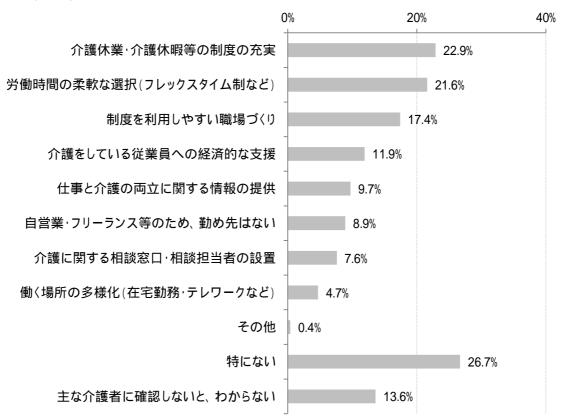
主な介護者の勤務形態は、「働いていない」の割合が47.1%で最も高く、次いで「フルタイム勤務」(32.3%)、「パートタイム勤務」(14.8%)などの順となっています。



就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援

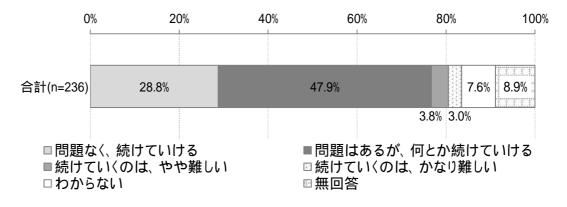
就労の継続に向けて効果的であると考えられる勤め先からの支援は、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」の割合が 22.9%で最も高く、次いで「労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)」(21.6%)「制度を利用しやすい職場づくり」(17.4%)などの順となっています。また、「特にない」が 26.7%となっています。

合計(n=236)



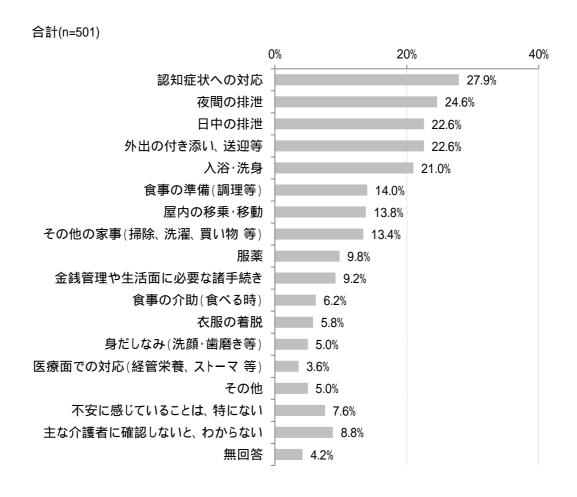
主な介護者の就労継続の可否に係る意識

主な介護者の就労継続の可否に係る意識は、「問題はあるが、何とか続けていける」の割合が 47.9%と最も高く、次いで「問題なく、続けていける」(28.8%)などの順となっています。



今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護

今後の在宅生活の継続に向けて、主な介護者が不安に感じる介護は、「認知症状への対応」の割合が27.9%と最も高く、次いで「夜間の排泄」(24.6%)、「日中の排泄」と「外出の付き添い、送迎等」がともに22.6%となっています。



<調査結果からの課題>

- 1 主な介護者は子や配偶者であり、介護者の年齢が 50 代~70 代でほぼ 20%を超えていることから、在宅介護の負担軽減と介護者のリフレッシュの充実が求められます。
- 2 介護が理由で離職した方がゼロになるよう、離職防止に向けた取組の促進が重要です。
- 3 就労の継続に向けては、介護休業や介護休暇等の制度の充実やフレックスタイム制などの 労働時間の柔軟な選択、また、制度を利用しやすい職場づくりが効果的な支援と考えられ ています。
- 4 在宅生活の継続に向けて介護者が不安に感じていることとして、認知症状への対応、日中や夜間の排泄、外出の付き添い・送迎等であることから、不安を軽減できる支援の提供が重要です。

(3)事業者調査

サービス提供者の実態・意向等を確認することを目的とし、次のとおり実施しました。

調査対象	市内サービス事業者
配布数	167 件
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	令和2年4月1日~4月17日

配布数	回収数	有効回収数	
167 件	122 件	122 件	
	(回収率 73.1%)	(回収率 73.1%)	

< 結果をみる際の注意 >

- ・回答項目の比率はすべて百分率(%)で表し、小数点以下第2位を四捨五入して算出している ため、合計が100.0%にならない場合があります。また、複数回答については、合計が100.0% を超える場合があります
- ・図表中の「n = 」とは、集計対象者総数(又は分類別の該当対象者数)を示しています。

<調査結果の概要>

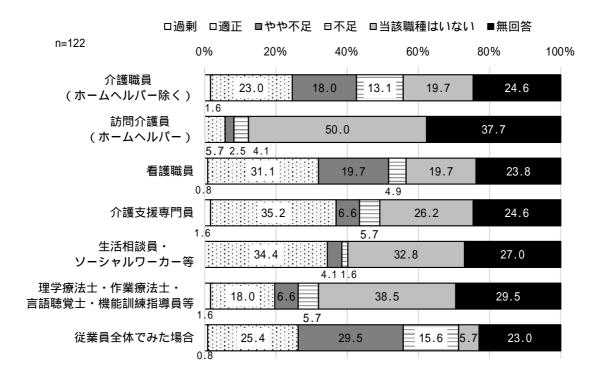
令和元年度の職員

令和元年度の退職者数は合計で 159 人、平均すると 1.3 人となっています。また、新規採用者数の互恵は 146 人で、平均すると 1.2 人となっています。

	合計人数	平均人数	最少人数	最大人数
退職者	159 人	1.3人	0人	10 人
新規採用者	146 人	1.2人	0人	9人

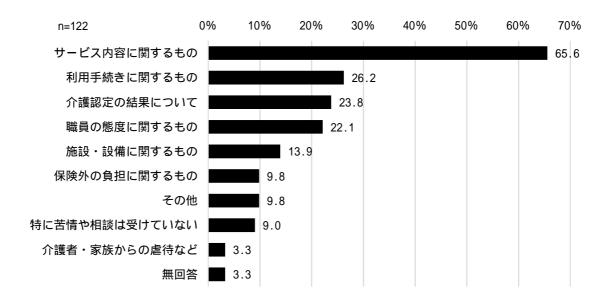
職員の充足状況

職員の充足状況について、「当該職種はいない」を除くと、「適正」の割合がどの職種も高くなっています。「不足」と「やや不足」を足した"不足"の割合が最も高い職種は介護職員(ホームヘルパー除く)の31.0%となっています。



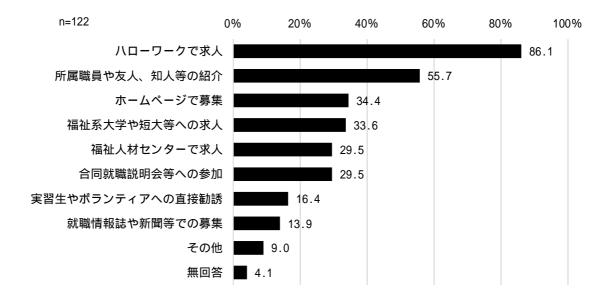
利用者や家族からの相談・苦情内容

利用者や家族からの相談や苦情内容は、「サービス内容に関するもの」が65.6%と最も高く、次いで「利用手続きに関するもの」(26.2%)、「介護認定の結果について」(23.8%)などの順となっています。



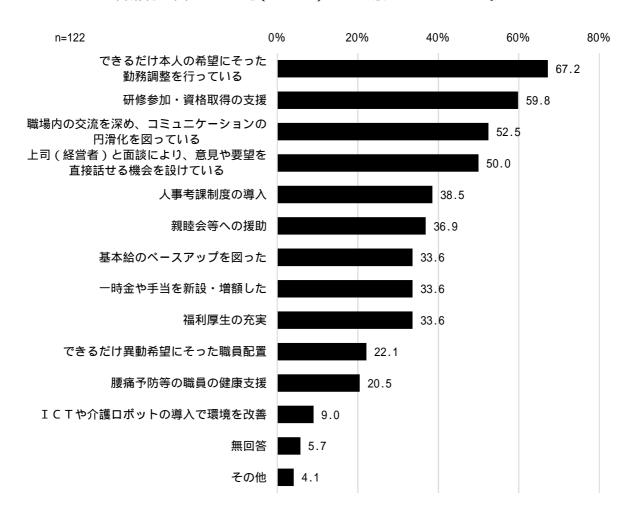
人材確保のために実施している取組

人材確保のためには、「ハローワークで求人」が86.1%と最も高く、次いで「所属職員や友人、知人等の紹介」(55.7%)「ホームページで募集」(34.4%)などの順となっています。



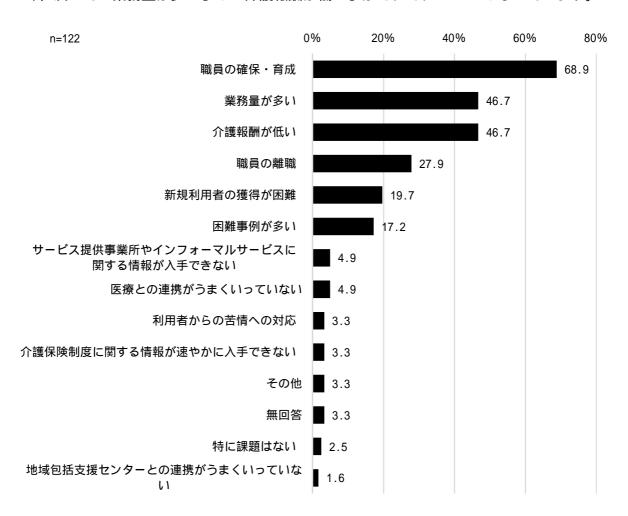
人材定着のために実施している取組

人材定着のためには、「できるだけ本人の希望にそった勤務調整を行っている」が67.2%と最も高く、次いで「研修参加・資格取得の支援」(59.8%)、「職場内の交流を深め、コミュニケーションの円滑化を図っている」(52.5%)などの順となっています。



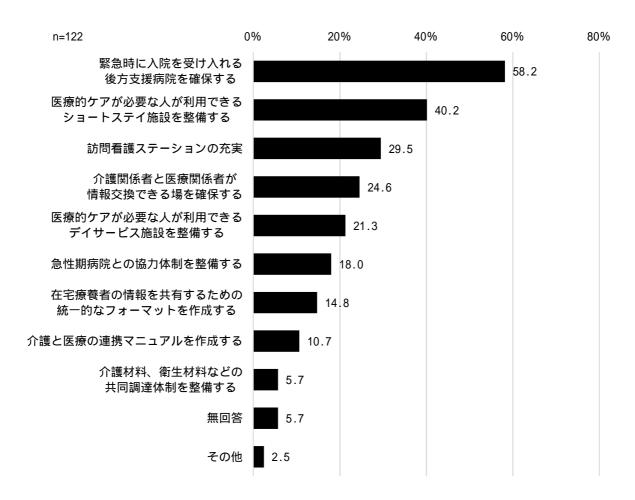
事業を展開するうえで、課題として感じること

事業を展開するうえで、課題として感じることは、「職員の確保・育成」が 68.9%と最も高く、次いで「業務量が多い」と「介護報酬が低い」がそれぞれ 46.7%となっています。



在宅療養支援の促進のために事業所・医療機関・行政が必要な取組

在宅療養支援の促進のために事業所・医療機関・行政が必要な取組は、「緊急時に入院を受け入れる後方支援病院を確保する」が 58.2%と最も高く、次いで「医療的ケアが必要な人が利用できるショートステイ施設を整備する (40.2%) 「訪問看護ステーションの充実 (29.5%) などの順となっています。



<調査結果からの課題>

- 1 令和元年度の施設の職員は退職者の方が新規採用者より多くなっており、職種別にみると 介護職員が不足している傾向があるため、介護職員等の不足しがちな職種に焦点を絞った 人材の確保方策が求められます。
- 2 利用者や家族からの相談は、「サービス内容に関するもの」が 65.6%と他の項目に比べ圧倒的に高くなっています。サービスの質の向上のほか、事前のサービス内容の周知や接遇の向上など、相談・苦情内容を有効に活用していく必要があります。
- 3 人材の確保については、「ハローワークで求人」「所属職員や友人、知人等の紹介」が高くなっており、人材の定着については「できるだけ本人の希望にそった勤務調整を行っている」「研修参加・資格取得の支援」「職場内の交流を深め、コミュニケーションの円滑化を図っている」などで 50%を超えています。ハローワークと縁故による採用以外の方策の拡充や、就職する利点等についてアピールしていくことが求められます。
- 4 事業を展開するうえでの課題についても「職員の確保・育成」が 68.9%と最も高くなっており、最も重要視すべき課題となっています。また、「業務量が多い」と「介護報酬が低い」も 46.7%となっており、業務量を減らす取組や介護報酬についても何らかの対策を講じることが求められています。
- 5 在宅療養支援の促進には、緊急時に受け入れ態勢の確保のほか、医師・看護師・医療ソーシャルワーカー・リハビリテーション専門職等の医療職やケアマネジャー・介護サービス事業所等、医療や介護にかかわる多職種間の有機的な連携が不可欠であり、今後更に強化していくことが重要です。

第 3 章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

健康寿命の延伸は、あらゆる市民の究極的な願いであると同時に、介護保険制度をはじめとする 我が国の社会保障制度そのものの持続可能性が懸念されている今日、その社会的意義はますます高 まっています。

また、高齢者の方々が、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、「地域包括ケアシステム」の構築はもとより、これを更に深化・推進し、誰もが役割を持ち、支え合いながら、高齢者を取り巻く複合化・複雑化した諸課題に対し、他人事ではなく我が事として、縦割りではなく丸ごと解決していくための、地域共生社会の実現が求められています。

このことを踏まえ、本計画では、

みんなが活躍し ともに支え合う 自分らしく安心して暮らせるまち 射水 ~地域共生社会の実現に向けて~

を基本理念に掲げ、以下の5つの基本目標の達成に向け、着実に施策を展開していくこととします。

2 基本目標

基本理念に基づき、誰もが地域の担い手となり支え合いながら、みんなが自分らしくいきいきと 安心して暮らすことができるよう、本計画の基本目標を次のように設定します。

1

健康づくりと介護予防の推進

地域住民の健康づくり・介護予防に係る取組を支援するとともに、疾病の早期発見・早期治療による重症化予防施策を推進します。また、施策をより効果的・効率的に進めるため健康づくりと介護予防を一体的に行うなど、市民と行政が力を合わせて健康寿命の延伸に取り組みます。

2 社会参加の推進と生きがいの創出

高齢になっても役割を持ち、社会に貢献することが生きがいの創出につながります。意欲ある 高齢者が様々なフィールドで自分らしく活躍できるよう、各種団体と連携した生きがいづくりを 推進します。

在宅生活を支援する取組の充実

3

ボランティアや民間事業者等と連携し、多様な生活支援サービスを効果的かつ効率的に提供できる体制を整備と充実を図ります。

併せて、住宅のバリアフリー化への支援や防犯・防災体制の充実や感染症への対策も含め、高齢者が在宅で安心して暮らすことのできる環境づくりを推進します。

4 支え合いみんながつながる社会の推進

地域包括支援センターの一層の機能強化を図るとともに、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、高齢者を取り巻く複合化・複雑化した様々な課題に対し、我が事として取り組み、 様々な資源を用いて解決していくための体制づくりを推進します。

併せて、医療と介護の連携、認知症対策の強化に取り組みます。

5 介護サービス基盤の充実

介護保険事業の適正運営を通じ、市民からより信頼される保険者を目指すとともに、必要な介護サービスを安心して受けられるようサービス基盤の充実を図ります。

また、介護人材の確保に向けた取組を進めるとともに、事業所が行う人材育成の支援に努めます。

3 計画の体系図

基本理念

みんなが活躍し ともに支え合う自分らしく安心して暮らせるまち 射水 ~地域共生社会の実現に向けて~

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

基本施策(1)健康づくりの推進

- ア 生活習慣病の発症予防と重症化予防
- イ 特定健診、健康診査、がん検診の受診率向上
- ウ 運動習慣の普及啓発
- エ 健康的な食習慣の普及啓発
- オ 口腔機能の維持向上
- カ こころの健康に関する知識の普及啓発
- キ 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

基本施策(2)介護予防の推進

- ア 介護予防対象者の把握
- イ 自主的・総合的な介護予防の推進
- ウ 地域ぐるみの介護予防活動の支援

基本目標2 社会参加の推進と生きがいの創出

基本施策(1)交流の促進

- ア 高齢者レクリエーション、スポーツの推進
- イ 世代を超えたふれあいづくり

基本施策(2)活躍する場の確保

- ア 自主的な社会貢献活動の促進
- イ 老人クラブ活動への支援
- ウ シルバー人材センターの運営支援
- エ 豊かな経験や高い能力を生かす雇用の促進

基本目標3 在宅生活を支援する取組の充実

基本施策(1)生活の維持・向上

- ア 在宅生活の支援
- イ 精神的・経済的負担の軽減
- ウ 生活を支援する施設の活用
- エ 住宅改修指導の推進

基本施策(2)安心・安全の推進

- ア 高齢者の見守り活動の推進
- イ 防犯・交通安全対策の推進
- ウ 防災対策の推進
- エ 感染症対策の推進

基本目標4

支え合いみんながつながる社会の推進

基本施策(1)自立支援・重度化防止の推進

ア 地域ケア会議の定着・充実

基本施策(2)在宅医療と介護連携の推進

- ア 地域資源の把握
- イ 課題の抽出と対応策の検討
- ウ 切れ目のないサービス提供体制の構築推進
- エ 相談支援体制の充実
- オ 市民への普及啓発
- カ 情報の共有支援
- キ 研修会の開催

基本施策(3)認知症の人と家族への支援の強化

- ア 認知症に関する理解促進
- イ 早期発見・早期対応システムの充実
- ウ 認知症の人とその家族への支援
- エ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援

基本施策(4)高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

- ア 高齢者虐待と権利擁護に対する意識啓発
- イ 高齢者虐待の早期発見・早期対応の推進
- ウ 成年後見制度の利用支援と市民後見人の育成支援
- エ 消費者被害の防止

基本施策(5)地域共生社会構築の推進

- ア 地域支え合いネットワーク事業の推進
- イ 共生社会の構築
- ウ 地域包括支援センターの体制・機能強化

基本目標5

介護サービス基盤の充実

基本施策(1)介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み

- ア 居宅サービス
- イ 介護予防サービス
- ウ 地域密着型サービス
- エ 地域密着型介護予防サービス
- オ 施設サービス
- カ リハビリテーション指標の設定

基本施策(2)介護サービスの基盤整備の目標

- ア 居宅サービスの整備
- イ 施設整備等(ア)地域密着型サービス
 - (イ)在宅・施設サービス
 - (ウ) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
- ウ 介護予防・生活支援サービスの体制整備

基本施策(3)人材の確保及び質の向上

- ア 人材の確保・育成への支援・離職防止
- イ 潜在的有資格者等への就業支援
- ウ 富山県事業との連携
- エ 働き先として選ばれる福祉事業所づくりへの支援
- オ 介護予防・生活支援サービス従事者の養成
- カ 認知症の人を支える介護関係者の対応力向上支援
- キ 介護サービスの質的向上

基本施策(4)介護保険制度の適正運営

- ア 円滑な提供体制の整備
- イ 相談・苦情への対応
- ウ 介護保険指定事業者等への指導・監督
- エ 公平かつ適正な認定業務の実施
- オ 介護サービス情報公表システムの活用
- カ 介護保険料の収納率の向上対策の推進
- キ 介護給付適正化への取組

基本施策(5)事業費及び保険料の算定

- ア 第8期介護保険料の状況
- イ 保険料額の算定
- ウ 保険料の段階

第 4 章

施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 健康づくりと介護予防の推進

【現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、「とてもよい」(7.5%)と「まあよい」(71.6%)を合わせた"良好"の割合が79.1%と、主観的な健康状態は良好な方が多くを占めています。

一方、現在治療中又は後遺症のある病気について、「ない」が13.1%であるのに対し、「高血圧」が44.9%を占めており、生活習慣へ留意する必要性が伺えます。

また、近年では健常な状態から要介護状態になるまでに、「フレイル」という中間的な段階を経ていると考えられるようになっており、加齢に伴う筋力の衰えや疲れやすさ、閉じこもり傾向などの年齢を重ねたことで生じやすい衰え全般について、ケアをしていくことが求められます。

高齢者自身が健康増進や生活習慣病の発生予防・重症化予防に向けた意識を持ち、生活の質の 向上や健康寿命を延ばすための健康づくり・介護予防に主体的に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

健康寿命の延伸を目指し、市民一人ひとりが健康づくりに取り組み、それを社会全体で支援するための環境づくりを行うことにより、健康づくりを推進します。

また、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、要介護状態を防ぐためのフレイル予防の3つの柱「栄養・身体活動・社会参加」の重要性を啓発し、介護予防の取組を推進します。

さらに、関係機関との連携を図り、保健事業と介護予防を一体的に行うことで、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を目指します。

基本施策(1)健康づくりの推進

ア 生活習慣病の発症予防と重症化予防

(ア) 生活習慣病の発症予防と重症化予防

がんや糖尿病による死亡率は、県や国に比較し高い状況にあり、特に糖尿病の有所見者や患者数は増加傾向にあります。市民がより健康的な生活習慣を生活に取り入れ、自ら取り組めるよう、8つの行動目標「Let'sトライ!IMIZUSHI健康8」を普及し、健康づくりを支援していきます。また、生活習慣病の早期発見・早期治療に関する知識の普及を図り合併症や症状の進行予防など重症化予防も重視した取組を行います。

イ 特定健診、健康診査、がん検診の受診率向上

生活習慣病の発症及び重症化予防のため、国民健康保険被保険者の特定健康診査、後期高齢者の健康診査の受診率向上を図るとともに、射水市データヘルス計画に基づき、効果的・効率

的に行動変容につながるよう特定保健指導(ハイリスクアプローチ)を実施します。

定期的にがん検診を受けることは、がんの早期発見、早期治療につながるため、より受診しやすい体制を整える(節目・重点年齢への受診費用の助成、夕方検診の実施、特定健康診査との同日検診の実施)など、受診率の向上に努めます。

指標 (単位:%)

				, , ,
受診率	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
特定健康診査(40歳~)	52	54	56	60
胃がん検診(40歳~)	19.1			
子宮がん検診(20歳~)	27.8			
乳がん検診(30歳~)	28.0		標値:50%以	上
大腸がん検診(40歳~)	22.2			
肺がん検診(40 歳~)	22.2			

表中、令和2年度(2020年度)は実績見込値

令和3年度(2021年度)以降は見込値(以下同じ)。

ウ 運動習慣の普及啓発

運動習慣は健康づくりの基本であり生活習慣病予防や介護予防につながるため、「目指そういつもの生活に+10(プラステン)の運動を!」をヘルスボランティアと連携して普及啓発します。

働き盛りから運動への関心を持ち、日常生活に運動を取り入れるきっかけになるよう、広報 やインターネットを利用した情報提供を行います。また、自分に合った運動方法を見つけ運動 するきっかけになるよう、地域で講演会等を開催します。高齢者のフレイルやサルコペニア予 防の運動についても併せて普及します。

エ 健康的な食習慣の普及啓発

健康な食生活を学ぶ機会の提供や食生活改善推進員と連携した事業により、糖尿病、メタボリックシンドローム等の生活習慣病予防や低栄養予防を主としたフレイル予防、介護予防普及 啓発を推進します。

糖尿病、高血圧の治療を受けている方の比率が高いことを踏まえ、食事バランスガイドの活用等によるバランスの良い食習慣の定着、野菜摂取量の増加や食塩摂取量の減少に重点を置いた取組を推進します。

オ 口腔機能の維持向上

口腔機能の低下は口に関する"ささいな衰え"(滑舌低下、食べこぼし、噛めない食品の増加、むせ)から始まり、更には心身の機能低下までにつながります。自分の口の状態に早めに気づけるよう、口腔機能チェックの重要性を啓発し、歯科医療機関などの受診につなげ、「オーラルフレイル」の普及啓発を図ります。

カ こころの健康に関する知識の普及啓発

本市では、自殺者の性別割合は男性が女性の3倍以上であり、特に60歳以上の自殺割合が全体の約5割を占めており、高齢者の孤立化・孤独化の防止や健康不安に対する支援等、こころの健康問題について気軽に相談できるよう、保健センターや地域包括支援センターにおける相談支援体制の充実を図ります。

また、地域で健康づくり事業に取り組んでいるボランティアや高齢者からの悩みや変化に気づきやすい介護支援専門員等を対象としたゲートキーパーの役割を担う人材の育成に取り組み、高齢者のこころのケアを推進します。

こころの悩みを抱える方に対する相談会の開催や地域で健康づくり事業に取り組んでいるボランティアを対象としたゲートキーパーの育成に取り組みます。

キ 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

後期高齢者は、加齢に伴う機能低下や健康状態の悪化、精神・心理的な脆弱性など特有で多様な課題を抱えています。そのような特性を踏まえ、KDBデータに基づき、低栄養の防止や生活習慣病予防などを目的に実施するハイリスク者への個別支援や、フレイル予防講座や健康講座を実施することによる地域の通いの場への積極的な関与など、関係課が連携して保健事業と介護予防等を一体的に実施します。

基本施策(2)介護予防の推進

ア 介護予防対象者の把握

地域包括支援センターが高齢者実態把握調査、地域の集いの場へ出向くこと等により、介護 予防対象者の早期発見に努めます。

また、民生委員や地域住民とも緊密な連携を図り、対象者の把握に努めます。

イ 自主的・総合的な介護予防の推進

自主的な介護予防の取組の重要性について、一般高齢者を対象に出前講座を開催する等啓 発に努めるとともに、認知症の人の増加を見据え、認知症予防や早期発見に向けた出前講座を 積極的に行います。

また、運動・栄養・口腔・認知症予防を組み合わせた総合的な介護予防教室や、うつ・閉じこもり予防の教室を開催するほか、リハビリテーション専門職の関与による介護予防に取り組みます。

さらに、公園の整備とともに新たに健康器具を設置するなど、気軽に出かけて自然に健康になれる環境を創出します。その中で適切な運動習慣を獲得できるような健康増進事業の推進に努めます。

指標 (単位:回)

介護予防普及啓発事業	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
出前講座等(実施回数)	60	105	110	115
介護予防教室 (実施回数)	20	40	45	50
運動機能向上体操教室 (実施回数)	80	104	104	104
うつ・閉じこもり予防教室(実施回数)	20	30	30	30

^{*}令和2年度の実績見込み回数は新型コロナウイルス感染症の影響により予定開催数を下回っています。

ウ 地域ぐるみの介護予防活動の支援

サロン活動やきららか射水 100 歳体操を継続して実践するグループづくりの支援を行い、 歩いて行ける身近な場所で誰でも参加でき、週 1 回程度集まる住民主体の集いの場の普及を 目指します。

きららか射水 100 歳体操については、新たに取り組むグループに対し体操指導や体力測定などを行うほか、既存グループに対しては、リハビリテーション専門職が体操指導等で関与することにより、効果がより実感でき、モチベーションアップにつながるよう取組の継続を支援します。

また、地域支え合い講演会や研修を通じてボランティア(住民サポーター)の養成を図るなど、地域の主体的な介護予防活動を支援します。

指標 (単位:グループ、人)

地域通いの場 実施活動		令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
サロン活動	グループ数	84	85	85	85
リログ心動	参加者数	2,290	2,300	2,300	2,300
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	グループ数	140	155	170	185
きららか射水 100 歳体操	参加者数	2,000	2,225	2,450	2,675
合計	グループ数	224	240	255	270
	参加者数	4,290	4,525	4,750	4,975

指標 (単位:人)

住民サポーター	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
講演会(参加者累計)	690	810	930	1,050
研修(参加者累計)	240	270	300	330

基本目標2 社会参加の推進と生きがいの創出

【現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域活動への参加状況について「参加していない」が多くを占める一方、趣味等のグループ活動については、54.0%方が参加者としての参加意向を示し、32.1%の方が企画・運営への参加意向を示しています。

また、これまで培われてきた豊かな経験や能力などを地域活動に生かすことのできる機会を増やすなど、社会参加を促すための様々な機会やきっかけの提供を増やすことが重要です。

具体的な活動を行うことにより、社会参加や生きがい創出の契機とし、地域における支え合い や連携の基盤が強固になることも期待されます。

【施策の方向性】

高齢者の社会参加を図るため、高齢者レクリエーションやスポーツ環境の充実や世代間交流の 促進など、参加者自身が楽しめ、健康の維持・向上にも寄与できるよう、他者との交流の機会を 提供します。

また、シルバー人材センターにおけるマッチングや高齢者の就業の場の確保や就労的活動支援 コーディネーター設置の検討など、これまでの経験を生かすことができ、生きがいの創出にもつ ながるよう、取組を推進します。

基本施策(1)交流の促進

ア 高齢者レクリエーション、スポーツの推進

認知症予防や健康づくりだけでなく、仲間づくりや生きがいにつながることから、囲碁・将棋や健康マージャン、パークゴルフやカローリングなどの高齢者レクリエーションやスポーツに親しめる環境の充実に取り組みます。

イ 世代を超えたふれあいづくり

孫などかけがえのない家族や地域の子どもたちとのふれあいは、幸福感をもたらすとともに生きがいにつながることから、「孫とおでかけ支援事業」や「じいちゃんばあちゃんの孫育て談義」等、地域における三世代交流事業を通じ、ふれあいの機会が増えるよう取組を推進するとともに、生涯学習への参加促進を図ります。

基本施策(2)活躍する場の確保

ア 自主的な社会貢献活動の促進

高齢者が地域や社会の一員として、豊かな地域社会づくりに貢献できるよう、ボランティア 団体とのマッチングの場を設けるとともに、ボランティア活動に対するモチベーションの維持・向上につながる取組を検討するなど、一層の社会参加を促進します。

イ 老人クラブ活動への支援

地域での健康づくり活動に加え、介護予防や認知症予防に向けた活動を展開できるよう、老人クラブ活動の活性化を支援します。

ウ シルバー人材センターの運営支援

高齢者の能力や経験を生かした就業の場や活躍する機会の確保を図るため、シルバー人材センターの運営を支援します。

定年退職後の再雇用の広がりとともに、人材の確保が困難となっていることから、会員数の 増加を図るとともに、より生産性の高い新たな事業(介護予防・日常生活支援総合事業など) への参入を促します。

エ 豊かな経験や高い能力を生かす雇用の促進

労働力不足が深刻化する中、高齢者が豊富な知識や技術を生かして、社会の活力維持に貢献 することが求められています。

このことを踏まえ、商工団体、職業安定所等と連携し、高齢者雇用に係る事業所向けの助成制度の周知に努めるなど、元気で働く意欲のある高齢者の就業の場の確保を図るとともに、高齢者の学び直し(リカレント教育)への支援を検討します。

基本目標3 在宅生活を支援する取組の充実

【現状と課題】

本市の「一般世帯総数」に対する「65 歳以上の高齢者のいる世帯」の割合は 51.5%と半数を超え、そのうち「ひとり暮らし世帯」及び「高齢者夫婦のみの世帯」がそれぞれ約 20%を占めており、老老介護や認認介護の増加が懸念されます。

また、現在の場所に住み続けるのに必要な環境は、「万一の場合にかけつけてくれる人」が33.8%、「買い物などの世話をしてくれる人がいる」が28.2%などと、周囲からのサポートが重要となってきていることが示されています。

今後、こうした要援護性の高い世帯の更なる増加が見込まれることや在宅での生活を希望する 人が増えてきていることから、日常生活を送る上での支援や負担の軽減のほか、あらゆる高齢者 が安心して過ごすことができるよう、見守り等の必要性が高まっています。

【施策の方向性】

日常生活の維持・向上を図るため、ボランティアや民間事業者等と連携し、ニーズに合ったき め細かな生活支援サービスの効果的・効率的な提供に努めます。

また、住み慣れた住まいのバリアフリー化等を支援するとともに、防犯の充実を図るなど、高齢者がいつまでも安心して在宅で暮らすことのできる環境づくりを推進します。

さらに近年では毎年のように地震や豪雨等による災害が発生しており、本市においても大規模 災害の発生に備えていくことが重要なことから、防災の備えについて促進していきます。また、 令和2年1月頃から国内でも感染が確認された新型コロナウイルスは、現在でも完全な収束が難 しい状況です。今後も新たな感染症が出てくることも予測される中、少しでも感染拡大を防止で きるよう、感染症対策を進めていきます。

基本施策(1)生活の維持・向上

ア 在宅生活の支援

介護が必要になっても自宅や住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、在宅での 生活を支援する各種サービスを実施します。

事業名	事業の概要等
配食みまもりサービス事業	民間事業者と連携し、ひとり暮らし高齢者の安否確認と食の確保を目 的として、栄養のバランスのとれた食事を配達します。
寝具丸洗い乾燥事業	寝具類の衛生管理が困難な寝たきり高齢者等のいる世帯に対し、清潔で快適な生活を送るための支援として、寝具の洗濯、乾燥等のサービスを 実施します。
寝たきり高齢者等おむつ 支給事業	在宅の寝たきり高齢者等で、常時おむつを使用している要介護高齢者 に紙おむつ等を支給します。 なお、受益者負担の適正化及び経費の節減を図るため支給要件等を検 討します。

事業名	事業の概要等
高齢者が住みよい住宅改 善支援事業	介護が必要になっても在宅での生活の継続を図るため、所得税非課税 世帯の高齢者を対象に、住宅のバリアフリー工事に伴う費用の助成を行 います。
バリアフリー化の推進	バリアフリー法や射水市バリアフリーマスタープランに基づき、公共 施設、歩道及び公共交通機関など、まち全体のバリアフリー化の推進に 努めます。
軽度生活援助事業	除草や除雪等軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を図ります。 なお、介護予防・生活支援サービス事業の提供体制の進展状況を踏まえ、同事業への移行を検討します。
ひとり暮らし高齢者等除 雪助成事業	除雪作業が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等で、所得税 非課税世帯の者に対し、住居の屋根の除雪に要した経費の一部を助成し ます。
外出支援サービス事業	公共交通機関等の利用が困難な高齢者等の外出を支援するためのタクシー券を交付するほか、通院時の送迎を行う移送サービス事業を実施します。
公共交通機関の利便性向 上と利用促進	車の運転に不安を感じる高齢者の増加を見据え、高齢者がより利用し やすい公共交通網の整備に努めます。
訪問理容サービス事業	自ら理容店等で調髪を受けることが困難な高齢者に、居宅での理容サ ービスの利用を支援します。
民間事業者や I o Tを活用した買い物支援	移動販売や宅配等を行う民間事業者の取組を支援するほか、民間事業 者によるIoTを活用したサービスの利用促進を検討します。
高齢者向けスマートフォン使い方教室	高齢者に対し、スマートフォン等の使い方教室を実施し、インターネットや SNS 等の基本的な使い方を研修してIoTを活用したサービスの利用促進を図ります。
ミドルステイ事業	中期にわたり在宅での生活が困難となった高齢者に対し、介護保険のショートステイと合わせ最長3か月間、特別養護老人ホーム等の利用を支援します。 また、地域ケア会議等を活用し、スムーズな在宅復帰につなげます。
節目祝い事業	百歳という節目は、家族や地域においても関心が高く、高齢者の目標ともなっており、市民が長寿を喜び合う契機となるよう、事業の意義について広く周知を図ります。

イ 精神的・経済的負担の軽減

高齢者や介護者の精神的、経済的負担の軽減を図るため、次の事業を実施します。

事業名	事業の概要等
在宅要介護高齢者福祉金 支給事業	要介護4又は要介護5に認定された在宅の高齢者で、本人及び世帯の 生計中心者が一定の所得以下の方に福祉金を支給します。
在宅福祉介護手当支給事業	要介護4又は要介護5に認定された高齢者を同一世帯で介護している 方に対し介護手当を支給します。

事業名	事業の概要等
家族介護支援事業	要介護高齢者を介護する家族に対し、認知症やその他適切な介護知識・技術を習得することを目的とした介護教室や介護者の交流会を開催します。
	また、参加する家族のリフレッシュだけでなく、介護負担の軽減を図る ことができる場となるよう充実した内容の教室・交流会を開催します。
介護休暇制度の普及啓発	介護休暇制度等の周知・広報を図るほか、時短勤務、自宅勤務など、働 き方改革推進の機運を高めます。

ウ 生活を支援する施設の活用

住環境や経済的理由により、在宅での生活が困難な高齢者に対して、養護老人ホームへの入 所措置を行い、社会復帰の促進及び自立のための必要な支援を行います。

エ 住宅改修指導の推進

高齢者向けに居室等の改修を希望する者に対し、住宅改修に関する専門的知識及び技術を有する理学療法士等を派遣し、事前調査及び事後調査を通じて実態を把握しながら、住宅改修に関する相談や助言を行います。

基本施策(2)安心・安全の推進

ア 高齢者の見守り活動の推進

ひとり暮らし高齢者や孤立しがちな高齢者等が安心して生活できるよう、継続的な見守りを実施するネットワークの充実を図ります。

事業名	事業の概要等
高齢福祉推進員設置事業	ひとり暮らし高齢者等で援護を必要とする方に対し、定期的な安否確
	認や見守りを行う高齢福祉推進員を委嘱します。
	また、高齢福祉推進員の担い手が不足している地域があることから、引き続き人材確保に取り組みます。
緊急通報装置貸与事業	ひとり暮らし高齢者が急病又は事故等の緊急時に、迅速かつ適切な対 応を図るため、緊急通報装置を貸与します。
地域見守りネットワーク	高齢者や障がい者など支援を必要とする方の見守り体制を強化するた
事業	め、民間事業者が日常業務中に何らかの異変を察知した場合、速やかに
	市又は関係機関へ連絡・通報します。
	また、既存の加入事業者と定期的な情報交換を行うとともに、新規加 入を促進します。
いのちのバトン普及事業	民生委員や社会福祉協議会、消防等と連携し、救急隊員が必要な情報 を迅速に把握し、救急活動に役立てるための緊急医療情報キット(医療 情報等を収めた筒型の容器)を配置する「いのちのバトン」の普及を図り ます。

事業名	事業の概要等
避難行動要支援者支援事 業	要支援者が災害時等における支援を地域の中で受けられるよう、関係機関と連携し、要支援者の把握や情報の共有に努めます。

イ 防犯・交通安全対策の推進

高齢者が安全・安心な生活が送ることができるよう、警察や関係機関と連携し、次の事業を 実施します。

事業名	事業の概要等
犯罪被害防止のための連 携強化	悪質な訪問販売や特殊詐欺等の犯罪から高齢者を守るため、市広報を通じた情報提供を行うほか、警察や関係機関と連携し、地域ぐるみで被害防止に取り組みます。 また、被害発生時には、民生委員や地域包括支援センターに対し、迅速に情報を提供します。
消費生活に関する啓発・相談	被害防止のための出前講座、老人クラブや地域の行事等における啓発 事業や消費生活相談を実施します。 また、近年、消費者を取り巻く環境が多様化・複雑化していることか ら、関係機関や地域との連携を強化するとともに、高齢者自らが考え行 動し、被害を未然に防ぐ力を養うとともに、被害軽減のための相談窓口 の充実を図ります。
交通安全意識の啓発	高齢者の交通事故を防止するため、老人クラブを対象とした交通安全 教室を開催するとともに、交通安全教室などに参加しない高齢者を含む 市内の全高齢者を対象に反射材を交付するなど、高齢者の交通安全意識 の啓発に努めます。 また、コミュニティバス及びデマンドタクシーの無料乗車証等を交付 するなど高齢者の運転免許自主返納を支援します。

ウ 防災対策の推進

全国各地で地震や風水害などが頻発していることから、平時からの災害に対する備えの重要性が増しています。

市の総合防災訓練や市政出前講座などで住民の防災意識の高揚を図るほか、地域振興会や自主防災組織、介護サービス事業者等が主体となった防災訓練などを通じて、地域の防災力を強化するなど、実際の災害発生を想定した備えを進めます。

事業名	事業の概要等
自主防災組織の育成と防	自主防災組織のリーダー育成のため、県が主催する研修等への積極的な参加を促し、組織の活性化を推進します。
災体制の強化	また、市の総合防災訓練や市政出前講座などでの防災意識の啓発を通じ、住民の防災意識の高揚と災害対策の強化を図ります。

事業名	事業の概要等
要配慮者等の安全確保	自力で避難することが困難な高齢者や障がい者等、要配慮者に向けた 支援体制づくりを推進します。 また、災害時に手助けを必要とする人に対する避難行動要支援者支援 制度の普及啓発を進めます。
事業所等との連携	事業所等と連携し、災害や防災に関する研修や訓練等を行います。
福祉避難所の設置・運営訓 練の実施	災害時に備え、市の総合防災訓練などで福祉避難所の設置・運営訓練 を実施するとともに、関係団体等に対し、福祉避難所に関する知識の普 及啓発に努めます。

エ 感染症対策の推進

近年、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の新しい病原体による新興感染症の発生・感染拡大が起きています。そのため、住民や事業所等に対する予防啓発がこれまで以上に重要となってきています。

事業所等における感染発生時の備え等について定期的に確認するなど、感染の発生を想定しながら事業所等と連携していきます。

また、病原体や環境の変化による再流行についても、対策を進めます。

事業名	事業の概要等
感染症予防の啓発	感染症の発生前、発生時、感染拡大時など、それぞれの発生段階に応じた情報提供を行います。 また、感染症に関する講座の開催など、様々な機会を通じて意識啓発を行います。
事業所等との連携	事業所等と連携し、感染症対策に関する研修や訓練等を行います。 また、感染予防に必要な物資の確認や調達・確保を支援します。
感染症に関する相談	未発生時は健康相談にて随時相談を受けていますが、感染拡大等に応 じて相談体制の強化を行います。

基本目標4 支え合いみんながつながる社会の推進

【現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、地域包括ケアシステムの中核となる地域包括支援センターの認知度は53.2%と、その認知度は半数にとどまっています。

また、今後高齢者の増加に伴い認知症の人の増加も予想されます。認知症に関する相談窓口の認知度は30.2%となっていることや、認知症の人が地域で暮らしていくために必要な支援については、「認知症について相談しやすい体制づくり」が59.0%となっています。

本市が力を入れていくべき施策として、「ひとり暮らし高齢者への支援」が 50.0%、「在宅医療・介護の連携の推進」が 41.1%、「住民による見守り・声かけなど助け合い活動」が 30.4%となっているなど、可能な限り在宅での生活を続けることができるような施策の推進が求められています。

国の方針としても、医療と介護の連携や認知症施策の推進等が求められている中、地域包括ケアとして対応が求められる施策の充実を図り、地域共生社会の構築を目指していくことが求められています。

【施策の方向性】

高齢者やその家族が、地域において安心して日常生活を送ることができるよう、地域包括支援 センターの体制・機能強化と周知を図るとともに、高齢者虐待防止等の施策を推進します。

在宅医療と介護の連携のさらなる推進を図るため、入退院や看取りへの支援や切れ目のないサービス提供体制の構築を引き続き進め、医療と介護の狭間で取り残されないよう支援を行います。 また、認知症の人と家族への支援について、従来は見落とされがちだった認知症の人本人の考えや視点も取り入れながら施策を進めるなど、認知症への理解促進の充実を図ります。

地域の様々な課題等に対しては、保険者機能強化推進交付金等を活用しながら、課題の解決に向けた取組を強化していくなど、地域包括ケアシステムの推進と地域共生社会構築を目指し、今後も取り組んでいきます。

基本施策(1)自立支援・重度化防止の推進

ア 地域ケア会議の定着・充実

高齢になっても住み慣れた地域で尊厳のある生活が継続できるよう、地域包括支援センターが中心となって「地域ケア会議」を開催します。

(ア)個別事例会議

支援が困難なケースに対し、多職種や地域の支援者等により具体的な支援方法を検討し、地域のネットワークを構築します。

(イ)自立支援型ケアマネジメント会議

自立支援に向けたケアプランについて、リハビリテーション専門職を含めた多職種で検討し、ケアマネジメントの質及び高齢者の生活の質の向上を図ります。

(ウ)地域課題会議

地域ごとに開催し、地域の課題を明確化し、地域課題の解決や地域資源の開発などを検討します。

必要に応じて、広域的な支援体制の整備を図る政策提言会議を開催します。

指標 (単位:回)

地域ケア会議	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
個別事例会議実施回数	20	25	30	35
自立支援型ケアマネジメント会議(いみず GENKI にすっぞ!会議・GENKI 式包括会議)実施件数	13	16	16	16
地域課題会議実施回数	20	25	27	27

基本施策(2)在宅医療と介護連携の推進

ア 地域資源の把握

在宅医療・介護連携を推進するため、地域の医療・介護サービス資源の把握・整理を行い、市ホームページ等で公表します。

イ 課題の抽出と対応策の検討

射水市在宅医療・介護連携推進協議会を開催するとともに、「在宅支援ワーキング部会」、「情報共有ワーキング部会」、「普及啓発ワーキング部会」の3つのワーキング部会を設置し、課題の解決に向け、より具体的な対応策を検討します。

ウ 切れ目のないサービス提供体制の構築推進

高齢者の多様なニーズに応じ、一人ひとりの状態に応じて24時間365日の在宅医療・介護サービスを提供できる体制を構築します。

エ 相談支援体制の充実

市地域福祉課に設置してある在宅医療介護連携支援相談窓口において、ケアマネジャーや病院関係者等からの相談支援体制を充実させ、連携を推進します。

オ 市民への普及啓発

在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布など、医療や介護が必要となっても本人、家族の状況に応じて生活の場を選択できるよう普及啓発を行います。

カ 情報の共有支援

地域の医療・介護関係者間で、医療・介護等に関する情報を速やかに共有できるよう、多職 種連携支援システム(ICTツール)の活用を推進します。

キ 研修会の開催

在宅医療・介護連携を推進するため、在宅療養者の看取りや認知症対応力の強化を目的に研修会を実施し、多職種の顔が見える関係づくりを行います。

基本施策(3)認知症の人と家族への支援の強化

ア 認知症に関する理解促進

認知症の人の意思が尊重され、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる地域を目指し、「認知症施策推進大綱」に基づき、認知症への社会の理解を深め、早期診断・早期対応に向けた体制整備及び認知症の人と家族への支援体制を構築します。

(ア)認知症サポーターの養成と普及啓発

地域住民や学校・企業を対象に「認知症サポーター養成講座」を積極的に開催し、認知症 を正しく理解し、認知症の人と家族を手助けする認知症サポーターを養成します。

また、認知症への理解促進等のため、広報いみずや市ホームページ、ケーブルテレビ等を活用するほか、認知症の人本人の視点を反映させた取組を行うなど、認知症への理解を深めるのと同時に、当事者の声を反映させていきます。

指標 (単位:回、人)

認知症サポーター養成講座	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
開催回数	50	50	50	50
参加者数	700	1,400	1,400	1,400
養成者累計人数	14,000	15,400	16,800	18,200

(イ)認知症に関する相談窓口の設置と認知症ケアパスの活用

幅広い年齢層の地域住民が認知症に関する相談ができるよう地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症相談窓口を開設しています。

また、認知症が疑われる人とその家族が「認知症ケアパス」を積極的に活用できるよう認知症に関する情報とともに具体的な相談先や受診先の利用方法等について周知を行います。

イ 早期発見・早期対応システムの充実

(ア)認知症予防に資する可能性のある活動の推進

「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことを目指し、 地域で「きららか射水 100 歳体操」等を行う集いの場を拡充できるよう支援します。

また、地域において「認知症に関する出前講座」等を開催し、本人や家族が小さな異変を感じた際に速やかに相談対応ができるよう認知症の早期発見・早期対応について普及啓発を進めます。

認知症サポート医が行う認知機能検診を地域住民に周知し、軽度認知障害(MCI)の疑いのある人を早期に発見し、適切な対応を行うことで認知症の重症化を予防します。

指標 (単位:%)

認知症予防に資する集いの場の開催	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	(2020 年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
参加率	7.3	7.6	7.9	8.3

(イ)認知症初期集中支援チームの活動の推進

認知症サポート医や専門職(保健師、社会福祉士等)で構成される認知症初期集中支援チームを設置しています。

認知症が疑われ支援が必要な人や家族に対し相談や訪問を集中して行い、早期に医療や介護サービスにつなげるよう、ケアマネジャー、かかりつけ医及び認知症疾患医療センター等と連携し、支援を行います。

ウ 認知症の人とその家族への支援

認知症の人を介護する家族が正しく認知症を理解し、対応することで認知症の症状を緩和することが可能であることから、家族介護教室の充実や認知症カフェの開催など、家族への支援体制を充実します。

また、みまもりあいステッカーとみまもりあいアプリを活用した「みまもりあい事業」の取組を進め、認知症により行方不明になった人をより早く発見、保護ができるよう地域の見守り体制を構築します。

指標 (単位:箇所)

みまもりあい事業	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	(2020 年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
みまもりあいアプリダウンロード者累計 人数	800	1,320	1,840	2,360

エ 認知症パリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援

認知症サポーター養成講座の受講者を対象に「認知症サポーターステップアップ講座」を開催し、「ささえ隊メイト」を養成します。「ささえ隊メイト」は認知症の人と家族の支援ニーズに合わせ、できる範囲で手助けを行うボランティアであり、地域で活動できるよう支援を行います。

また、若年性認知症の人は、経済的問題、ダブルケア(育児と介護の同時進行)など、本人 や家族の不安が大きいこと等から、相談しやすい体制を整備し、富山県若年性認知症支援コー

ディネーターと連携した支援を行います。

指標 (単位:箇所)

ささえ隊メイト	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	(2020 年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
養成者累計人数	100	125	150	175

基本施策(4)高齢者の虐待防止と権利擁護の推進

ア 高齢者虐待と権利擁護に対する意識啓発

高齢者への虐待防止に向け、関係機関と連携し、出前講座等を通じて市民への意識啓発を行います。

イ 高齢者虐待の早期発見・早期対応の推進

弁護士等の専門職や保健・医療・福祉関係機関、地域の代表者等で構成する「高齢者虐待防止ネットワーク会議」を設置し、関係機関の連携強化、虐待防止及び対応力の向上を図っていきます。

今後も、ケアマネジャーや介護施設従事者を対象に研修会を開催し、施設職員による虐待防止の啓発を図るとともに、地域包括支援センター等関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見、早期対応を図ります。

ウ 成年後見制度の利用支援と市民後見人の育成支援

身寄りがない高齢者等に対する成年後見制度の申立ての支援や、低所得高齢者に対する成年後見人等への報酬助成を行うほか、定期的な相談会を開催し、高齢者が安心して成年後見制度を利用できるよう支援します。

また、呉西地区後見センター と連携し、市民後見人養成講座の開催や法人後見を行います。

指標 (単位:回)

成年後見相談会	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	(2020 年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
実施回数	12	12	12	12

指標 (単位:回、人)

人材育成	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
講座開催回数	1	1	1	1
養成人数	1	5	5	5
市民後見人バンク登録者数	14	14	19	19

呉西地区後見センター:成年後見制度の相談から後見まで一貫した支援を受けることができるセンターで、呉西圏域連携事業として平成31年度に設置されました。

エ 消費者被害の防止

訪問販売等や特殊詐欺の被害を未然に防止するため、消費生活センター等との連携を強化します。

また、手口が巧妙化している状況を踏まえ、地域や関係機関との連携を強化し、パンフレット・啓発物品の配布や出前講座の開催など、高齢者の消費者被害の防止に努めます。

基本施策(5)地域共生社会構築の推進

ア 地域支え合いネットワーク事業の推進

地域支え合いネットワーク事業を全市に展開、充実し、高齢になっても、支援が必要となっても、安心して住み慣れた地域で生活ができるよう地域での支え合い体制の構築を進めます。

また、引き続き市域全体を担当する第1層、地域包括支援センター圏域を担当する第2層、 地域振興会圏域の第3層にそれぞれ生活支援コーディネーター及び協議体を設置し、地域での 支え合い体制づくりを支援していきます。

イ 共生社会の構築

地域支え合いネットワーク事業を基盤に、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の構築を目指します。

事業の実施に当たっては、庁内各課や、関係機関との連携を強化し、「相談支援」参加支援」「地域づくり」の3つの機能の一体的実施に努めます。

「相談支援」については、既存のどの窓口で相談を受けても必要な支援につながる連携型の体制とし、「参加支援」については、市社会福祉協議会が開設した「射水市ふくし総合相談センターすてっぷ」を中心として支援を実施していきます。また、「地域づくり」については、地域支え合いネットワーク事業を発展・拡充し、高齢者のみならず、子ども、障がい者、ひきこもりの方などの支援や地域の様々な方々が寄り合い、地域課題等を共有するプラットフォームの創出を支援していきます。

指標 (単位:地域)

第3層生活支援体制	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
生活支援コーディネーター・協議体の設 置地域数	25	27	27	27
共生型事業実施地域数	0	1	1	2

ウ 地域包括支援センターの体制・機能強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの要として、また高齢者の生活支援の窓口として、その役割がますます期待されており、地域包括支援センター運営協議会に諮るとともにそれぞれの業務が適切かつ効率的に運営できるよう努めます。

事業名	事業の概要等
体制強化職員の配置	高齢者人口に応じた体制強化職員を加配するなど、人員体制の強化を 図るとともに、引き続き、人員の適正配置に努めます。
職員研修の開催	職員の知識の習得や技術の向上に向けた研修を行うなど、引き続き職員の資質向上に努めます。
包括圏域の適正化	高齢者人口の推移、世帯構成の変化を把握し、それぞれの業務が適切 かつ効率的に運営できるよう、包括圏域の適正化を図ります。

基本目標5 介護サービス基盤の充実

【現状と課題】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、本市が力を入れていくべき高齢者保健福祉施策として、「家族の介護負担の軽減」が 68.1%を占め、在宅介護実態調査では、介護者が不安に感じる介護等について、「認知症への対応」が 27.9%となっています。

介護保険料については、「介護サービスの充実よりも保険料をあまり高くしないようにしてほしい」といった意見が34.9%を占めています。介護保険料の水準に配慮しつつ、介護ニーズに応えられるサービスの提供基盤を整備するとともに、介護給付の適正化への取組を充実・強化する必要があります。

また、事業所調査では、事業を展開するうえで課題として感じることに「職員の確保・育成」が 68.9%を占め、介護や福祉に係る人材の確保や質の向上といった育成についても重要な問題となってきています。

【施策の方向性】

介護保険事業を健全かつ円滑に運営し、必要な介護サービスを安心して受けられるよう、サービス基盤の充足と充実を図るとともに、給付の適正化に取り組みます。サービス量等については、第7期の給付実績を基に、要介護認定者数の推計結果を踏まえて見込量を設定しました。

基本施策(1)介護保険事業のサービス利用量の実績と見込み

サービスごとの実績と見込量は以下のとおりとなっています。なお、令和2年度(2020年度)の実績は見込み、人数は月平均、給付費は年間累計額となっています。

ア 居宅サービス

(ア)訪問系サービス

家庭を訪問するサービスには、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導の5種類のサービスがあります。

		É	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
訪問介護	人数(人)	529	546	578	582	602	620	
初月月後	給付費(千円)	491,761	507,983	565,387	563,409	590,702	613,726	
計明)※人雄	人数(人)	49	56	61	61	64	66	
訪問入浴介護	給付費(千円)	33,106	37,018	39,115	41,176	44,189	45,744	
÷÷===================================	人数(人)	283	322	357	368	378	389	
訪問看護	給付費(千円)	142,692	156,918	179,036	186,925	193,896	202,048	
訪問リハビリテー	人数(人)	39	53	59	64	66	68	
ション	給付費(千円)	13,906	18,847	21,045	22,585	23,205	23,840	
尼克库盖签四北湾	人数(人)	274	296	299	310	323	334	
居宅療養管理指導	給付費(千円)	19,609	21,018	21,123	21,939	22,852	23,615	

(イ)通所系サービス

日帰りで施設に通うサービスには、通所介護(デイサービス)と通所リハビリテーション(デイケア)があります。

		Ŝ	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
·폴다 스쓮	人数(人)	1,117	1,154	1,189	1,221	1,272	1,346	
通所介護	給付費(千円)	976,844	985,076	951,059	943,726	960,739	1,010,133	
起バッパピック	人数(人)	227	246	239	256	268	275	
	給付費(千円)	148,505	167,632	157,325	173,881	183,126	188,389	

(ウ)短期入所サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や短期入所施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、必要な医療などを行うサービスで、短期入所生活介護と短期入所療養介護があります。

		ĝ	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
短期入所生活介護	人数(人)	420	420	358	352	364	378	
	給付費(千円)	434,601	445,660	378,939	374,000	388,930	406,106	
短期入所療養介護	人数(人)	13	15	13	13	13	13	
	給付費(千円)	18,238	21,698	20,662	20,632	20,517	20,517	

(工)特定施設入居者生活介護

有料老人ホームや軽費老人ホーム、ケアハウスなどに入居している要介護者に対し、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うサービスです。

		第7期(実績)			第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
特定施設入居者 生活介護	人数(人)	5	5	9	9	9	10	
	給付費(千円)	11,935	11,119	18,726	18,726	18,726	20,295	

(オ)その他の在宅サービス

その他の在宅で利用できるサービスに、福祉用具貸与・購入、住宅改修があります。

		Ŝ	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
短知 田 日 代 田	人数(人)	1,518	1,617	1,747	1,812	1,878	1,925	
福祉用具貸与	給付費(千円)	217,970	226,772	244,476	246,986	254,914	261,850	
たい 日 明)	人数(人)	21	20	25	25	27	27	
福祉用具購入	給付費(千円)	6,615	6,458	8,289	8,289	8,940	8,940	
住宅改修	人数(人)	20	20	22	24	24	25	
	給付費(千円)	20,839	20,083	20,962	22,919	22,919	23,661	

(カ)居宅介護支援(介護サービス計画の作成)サービス

介護支援専門員が、介護サービスを利用する場合に必要となる「ケアプラン(介護サービス計画)」を作成します。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
居宅介護支援	人数(人)	2,188	2,231	2,319	2,332	2,417	2,504
	給付費(千円)	370,444	384,297	399,457	400,039	413,902	428,769

イ 介護予防サービス

(ア)介護予防訪問系サービス

要支援者を対象に、家庭を訪問する介護予防サービスには、介護予防訪問入浴介護、介護 予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導の4種類のサ ービスがあります。

		Ŝ	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
介護予防	人数(人)	0	0	0	0	0	0	
訪問入浴介護	給付費(千円)	67	34	0	0	0	0	
介護予防	人数(人)	26	32	40	45	47	48	
訪問看護	給付費(千円)	8,373	11,636	16,184	20,034	20,977	21,448	
介護予防訪問リハ	人数(人)	4	3	6	6	6	6	
ビリテーション	給付費(千円)	1,544	856	1,865	1,672	1,672	1,672	
日中庆美公田北洋	人数(人)	11	17	14	16	16	16	
	給付費(千円)	688	940	812	940	940	940	

(イ)介護予防通所系サービス

日帰りで施設に通うサービスには、介護予防通所リハビリテーション(デイケア)があります。

		ĝ	第7期(実績)		第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護予防通所リハー	人数(人)	90	97	86	90	93	97
ビリテーション	給付費(千円)	33,632	37,638	34,684	36,829	38,492	40,418

(ウ)介護予防短期入所サービス

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)や短期入所施設、介護療養型医療施設などに短期間入所し、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話、機能訓練、必要な医療などを行うサービスで、介護予防短期入所生活介護と介護予防短期入所療養介護があります。

		ĝ	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
介護予防	人数(人)	13	10	5	5	5	5	
短期入所生活介護	給付費(千円)	6,309	3,556	1,484	1,323	1,323	1,323	
介護予防 短期入所療養介護	人数(人)	0	0	0	0	0	0	
	給付費(千円)	72	95	0	0	0	0	

(工)介護予防特定施設入居者生活介護

ケアハウス等に入居している要支援者を対象に、入浴、排泄、食事等の日常生活上の世話 や機能訓練を行うサービスです。

		第7期(実績)				第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)		
		(2010 午及)	(2013 午反)	(2020 午及)	(2021 午及)	(2022 午反)	(2023 午及)		
ハロヤルバム塔	人数(人)	0	0	0	0	0	0		
	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0		

(オ)その他の介護予防在宅サービス

その他の在宅で利用できるサービスに、介護予防福祉用具貸与・購入、住宅改修があります。

		第7期(実績)			第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
介護予防 福祉用具貸与	人数(人)	408	456	457	495	515	529	
	給付費(千円)	25,697	29,005	29,272	31,684	32,974	33,890	
介護予防 福祉用具購入	人数(人)	7	9	7	8	8	9	
	給付費(千円)	1,876	2,607	1,660	1,906	1,906	2,132	
介護予防 住宅改修	人数(人)	13	11	10	10	10	10	
	給付費(千円)	14,214	13,327	9,573	9,573	9,573	9,573	

(カ)介護予防支援(介護予防サービス計画の作成)サービス

介護支援専門員が、介護予防サービスを利用する場合に必要となる「ケアプラン(介護予防サービス計画)」を作成します。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護予防支援	人数(人)	470	513	506	537	555	568
	給付費(千円)	25,135	27,338	26,930	28,580	29,538	30,230

ウ 地域密着型サービス

(ア)定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、自宅において介護福祉士等による入浴、排泄、食事などの日常生活 上の世話や看護師等による療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和4年度 (2022年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
定期巡回・随時対 応型訪問介護看護	人数(人)	28	30	34	38	38	39
	給付費(千円)	47,618	51,429	64,746	72,604	72,604	75,147

(イ) 夜間対応型訪問介護

夜間において、定期的な巡回又は通報により、訪問介護員が自宅を訪問し、入浴、排泄、 食事などの日常生活上の世話や緊急時の対応を行います。

		ĝ	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
夜間対応型 人数(人)		2	3	2	2	2	2	
訪問介護	給付費(千円)	538	757	399	399	399	399	

(ウ)認知症対応型通所介護

認知症の要介護者が対象で、デイサービスセンターへ通い、日帰りで入浴や食事、交流、生活訓練などを行います。

		ĝ	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
認知症対応型	人数(人)	103	111	111	120	125	129	
通所介護	給付費(千円)	122,116	130,004	139,298	146,283	148,615	150,995	

(工)小規模多機能型居宅介護

住み慣れた地域で、「通い」を中心に今までの暮らしを維持しながら、利用者等の希望や 状況に応じ、「泊まり」や「訪問」を組み合わせた多機能なサービスを行います。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
小規模多機能型 人数(人)		224	244	248	286	293	301
居宅介護	給付費(千円)	483,352	554,854	566,203	648,623	664,613	684,173

(オ)認知症対応型共同生活介護

比較的安定した状態にある認知症の要介護者等に、小グループでの共同生活の中で、入 浴、排泄、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

		第7期(実績)			第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
認知症対応型共同 人数(人)		228	224	225	234	239	244	
生活介護	給付費(千円)	662,161	670,437	678,126	750,417	750,578	759,465	

(力)地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員が29人以下の特別養護老人ホームにおいて、入浴・排泄・食事などの日常生活 上の世話や療養上の世話、健康管理、機能訓練を行います。

		ĝ	第7期(実績)		第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
地域密着型介護老人福	人数(人)	30	30	29	29	29	29
祉施設入所者生活介護	給付費(千円)	102,251	102,881	96,632	96,632	96,632	96,632

(キ)看護小規模多機能型居宅介護

訪問看護と小規模多機能型居宅介護の複数のサービスを組み合わせ、介護と看護のサービスを一体的に行います。

		第7期(実績)			第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
看護小規模多機能	人数(人)	4	25	28	57	57	57	
型居宅介護	給付費(千円)	17,388	69,832	97,461	160,138	160,138	160,138	

(ク)地域密着型通所介護

定員 18 人以下の事業所で入浴、食事の提供や機能訓練などを行います。

		Ŝ	第7期(実績)		第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
地域密着型通所介 人数(人)		333	327	336	332	334	340
護	給付費(千円)	304,781	292,288	299,284	292,444	297,026	308,300

(ケ)地域密着型特定施設入居者生活介護

定員 29 人以下の有料老人ホーム等の介護専用型特定施設において、入浴・排泄・食事などの日常生活上の世話や療養上の世話を行います。

		ĝ	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
地域密着型特定施	人数(人)	0	0	0	0	0	0	
設入居者生活介護	給付費(千円)	0	0	0	0	0	0	

エ 地域密着型介護予防サービス

(ア)介護予防認知症対応型通所介護

認知症の要支援者が対象で、デイサービスセンターへ通い、日帰りで入浴や食事、交流、 生活訓練などを行います。

		ĝ	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
介護予防認知症	人数(人)	2	0	0	0	0	0	
対応型通所介護	給付費(千円)	1,289	0	0	0	0	0	

(イ)介護予防小規模多機能型居宅介護

要支援者が、住み慣れた地域で「通い」を中心に今までの暮らしを維持しながら、利用者等の希望や状況に応じ、「泊まり」や「訪問」を組み合わせた多機能なサービスを行います。

		ĝ	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
介護予防小規模 人数(人)		24	20	21	22	22	22	
多機能型居宅介護	給付費(千円)	19,531	17,457	16,646	17,623	17,623	17,623	

(ウ)介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症の要支援者が対象で、小グループでの共同生活の中で、入浴、排泄、食事などの日常生活上の世話や機能訓練などを行います。

		ĝ.	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
介護予防認知症対 人数(人)		0	0	0	0	0	0	
応型共同生活介護	給付費(千円)	0	725	0	0	0	0	

オ 施設サービス

(ア)介護老人福祉施設

日常生活で常に介護が必要で、在宅での介護が困難な場合、施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話等を行います。

		ĝ	第7期(実績)		第8期(見込量)			
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	
介護老人福祉施設	人数(人)	600	560	562	562	562	562	
	給付費(千円)	1,696,613	1,731,093	1,777,213	1,777,213	1,777,213	1,777,213	

(イ)介護老人保健施設

病状が安定し入院治療の必要はないが、リハビリテーションや看護・介護を必要とする入 所者に、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等を行いま す。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護老人保健施設	人数(人)	233	211	193	193	193	193
	給付費(千円)	714,581	716,107	658,665	658,665	658,665	658,665

(ウ)介護療養型医療施設

長期間にわたり療養が必要な入所者に、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護、必要な医療等を行います。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護療養型医療施 設	人数(人)	79	20	5	5	3	0
	給付費(千円)	320,120	89,814	22,695	22,695	13,362	0

(エ)介護医療院

今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、常時医療管理が必要な重介護者の受け入れや看取り・ターミナル等の機能と、生活支援としての機能を兼ね備えた介護保険施設として創設されました。要介護者に対し、長期療養のための医療と介護を一体的に提供します。

サービスの利用見込みについては、現状の利用者のほか、介護療養病床と医療療養病床からの転換分を見込んでいます。

		第7期(実績)			第8期(見込量)		
		平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護医療院	人数(人)	11	65	80	85	87	90
	給付費(千円)	40,175	310,546	381,394	405,366	414,954	429,098

カ リハビリテーション指標の設定

ます。

要支援・要介護認定者が、リハビリテーションにより身体機能等の改善や維持を図ることが 重要です。リハビリテーションサービスについて指標を設定し、評価・改善等を行います。 今後はリハビリテーション利用率の増加を目指したうえで、施設数等について検討していき

	第7期(実績)		第8期(見込量)					
	平成 30 年度 (2018 年度)	令和 1 年度 (2019 年度)	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)		
ストラクチャー指標 1								
介護老人保健施設数	3	3	3	3	3	3		
介護医療院数	0	1	1	1	1	1		
訪問リハビリテーション事業 所数	2	2	2	2	2	2		
通所リハビリテーション事業 所数	5	5	5	5	5	5		
		プロセス	指標 ²					
介護老人保健施設リハビリテ ーション利用率	4.83%	4.35%	4.18%					
介護医療院リハビリテーション利用率	0.23%	1.35%	1.52%	増加				
訪問リハビリテーション利用 率	0.90%	1.14%	1.23%					
通所リハビリテーション利用 率	6.57%	7.07%	6.98%					

- 1:施設・事業所数は、年度中に1回以上サービス提供の実績があった施設・事業所数となっています。
- 2: 令和1年度は令和2年2月サービス提供分まで。令和2年度は令和2年3月サービス提供分まで。

基本施策(2)介護サービスの基盤整備の目標

団塊の世代がすべて 75 歳以上となる令和 7年 (2025 年)及び現役世代が急減する令和 22年 (2040 年)を見据えながら、持続可能な介護サービス供給量を確保するため、それぞれのサービスの基盤整備を図ります。

また、「太閤山リノベーション計画」との連携を図りながら、高齢者が地域で住み続けられるための住宅整備を8期計画期間中に進めていきます。

ア 居宅サービスの整備

介護や医療を必要とする状態となっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で利用者が24時間安心を享受できる在宅サービス(通い・訪問・泊まり)の確保を目指して、在宅介護(医療)の基盤整備を進めます。

イ 施設整備等

既存施設の利用状況や生活圏域ごとの整備状況、今後の利用見込みや事業者の要望等を 考慮し、以下のとおりとします。

(ア)地域密着型サービス

整備内容	令和 2 (2020) 年度末	第8期整備数	令和 5 (2023) 年度末
小規模多機能型居宅介護	11 事業所 (296 人)	1 事業所 (29 人)	12 事業所 (325 人)
認知症対応型共同生活介護	17 事業所 (251 人)	1 事業所 (9人)	18 事業所 (260 人)
地域密着型通所介護	14 事業所 (209 人)	2 事業所 (36 人)	16 事業所 (245 人)

(イ)在宅・施設サービス

本計画期間中の整備予定はありません。

(ウ) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

整備内容	令和 2 (2020) 年度末	第8期整備数	令和 5 (2023) 年度末
有料老人ホーム	8 事業所 (160 人)		8 事業所 (160 人)
うち、特定施設の指定を受けるもの			
サービス付き高齢者向け住宅	8 事業所 (191 人)	1 事業所 (30 人)	9 事業所 (221 人)
うち、特定施設の指定を受けるもの			

ウ 介護予防・生活支援サービスの体制整備

高齢者等が、住み慣れた地域で自立した日常生活が営めるよう、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に相当するサービスに加えて、多様な主体による多様なサービスの展開に努めていきます。

対象者は、要支援1・2の要支援認定を受けた方、基本チェックリストによる生活機能の低下がみられた方等で、次ページの類型でサービス提供を行います。

また、住民型サービスについては、「地域支え合いネットワーク事業」を実施し、令和3年(2021年)を目途に市内全域でのサービス提供基盤を整備し、地域で支援が必要な人を含めて、多様な人々が集える「地域共生の場」づくりを目指します。

指標 (単位:件)

訪問型サービス事業	令和 2 年度 (2020 年度)	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護予防訪問介護相当サービス利用件数	386	380	390	400
訪問型サービスA(緩和型)利用件数	1,210	1,180	1,200	1,220

指標 (単位:件)

通所型サービス事業	令和 2 年度 (2020 年度)	令和3年度 (2021年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
介護予防通所介護相当サービス利用件数	4,798	4,770	4,820	4,870
通所型サービスA(緩和型)利用件数	814	860	870	880
通所型サービスC(短期種中型)利用件数	75	75	75	75

指標 (単位:組織)

地域支え合いネットワーク事業	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	(2020 年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
支援組織数	25	27	27	27

図 介護予防・生活支援サービス体制の類型

		訪問型サービス	通所型サービス
事	現行型	訪問介護相当サービス 内 容:掃除、洗濯、調理などの家事援助 入浴介助などの身体介護 実施方法:事業者を指定 提供主体:訪問介護事業者	通所介護相当サービス 内 容:機能訓練、食事、入浴などの提供 生活機能改善プログラムなど 実施方法:事業者を指定 提供主体:通所介護事業者
事業所等がサービス提供	緩和型	訪問型サービス A 内 容:掃除、洗濯、調理などの家事援助 (身体介護は利用できません) 実施方法:事業者を指定/事業委託により実施 提供主体:訪問介護事業者/委託先事業者	通所型サービス A 内 容:レクリエーション活動、機能訓練 食事、入浴の提供など 実施方法:事業者を指定/事業委託により実施 提供主体:通所介護事業者/委託先事業者
提供	短期集中型		通所型サービス C 内 容: 週2回の生活機能改善プログラム など3か月間で集中的にリハビリテ ーションを行い、機能回復を図る 実施方法:事業委託により実施 提供主体:委託先事業者
地域の支え合いの中で実施	住民型	訪問型サービス B 内 容: ゴミ出し、掃除など簡単な生活援助話し相手、見守りなど実施方法:補助提供主体:住民団体等(例)地域振興会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティア団体、NPO法人など	自主的なつどいの場 実施方法:補助 提供主体:住民団体等 (例)地域振興会、地区社会福祉協

基本施策(3)人材の確保及び質の向上

ア 人材の確保・育成への支援・離職防止

射水市雇用対策推進協議会が行う「いみず企業見学バスツアー」に協力し、介護や福祉の職場に就職を希望する学生に、市内の介護施設等の職場に触れる機会を提供することで、介護職場の魅力啓発を図るほか、「射水市奨学資金貸与事業」や県社会福祉協議会が実施する介護福祉士等修学資金貸与事業等の活用を促進することで介護福祉士等を目指す学生を支援します。

また、介護ロボットや福祉用具の導入やICTツール活用の支援、外国人人材の活用、介護の資格に係らない人材の確保や定着を目指すなど、県や事業所等と連携しながら、人材確保・育成と離職防止の支援を両輪で進めることができるよう検討を行います。

イ 潜在的有資格者等への就業支援

介護労働安定センターが実施する「潜在介護福祉士等復職支援事業」と連携し、潜在介護福祉士等が研修等を通じて不安感を払拭することで復職を促し、人材の呼び戻し及び確保を図ります。

ウ 富山県事業との連携

富山県が実施する「介護人材移住応援事業」と連携し、首都圏等在住の介護人材の県内への移住をサポートすることによって、介護人材の確保を図ります。また、社会福祉施設の適正で安定した経営と福祉施設の利用者へのサービス向上を目的に、富山県社会福祉協議会が実施する「社会福祉施設経営相談室」の利用を促進します。

エ 働き先として選ばれる福祉事業所づくりへの支援

多くの産業で人手不足による影響が深刻化する中、今後も安定して介護人材を確保していくためには、学生と親双方が持つ「介護」に対するネガティブなイメージを刷新する必要性が指摘されています。

一方、全国には新たな事業に積極的に参入したり、地域共生社会の理念を実践したりする 等先駆的経営を展開することでイメージアップに成功し、全国から人材が集まっている社会 福祉法人等があることから、こうした成功事例を調査・研究するなど、働き先として選ばれ る福祉事業所づくりを支援します。

オ 介護予防・生活支援サービス従事者の養成

緩和型サービスを提供する事業所でサービス提供に従事する方や地域の支え合い活動に参加する方に対し、高齢者への接し方や認知症の知識、介護の基本的な知識等について研修を行うなど、総合事業のサービス提供者の育成を図ります。

指標 (単位:人)

介護予防・生活支援サービス従事者研修	令和 2 年度	令和3年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	(2020 年度)	(2021年度)	(2022 年度)	(2023 年度)
研修への参加者累計数	50	60	70	80

カ 認知症の人を支える介護関係者の対応力向上支援

認知症ケアの向上を図るため、対応困難な事例を抱えるケアマネジャーやサービス事業所に対する研修会を開催します。

また、家族や地域住民に対して認知症に関する正しい知識の啓発を行うほか、習得・情報交換する場を提供します。

キ 介護サービスの質的向上

介護サービス事業者が職員のための研修等を実施し、知識の習得やサービスの質の向上を図るための必要な情報を提供するとともに、介護保険制度についての説明会や認知症に関する研修会を開催します。

また、介護ロボットやICTツールの導入を支援するとともに、文書負担軽減に係る取組を実施することで、事業所の業務量の削減と職員への研修機会の寄与することで、介護サービスの質的向上に努めます。

基本施策(4)介護保険制度の適正運営

ア 円滑な提供体制の整備

各事業者が適切なサービス計画を作成することができるよう、事業者間の連携を促進し、 適切な介護サービスの提供のための体制の整備を進めます。

イ 相談・苦情への対応

介護サービス利用者や家族から寄せられる、介護保険制度やサービスに関する疑問や不満、苦情について、適切かつ丁寧に対応します。また、市内の介護保険施設に「あったか介護保険相談員」を派遣し、介護サービスの現状を把握するとともに、利用者からの苦情や相談に応じることで、質の高い介護サービスの提供に努めます。

ウ 介護保険指定事業者等への指導・監督

地域密着型サービス及び居宅介護支援事業所に係る事業者の指定に当たっては、指定業務 の適正な執行に努めるとともに、事業者への適切な指導・監督を実施します。

また、国の方針に基づき、申請様式や手続きを簡素化し、ICTツール等の活用を進め、 文書負担の軽減を図ります。

エ 公平かつ適正な認定業務の実施

要介護度の認定業務については、公平かつ適切な実施が求められていることから、認定審査会委員や訪問調査員に対する研修会を実施し、必要な知識や技術を習得します。

オ 介護サービス情報公表システムの活用

地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、医療・介護サービスの情報や、地域包括支援 センターの所在地などについて、厚生労働省が運用する介護サービス情報公表システムの活 用を促進します。

カ 介護保険料の収納率の向上対策の推進

介護保険財政の健全性を維持するとともに、被保険者間における負担の公平性を確保するため、介護保険制度の趣旨について、より一層の周知や啓発を進めるとともに、口座振替の利用促進や収納業務のコールセンターの活用など、介護保険料の収納率の向上対策を推進します。

キ 介護給付適正化への取組

介護給付の適正化を図るため、認定調査の事後点検を実施するほか、ケアプランの点検を強化し、介護支援専門員に適切な指導や助言を行います。また、被保険者に介護給付費を通知するとともに、住宅改修に関する審査や調査を実施するなど、給付の適正化に取り組みます。

指標 (単位:件)

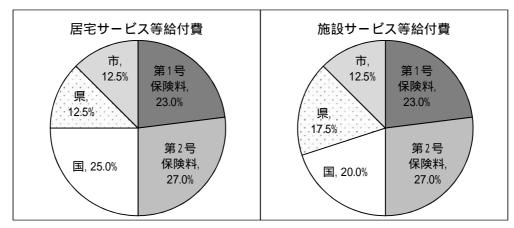
実施件数	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)
認定調査状況チェック	5,400	5,400	5,400
ケアプランの点検	100	100	100
住宅改修等の点検	50	50	50
医療情報との突合・縦覧点検	2,000	2,000	2,000
介護給付費通知	2,0000	2,0000	2,0000

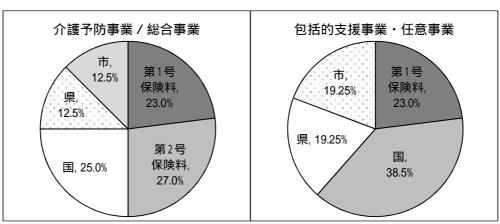
基本施策(5)事業費及び保険料の算定

ア 第8期介護保険料の状況

(ア)保険給付費及び地域支援事業の財源

第8期における第1号被保険者分と第2号被保険者の負担分は、以下のとおりです。





(イ)上昇要因

(ウ)抑制要因

確認中。

(エ)その他

イ 保険料額の算定

第8期の介護保険料基準額は、次の手法で算出しました。

保険料収納必要額(3年間分)

((**ア**)標準給付費 + (**イ**)地域支援事業費)×第1号被保険者負担分(23%))

- + (ウ)保健福祉事業費
- + (工)調整交付金不足額
- + (才)財政安定化基金償還金
- (**力**)介護保険事業財政調整基金取崩金
- ÷(**キ**)保険料収納率
- ÷(ク)第1号被保険者数

÷ 12か月



第8期保険料基準額 月額 未定 円

(ア)標準給付費 = 見込額は、報酬改定等の影響により変更になります 円

介護保険の給付のために必要な費用は、利用者の負担を除いた介護給付費及び予防給付費、これに特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を加え、合計した額(標準給付費)となります。

標準給付費見込額 (単位:円)

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	計
標準給付費見込額	8,639,494,412	8,749,531,718	8,937,326,725	26,326,352,855
総給付費	8,226,875,000	8,357,374,000	8,537,107,000	25,121,356,000
特定施設入居者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	230,694,051	208,252,219	212,533,682	651,479,952
特定入所者介護サービス費等給付額	283,820,531	289,550,346	295,502,677	868,873,554
見直しに伴う財政影響額	53,126,480	81,298,127	82,968,995	217,393,602
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	153,246,606	154,647,776	157,826,895	465,721,277
高額介護サービス費等給付額	156,564,811	159,725,566	163,009,070	479,299,447
高額介護サービス費等の見直しに伴う財 政影響額	3,3318,205	5,077,790	5,182,175	13,578,170
高額医療合算介護サービス費等給付額	20,072,535	20,477,763	20,898,728	61,449,026
算定対象審査支払手数料	8,606,220	8,779,960	8,960,420	26,346,600
審査支払手数料一件あたり単価	70	70	70	-
審查支払手数料支払件数	122,946	125,428	128,006	376,380
審査支払手数料差引額	0	0	0	0

(イ)地域支援事業費 = 見込額は、報酬改定等の影響により変更になります 円 地域支援事業費については、政令により介護予防事業・総合事業費、包括的支援事業・任 意事業費に分けて、上限額等が定められています。なお、地域支援事業の財源は、介護給付 費と同様に23%を第1号保険料で負担しています。

地域支援事業費見込額

(単位:円)

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	計
地域支援事業費	390,267,032	392,027,906	393,790,491	1,176,085,429
介護予防・日常生活支援総合事業費	195,520,032	197,280,906	199,043,491	591,844,429
包括的支援事業(地域包括支援センターの 運営)及び任意事業費	137,455、000	137,455,000	137,455,000	412,365,000
包括的支援事業(社会保障充実分)	57,292,000	57,292,000	57,29292,000	171,876,000

(ウ)保健福祉事業 = 18,228,800 円

保健福祉事業費見込額

	令和 3 年度 (2021 年度)	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	計
認知機能検診事業	9,258,000	4,485,400	4,485,400	18,228,800
公園介護予防推進事業(健康器具設置)*				

^{*}令和3年度で事業終了

(工)調整交付金不足額 = 未定 円

調整交付金は、市町村ごとの介護保険財政の調整を行うため、給付費の5%相当分を交付されるものですが、後期高齢者の加入割合と第1号被保険者の所得分布状況により、本市への交付割合を未定として算出しました。

(オ)財政安定化基金償還金 = 0 円

財政安定化基金は、計画策定時に見込んだ給付見込を実際の給付が大幅に上回った場合や保険料収入の見込を実際の保険料収入が下回った場合に生じる財源不足を補てんするために、資金の貸付を行う県が設置する基金です。第8期計画では、償還はありません。

(力)介護保険事業財政調整基金取崩金 = 未定 円

介護保険事業財政調整基金は、市が毎年度の介護保険事業の決算によって生じた剰余金 を積み立てるために設置しています。もし、予想を超える急激な介護給付費の増加で予算に 不足が生じたとき等は、この基金から不足額を繰り入れます。

(キ)保険料収納率 = 99.2%

保険料収納率は、過去の収納実績を参考に99.2%を見込んでいます。

(ク)第1号被保険者数 = 未定 人

3年間の第1号被保険者数です。所得段階別に補正を行った後の数値です。

ウ 保険料の段階

所得段階別保険料については、12段階とし、負担能力に応じた保険料を設定します。

所得段階	対象となる方	保険料年額(月額平均)	基準額に 対する割合
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、世帯全員が住民税非 課税で課税年金収入額と所得金額の合計が 80 万円以下の方		
第 2 段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と所得金額の合計が80万円超120万円以下の方		
第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と所得金額の合計が 120 万円超の方		
第4段階	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と所得金額の合計が80万円以下の方		
第 5 段階 (基準額)	住民税が課税されている世帯員がいるが、本人は住民税非課税で課税年金収入額と所得金額の合計が80万円超の方		
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円未満の方	未定	
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 125 万円以上 190 万円 未満の方	不 足	
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 190 万円以上 250 万円 未満の方		
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 250 万円以上 290 万円 未満の方		
第 10 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 290 万円以上 400 万円 未満の方		
第 11 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 400 万円以上 700 万円 未満の方		
第 12 段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が 700 万円以上の方		

第 5 章

計画の推進について

第5章 計画の推進について

1 推進・評価体制

(1) 高齢者保健福祉・介護保険事業計画推進委員会の設置

PDCA サイクルを機能させ、計画の着実な実施や評価、見直し等を進めていくため、 学識経験者や保健・医療関係者、被保険者等からなる推進委員会を設置します。

(2)市民、関係機関、福祉事業所等との協働による推進体制

本計画を推進するためには、市民をはじめ関係機関、福祉事業所等の参画が不可欠であることから、緊密な連携を図り、協働しながら計画を推進します。

(3)国・県との連携

高齢者の地域生活を支える様々な施策は、国や県の制度に基づき運営されているものが少なくありません。そのため、施設整備や人材確保、定着支援、医療・介護の連携、感染症の対策等の連携が必要な施策について、国や県と連携しながら本計画の確実な推進を図ります。

2 計画の公表と周知

市民等と協働して計画を推進するためには、計画の趣旨や内容等について理解を深めていただくことが重要であることから、広報、ホームページへの掲載や出前講座の実施など、様々な機会を通じ、計画の公表と周知に努めます。

射水市国民健康保険財政の現状と今後の見通しについて

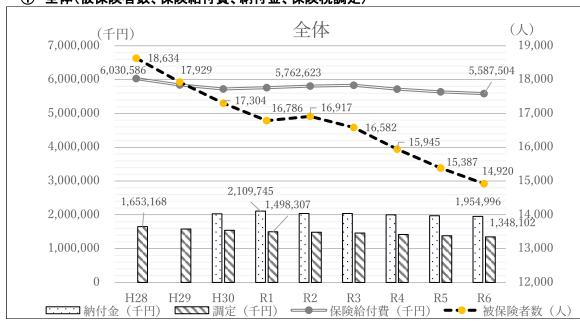
1 概要

平成30年度の国保制度改革(県単位化)により財政運営の仕組みが変わってから2年が経過し、2年遅れで確定する制度改革前の前期高齢者交付金の精算を令和元年度に終えたことから、現状を整理し、今後の見通しを立てたもの。

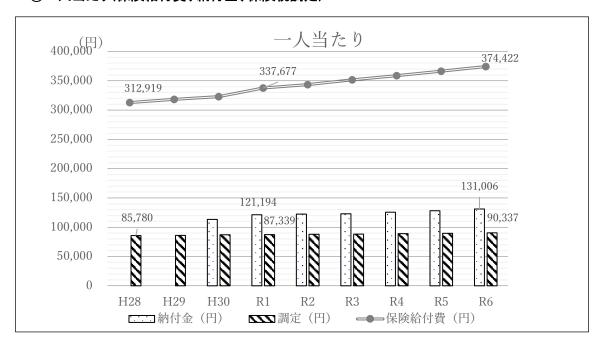
2 推計について (令和6年度まで)

本市の国民健康保険においては、後期高齢者医療への移行等により被保険者数が減少する一方で、被保険者の高齢化や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等の影響により一人当たり保険給付費の増加とともに、県に納める一人当たり納付金も年々増加していくことが予想される。

① 全体(被保険者数、保険給付費、納付金、保険税調定)



②一人当たり(保険給付費、納付金、保険税調定)



3 保険財政の今後の見通しについて

単位:千円

			令和元年度	令和2年度 (予算案)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	令和6年度 (推計)
	主 な	国民健康保険税	1,492,078	1,465,351	1,426,052	1,400,377	1,379,336	1,348,874
歳	ŧ の	県支出金	5,960,101	5,960,608	5,998,696	5,889,497	5,806,521	5,754,904
入	一般	会計繰入金・その他収入	868,046	700,863	503,129	489,927	478,363	468,685
	歳入	. 計	8,320,225	8,126,822	7,927,877	7,779,801	7,664,220	7,572,463
	主 な	保険給付費	5,792,859	5,810,939	5,831,296	5,722,097	5,639,121	5,587,504
歳	ŧ の	国保事業費納付金	2,212,295	2,038,301	2,040,295	2,002,088	1,973,056	1,954,996
出	保傾	事業費・その他支出	292,537	277,582	204,842	204,842	204,842	204,842
	歳出	計	8,297,691	8,126,822	8,076,433	7,929,027	7,817,019	7,747,342
形式	大収支	ξ.	22,534	0	△ 148,556	△ 149,226	△ 152,799	△ 174,879
単年	度収	攻支	△ 276,734	Δ 124,105	△ 148,556	△ 149,226	△ 152,799	△ 174,879
一人	、当た	り不足見込額(円)	△ 16,131	△ 7,335	△ 8,957	△ 9,357	△ 9,928	△ 11,719

不足分を基金で補填した場合の年度末基金残高(見込)

***			_	п
	ı₩	٠	-	ш
-	<u></u>			

下尺分 C 至亚 C III 实 C	令和元年度	令和2年度 (予算案)	令和3年度 (推計)	令和4年度 (推計)	令和5年度 (推計)	<u>ーロ: 11</u> 令和6年度 (推計)
基金積立額	54,104	22,587	0	0	0	0
基金繰入額	300,000	146,692	150,000	150,000	110,383	0
年度末基金残高	534,488	410,383	260,383	110,383	0	0

- ・被保険者数が減少している一方で、一人当たり納付金は年々増加傾向にあることから、今後は不足額が大きくなる見込みである。
- ・現在は、不足額を基金からの繰入れで補填しており、このままの状態が続くと令和4年度末には基金残高が1億1千万円余りとなる。
- ・本市の現行保険税率は平成20年度から改定しておらず、県が示す標準保険料率と大きく乖離しており、また県内でも本市の保険税率は低い状況となっている。

<参考>射水市の保険税率の状況(令和2年度)

		医療分		後期高齢者支援金等分		介護納付金分			国民健康保険料(税)合計			
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	平等割
	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円
(参考)射水市 標準保険料率	6.37	26,246	17,847	2.57	10,414	7,081	2.51	12,827	6,376	11.45	49,487	31,304
現行税率	6.80	24,000	24,000	1.90	5,000	5,000	1.20	5,300	6,000	9.90	34,300	35,000
射水市順位 (現行稅率)	9位	10位	3位	9位	15位	14位	14位	14位	6位	14位	15位	10位

	最	大	最	格差	
所得割	11.60%	富山市、魚津市	9.90%	南砺市、射水市	1.17倍
均等割	48,500円	魚津市	34,300円	射水市	1.41倍
平等割	40,700円	舟橋村	25,500円	氷見市	1.60倍

4 保険税率の検討について

- ◎基本的な考え
 - ・県内における将来的な保険料水準の統一を見据え、県が示す標準保険料率に近づけることが必要である。
 - ・基金残高は、最低でも2億円以上を確保する必要がある。 (本市の基金保有額の適正規模は2億8千万円(過去3か年の保険給付費平均の5%)と 考えている。)
 - ・現行の富山県国民健康保険運営方針の対象期間が令和5年度までであり、令和6年度以降、保険料水準の統一について具体的な議論がなされていく予定であること、また、激変緩和措置が令和5年度までの時限的な措置であることから、令和5年度までに不足額を解消することが必要である。

これらのことを踏まえ、今後の保険税率改定に向けた検討が必要であると考えている。

新生児育児支援給付金支給事業の拡充について

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症については、いわゆる「第3波」への警戒が高まっている。 加えて、季節性インフルエンザの流行期となる冬には、新型コロナウイルス感染症との同 時流行も懸念され、例年以上のウイルス感染症対策が必要となっている。

平常時であれば里帰り出産など身内の見守りがあったり、支援機関のサポートを受けながら育児を行うところ、現下の状況にあっては、感染リスクを低減するために様々な制約が伴っている。特に抵抗力の弱い乳児や出産後の母親にあっては、外出を控えたり、家庭内の消毒を徹底するなど、これまでにも増して不安を抱えた状態が続き、精神的にも経済的にも大きな負担となっている。

このことから、7月市議会臨時会にて予算措置した市独自の「新生児育児支援給付金支給事業」について、その給付額を5万円増額し、新生児1人につき10万円とするもの。

2 支給対象児童

「新生児育児支援給付金支給事業」の支給対象児童 令和2年4月28日から令和3年3月31日までの間に生まれた新生児 支給対象児童数(見込み) 605人(55人/月×11か月)

3 支給対象者

上記2「支給対象児童」の保護者

4 給付額

現行	拡充後		
50,000円	100,000円		

なお、既に支給済みの支給対象者に対しては、差額5万円を追加支給するものとする (再申請不要)

5 補正予算額

	事業費 (給付金)	事務費
増額分	30,250千円	3 7千円
補正後の当該予算額	60,500千円	2 3 0 千円

財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当。

6 申請手続等

- (1) 市は出生届又は転入届に基づき、支給対象者へ申請書と返信用封筒を窓口で交付する。
- (2) 支給対象者は申請書を市へ返送する。(窓口で記入し、提出することも可能)
- (3) 市は申請内容を確認後、支給対象者が指定する口座へ給付金を振り込む。

差額5万円の追加支給対象者には、先に振り込んだ口座を確認した後に、その指定された口座に振り込むこととする。

福祉保健部 子育て支援課 資料 2 1 2 月定例会 民生病院常任委員会 令和 2 年 1 2 月 1 7 日

公立保育園給食調理業務委託について

1 概要

射水市定員適正化計画(令和2年度~令和6年度)に基づき、民間活力を導入することで、より効果的・効率的に実施できる業務として、公立保育園2園の給食調理業務を民間事業者に委託しようとするもの。

2 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

3 委託予定保育園

片口保育園(園児数 135人、給食数 171食) 大門きらら保育園(園児数 274人、給食数 314食) (園児数、給食数は、令和2年10月1日現在)

4 受託事業者選定方法 公募型プロポーザル方式により実施

5 今後の予定

令和 3 年 1 月 保護者説明会 提案書等受付

令和3年2月 提案審查実施、契約締結

第3次射水市食育推進計画(素案)について

1 策定の趣旨

第2次食育推進計画(平成28年度~令和2年度)では、規則正しい食習慣や「食」に関する正しい知識を身につけ「食」を適切に選択することにより、健全な食生活を実践できるよう関係機関と連携しながら食育を推進してきた。

今年度、同計画が最終年度を迎えることから、市民一人ひとりが食の大切さを考え、射水の豊かな資源を有効に活用し、健康で心豊かな生活が送れるよう、「第3次射水市食育推進計画」を 策定する。

2 計画の位置づけ

食育推進計画は、食育基本法第18条第1項の規定に基づき、国の第3次食育推進基本計画及び第3期富山県食育推進計画を基本として策定するものであり、食育に関連する施策をこれまで 展開してきた各種計画との整合性を図りながら、推進していく。

3 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間

4 これまでの経過

年	月	内 容
令和元年	8月	健康増進(食習慣や食への関心)アンケート実施
		(市民2,000人を対象)
令和2年	4月	関係機関へ取組状況の照会
令和2年	7月	第1回射水市食育推進会議を開催
令和 2 年 1	1月	第2回射水市食育推進会議を開催

5 今後の方針(スケジュール)

年月	内容
令和2年12月	市議会定例会に計画素案の報告
1 2月	計画素案のパブリックコメントを実施
令和3年 2月	第3回射水市食育推進会議の開催
3月	市議会定例会に計画案の報告
3月	計画策定及び公表

【第3次射水市食育推進計画の趣旨】

平成23年度から「射水市食育推進計画」、平成28年度から「第2次射水市食育推進計画」を策定し、規則 正しい食習慣や「食」に関する正しい知識を身につけ「食」を適切に選択することにより健全な食生活を実践 できるよう、関係機関等と連携しながら食育を推進してきた。

今年度、現行計画の期間が終了となることから、市民一人ひとりが食の大切さを考え、射水の豊かな資源を 有効に活用し、健康で心豊かな生活が送れるよう、市民や行政、関係機関・団体等がそれぞれの役割を担い、 連携しながら取り組むための施策を引き続き展開する。

【計画の位置づけ】

- ・食育基本法第18条第1項の規定に基づく市町村食育推進計画
- ・国の「第3次食育推進基本計画、 県の「第3期富山県食育推進計画」の基本的な考えを踏まえたう えで、本市の地域特性や実情を反映
- ・第2次射水市総合計画を上位計画とし、食育に関する施策を展開してきた各種計画との整合性を図る。 【計画の期間】

令和3年度から令和7年度までの5年間

【第2次計画の実施状況】

1 推進施策の取組状況

基本施策7分野46の施策を推進

2 第2次食育推進計画数値目標の達成状況

- 達成 ・ 直売所及びインショップにおける販売額
- 不調 ・すこやか検診で「要医療」「経過観察」に該当す る児童の割合
 - ・朝食を欠食する人
 - ・野菜の摂取量が適下量の人
 - ・学校給食における射水市産食材を使用する割合

【食をめぐる現状と課題】

- ・個人の意識の変化や、少子高齢化、単独世帯や共働き世帯 の増加など、様々な生活状況により健全な食生活を実践す ることが困難
- ・メタボリックシンドロームや高齢者の低栄養傾向等、健康 面での問題
- ・エネルギーや食塩の過剰摂取、野菜摂取不足等の栄養の偏 り、朝食の欠食等の食習慣の乱れ
- ・食に関する正しい情報を適切に選別し活用することが困難
- ・食品の安全性の確保
- ・食料自給力の維持向上
- ・地域の伝統的な食文化等に関する意識の希薄化
- ・食品廃棄の低減

【国の重点課題】

若い世代を中心とした食育の推進 多様な暮らしに対応した食 育の推進 健康寿命の延伸につながる食育の推進 食の循環や 環境を意識した食育の推進 食文化の継承に向けた食育の推進

【富山県の計画推進の視点】

ライフステージに応じた食育 健康寿命の延伸に向けた食育 食の循環や環境を意識した食育

基本理念 『射水の恵みを育み 射水の恵みに育まれ 健康で心豊かな人が育つまち』

基本施策及び取り組むべき施策 基本目標 1 家庭における食育の推進 いっしょに食べよう、 望ましい食習慣や知識の習得 子どもの生活リズムの向上など

- 2 学校、保育園等における食育の推進 教育活動における食育の推進 食に関する体験活動の推進など
 - 3 市民食育推進運動の展開 「食育月間」及び「食育の日」における食育の推進など
 - 4 ライフステージに応じた健康増進につながる食育の推進【新規: 重点】 妊産婦、乳幼児、学童・思春期、青壮年期、高齢者に対する食育の推進など
 - 5 地域における食育の推進 ボランティア、地域振興会等による食育の推進
 - 6 食の選択力の向上及び安全性の確保 食品に関する安全性の確保と相談体制の確立など

ずっと伝えよう、 育てていこう 射水の恵み < 地産地消を通じた地域の 活性化 >

実践しよう 食で健康生活

<健康に過ごす人生>

育もう 子どもの食習慣

<子どもの健全育成>

みずから知ろう、

- 7 地場産品への愛着の形成 地場産食材の積極的な使用の推進と消費の拡大など
- 8 食文化の伝承・創造 郷土料理や伝統的な食文化の伝承など
- 9 食の循環や環境を意識した食育の推進【新規】 食品ロスの低減など

【計画推進の視点】

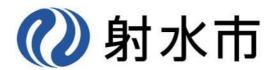
- (1)乳幼児から高齢者まで生涯を通じた食育の推進
- (2)多様な関係者が連携・協働した食育の推進
- (3)環境と調和のとれた食料生産と消費に配慮した食育の推進

【今後の推進体制】関係機関や庁内関係課との連携により食育を推進し、食育推進会議において計画の進捗管理を行う。

第3次射水市食育推進計画

(素案)

令和3年3月



目 次

第1章	計画策定にあたって ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	計画の期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2章	第2次計画の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	食育の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2	第2次計画の成果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第3章	食をめぐる現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	人口・世帯構造	
2	健康寿命と生活習慣病 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	食習慣と栄養バランス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
4	食の安全・安心に対する関心 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
5	食育への関心	18
6	地産地消	19
7	食品ロス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
第4章	食育推進の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1	基本理念 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
2	いみずの推進目標(基本目標) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
3	計画推進の視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	食育の推進施策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
<子と	どもの健全育成 >	
1	家庭における食育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
2	保育園、学校等における食育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
< 健原	康に過ごす人生 >	
3	市民食育推進運動の展開 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
4	ライフステージに応じた健康増進につながる食育の推進 ・・・・・・・	30
5	地域における食育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
c	今の選択力の向上のが字令性の弦視	22

< ∤	也産地消を通じた地域の活性化 >	
7	7 地場産品への愛着の形成3	34
8	3 食文化の伝承・創造 3	35
ç	9 食の循環や環境を意識した食育の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	36
穿	第6章 計画の推進方法 ··············· 3	37
1	Ⅰ 計画の推進	37
2	2 計画を推進するための役割分担 3	37
3	3 計画の進行管理・評価 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	39
4	1 計画の見直し	}9
参考資		
月	月語解説 4	1
身	寸水市食育推進会議条例 ··················	12
身	寸水市食育推進会議委員名簿4	14



1 計画策定の背景

近年、急速な経済発展に伴う生活水準の向上、世帯構造の変化等により、 食を取り巻く社会環境が大きく変化する中で、食に関する国民の価値観やラ イフスタイル等の多様化が進んでいます。

そのような中、日本は世界でも有数の長寿国となり、今後も平均寿命が延びることが予測される一方、栄養の偏りや食習慣の乱れに起因する肥満や生活習慣病、逆に若い女性のやせ、高齢者の低栄養傾向等、健康寿命の延伸を妨げるリスクの顕在化も指摘されています。

また、日本は食料を海外に大きく依存しており、食料自給力の維持向上が 急務となっている一方で、大量の食品廃棄物を発生させ、環境への大きな負 荷を生じさせています。さらに、地域の伝統的な食文化の継承が難しくなっ てきていることも危惧されています。

そこで国は、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むことができるようにするため、食育を総合的、計画的に推進することを目的に平成 17 年 7 月に食育基本法を施行しました。

また、平成27年に国連サミットで採択された、国際社会共通の目標であるSDGs(持続可能な開発目標)のうち「3 すべての人に健康と福祉を」「4 質の高い教育をみんなに」「12 つくる責任つかう責任」等の目標は、食育の推進によって貢献が可能であるとしています。

SUSTAINABLE GALS



【SDGsの17の目標】

本市では食育基本法第 18 条第 1 項に基づく市町村食育推進計画として、平成 23 年度から「射水市食育推進計画」<計画期間平成 23 年度~27 年度>及び「第 2 次射水市食育推進計画」<計画期間平成 28 年度~令和 2 年度>を策定し、関係機関等と連携しながら、市民一人ひとりが食育に関心をもち、健全な食生活を実践できるよう食育を推進してきました。

この結果、市民の半数以上は食育へ関心を持っているものの、朝食の欠食や野菜の摂取不足等、健全な食生活の実践には結びついていないことなどから、今後も様々な関係者がそれぞれの特性を生かしながら連携、協働し、なお一層食育を推進する必要があります。

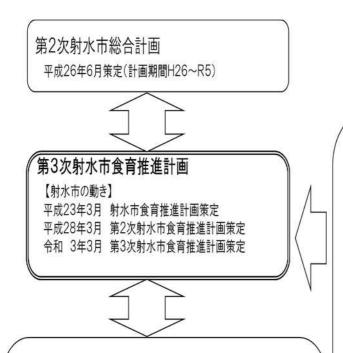
本市ではこのような状況を背景として、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、第3次射水市食育推進計画を策定します。

第3次計画では、乳幼児から高齢者まで生涯を通じた食育の推進や多様な関係者が連携・協働した食育の推進、環境と調和のとれた食糧生産と消費に配慮した食育の推進に視点をおき施策を展開することとします。

2 計画の位置づけ

この「第3次射水市食育推進計画」は、食育基本法第18条第1項の規定に基づき、国の第3次食育推進基本計画及び第3期富山県食育推進計画を基本として策定するものです。

また、第2次射水市総合計画を上位計画とし、食育に関連する施策をこれまでも展開してきた各種計画との整合性を図りながら、射水市における食育を推進する計画とします。



第2次射水市健康増進プラン 第二期射水市子ども・子育て支援事業計画 教育振興基本計画 射水市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画 射水市バイオマス産業都市構想 射水市観光振興計画 第2次射水市環境基本計画

第3次食育推進基本計画(国)

【国の動き】

平成17年7月 食育基本法施行 平成18年3月 食育推進基本計画策定 平成23年3月 第2次食育推進基本計画策定 平成28年3月 第3次食育推進基本計画策定

第3期富山県食育推進計画(県)

平成18年8月 富山県食育推進計画策定 平成24年8月 第2期富山県食育推進計画策定 平成30年3月 第3期富山県食育推進計画策定

3 計画の期間

この「第3次射水市食育推進計画」が対象とする期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

1 食育の取組状況

射水市では、「射水市の恵みを育み 射水の恵みに育まれ 健康で心豊かな人が育つまち」の基本理念に基づき、3つの推進目標を定めて食育に取り組んできました。

(1) いっしょに食べよう、育もう 子どもの食習慣 (子どもの健全育成)

- ・食に関する体験活動の推進のため、保育園における家庭菜園体験、小・中学校 における農業体験、幼児・児童による稚魚の放流体験などを実施しました。
- ・学校教諭や栄養職員が中心となり、各学校の食に関する年間指導計画に基づき 学校給食を通じた指導を実施しました。
- ・園児や児童生徒の保護者へ、望ましい食習慣を記載した「食育だより」や「給食だより」を定期的に配布し、生活習慣の振り返りと改善を促しました。
- ・地元スーパーと連携して店内にPOPを掲示する等、家族いっしょに食事を作ったり、食べたりする家族だんらんの大切さを普及啓発しました。



保育園での野菜栽培



食育だより (保育園)



栄養教諭の指導(小学校)



スーパーと連携した取組(折込広告)

(2) みずから知ろう、実践しよう 食で健康生活 (健康に過ごす人生)

- ・地域に健全な食習慣の実践を普及するため、食生活改善推進員の養成や育成を 通じて、朝食や野菜摂取の重要性について普及しました。
- ・生活習慣病予防を目的に、食事バランスガイドを参考にした栄養バランスのとれた食生活について普及啓発を図り、各種健康づくり教室を開催しました。
- ・家庭における手作り料理の推進のため、ケーブルテレビや広報いみずを通じ、 簡単な料理レシピの紹介を行いました。



食生活改善推進員の育成(研修会)



栄養士による指導(脂肪バイバイ教室)



食生活改善推進員のおすすめレシピ (広報いみずに毎月掲載)



食事パランスガイド

「何を」「どれだけ」食べたらよいかなど、わかりやすくコマ形のイラストで示したものです。 1 日にとる料理の組み合わせとおおよその量を表しています。

(3)ずっと伝えよう、育てていこう 射水の恵み (地産地消を通じた地域の活性化)

- ・呉西圏域内の農林水産物を使った共通の献立を「呉西(ゴーセイ)な日」として学校給食で提供し、子どものみならず保護者が地場産物に興味を抱くことで、ブランドの育成につながる土壌を育むとともに、圏域の消費の定着化を図りました。
- ・保育園給食における食育の推進として、「射水きときとの日」を設定し、旬の地場産食材を給食に使用しました。
- ・市内の小学 5、6年生を対象に、農作物の定植から収穫、調理(加工)の体験を通じて、農業を身近に感じてもらうとともに、射水市農産物への理解を深めました。



チャレンジ農業(枝豆の収穫)



「呉西(ゴーセイ)な日」の給食

- ・枝豆サラダ(射水市産黒大豆枝豆使用)
- ・メンチカツ(射水市産キャベツ使用)
- ・6 市ミックスゼリー (射水市産梨果汁使用)



射水きときとの日 (給食で食べた白えびを実際に見て 関心を寄せる園児)



射水市産小麦でうどん作り

2 第2次計画の成果

第2次食育推進計画では食育推進の成果を客観的に把握するため、「数値指標」を設定しており、達成状況は次の通りです。

達成度の判定		達	成:目標値を達成
	0	改	善:現状値(実績)が策定時より改善している
		不	調:現状値(実績)が策定時から改善していない

(1) いっしょに食べよう、育もう 子どもの食習慣<子どもの健全育成>に 係る目標指標

指標名		策定時 (H26)	現状値 (R1)	目標値	評価
朝ご飯を毎日食べてくる	小学校	99.3%	99.2%	100%	
児童生徒の割合 (出典:とやまゲンキッズ作戦)	中学校	97.9%	98.0%	100%	0
小学校で実施している「小 慣病予防健診(すこやか検 医療」「経過観察」に該当す 割合 (出典:学校教育課調べ)	診)で「要	11.9%	15.4%	減少	
1日に1回は家族の人と 一緒に食事をとっている	小学校	99.6%	99.4%	4.00%	
児童生徒の割合 (出典:とやまゲンキッズ作戦)	中学校	97.6%	97.9%	100%	0

(2) みずから知ろう、実践しよう 食で健康生活 < 健康に過ごす人生 > に係る目標指標

指標名	策定時 (H26)	現状値 (R1)	目標値	評価
朝食を欠食する人の減少(20歳以上)	12.8%	15.3%	10%以下	

指標名	策定時	現状値	目標値	評価
274, 102, 11	(H26)	(R1)		
外食や食品を購入するときに栄				
養成分表示を参考にする人の増	38.2%	39.4%	50%以上	0
加				
自分の食生活に問題があると思	68.0%	-		
う人のうち、食生活の改善意欲			80%以上	
のある人の増加	-	49.5%		
食生活の改善意欲のある人	42.9%	45.6%		0
野菜の摂取量が適正量 (野菜料	32.0%	26.6%	40%以上	
理を1日5皿以上)の人の増加	32.0%	20.090	40%以上	
主食、主菜、副菜がそろった食	68.2%	-		
事を1日2食は食べている人の	 		80%以上	
増加	-	35.9%		

(出典:第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査)

策定時は主観的質問、現状値は客観的質問による集計

(3)ずっと伝えよう、育てていこう 射水の恵み < 地産地消を通じた地域の活性化 > に係る目標指標

指標名	策定時 (H26)	現状値 (R2)	目標値	評価
学校給食において射水市産食材 を使用する割合(金額ベース) (出典:学校教育課調べ)	16.8%	15.4%	増加	
保育園給食において射水市産食 材を使用する割合 (金額ベース) (出典:子育て支援課調べ)	3.9%	4.0%	7.8%	0
直売所及びインショップにおける販売額 (出典:農林水産課調べ)	123,907 千円	206,819 千円	140,000 千円	
とやま食の匠認定者数 (出典:農林水産課調べ)	19 人	21 人	23 人以上	

第3章 食をめぐる現状と課題

1 人口・世帯構造

本市の総人口は徐々に減少しており、年少人口(0~14歳)及び生産年齢人口(15~64歳)は減少傾向にある一方、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあります。令和7年(2025年)には高齢化率が31.8%に増加すると推定され、少子高齢化が進んでいます。

本市の世帯数は、ここ数年増加し続けています。一方、世帯当たりの人員 は減少を続け、核家族化、ひとり暮らし世帯の増加が進んでいると考えられ ます。



年齢3区分人口の割合の推移と将来推計

出典: 平成 12 年 ~ 27 年 国勢調査 令和元年 富山県人口移動調査 令和 2 ~ 7 年 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の地域別将来推計人口」



出典:富山県人口移動調査

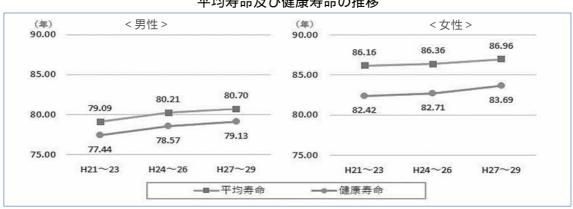
2 健康寿命と生活習慣病

本市の健康寿命は、男性で 79.13歳、女性で 83.69歳と少しずつ伸びてい ます。

国民健康保険加入者の特定健診受診者における有所見割合より、特に HbA1c が74.4%と県や国と比べ高い割合を示しています。また、内臓脂肪の蓄積に 高血圧・高血糖・脂質代謝異常が重なることにより、心臓病や脳卒中等にな りやすい状態となるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合は、 市 32.7%、国 30.2%となっており、国に比べ高い割合を示しています。

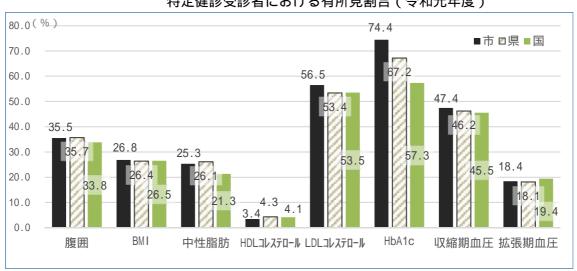
一方、低栄養傾向(BMI20以下)の高齢者の割合は、国の目標(令和4年度 22%)より低いものの、65~74歳の 16.5%に対し、75歳以上の高齢者は、 18.7%と低栄養の割合が高くなっています。

健康寿命を延ばすには、生活習慣病の発症・重症化を予防し、高齢者の低栄 養状態を改善することが重要です。



平均寿命及び健康寿命の推移

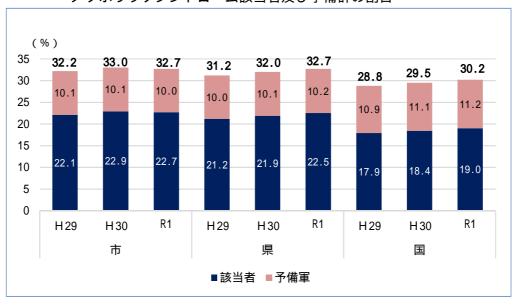
出典:第2次射水市健康増進プラン



特定健診受診者における有所見割合(令和元年度)

出典: KDBシステム「(様式5-2)有所見者割合」

メタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合



出典: KDBシステム「地域の全体像の把握」

高齢者の低栄養傾向の割合(BMI 20以下)

		65~74 歳		75 歳以上			総数
	受診者 (人)	人数(人)	割合(%)	受診者 (人)	人数(人)	割合(%)	割合(%)
平成 29 年	4,904	869	17.7	4,696	902	19.2	18.4
平成 30 年	4,720	831	17.6	4,798	920	19.2	18.4
令和元年	4,526	745	16.5	4,925	919	18.7	17.6

出典:KDBシステム

厚生労働省様式 5 - 2 健診有所見者状況

介入支援対象者一覧

3 食習慣と栄養バランス

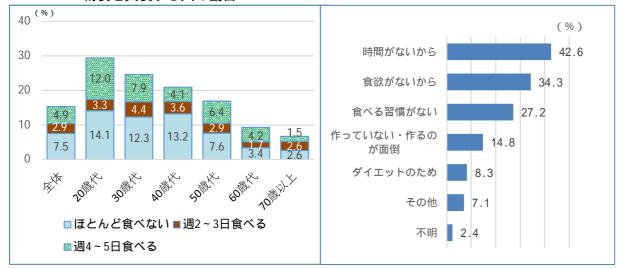
(1)朝食の欠食

朝食を欠食する人の割合は 20 歳代・30 歳代の若い世代で多く、特に 20 歳代では 14.1%、30 歳代では 12.3%がほとんど朝食を食べていません。朝食を食べない理由は「時間がないから」が最も多く 42.6%、次いで「食欲がないから」が 34.3%、「食べる習慣がない」が 27.2%でした。

母親が朝食をとらない家庭では子供の朝食欠食率は 18.7%と母親が毎日朝食をとる家庭より高く、親の食習慣が子の食習慣に影響を及ぼすとみられます。朝食の欠食は生活リズムや学力、心の健康と関係することから、家族ぐるみで朝食をとる習慣を身に付けることが重要です。

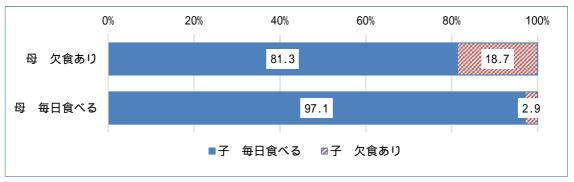
朝食を欠食する人の割合

朝食を食べない理由



出典:「第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査」

母と子の朝食摂取状況の関連

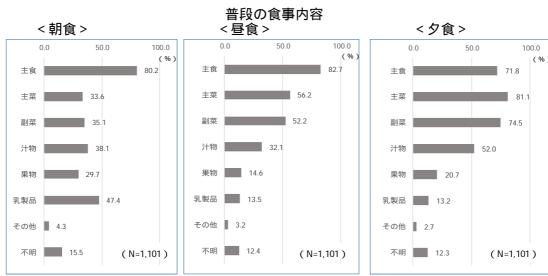


出典:「令和元年度射水市3歳6か月児健康診査時アンケート」

(2)主食・主菜・副菜がそろった食事

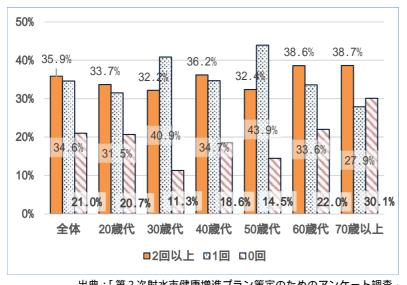
主食、主菜、副菜から構成された「日本型食生活」は栄養バランスに優れて います。食事の内容をみると主食は朝・昼・夕食とも 70~80%が食べていま すが、主菜や副菜などおかずを食べる人は夕食で約80%、次いで昼食で約50%、 朝食では約35%でした。

1日に主食、主菜、副菜がそろったバランスの良い食事を2回以上とる人は 全体で 35.9%であり、年代による大きな違いはありませんでした。一方、バ ランスの良い食事が0回の人は70歳以上で30.1%と最も多く、次いで60歳 代で 22.0%と高齢者で多い結果でした。高齢者の低栄養予防の観点からも主 食・主菜・副菜がそろった食事をする人を増やすことは大切です。



出典:「第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査」

1日に主食・主菜・副菜がそろった食事を食べている回数



出典:「第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査」

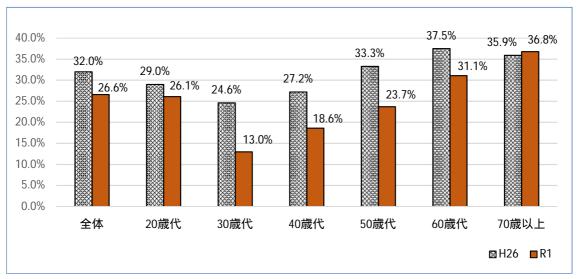


(3)野菜摂取量

1日5皿以上の野菜料理(野菜350gに相当)を食べている人の割合は、全体として前回調査時より減少しており、30歳代で13.0%、40歳代で18.6%と、特に働き盛り世代で野菜不足の傾向が強く見られます。

県においても市と同様、全ての年代において野菜不足の状況です。1日に野菜料理をあと1皿(野菜約70g相当)を多く食べる取組が大切です。

1日5皿以上の野菜料理を食べている人の割合(年代別)



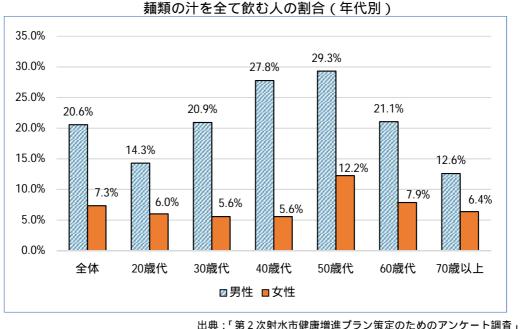
出典:「第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査」 富山県民(成人)の野菜摂取量(1日当たり)

400 摂取目標量 350g 298.0 295.7 280.0 282.0 300 259.6 264.0 246.0 200 322.3 322.0 294.9 283.2 273.4 246.4 239.5 100 0 総数 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳代以上 2010 (H22) ■2016 (H28)

出典:「県民健康栄養調査」(富山県)

(4)食塩が多い食品の摂取

麺類の汁を全て飲む人の割合は40~50歳代の男性で約3割と最も多く、漬 物や梅干しを食べる頻度は年齢が高くなるほど多い傾向にあります。麺類の 汁を全て飲むことや、漬物や梅干しを食べる頻度が多いことは、食塩のとり すぎにつながります。食塩は様々な生活習慣病と関連することから、薄味で も美味しく食べられる工夫等が大切です。

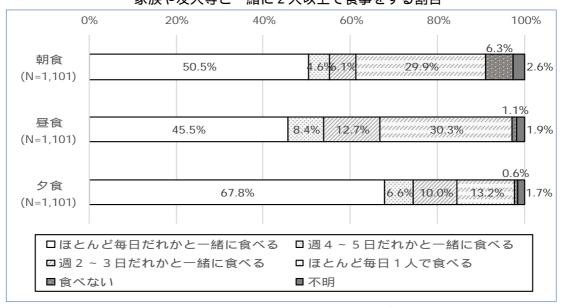


漬物や梅干しを食べる頻度 (%) 100 15.6 16.6 26.6 35.7 80 47.0 52.2 24.2 36.9 60 43.9 40 44.7 40.9 35.7 37.0 34.4 20 21.4 15.1 16.5 6.5 16.7 3.0 9.1 0.0 0 3.3 20歳代 30歳代 40歳代 50歳代 60歳代 70歳以上 ■1日に2回以上 ■1日に1回 回週2~3回 回ほとんど食べない ■不明

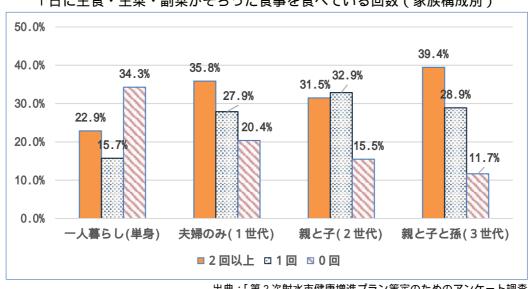
(5)一緒に食べる「共食」

家族や友人等と一緒に2人以上で食事をする割合では、朝食と昼食では約 50%、夕食では約70%の人が2人以上で食事をしている一方、朝食と昼食で は約30%、夕食では13.2%が1人で食事をしていました。

家族構成別にみると、単身世帯では主食・主菜・副菜がそろっていない人 が34.3%と他の世帯に比べ多く、食事のバランスがとりにくい傾向がありま す。家族や友人と一緒に食べる「共食」は、規則正しい食生活を送ることや、 多様な食品を摂取することに関係しており、感染対策を行い、会話を楽しみ ながら食事をとることは心の栄養となる面からも大切です。



家族や友人等と一緒に2人以上で食事をする割合



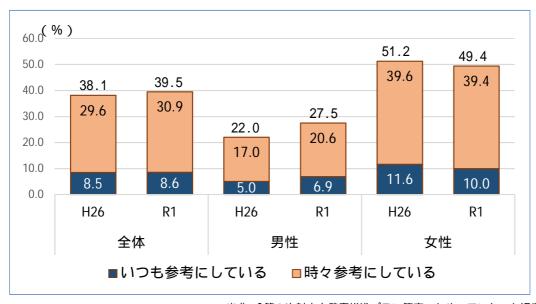
1日に主食・主菜・副菜がそろった食事を食べている回数 (家族構成別)

出典:「第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査」

4 食の安全・安心に対する関心

食中毒の発生、食品の偽装表示など、消費者の食品の安全性に対する関心 は高まっています。また、健康志向の高まりにより、加工食品の栄養成分表示 の義務化等、食品表示制度が施行されています。健全な食生活を送るためには 正しい情報を適切に選別し活用することが必要です。

栄養成分表示を参考に食品等を購入する割合は男性より女性が多く、全体では前回調査より1.4%増えていました。より多くの市民が食品の表示を参考にする取組が大切です。



栄養成分表示を参考に食品等を購入する割合

5 食育への関心

食育に関心がある人の割合は、第1次計画策定時の平成22年度は84.3%で高かったものの、第2次策定時の平成26年度は59.1%に減少し、令和元年度も59.9%と6割程度で定着しています。

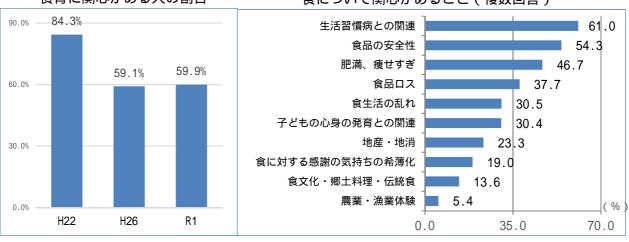
生活水準が向上していく中で多様な食生活を楽しむことが可能になり、食と健康、食と安全の関連に関心を持つ人が多く、現在の自身の食生活で問題があると感じていることは「食事バランスの乱れ」が 64.3%と最も多く、次いで「塩分の取りすぎ」「早食い」の順でした。

一方、各地域でこれまで育まれてきた郷土料理等の食文化や、農業・漁業体験など食物の生産に関する関心は低くなっています。

地域の旬の食材を取り入れた昔ながらの料理は栄養面でも優れ「地産地消」を支えます。また自然の恩恵を受けた地域の食文化を次の世代へ引継ぐことは、食に対する感謝の気持ちを育むことにもつながり重要であると考えられます。

食育に関心がある人の割合

食について関心があること(複数回答)



出典:「第2次射水市健康増進プラン策定のためのアンケート調査」

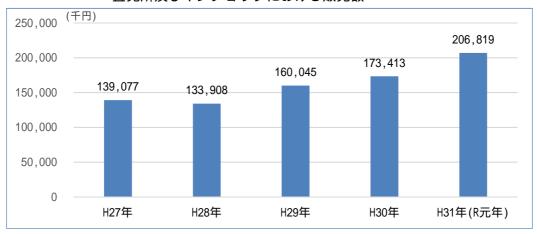
食事バランスの乱れ 17.3 47.0 塩分のとりすぎ 12.2 44.6 早食い 19.3 33.7 食べすぎ 13.6 35.1 油っぽい食事のとりすぎ 12.2 35.9 ■問題がある 就寝前の飲食 11.4 27.5 ■少し問題がある 食べる時間が不規則 12.5 21.7 n 20 40 60 80

現在の食生活の問題

6 地産地消

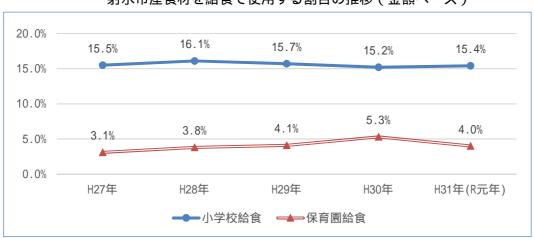
地元で生産された、新鮮で安全・安心な食材を地元で消費する「地産地消」を進める上では「直売所等の増設」が効果的であると考えられます。直売所及びインショップ()の販売額は増加傾向にありますが、安定した地場産食材を供給するためには、生産の拡大と流通システムの構築が重要です。

また、食のブランド化を図り情報発信するなど、射水の食を通じた地域の活性化や、小・中学校、保育園の給食に地場産食材を取り入れ、故郷を大切にする気持ちや食に対する感謝の心を育む取組を推進することが重要です。



直売所及びインショップにおける販売額

出典:射水市農林水産課調べ



射水市産食材を給食で使用する割合の推移(金額ベース)

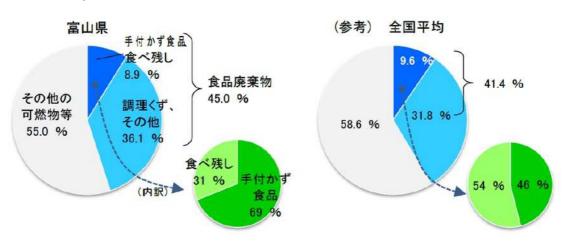
出典:射水市学校教育課・子育て支援課調べ

7 食品ロス

近年、食品ロス(食品廃棄物)に関する国際的な関心が高まり、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」でも、食料廃棄の減少が重要な柱として位置づけられました。

また、2016 年に本県で開催されたG7 富山環境大臣会合において「富山物質循環フレームワーク」が採択され、食品ロス等の削減の推進や、食品廃棄物の効果的なリサイクルなどの取組を着実に実施していくこととされました。

富山県では手付かずの食品を廃棄する割合が、全国より多くなっています。 こうしたなか食品ロスに関しては、県等との連携を図りながら実態把握に努 めるとともに、効率的かつ効果的な減量化及び資源化対策を検討する必要が あります。



出典:富山県食品ロス削減推進計画(H28~H29 可燃ごみ組成調査)

第4章 食育推進の方向性

1 基本理念

第3次射水市食育推進計画における基本理念を次のとおりとします。

「射水の恵みを育み、射水の恵みに育まれ、健康で心豊かな人が育つまち」

射水市は、海、川、野、そして、里山という豊かな自然が背景となり、様々な農林水産物に恵まれています。その自然の恩恵に感謝しながら、自然を守り育て、「地産地消」を推進することで、食に関わる産業を維持し、人々の触れ合いや地域の活性化を図ります。

また、「食」という文字は「人」を「良」くすると表記されるように、子どもから大人まで、市民一人ひとりが「食」により健康な生活を送るとともに、「食」を通じて、楽しさ、喜び、感謝の心、文化との触れ合いなど、精神的な豊かさを実感し成長していくことを理想とします。

2 いみずの推進目標(基本目標)

基本理念を実現するため、1次、2次計画の3つの推進目標を継承します。 それぞれの目標ごとに達成状況を客観的に把握するための数値目標を示して おり、その数値は計画の目標(最終)年度である令和7年度における数値とし ています。

いっしょに食べよう、育もう 子どもの食習慣 子どもの健全育成

みずから知ろう、実践しよう 食で健康生活 健康に過ごす人生

ずっと伝えよう、育てていこう 射水の恵み

地産地消を通じた地域の活性化

3 計画推進の視点

第3次計画では次の3つを計画推進の視点とし、食育を推進します。

- (1) 乳幼児から高齢者まで生涯を通じた食育の推進
- (2) 多様な関係者が連携・協働した食育の推進
- (3) 環境と調和のとれた食糧生産と消費に配慮した食育の推進

将来を担う子どもたちが健全な食生活を実践することは、健康で豊かな人間 性を育んでいくための基礎となることから子どもの時期の食育は特に重要です。

家庭は最も食に接する機会が多く、それぞれの家庭の味や、食習慣の原点が形成されます。小さい頃から家族と一緒に食事をとることはもとより、生活の多様化により家族と食事ができない場合でも、家族以外の誰かと一緒に食事をとることで食事の楽しさを実感し、食に対する関心や理解を深め、望ましい食習慣が定着するよう食育を推進します。

また、子どもに対する食育を推進する上で、学校や保育園等は大変重要な役割を担っています。日頃から、園児・児童生徒が望ましい食習慣を身に付け、「食」への関心と理解を深めるよう取り組んでいるほか、地場産食材を取り入れた給食をはじめ、学校菜園や生産現場における作業体験など、あらゆる機会と場所を利用して、積極的に食育を推進します。

このように、家庭や学校等における食育を推進し、"子どもの健全育成"を目指します。

【数值目標】

指標名 < 指標の出典 >	現状 (R1)	目標(R7)	
却会を与り会ぶていることの割合	1歳6か月児	97.3%	増加
朝食を毎日食べている子供の割合 <乳幼児健康診査問診票・学校保健会保健	3歳6か月児	94.3%	増加
《孔幼元健康彰旦问彭宗·子仪体健云体健 統計>	小学生	99.2%	100%
#VG 2	中学生	98.0%	100%
朝食で赤・黄・緑の食材を食べている児童生徒の割合	小学生	50.9%	増加
(学校保健会保健統計)	中学生	58.2%	増加
偏食せずに栄養バランスを考えて 食べている児童生徒の割合	小学生	91.1%	増加
マ学校保健会保健統計>	中学生	97.0%	増加
1日に1回は家族の人と一緒に食	小学生	99.4%	100%
事をとっている児童生徒の割合 <学校保健会保健統計>	中学生	97.9%	100%
子ども食堂開設数 <子育て支援課>		1件	2 件



ずから知ろう、実践しよう 食で健康生活

市民一人ひとりが食の問題に気づき、朝食を必ずとることなど、毎日の食事を 質の良いものにできるよう、食に関わる関係団体・機関と連携し、地域が一体と なった食育に取り組んでいきます。

特に、乳幼児期からの食習慣の形成は重要であり、子育て中の保護者や、働き盛り世代、生活環境が大きく変化する若者世代に対し、その重要性を普及啓発するよう努めます。

さらに、小学4年生を対象にすこやか検診及びすこやか教室()を実施し、 小児生活習慣病の予防に努めます。

また、健康寿命の延伸を目指し、食事バランスガイドを活用した各種健康づく り教室等を開催し、生活習慣病予防やメタボリックシンドローム予防の食生活 改善事業や、高齢者の低栄養予防事業に取り組みます。

このように、市民一人ひとりが食育に対する意識を高め、食に関する知識を身に付け実践に結び付けることで"健康に過ごす人生"を目指します。

【数值目標】

指標名 < 指標の出典 >		現状 (R1)	目標(R7)
子育て世代の朝食を毎日食べる人の	父親	69.1%	増加
増加 <3 歳 6 か月児健診アンケート>	母親	83.2%	増加
小児生活習慣病予防検診で「要医療」「経過観察」 に該当する児童のうち「すこやか教室」に参加し た率 <小児生活習慣病予防検診結果、すこやか教室参加状況>		11.2%	増加
40 歳から 74 歳までのメタボリックシンドローム 該当者及び予備軍の減少 KDB システム		32.7%	減少
低栄養傾向(BMI20以下)高齢者の割合 抑制 < KDBシステム>	の増加の	17.6%	22%

今後、高齢者人口のうち 75 歳以上の高齢者の占める割合が増えることから、低栄養傾向の高齢者の割合は増加が見込まれるが、自然増により見込まれる割合を上回らないことを目指す。



っと伝えよう、育てていこう 射水の恵み

射水市が、元気で活気あふれるまちを目指すためには産業振興は欠かせません。「地産地消」を推進し、食に直接関係する農林水産業を育成する必要があります。そのため、「地産地消」の取組と一体となって6次産業化()を進め、農林漁業者の所得確保を通じて農林漁業の持続的かつ健全な発展を可能とするとともに、安全で安心な「食」を消費者に届けることを推進します。

また、射水市は豊かな自然からもたらされる様々な食材に恵まれ、長い年月をかけてそれぞれの地域で食文化が形成されてきました。その貴重な食文化を伝承するとともに、地場産食材を生かした新たな料理など、射水ブランドの育成等を通じ食文化の創造を図ります。

一方、G 7 富山環境大臣会合において「富山物質循環フレームワーク」が採択されたことを契機に、食品ロス・食品廃棄物の一層の削減等、環境に配慮した食育を更に推進していくことが必要です。

このように、生産から消費まで一連の食の循環が生産者をはじめとする多くの関係者により支えられていることを意識し、地産地消の推進と、食文化の伝承及び創造により、"地産地消を通じた地域の活性化"を目指します。

【数値目標】

指標名 < 指標の出典 >		現状 (R1)	目標(R7)
学校給食において射水市産食材を	保育園	4.0%	増加
使用する割合(金額ベース) <保育園給食費・学校給食費収支状況>	小中学校	15.4%	増加
直売所及びインショップにおける販	(千円)	(千円)	
<農林水産課>		206,819	210,000
富山食の匠認定者数 <農林水産課>	21 人	23 人以上	
射水ブランド商品開発等支援補助金 <港湾観光課>	4 件	10 件	
いみず環境チャレンジ 10 事業の実施数 <環境課>		15 校	維持

市内の全小学校での実施の継続 県事業6校、市事業9校の合計

第5章 食育の推進施策

計画を推進するための施策の体系

基本理念

基本理念 ————————————————————————————————————		
射水の恵みを育み 射ス	kの恵みに育まれ 健康で心豊か	いな人が育つまち
基本目標	基本施策	取り組むべき施策
子どもの健全育成 // っしょに食べよう、 音もう	1 家庭における食育の推進	望ましい食習慣や知識の習得 子どもの生活リズムの向上 2人以上で食事を食べることの推進 家庭における手作り料理の推進 よく噛む習慣の定着 子どもの食事マナーの習得
子どもの食習慣	2 保育圏、学校等における食育 の推進	教育活動における食育の推進 食に関する体験活動の推進 保育園・学校給食における食育の推進
健康に過ごす人生		「食育月間」及び「食育の日」における食育の推演
	3 市民食育推進運動の展開	各種団体との連携・協力体制の確立 「日本型食生活」の実践 食事パランスガイドの普及 ポランティアなどの人材育成
み ずから知ろう、	▲ 4 ライフステージに応じた 健康増進につながる食育の推進	妊産婦や乳幼児に対する食育の推進 学童・思春期に対する食育の推進 青・壮年期に対する食育の推進 高齢期に対する食育の推進
実践しよう食で健康生活	5 地域における食育の推進	ポランティア等による食育の推進 地域振興会等における食育の推進 食に関する専門的な支援 職場における食育の推進 外食等における食育の推進
	6 食の選択力の向上及び安全性の確保	食品に関する情報の発信 食品に関する安全性の確保と相談体制の確立 消費者への情報提供の推進 生産・流通管理の徹底
地産地消を通じた地域の活性化		地場産食材の積極的な使用の推進と消費の拡大
	一7 地場産品への愛着の形成	農林水産業者との交流の推進 魅力的な地場産品による射水プランドの育成 射水の食材の情報発信
ず っと伝えよう、 育てていこう 射水の恵み	8 食文化の伝承・創造	郷土料理や伝統的な食文化の伝承 射水プランドによる新たな食文化の創造
אַמיימינאניינו	9 食の循環や環境を意識した食育 の推進	食品ロスの低減 自然環境や食べ物を大切にする心の醸成

重点的に取り組む施策

いっしょに食べよう、育もう 子どもの食習慣 <子どもの健全育成>

1 家庭における食育の推進

家庭は食育の基本の場です。生涯にわたって健全で豊かな食生活を実践するためには、子どもの頃からの食習慣が重要です。しかし、子どもを取り巻く環境は変化しています。家族と共食できない場合も同じように望ましい食習慣や食に対する関心と理解が得られるよう、家庭や地域、関係機関の協働による知識の普及・啓発を進めます。

また、家庭では大人が率先して望ましい食生活を実践し、子どもの手本となるよう努めるとともに、「食」を通じてコミュニケーションをとれるよう家族だんらんの機会を増やします。

取り組むべき施策	内容	行動主体
望ましい食習慣や知識の習得	乳幼児や小学生を持つ家庭に対し、家庭教育手帳の配付・活用を通じて、家族が食を楽しみながら望ましい食習慣や知識を習得できるよう啓発活動を行います。	市 (保健センタ ー、生涯学習・ス ポーツ課、子育て 支援課)
子どもの生活リズ ムの向上	「早寝早起き朝ごはん」の実施や学校・ 保育園等からの「給食だより」や「保健だより」の配付等を通じ、子どもの基本的な 生活習慣の定着に努めます。	保育園、学校等 市 (子育て支援 課、学校教育課、 保健センター)
2人以上で食事を 食べることの推進	家族のだんらんの中で豊かな人間性を 育み、家族そろって食事をとるよう努め ます。また地域では、多世代が一緒に食事 をとれる機会の確保に努めます。	家庭、地域 職場 市(生涯学習・ス ポーツ課、子育で 支援課、保健セン ター)
家庭における手作 り料理の推進	家庭料理で身に付いた味覚は、家庭への愛着やその人の情緒の形成にもつながることから、可能な限り手作りの料理を作るよう努めます。	家庭 市 (保健センタ ー)
よく噛む習慣の定着	噛むことは、唾液の分泌により消化を助けることなど、医学上様々な効果が実証されていることから、子どもに対するよく噛む習慣を定着させます。	家庭 保育園、学校等 市(子育て支援 課、保健センタ

	子どもが、箸の持ち方や基本的な食事	家庭
子どもの食事マナ	の作法を習得するほか、食事のあいさつ	保育園、学校等
ーの習得	など食べ物に対する感謝の念の醸成に努	市(子育で支援
	めます。	課、学校教育課)

2 保育園、学校等における食育の推進

成長期にある子どもにとって、健全な食生活は健康な心身を育むために欠かせないものであると同時に、将来の食習慣の形成にあたって大きな影響を及ぼします。子どもの頃に身に付いた食習慣を大人になって改めることは、非常に困難です。このため、成長期にある子どもへの食育は、健やかに生きるための基礎を培うことを主な目的としています。

このことから、家庭と並んで保育園や学校等が食育の中心の場となり、 生きた教材としての給食を通して、子どもたちが健康と食事のかかわりを理 解し、望ましい食習慣が定着するよう取り組みます。

また、環境や農林水産業などの体験活動や給食における地場産食材の活用を通して地域の食文化に触れ、地域の食材についての理解が深まるよう取り組みます。

取り組むべき施策	内容	行動主体
教育活動における食育の推進	給食の時間、特別活動や総合的な学習の時間等で、食に関する正しい知識を身につけます。また、望ましい食生活や食料の生産等に対する子どもの関心と理解を深めます。	保育園、学校等 市(学校教育課、 子育て支援課)
食に関する体験活 動の推進	農作業や稚魚等放流などの体験を通 じ、生産者や地域の方と触れ合いながら、 地域の食への理解を深める活動を推進 し、食料の生産、流通及び消費の理解を深 めます。 また、知識だけではなく、家庭や地域と 連携し、実際の経験を通じて「食に関する 知識の習得」「食を選択する力」「望ましい 食習慣の定着」を身に付け、健全な食生活 を実践することができるよう取り組みま す。	保育園、学校等 市 (子育て支援 課、学校教育課、 農林水産課、環境 課)

	保育園・学校給食においては、安全で安	
	心な給食を提供に努めるとともに、生産	保育園、学校、農
	者団体等と連携し、地場産食材を積極的	林水産業者等
保育園・学校給食に	に取り入れ、豊かで魅力のある給食の実	等
おける食育の推進	施を推進します。	市(子育て支援
	また、給食を通して「食」に関する知識	課、学校教育課、
	を高め、好ましい人間関係や感謝の心を	農林水産課)
	育てる活動を推進します。	

みずから知ろう、実践しよう 食で健康生活 <健康に過ごす人生>

3 市民食育推進運動の展開

食育に関連する取り組みは、これまでにもそれぞれの立場において行われてきましたが、食育に関心を持っていない人も相当な割合で確認できます。

食育に関心を持つことや重要性への認識を深めるため、食に関わる人々や 関係団体が共通認識を持ち、射水市全体で食育を推進します。

1273	取り組むべき施策	内容	行動主体
	「食育月間」及び 「食育の日」におけ る食育の推進	「食育の日」()は、家族揃って夕食をとる日とし、各家庭において定着するよう取り組みます。 市ホームページなどの各種広報媒体を利用し、「食育月間」や「食育の日()」の情報を発信し、食育推進運動への理解を深めます。	家庭 地域 職場 市 (保健センタ ー、農林水産課、 子育で支援課)
	各種団体等との連 携・協力体制の確立	情報の共有化等を通じて各種団体やボ ランティア等との連携・協力体制を構築 し食育を推進します。	地域 農林水産業者等 市 (保健センタ ー、農林水産課、 生活安全課)
	「日本型食生活」の 実践	地場産食材を使用し、栄養バランスに 優れた「日本型食生活」の普及・啓発を推 進します。	地域 市 (保健センタ ー、子育て支援 課、学校教育課)
	「食事バランスガ イド」の活用促進	各種健康教室の開催やイベントにおける啓発活動を行い、「食事バランスガイド」を参考にした、栄養バランスのとれた食生活について普及・啓発を進めます。	地域 市 (保健センタ ー、子育て支援 課、学校教育課)
	ボランティアなど の人材育成	地域において食育推進の中心となる食 生活改善推進員などのボランティアを育 成するため、講習会などを開催します。	市(保健センター)

4 ライフステージに応じた健康増進につながる食育の推進

市民が心身とも健康で、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、 ライフステージの各段階に応じた継続性のある食育が重要です。健全な食生 活を続けて生活習慣病や要介護状態を予防し、いつまでも自分らしく暮らし ていけるよう世代に応じた食育を推進します。

取り組むべき施策	内容	行動主体
妊産婦や乳幼児に対 する食育の推進	乳幼児健康診査、家庭訪問及び教室相 談を実施し、妊産婦や乳幼児等の発達段 階に応じた栄養指導の充実を図ります。 また、むし歯予防教室を実施し、歯磨きや 咀しゃく等の指導を行います。	医療機関 市 _{(保健センタ} -)
学童・思春期に対す る食育の推進	毎日の学校給食や定期健康診断等の機会を捉えて食育指導を行います。また、小学生を対象にすこやか検診・教室を実施し、早期の生活習慣病予防を図るとともに、小学校から中学校への切れ目ない指導を行います。	医療機関 市(学校教育課)
青・壮年期に対する 食育の推進	特定保健指導や各種健康教室の開催、健康相談等により、生活習慣病予防や重症化予防を推進します。 また、子育て中の保護者や、働き盛り世代に対し、朝食摂取をはじめとした望ましい食習慣の普及啓発に努めます。	医療機関 市(保険年金課、 保健センター)
高齢期に対する食 育の推進	糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の重症化予防と、低栄養・運動・口腔等のフレイル予防に取組み、健康寿命の延伸を図ります。	医療機関 市(保険年金課、 保健センター)

○ライフステージに応じた食育実践のヒント

乳幼児期 食習慣の基礎をつくる

- ・楽しく食べる子どもを育てましょう
- ・子どもにお腹がすくリズムを持たせましょう
- ・子どもが好き嫌いをつくらないようにしましょう
- ・うす味の料理を心掛け味覚を育てましょう
- ・噛む機能を育てましょう
- ・しつけを実践し、箸のもち方やマナーを教えましょう
- ・自然や食べ物と触れ合い、食べ物が作られる過程を知りましょう

学童期 食の大切さを学ぶ

- ・栄養のバランスや食事の適量を知りましょう
- ・よく噛んで食べましょう
- ・郷土料理に触れましょう
- 家族や仲間と一緒に食事づくりや食事を楽しみましょう
- ・食べ物を作る体験などを通じ、食べ物への感謝の気持ちを育みましょう

思春期 正しい食習慣や知識を身に付ける

- ・身体の成長に合わせた食事をとりましょう
- ・家族と食事をとるように心掛けましょう
- ・健康や体に必要な栄養素など、食に関する幅広い知識を得ましょう
- ・食品選択や調理の基礎を身に付けましょう
- ・食料の生産・流通・消費の過程を認識しましょう

青年期 食について自己管理できるようにする

- ・生活習慣病を予防する知識を得ましょう
- ・食品の安全性に関する知識を得ましょう
- ・産地・栄養・添加物等の表示を知り食品選択の知識を身につけましょう
- ・郷土料理に親しみ、日本型食生活を実践しましょう
- ・調理技術を身につけましょう

壮年期 食を楽しみ病気を予防する

- ・生活習慣病の予防に努めた食生活を実践しましょう
- ・自ら健全な食生活を実践し、家族の手本になりましょう
- 家族や友人との食事を楽しみましょう
- ・日本型食生活、郷土料理を実践しましょう
- ・家族で農林漁業と触れあい、地域の農業や食文化への理解を深めましょう

高齢期 健康への関心を高め次世代へ食を伝承する

- ・栄養状態を確認し、低栄養に注意しましょう
- ・適度な運動を生活習慣に取り入れましょう
- ・郷土料理や伝統料理を次世代に伝えましょう

5 地域における食育の推進

市民が健康で生き生きと暮らしていくためには、子どもの時期はもとより、 人生の各段階に応じた継続性のある食育が重要であり、家庭や学校とともに、 地域においても幅広く食育を推進することが求められます。

地域においては、ボランティアによる活動や地域振興会等の行事を通じ、市民一人ひとりの食育の取り組みを手助けし、多世代で交流をしながら、「食」に関する情報交換や料理教室などを通じた食生活の改善に取り組みます。

また、職場や外食産業等も含め、「食」に関わる様々な関係団体・機関とも連携しつつ、地域における食育を推進します。

取り組むべき施策	内容	行動主体
ボランティア等に よる食育の推進	食生活改善推進員()や富山県が認定する「とやま食の匠」などのボランティアが中心となり、親子料理教室や高齢者料理教室等を開催し、食を楽しみながら学ぶ機会を創出します。	地域 市(農林水産課、 保健センター)
地域振興会等にお ける食育の推進	地域行事を通じて行われる、交流ふれ あい農園などの世代を超えた各種の食育 関連活動を推進します。	地域
食に関する専門的な支援	栄養や生活習慣に関する知識の普及に 努め、また、専門的な立場から、研修等を 通じてボランティアの資質向上を支援し ます。	市 (保健センタ ー)
職場における食育 の推進	職場の食堂等において、地場産食材を 使用し健康に配慮したメニューの提供や 栄養、食生活等に関する情報の提供に努 めます。	職場
外食等における食 育の推進	外食産業等は、地場産品を使用し健康 に配慮したメニューの提供に努めます。	食品関連事業者

6 食の選択力の向上及び安全性の確保

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自らの 判断で食を選択していくことが必要です。そのため、食品の選択に困らない知 識の普及・啓発に取り組みます。

また、食中毒等の危害要因が判明した場合には、分かりやすく信頼できる情報を提供し、家庭、地域等と共有します。

さらに、食品の供給面においても、生産から販売までの各段階における安全 性に十分配慮します。

取り組むべき施策	内容	行動主体
食品に関する情報 の発信	法的に義務付けられている食品の表示 制度等の周知や食材の保存等に関する情 報提供を行い、食品の栄養面や安全性を 確保するための知識の普及・啓発を進め ます。	市(生活安全課、 農林水産課、保健 センター)
食品に関する安全 性の確保と相談体 制の確立	食品に関する危機事案発生時における情報提供を徹底し、安全性に関する相談体制を確立します。	医療機関 市(生活安全課、 農林水産課)
消費者への情報提 供の推進	農林水産業者や食品関連業者は消費者に対し、シールの貼付等を通じ、法律等で 義務化されている表示内容以外にも、食品や生産者等に関する情報の提供に努めます。	農林水産業者等食品関連事業者市(農林水産課)
生産・流通管理の徹 底	GAP()やトレーサビリティー() の推進を通じ、農林水産業者や食品関 連事業者等に対して食の安全性を重 視した生産や流通管理を徹底します。	農林水産業者等食品関連事業者市(農林水産課)

ずっと伝えよう、育てていこう 射水の恵み <地産地消を通じた地域の活性化>

7 地場産品への愛着の形成

「地産地消」を進め地場産食材の消費を促進することで、食材の供給者である農林水産業者の経営安定化につなげます。そのための食料生産の拡大と流通システムの構築を図ります。

また、生産者と消費者との交流を促進し、信頼性の高い「顔が見える」関係 を構築することで農林水産業に対する理解を深め、食べ物に対する感謝の念 や地場産食材への愛着を醸成します。

取り組むべき施策	内容	行動主体
地場産食材の積極 的な使用の推進と 消費の拡大	地場産食材の生産から販売までのネットワークを構築し、地場産食材の消費を推進します。 家庭や学校・保育園等をはじめ、職場の社員食堂や外食産業においても、地場産食材を使用した食事のメニューを取り入れるよう、地場産食材の積極的な使用を推進します。 生産者と作り手との信頼関係が構築され、安全・安心な食材の提供が可能な直売	農林水産業者等 食品 定 家 場 学校、保育園 支援 学校(子育水水産業、 学校、会育、企業、 学校、会育、企業、 学校、会育、企業、 学校、会社、 学校、会社、 等、、 等、、 等、、 等、、 等、、 等、、 等、、 等、、 等、、 等
農林水産業者との 交流の推進	所やインショップの設置を推進します。 生産者を学校等の給食へ招いたり、農 山漁村における作業体験などを通じ、農 林水産業者との交流を推進し、食や環境 に対する理解を深めるよう努めます。	農林水産業者等市(農林水産課、学校教育課)
魅力的な地場産品 による射水ブラン ドの育成	消費の促進につながる食材及び地場産 食材を使用した食品の開発など、射水ブ ランドの育成を支援し、地場産食材の消 費の促進へつなげます。	市(農林水産課、 港湾・観光課)
射水の食材の情報 発信	射水の食材に関する情報提供を行い、 旬を知り、旬のものを食べることにつな げます。地産地消をより身近なものとす るため、市のホームページやイベント等 において情報を発信し、普及・啓発を進め ます。	農林水産業者等 市(農林水産課、 子育て支援課、学 校教育課)

8 食文化の伝承・創造

地域の風土に根ざし、先人の知恵が詰まった昔ながらの伝統料理の伝承や 地場産食材を使用した射水ならではの新たな郷土料理の開発を支援するなど、 各家庭や地域において食文化に親しめる取り組みを推進し、食文化に対する 関心や理解を深めます。

取り組むべき施策	内容	行動主体
郷土料理や伝統的な食文化の伝承	地域に伝わる伝統料理や郷土料理を掘り起こし、地域の食文化について情報を発信します。 食生活改善推進員や、富山県が認定する「とやま食の匠」などのボランティどを可能である。 中心となり、料理講習会の開催なます。 中心となり、料理講習会の開催なます。 地域行事等において、高齢者を伝統料理を伝えまず。 世代間交流を進め、地域の活性化を促進します。 家族が郷土料理に慣れ親しみ、親からます。 マヘも受け継ぐことができるよう、食事の献立の中に郷土料理や伝統料理を取り入れるよう努めます。	地域 家庭 市 (農林水産課、 港湾・観光課、子育 て支援課、保健セン ター)
射水ブランドによ る新たな食文化の 創造	地元の特産品等を使用した射水ならではの料理の開発など、新たな射水ブランドとしての開発を支援し、食文化の創造を推進します。	食品関連事業者 市(港湾·観光課)

9 食の循環や環境を意識した食育の推進

食べ物やそれを生み出す自然環境を大切にする心、「もったいない」の気持ちを育む取り組みを進め、食べ残しなど食品ロス等の削減につなげます。

取り組むべき施策	内容	行動主体
食品ロスの低減	食物への感謝の気持ちと環境への配慮から、家庭における食べ残しや作りすぎに留意します。また、商業施設においては、食品の加工残渣や売れ残りを有効に活用できるシステムの開発に努めます。食品の消費・賞味期限や正しい保存・取り扱い方法に対する理解の促進、「3010運動」の普及等による残さず食べる心掛けや無駄なく食材を使い切る意識の啓発などにより、食品ロス等を減らす食生活の実践を図ります。	家庭 食品関連事業者 市(環境課)
自然環境や食べ物 を大切にする心の 醸成	生産者を学校等の給食へ招いたり、農山漁村における作業体験などを通じ、農林水産業者との交流を推進し、食や環境に対する理解を深めるよう努めます。(7- 再掲)	農林水産業者等 市 (農林水産課、 学校教育課)

第6章 計画の推進方法

1 計画の推進

計画の推進に当たっては、市民一人ひとりが主役となり、様々な立場において計画の内容を具体的に実践することが必要です。

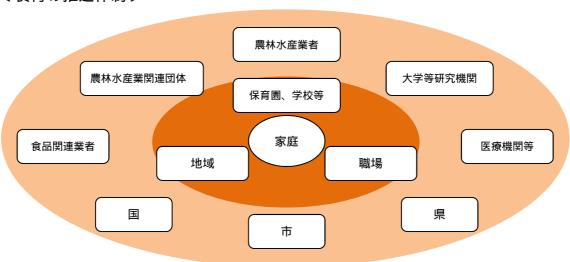
また、農林水産団体、食品関連団体及びその他の経済団体、さらには医療・保健機関や大学などの多様な関係機関が、それぞれにおける食育についての 責務を果たしつつ連携することで取り組みの相乗効果を図り、社会全体の機 運を高めながら計画を推進していきます。

なお、限られた財源の中で効率良く取り組みを進めるため、関連事業との 摺り合わせや、関係諸団体との調整にも留意します。

2 計画を推進するための役割分担

計画の推進に当たっては、市民一人ひとりが「家庭」を中心に食育を進めることが基本になります。生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、「学校」、「職場」、「地域」など、毎日の生活の各場面においても、それぞれの立場で食育を進めることが必要です。そして、それぞれに関わる人々や機関が連携を強めることにより、知識や情報の共有化が進み、社会一体となって食育活動を推進することが可能になり、効果的に食育を推進することができます。

〔食育の推進体制〕



(1) 家庭の役割

家庭は、日常的な生活の場であると同時に、食習慣を形成する最も基本的な 食育の場です。まず、家族揃って朝ごはんを食べることからはじめ、家族全員 がよりよい食習慣を実践しましょう。

(2) 保育園、学校及び医療機関等の役割

保育、教育、保健、医療及び介護その他の社会福祉に関する職務に従事する 人々やそれらの関係機関及び団体は、専門的な知識や情報を保有し、食に対す る関心や理解の増進に果たすべき重要な役割を担っていることから、様々な 機会を捉え積極的に食育を推進しましょう。

(3) 地域の役割

地域における食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動に携わるボランティアの方々が中心となります。市とも連携をとりながら、地域における食育活動の充実に努めましょう。

また、地域振興会等における活動を通じて、各世代が交流を深めながら食文化を次の世代に引き継ぎ、食育の担い手を育成しましょう。

(4) 職場の役割

社内食堂等で地場産食材を積極的に使用しましょう。

また、食育の日はノー残業デーとするなど、家庭における食育の推進に協力しましょう。

(5) 農林水産業者等の役割

農林漁業に従事する人々や関係団体は、安全、安心な農林水産物の生産をはじめ、農林漁業に関する体験活動が食についての市民の関心と理解を増進する上で重要な役目を果たすことから、様々な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と生産活動の重要性について、市民の理解が深まるよう努めるとともに、教育分野に従事する人々や関係機関等と連携して食育の推進に関する活動をしましょう。

(6) 食品関連事業者等の役割

食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供に従事する人々や関係団体は、 その事業活動について、自主的かつ積極的に食育の推進に努めるとともに、国、 県及び市が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力しましょう。

(7) 市の役割

食育の推進に関し、国や県との連携を図ります。また、大学等研究機関や農林水産業者等との連携を通じ、地域の特性を生かした施策を総合的に実施するよう努めます。

3 計画の進行管理・評価

計画の進捗状況の評価は、食育の目標の達成状況を客観的に把握・評価する ために設けた「数値目標」を用いて行います。

具体的には、射水市食育推進会議を定期的に開催し、最新の数値に基づいて、これまでの数値目標の推移や目標年度(令和7年度)との関係を踏まえ、目標の達成状況の評価を行います。評価に対する食育推進会議での意見を踏まえ、翌年度の取組内容の充実を図ります。

4 計画の見直し

この計画は、食育基本法に基づき、国の第3次食育推進基本計画や県の第3期食育推進計画が示す方向性を重視し、本市における各種の計画との整合性を図りながら作成されたものです。

今後、社会情勢の変化により、食をめぐる環境も大きく変化する可能性が考えられることから、数値目標をはじめとした計画内容について、必要があると認められる場合には、射水市食育推進会議における協議を経て計画を見直すこととします。



参 考 資 料

用語解説

射水市食育推進会議条例

平成26年9月19日 条例第38号

(設置)

第1条 射水市における食育に関する施策を総合的に推進するため、射水市食育推進会議 (以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌し、必要に応じて市長に報告する。
 - (1) 射水市食育推進計画(以下「計画」という。)の策定に関すること。
 - (2) 計画の推進に関すること。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、食育の推進に関し必要と認める事項 (組織)
- 第3条 会議は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 食育の推進に関係する団体の役員又は職員
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員)

- 第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員の再任は、妨げない。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。
- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が召集する。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところに

よる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴き、又は関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(幹事会)

- 第7条 計画の策定及び推進に関する調査、調整等を行うため、会議に幹事会を置くことができる。
- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、福祉保健部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に射水市食育推進会議設置要綱(平成23年射水市訓令第1号)第3条 第2項の規定により委嘱されている会議の委員(以下「旧会議委員」という。)は、第3条 第2項の規定により会議の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当 該委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧会議委員としての任期の残任期間 と同一の期間とする。

射水市食育推進会議委員名簿

(五十音順・敬称略)

令和3年3月31日現在

	氏	名		所属及び役職名	備考
稲	垣	素	代	射水市立太閤山小学校 栄養教諭	
尾	上	清	逸	射水市地域振興会連合会 監事	
尾	Щ	春	枝	新湊漁業協同組合 代表理事組合長	
亀	谷	順	子	射水市食生活改善推進協議会 副会長	副会長
木	田	和	典	射水市医師会 会長	会長
犀	藤	秋	美	いみず野農業協同組合女性部 部長	
城	岡	恭	子	射水市学校給食研究会 会長	
松	浦	正	明	射水青年会議所 副理事長	

福祉保健部 保健センター 資料 2 1 2 月定例会 民生病院常任委員会 令和 2 年 1 2 月 1 7 日

新型コロナウイルス感染症の流行下における一定の高齢者等へのPCR検査助成事業の実施について

1 目的

新型コロナウイルス感染症に感染した場合に重症化するリスクが高い高齢者及び基礎疾患を有する者に対して、国の補助制度及び地方創生臨時交付金を活用して PCR 検査の希望者に検査費用の助成を行うもの。

2 対象者及び実施期間

(1)対象者

65歳以上の高齢者及び60歳から65歳未満の基礎疾患を持つ者で、検査を希望 する以下の者(行政検査対象者は除く)。

ア 介護施設へ新規に入所する者

イ 感染しているリスクの不安が強い者

(2)実施期間

令和3年1月から令和3年3月までの指定日時

3 対象とする検査及び自己負担金

(1)対象とする検査

PCR検査(唾液)

(2) 自己負担金

10,000円

4 実施概要

- (1)検査を希望する者は介護保険課又は保健センターに申請し、検査日時の予約を行う。
- (2) 申請者は指定医療機関で指定日時に受診し、検査を受ける。 その際、自己負担金10,000円を支払うものとする。
- (3)指定医療機関は検査費用から自己負担金を差し引いた額を市に請求する。

5 予算額

1,200千円(補助裏に臨時交付金を充当)

6 周知方法

市報、ホームページなどで周知を行う。

市内における新型コロナウイルス感染者の発生状況について

1 市内感染者の発生状況について

令和2年9月定例会閉会後の新型コロナウイルス感染症の市内感染者については、3名であり、8月27日までに公表された12名を含め、全15名となっている。

(1)新規感染者数 3名(11月15日、27日及び28日公表)

40歳代 男性 1名 70歳代 男性女性 各1名

(2)12月1日現在の状況

重症者数 0名

入院者数 市町村別の退院者数が公表されていないため不明

(3)市内発生の傾向

令和2年9月定例会閉会後の市内感染者の発生は、11月15日公表の新規感染者まで発生がなく、落ち着いた状況であった。今回の新規感染者については、それぞれが孤発及び家族内感染事例であるが、1名は居住する東京都から11月8日に帰省し、その後陽性と判明した10歳代女性の濃厚接触者である。

このことから、東京都や大阪府、北海道といった多数の感染者が発生している地域の往来について、感染拡大防止の観点から特に注意していく必要がある。

2 今後の対応について

- (1)今後とも「新しい生活様式」の徹底とともに、感染リスクが高まる「5つの場面」 の回避など、自身の感染回避はもとより、他の方々へ感染させない行動を市民にお 願いする。(別紙参照)
- (2)イベント等開催の制限については、国及び県が引き続き来年2月末まで現在の基準を緩和しないこととしたことに伴い、本市においても現在の基準を維持する。
- (3)国や県が発信する情報を迅速かつ正確に把握し、市民に対して正しい情報を提供 し、引き続き「正しく理解し、正しく恐れる」ことを基本とした、冷静な対応をお 願いしていく。

富山県の感染者の状況(令和2年12月1日17時現在)

・感染者 460名

・入院中又は入院等調整中 17名(重症者数 0名)

·宿泊療養施設入所者数 2名

・退院者数 4 1 5 名

・死亡者数 26名

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面①

飲酒を伴う懇親会等

飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。

特に敷居などで区切られている狭い空間に、 長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが 高まる。

また、回し飲みや箸などの共用が 感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、 感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、 感染リスクが高まる。



場面③

マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染 やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④

狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が 共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる 事例が報告されている。



場面⑤

居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り 替わると、気の緩みや環境の変化により、感染 リスクが高まることがある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

